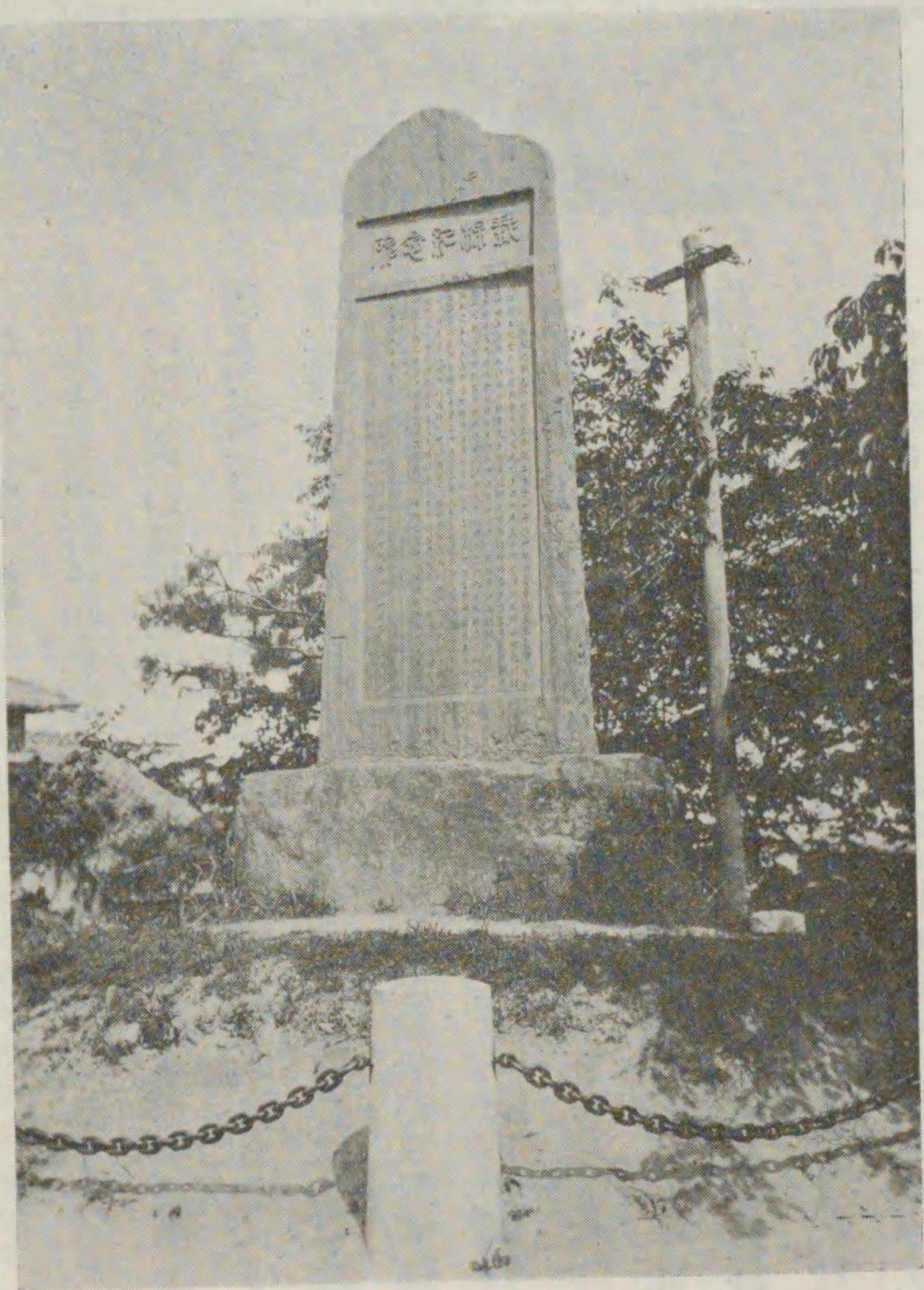


棉花栽培事業の發祥地として木浦人の、否我が國棉を語る者の斷じて忘るべからざる記念の地とす。其の由來に付ては錄して松島神社々前なる栽棉記念碑に在り、碑文は便宜上之を松島公園の記事中に譲れり。

三、松島公園

府の略々中央、東海岸に突出する半島上に在り。元、孤立せる一小島にして、市街發展の結果、埋め立てられて今日接續するに至れるもの、亭榭を構へ、園池を穿ち、四時の花木に乏しからず眺望亦佳なり。

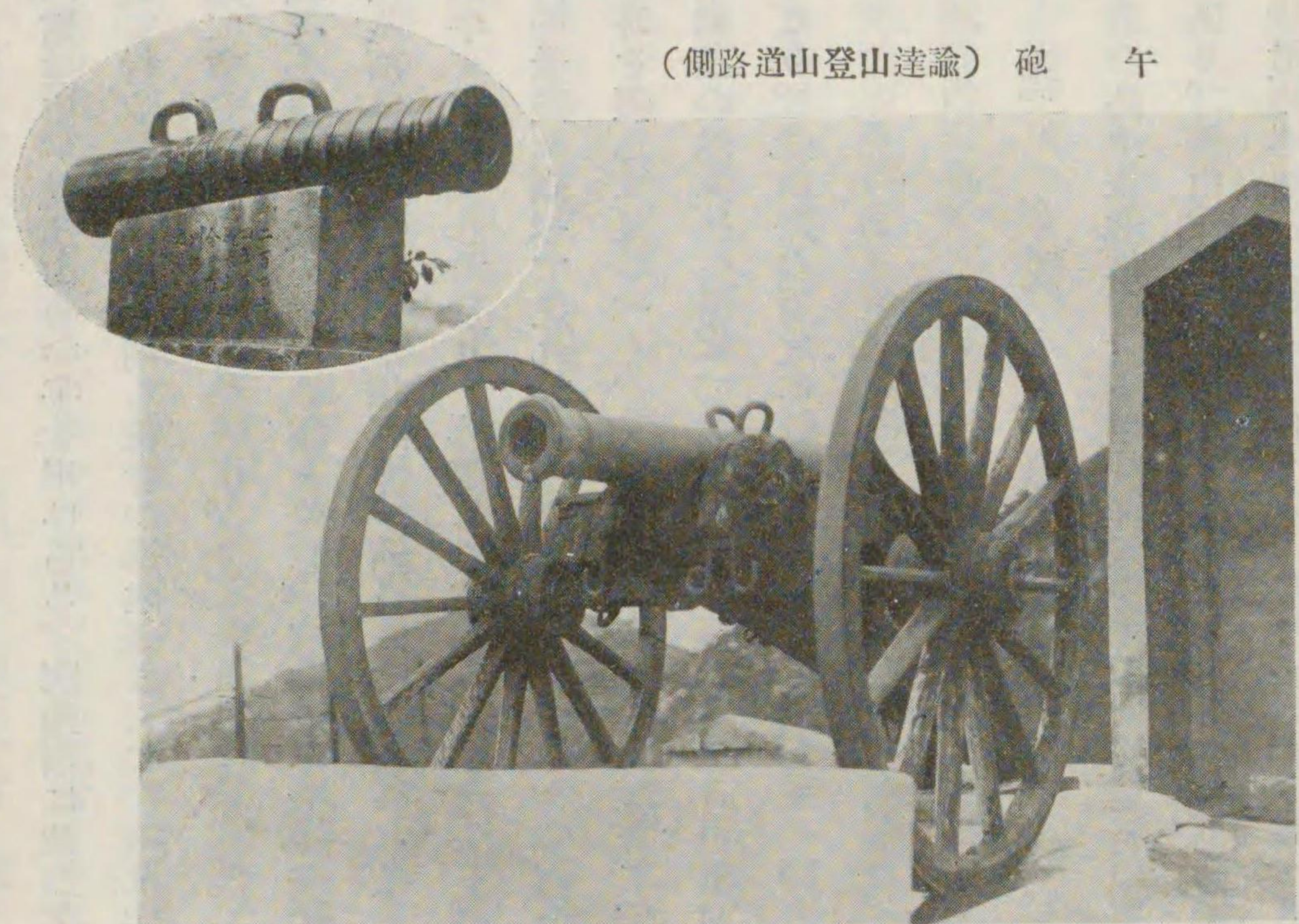
松島神社は明治四十年二月此の地を相して務安通より遷されたるものにして、皇大神宮を齋き奉る。又攝社として金刀比羅神社、末社として稻荷大明神を祀る。殿前に招魂碑、朝鮮砲、栽棉記念碑等有り、淨水道第一水源配水池亦園内に設けらる。栽棉記念碑の文は時の農商工部長官石塚英藏の撰に係り、米國陸地棉傳播の歴史を知るに足るものあり、依て之を次に採録す。



碑念記棉栽る在に内境社神島松

(内境社神島松)砲午の時當始開報號

(側路道山登山達諭) 砲 午



朝鮮總督元帥陸軍大將從二位勳一等功一級伯爵寺內正毅蒙額朝鮮風土概宜栽棉而品質不良收穫不多者何乎蓋品種栽培兩不得其宜也明治三十七年駐在木浦帝國領事使居留民始種美國陸地棉於高下島翌年我朝野有志創設棉花栽培協會播種於木浦自防浦榮山浦羅州光州群山各地皆有善績焉三十九年統監府與韓國政府均獎勵斯業厥後總督府益期大成勸諭甚力殆遍南鮮六道至大正五年遂致種棉五萬餘町設練棉工場十餘所之多可謂盛矣然今日之勢需用繁而供給絀庸是上下深憾焉若夫栽培愈豐品質益精而懋遷不怠則不止朝鮮產業之旺國利民福亦可以庶幾焉也今茲丙辰爲栽培十周年木浦商業會議所議員胥謀將紀其事壽之貞珉調予屬文予曰善哉木浦實爲陸地棉濫觴之地百貨集散之區異日產業益盛既庶且富則衣被生民而洋溢海外將未有涯量也乃叙其梗概以告來茲

朝鮮總督府農商工部長官

從三位勳一等石塚英藏撰

朝鮮總督府中樞院副贊議鄭丙朝書



## 四、諭達山

又儒達山、諭達山等の字を用ひらる。驛頭肩に薄つて聳ゆる全南の小金剛之なり。海面を抜くこと二百二十五米、犖确として行歩危き山嶺は則ち往昔の烽燧臺にして、南は海南の黄原山に應じ、北は務安、羅州、咸平を促して江華、開城より以て京師に通じたるものとす。

輓近全山を公園とするの議を決し、昭和三年先づ登山道路開かれ、今や老人婦女と雖も談笑の間に上下し得るに至れり。只見る頂は突怒偃蹇、千相萬態、備さに巧を廻らし伎を獻じ、麓は綠樹翠蔓、蒙絡搖綴して全く市塵を絶せり。若し夫れ春秋半日、攀縁して登り、箕踞して遊ばゞ此の地無上の清興なるべく、更に一旦巔頭を極めんか青を縈ひ白を縹らす八百八島の景觀は舉べて之れ衽席の下に在らんなり。背面中腹に清寂幽閑の趣棄て難き達聖寺あり、境内澄徹の清泉は登訪者の心耳を濯ふに足るべく、又海南大菴寺の挽日菴管て備ふるところの古梵鐘を挂く。

南麓玉の池(淨水道第二水源)の附近樓多く四月中下旬満開の頃は市民燕樂の巷と化す。十一月初旬紅葉燦爛の眺も亦頗る佳なり。登山路の附近に號報用の舊型大砲あり、明治四十二年春京城より齎らし來れるもの、委しくは餘談に盡せり。

## 第六節 交通

## 第一 總 說

木浦の陸上交通は、大正年代に入るまで人肩馬背の原始状態を脱する能はざりしも、其の水上運輸は流石に歴史的なるものあり。榮山江を船溜りとする船舶出入は、彼の清海鎮と共に三國時代早く既に殷盛の状を呈し、其の有史前に付きても、本道の形勢及文化は尙且つ優に對外的航海往來の事實を想像し得らるべきなり。

我が三國及一統新羅の時代、彼が魏晉、唐宋の間、黒山の紅衣、可佳を経て吳越に趨き、彼又來つて黒山より紅華、喬桐に進み、禮成の碧瀾渡に入りしこと、新羅の末葉に王建水軍を率ゐて榮山江に泊し、沿江の郡縣を略して他日王霸の基を築きたること、高麗、李朝の貢米が榮山の水流を辿りて集散せしこと、又全羅の江海が高麗以降造船の中心たる觀ありしこと等、何れも木浦水運の沿革を語るものにして、委しくは第一編既に記述するところの如し。

開港前内田京城、石井仁川各領事等の來つて港灣を視察し、領事館敷地を檢分せし時、勿論仁川よりの船便を以てし、開港準備の先發隊其の他民間有志亦皆然り。開港後第一の外訪者は十月二日入港せる大阪商船の筑後川丸にして、僂指するに足らざる在留内外人の如何に歡喜して之を迎へたるかは、當時の記録を通じて想察するに餘りあり。此の頃澁谷龍郎が常に自用の帆船を埠頭に繋ぎ置きて往來に便し、在留者をして頗る羨望せしめ、お大名と崇めしめたる挿話の如き、船運が唯一の交通機關にして又甚だ尊重せられし證左ならずんばあらず。

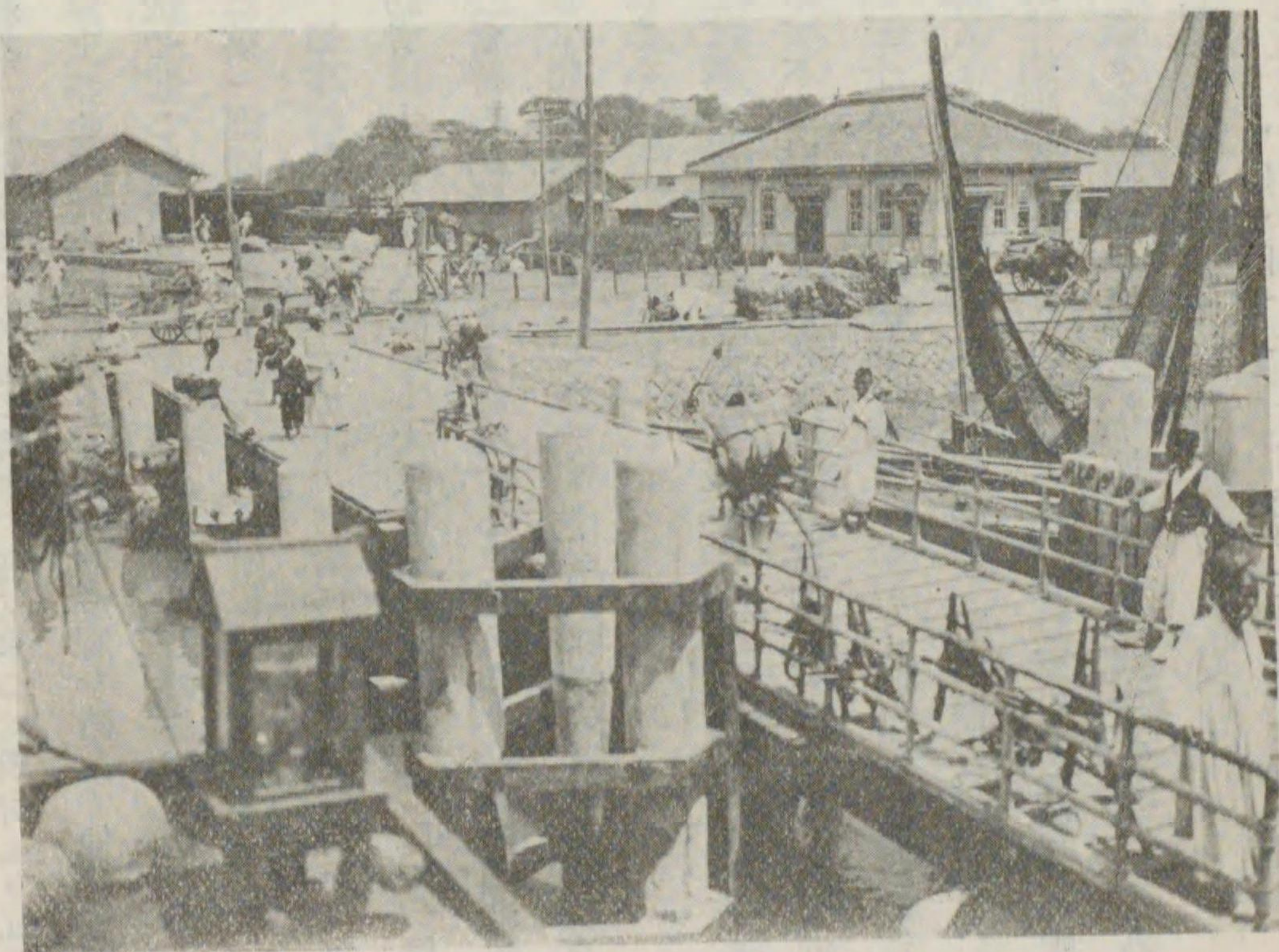
如斯地勢と歴史との影響は萬已むを得ざる場合の外住民をして輿、馬等に依らしむることなく専ら舟楫の便を借るを常とせしと雖も、開港未だ年所を経ざる當座に在ては夫すら極めて不自由なるを免れず。今日發動機船の往來する附近村邑島嶼間の如き、悉く舢舨を以て連絡に充てざるべからず、明治三十八年武内回漕部に依り、初めて附近平水航路に汽船を使用するの域に達せり。爾來汽機船を使用する航路の發展著しく、明治四十一年には濟州島線、苗浦線、榮山浦線、法聖浦線、群山線、長興線等各何れも韓國政府の補助を得て開拓或は擴張せられ、五十噸以上二百噸以下の船舶數隻を配することとなりて格段の進歩を示せり。其の後地方産業の發達は、益々此の情勢を煽り、今日に於ては別項記するところの如く多數の船主に依りて各方面への航路を開拓經營せられ、殆ど剩すなきの觀あり。

沿岸航路發達の機運を認めし頃、湖南鐵道敷設の議亦具體的となり、明治四十三年五月先づ大田側より測量開始、十月



着工、次で翌四十四年三月木浦側よりの測量を開始し、同十月又其の起工を見たり。木浦方面は大正二年五月以降順次開通し、大正三年一月湖南全線の營業を開始せられ、茲に初めて木浦は腹背水陸の交通機關完備し、嘗に港灣都市としての機能を發揮するに遺憾を存せざるのみならず、市勢は爲に更新、膨脹して面目一變するに至れり。

市街の道路は、開港當時木浦臺より警察署前を横り、務安通、竹洞を経て一本松に通ずる山副ひの小徑ありしのみ、併かも以て道路と認むべからざるに似たり。其の後街路として初めて築設せられしは、同じく木浦臺より福山町を経て常盤町方面に向はんとする干潟地上の短小區間にし、次で本町通り府廳下より之と交叉して南海岸に向ふもの、領事館通(大和町通)等次第に鋪設せられたり。是等は何れも明治三十二年以降、數年間の施設に係り、此の間海壁工事の着手ありて一旦完成せしにより、之と相俟て次第に街路の築設行はれしが、三十八年全市に亙りて總體的修正あり、現市街の體裁は、此の時其の根幹を形られたるも



備設絡聯陸水及驛物貨町祝

のとす。大正二年土地調査事業の完了を期とし、充實せる市勢の情況に應ずる爲め更に必要の改善、補修を行ふこととし、次で昭和年代に移りては基準的都市計畫を樹立し、苟も將來の進運に背馳するなからむことを期せられつゝあり。由來木浦の悪道路は地盤關係上已むを得ざるものとして、久しく府民頭痛の種なりしが、大正十五年物産共進會開催を期として改善せられ、爾後土木費の計上豊富となり、工事を完全にするを得てより、主要道路は降雨の時と雖も往來殆ど支障を感ぜざるに至れり。

鐵道の木浦側起工と同時に、市況頗に活氣を呈したる結果、將來必ず一般の需用を生ずべしと見越したるものか、明治四十四年度府内に初めて人力車の移入あり、大正十年更に自動車營業を開始せるものあり。人力車は一時數十臺の多きに達せしも、自動車の出現に依りて影響を受け、自動車は獨り市内の運行に止まらず或は汽車と並行し或は汽船と相應じ内陸交通上著しく利便を加へ來れり。現在營業用十餘臺、官公署會社等の備付數臺あり。

## 第二道 路

### 一、沿 革

海壁の築造が政府の事業なりし如く市街道路は各國居留地會の負擔なることは居留地章程の定むる所なり。而して居留地會が實施する各事業の資源は當時之を地稅と土地の競賣金とに得るの外無かりしが開港當初の地稅は未だ甚だ多からざるのみならず、其の納期亦一年一回の制なりしを以て居留地會の經常費を支出するだに思ふに任ぜざる情勢の下に於て勢ひ彼の道路敷設費の如きは主として土地の公賣金を以て充當するを常とせられたり。然るに道路敷設の急なる往々にして次回公賣を待つとの違なかりし故に、明治三十一、二年頃の居留地會は次の公賣まで工費延拂の條件にて請負契約を爲したる事少からざりしと云ふ。但し之は素より一時の便法に過ぎず、勿論幾もなく、如上變則の處置を廢し、凡て公入札に附



する事となれり。

扱て木浦に於て初めて道路を布かれたるは何れの箇所なりしか夫は實に明治三十一年木浦臺の北角より東北福山町を指して干潟地上短區間に設けられたるものにして之が技術者は總稅務司ブラオンが居留地地區測量のために推薦したる韓國政府雇測量士和蘭人スターデンなり。三十二年十二月の木浦新報紙上「海岸東雲樓」の文字あるは以て同樓が元、此の路側に在りしとき、前面海水を湛へたりしを語るものとす。此の道路に次で設けられたるは本町通りにして這は西部山手町南寄より起り、其の溫錦洞に通ずる道路附近に於て採取せる土砂の運搬線路として假設せられたるものに係り、右運搬土砂は之を府廳直下より南に向つて海岸に達する縦貫線築造に充てたるものなり。

斯くの如くして爾來各方面の道路は宅地の埋築につれ、居留地會財政の能力に従ひ、又市街發達の前途に考へて漸次大體の整備を見たるが更に大正時代に入り、都市膨脹の結果、外觀上或は道路本來の機能發揮上より幅員、路線の變改を要するものにつき序を逐ふて施工せられ其の狀況は別に府の土木行政中記述する所の如し。

因に當初道路及埋立地の標高は滿潮水位三尺以上と定められたり。

木浦に於ける道路の發達は大體に於て之を三期に區別すべし。第一期は開港以後明治三十八年全市設計圖の總修正行はるゝに至る迄の間を指すものにして、路線の劃定は初め總稅務司ブラオンに屬する韓國政府雇和蘭人スターデンの測量するところ、居留地内に於ける幅員を八米突、十米突、十二米突、十五米突の四等に分てり。

此の測量は當時居留地の大部分が滿潮の際海水浸入して行動に便ならざりしと、海壁工事が途中豫定地點を變更せしとの結果、居留地會は務安監理署及木浦海關と協商して順次止むを得ざる移動を行ひたるに因り、頗る混雜を來したり。所謂草創の時代とす。

第二期は其の後大正二年朝鮮總督府土地調査局調査班の測量に至るまでとす。時の居留地會頭若松領事は章程の明文に従ひ、韓國政府より經費を支出せしめ、日本政府の派遣技師山内一太郎をして便宜上韓國政府囑託の名義を兼ねしめ、明治三十八年九月より十一月に亘り、居留地全體の設計圖を修正せしめ、其の後この期間専ら之れに準據して施工し、以て第一次の改善を行ひたる時代とす。

第三期は土地調査施行以後昭和年代に跨る期間とし、市勢の漸く充實膨脹を加ふるに及び、之に適順する開鑿補正を加へたるものにして、即ち第二次の改良時代と云ふべし。

以上三期を經過して今や第四期即ち第三次改善の時期に到達せり。由來道路は市街の内容及體裁と相應せざる可からず。建設の當初に於て根本的都市計畫の大策に立脚するを本旨とするも實際は往々にして理想と伴ふ能はざる事情あり、且つ初に於て理想とせし所必ずしも後年に至て無條件承認を許さず。殊に木浦の如き開港匆々の時殆ど區劃すべき土地の有るなく、經營すべき人と資力の存するなかりし處に於ては當局其の人に乏しからざりしと謂ふと雖も其の施設蓋し容易に合理的なる能はず。況んや其の後交通設備の改善、市街商況の變化、隣接地區の埋立進行等各種の事情は木浦明日の想定をして刻々に動搖せしむるものあり。理論的に根本方針の研究、立案を要するもの年一年、緊切を加ふるに至りしを以て、府は將來に向て永遠の悔を貽さざらんと欲し、昭和三、四年度特に吏員を置きて都市計畫調査標準に基く根本的調査を遂げたり。(別項詳記)街路の新設及鋪裝其の他今後該調査の結果に照して廣狹、粗密、豫算と市勢とを參酌しつゝ改善の歩を進めらるべきなり。

## 二、現 況

木浦府内現在の道路延長は幅員一米以上のもの約三五、二四九・七米、面積二三九、二二二・七平方米にして府總面積に



對し一〇%に當るも内十米未滿のものに在つては僅かに四・三%に過ぎず。之を現代文明都市に於て理想とする二五乃至三〇%に比すれば未だ甚だしき遜色ありと云はざる可からず。

幅員に依り區分したる道路の延長及面積左表の如し。

道 路 表			
路	延 長	面 積	備 考
米以上	米	平方米	
米未滿	米	平方米	
一〇〇・〇	二、〇七八・二	二、九六三・二	
二〇〇・〇	一〇、六九九・一	三三、四四三・二	
四〇〇・〇	二、四四九・一	一〇、八六六・九	
六〇〇・〇	二、〇七二・九	一三、〇九九・二	
八〇〇・〇	五、九三六・六	四八、九七八・七	
一〇〇〇・〇	九、四八八・九	九、八六六・八	
計			
米以上	米	平方米	
米未滿	米	平方米	
一〇〇・〇	一三〇・〇	七三九・八	
二〇〇・〇	一五〇・〇	五五四・〇	
四〇〇・〇	一七〇・〇	一、六三四・五	
六〇〇・〇	一九〇・〇	一、九六五・五	
八〇〇・〇	二〇〇・〇	三、二〇七・七	
一〇〇〇・〇	二二〇・〇	四、八二五・〇	
計			
米以上	米	平方米	
米未滿	米	平方米	
一〇〇・〇	一三〇・〇	七三九・八	
二〇〇・〇	一五〇・〇	五五四・〇	
四〇〇・〇	一七〇・〇	一、六三四・五	
六〇〇・〇	一九〇・〇	一、九六五・五	
八〇〇・〇	二〇〇・〇	三、二〇七・七	
一〇〇〇・〇	二二〇・〇	四、八二五・〇	
計			
米以上	米	平方米	
米未滿	米	平方米	
一〇〇・〇	一三〇・〇	七三九・八	
二〇〇・〇	一五〇・〇	五五四・〇	
四〇〇・〇	一七〇・〇	一、六三四・五	
六〇〇・〇	一九〇・〇	一、九六五・五	
八〇〇・〇	二〇〇・〇	三、二〇七・七	
一〇〇〇・〇	二二〇・〇	四、八二五・〇	
計			
米以上	米	平方米	
米未滿	米	平方米	
一〇〇・〇	一三〇・〇	七三九・八	
二〇〇・〇	一五〇・〇	五五四・〇	
四〇〇・〇	一七〇・〇	一、六三四・五	
六〇〇・〇	一九〇・〇	一、九六五・五	
八〇〇・〇	二〇〇・〇	三、二〇七・七	
一〇〇〇・〇	二二〇・〇	四、八二五・〇	
計			

### 第三 海 運

#### 一、沿 革

朝鮮港灣の近代的開放は明治九年日韓修好條約に基く釜山港を以て其の嚆矢とすれども、我が帝國及西隣支那に對しては、特殊の關係ありて存し、通信或は朝貢使臣の派遣等正式の國交、並に兩國民相互の往來夙に上代より行はれ、其の支那に對するものは、有史以前、既に朝鮮の多島海と支那山東乃至浙江方面との間に存在したりと信じ得べく、而して勿論榮山江の江流が發航地點中に含まれたるは幾多の文獻に徴し、又諸種の事情より推斷して疑ひ無き所とす。殊に中頃、元の世祖が弘安の役を統制するため、其の征東行省を半島に設置したる當時、此の地方に兵戰數百隻の建造を課したる、更に下つて文祿、慶長の役、朝鮮水軍の相當活躍したる等、以て海上生活に習熟し居たるを想察し得べし。又久しく貢米の

收納地が木浦の上流榮山浦に指定(後法聖浦其の他に分たる)せられ、之等運搬の舟楫常に江上を賑はしたるべきこと亦是れ頗る明瞭の事實とす。

1、沿岸、近海航路 従つて近代航運の發達史も、先づ沿岸の夫れより初まるは當然にして、従前舊韓國政府は、自ら官有汽船を回航して専ら沿岸各地に集積す貢米の積荷を爲したるが、明治二十八年日清戰後、該船舶全部を日本郵船株式會社仁川支店に委託し、同支店の盡力に依り初めて朝鮮全沿岸に航路を開きたり。此の航路は後、韓國協同郵船會社の經營に移り、木浦開港前より沿岸周航の途次、木浦へ寄港したるが、之れ木浦開港前後に於ける唯一の航運機關なりしなり。凡そ五、六日乃至一週間に釜山若くは仁川へ向けて木浦を發し、引き続き明治三十六、七年の頃に及べり。

日本郵船會社仁川支店の航路に前後して、木浦開港前早くも朝鮮沿岸各港に代理店又は扱店を置き、木浦開港の後は木浦を起點若くは寄港地として明治三十三年頃既に鎮南浦、鏡城、濟州島間に數線を經營したるものに仁川の壩商會あり。木浦に於ける其の代理店は武内鶴太郎なりしが、明治三十八年頃より此の方面に限り同人單獨の經營に歸せり。武内回漕部は數隻の汽船を入手し、先づ榮山江に航路を開きし外、濟州島、楸子島、智島、法聖浦、苗浦等の諸方面に定期航路を漸次開拓したり。收支容易に償はず、明治三十八年來、濟州島航路に對しては木浦郵便局より二千圓を、苗浦航路に對しては商業會議所より年額千八百二十圓を各補助せらるゝこととなりしが而かも尙缺損を生じたり。時恰も釜山の韓南汽船會社、元山の北關航路(吉田秀次郎經營)の如き、何れも既に政府の補助を得て其の營業を進めつゝありしかば、武内回漕部亦其の例に倣ひて補助金の下附を請願せむとし、明治四十一年九月政府に向つて申請書類を提出せり。即ち左に録する所の如くにして當時に於ける沿岸航路の狀況を知るに足るものあり。

#### 全羅沿岸航路補助金下附請願書



韓國に於ける沿岸航路の急要なることは論を俟たず、然りと雖も航運のことたる其の創始極めて困難にして、民間經營者の獨力能く堪ゆべからざることは、政府當局に於て業に既に認容せらるゝ所にして、釜山の韓國汽船株式會社、元山の吉田秀次郎氏經營の沿岸航路に政府が補助金を下附し之を保護獎勵しつゝあるを見ても明瞭なりとす。

全羅道は面積廣く、陸に農工各種の生産に富み、海に魚介海藻の利あり、世人の稱して韓國の寶庫と云ふ、蓋し故なきにあらざるなり、殊に海岸は著しく屈曲し、加ふるに大小無數の島嶼は綺羅星の如く點在し、交運の便、船舶に依るもの頗る多く、沿岸航路の必要なることは他に比して一層其の切實を感ず、茲を以て當木浦を起點とする全羅沿岸航路は、從來濟州島航路に補助として木浦郵便局より年額二千圓、苗浦航路に木浦日本人商業會議所より年額千八百二十圓の補助金を下附せられ居るは、當沿岸航路の必要なる證左として、全羅多島海漁業者の爲め、沿岸無限の富源開發の爲め、必須缺くべからざるは論なく、況んや他日韓南鐵道の木浦に通ずるに至らば、益々其の必要を増すべし。

由來韓國の沿岸は港灣の設備なく、貿易又幼稚の域を脱せず。隨つて航運の業も自國製の木船若くは日本船を使用するを以て、資本小にして經費廉なるのみならず、而かも韓國人の一般は時の觀念なく、其の長短毫も意とせざるが故に、乗客以外又汽船の便を利用するの途を知らざるもの、如くなるを以て、下名は當沿岸航業に従事すること茲に四ヶ年、如上の補助金を受け居るに拘らず、尙收支相償はずして缺損金約七萬圓の多きを見る。然れども時勢の要求は更に航路の擴張を促す、茲に於て下名は別表の通り之が經營を庶幾するも、缺損と擴張と比例的増加を來すは數の免れざる所なりとす、就ては當沿岸航路に對し、釜山、元山の前例に準じ、向ふ五ヶ年間一ヶ年金三萬圓づゝ補助金御下附被下度、別紙現時營業狀態及將來擴張すべき豫定航路表相添へ此段請願仕候也。

明治四十一年九月十二日

(別表)

- 第一 現在沿岸航路の船舶、航路、回数
- (イ) 濟州島線 每月五回往復  
木浦起點 楸子島、朝天浦寄港、濟州府止
  - (ロ) 苗浦線 每週一回往復  
木浦起點 智島、法聖浦寄港、苗浦止
  - (ハ) 榮山浦線 毎日互地發着  
木浦起點 榮山浦止
- 使用汽船 宗信丸、都丸、硯海號、吉祥號、大同江丸、記念丸
- 第二 將來擴張すべき豫定線及船舶
- (イ) 濟州島線 每月六回往復  
木浦起點 楸子島、朝天浦寄港、濟州府止
  - (ロ) 法聖浦線 每月二回往復  
木浦起點 智島寄港、法聖浦止
  - (ハ) 苗浦線 每月三回往復  
木浦起點 智島、法聖浦寄港、苗浦止
- (ニ) 群山線 每月三回往復  
木浦起點 智島、法聖浦、苗浦寄港、群山止
- (ホ) 長興線 每月四回往復  
木浦起點 碧波津、莞島寄港、海倉(長興郡)止
- 一、充用すべき汽船 一隻  
百噸以上二百噸以下 四隻  
五十噸以上百噸以下 一隻
- 右表に依り、沿岸航路の延長、航海回数増加を示し、次に沿岸經營に伴ふ陸上の總設備と、船舶代金を併せて、金十五萬圓と見積り、之に對する金利と保険料とを金三萬圓とし即ち補助金を三萬圓と見積れり。
- 附記  
木浦、榮山間に大同江丸、記念丸二隻を以て毎日航海をなし居るも、此の分は補助請願中に加へず。

木浦商業會議所副申書

今般本會議所會員武内鶴太郎氏より、全羅沿岸航路補助金下附請願書を要路官廳に提出するに當り、本會議所は之を時代に適應せるものと確信し、其の願意の貫徹を期し、本會の決議を以て卑見を陳述致候。

當沿岸航路の擴張は産業貿易の發達上必要なる手段にして、且つ現下韓國交通運輸機關の不備を補ふ最も急要なる事業なりとす、然れども海運の事業は創始極めて難く、到底民間經營者の獨力成功し得べからざるところにして、必ずや政府の保護獎勵を俟つにあらざれば有終の實果を收むること能はざるは、各國事例の證明する所なり。

請願人は幾多の困難と危険とを冒し、當沿岸航路に従事すること茲に年あり、其の間附近の發展に資し、密貿易防止の



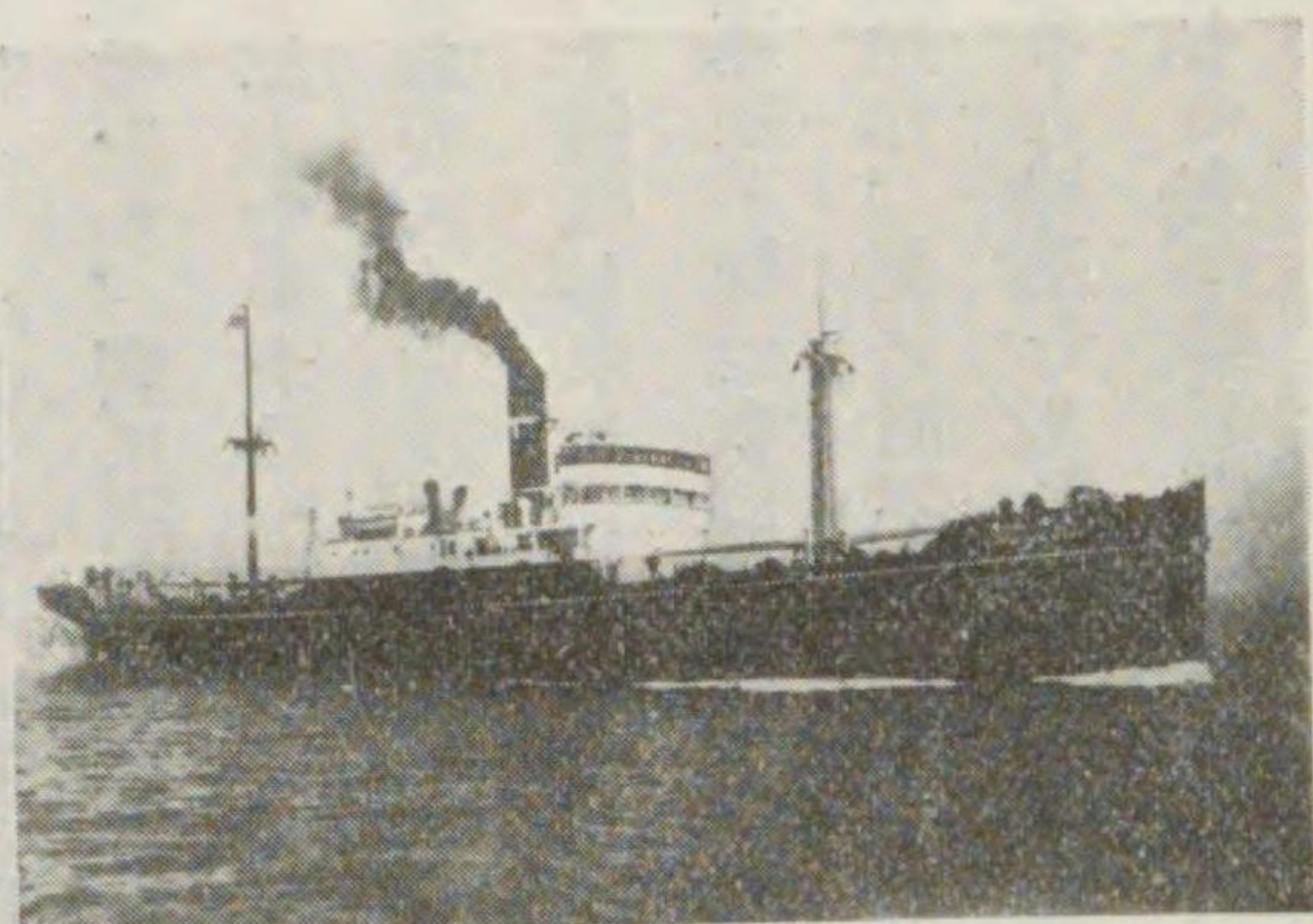
一助たりしは争ふべからざる事實にして、本會議所亦多大の同情を寄與し小は當港の繁榮を劃し、大は國家の富強を策するの見地より、昨年來請願人が一部の航路に對し補助金を交附しつゝありと雖も、素より一團體の微力永く繼續し得べからざるのみならず、將に時運の大勢は更に航路の擴張を促すや切にして、今回請願人の企劃は機宜に適したる相當の設備と確信仕候間特別の御詮議を以て願意御採納被下度候敬具。

韓國政府其の請願を容るゝに吝ならず其の年十二月、年額一萬四千八百圓宛下附のことに決定したるも、之れと同時に武内回漕部は其の事業を新設の木浦航運合名會社に引き継げり。實に明治四十二年五月のこととす。

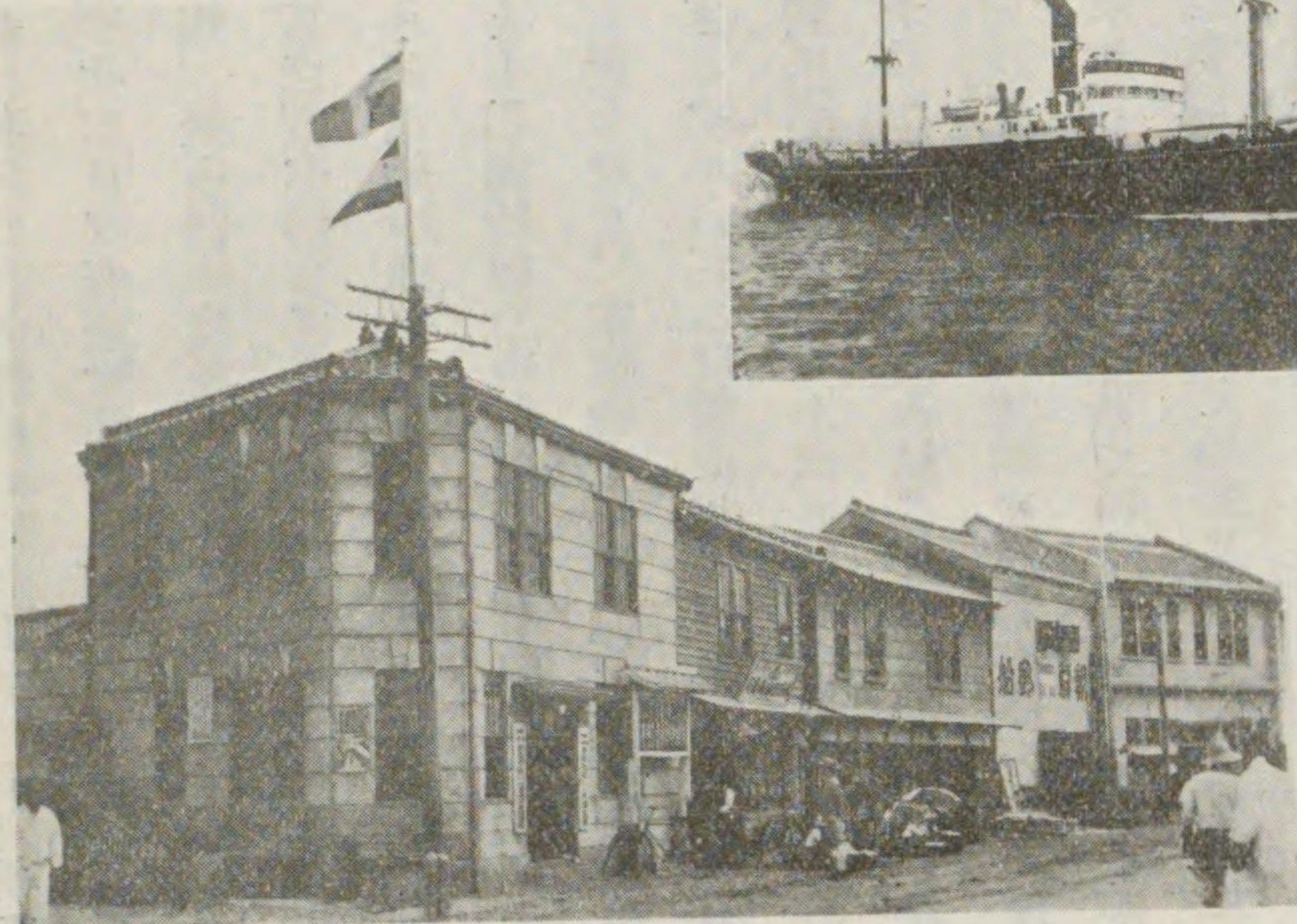
右會社は同年八月創立、資本金二十萬圓を以て直に營業を開始せしが、福田有造等七名の出資に係り、其の内、山野瀧三専ら社務を執掌したり。其の後明治四十三、四年の交朝鮮全沿岸の航路統一問題起り、遂に明治四十五年五月各地の經營者を合同して朝鮮郵船株式會社を創立するに及び、其の木浦出張所開設と同時に、木浦航運會社を解散したり。朝鮮郵船會社は本店を京城に置き、其の木浦出張所は航運會社の後を承けて爾來航路を整理擴張したるが、大正二年四月政府の特別保護下に全南多島海に於て一大發展を遂げ、又同年十一月所屬汽船を増加したり。

爾來數年、朝鮮沿岸の航路は朝鮮郵船會社の牛耳を執るに任せ、經濟交通の一般情勢亦之に對して多くの不滿を感ずること無かりしも、併合後急激なる産業の發達と、歐洲大戰に因る各般の刺激とは、海運界をして俄然活氣を呈せしめ所在地方に斯業の興隆を見るに至れり。府内に於て此の間に崛起を敢てしたるものは木浦海運會社にして實に大正九年好景氣中に在り。當初、帆船(後總數三十隻に至る)のみの經營なりしが、大正十三年秋、發動汽艦を新造して法聖浦航路を開始し、翌年更に新造船の成るを俟ち、曩に朝郵の後を承けて南沿岸の航路に就ける朝鮮汽船株式會社船に並行して木浦麗水間の荷客輸送に従ひ、十五年遂に航路を釜山に延長せり。先是多島海航路の異常なる發達は政府をして大正十四年度以降

丸山壽長屬所船郵鮮朝



所張出浦木船郵鮮朝 端右  
店支浦木船汽鮮朝 端左



命令航路廢止補助金不給の聲言を爲さしむるの域に達したれば、朝郵當事者は此の機を以て社業の革新を企て、乃ち自己の使命を主として近海航路の發展に置き、朝鮮の沿岸航路は之を新設の子會社に任せむとし、命令航路廢止の期に先づ大正十三年五月、朝鮮汽船株式會社を釜山に創立したり。朝汽は最初、朝郵の舊就航船に新造船を加へて、引き續き慶尙、全羅兩道、就中多島海の航運に従事しつゝありしが、大正十五年偶々木浦海運會社船の麗水、釜山間進出に基因して、茲に激烈なる競争を惹起し、約二ケ年に互りて輸贏を争へり。其の争奪戦は勿論常軌に非ざるを以て、應て妥協解決の時は來り、昭和四年二月朝鮮汽船の木浦海運買収に依りて局を結び、同時に朝鮮汽船は其の支店を木浦海運の舊建物に開設し、自己會社の航路及朝郵の沿岸線關係運輸事業に當りつゝあり。一方國際運輸株式會社木浦支店開設せられ昭和四年七月山野回漕部の事業を繼承して阪神、京濱方面等近海航路の荷客取扱に従事することゝなれり。近海航路は内地各港、支那上海、青島等近年殆ど著名諸港間に聯絡を有(別項詳記)す



るも、外國航路船は英米の石油船或は外米船が、不定期に時々入港するを見るのみ。

2、平水航路 次に日夕府及附近住民の生活經濟と密接なる關係を有する木浦中心平水航路發達の狀況を一瞥せむ。開港前後光州、羅州、榮山浦等奥地有數の政治經濟市邑と木浦との聯絡上、唯一の交通機關は陸の人肩馬背を除けば毎に榮山江の舟運に頼らざるべからざりしものとす。然るに木浦、榮山浦間三十二哩の江上は、開港以來明治三十七年に至るまで發動汽船又は小蒸汽船の通航するもの無く、荷客は凡て漁舟又は通船(サンパン)に依るの外あらざりしかば、木浦よりの溯航には少くとも二潮時即ち中間の潮待時間を合せて十八時間を要し、復航には三潮時即ち同じく中間の潮待を加算して無慮三十時間を費したり。當時船中何等の待客設備無かりしが故に、寢具は勿論醬油、砂糖、炭、油、罐詰、酒の類に至るまで携帯せざるべからざる状態にして、之を其後の小蒸汽ならば五、六時間、鐵道ならば二時間未滿を以て到達するに比較せむか、實に隔世の感無くんばあらず。當時其の不便を緩和せむが爲め、谷垣嘉市(木浦)、河野喜三郎(榮山浦)等提携し三十七年十月小形帆船二隻を以て此の間に配し、日本人船員の手により、相互發着せしむることゝせしが、當時に在ては此の一小施設すら尙且つ兩地間交通者に多大の利便を感じしめしも翌十一月小早川與一郎平安道方面より發動機船平南丸を回航し來り、木浦榮山浦間を航行せしむるに至り、存續價値を夫ひて廢せり。平南丸は後、平岡寅治郎に讓渡せられて運航を繼續せしが三十八年九月洪某なる者、正福丸と稱する若干大型の發動機船を浮べて平南丸と共に兩地間の往復を開始し、更に同年十一月に至るや平安丸と名くる小蒸汽船の就航を見たり。此の小蒸汽船は收支償はずして一旦他に轉じたるも、三十九年八月再び武内鶴太郎の小蒸汽船記念丸木榮間に定期航路を開けり。正福丸は既に洪某の手を離れて呼子直七の有に歸し居たるが、茲に於て榮山江には小蒸汽船、發動機船を合せて三隻の運行を見ることゝなり、自然其の間に競争を生じたりしかば、其の後協定を遂げ四十年七月平南丸、正福丸相踵いで他の航路に就き、爾來小蒸汽船記念丸

の獨占に歸せり。榮山江流域の發展に連れて木榮間の航路亦次第に好況と爲り、明治四十二年五月航運會社の經營に移りてよりは、從來單獨航行すら引合はざりしもの、一轉して必ず二、三隻の引船を附して尙且つ荷客を滿載するの狀態に進み、政府の補助下に在る他の路線の未だ概ね奄々たりし時代なるに拘はらず、獨り該航路は、會社自營線として尙且つ頗る有利なるものあるに至れり。發展の急速想察すべく、爲に四十二年八月頃には釜山方面より錦江丸を此の線路に送り、航運會社亦二隻に増加して、直航と沿岸寄港とに充當し、明治四十五年四月朝鮮郵船會社の創立後亦同然なりしが、大正元年十二月木浦、光州間自動車開業、翌二年湖南線の羅州乃至松汀里開通以來、著しく船客を減じたる結果、汽船一隻隔日發着とするの已むなきに至り、次で之をも廢止せり。其の後凡そ十餘年間は再び日露戰前に逆行して、通船乃至漁船の時代を現じ、木榮間に絶えて發動機船の運行を見ること無かりしが、大正十四年五月村田大吉、山田林平等に依り再び發動機船榮浦丸の往來を開始するに至れり。昭和三年十月迄村田商會之が荷客の取扱に任じ、爾後暫らく山田林平の直營を経て、昭和四年木榮運輸株式會社(在榮山浦)の經營に歸せり。鐵道及自動車等のため一時衰運に陥りしと雖も、榮山江は元來全羅道の榮養線にして、附近の發達と共に江上の水運は將來と雖も或程度迄は増進すべき可能性あり、殊に鐵路、自動車の利便が容易に山村僻地に普及し難きをや。

又靈岩海倉への航路は、明治四十年七月平岡寅治郎の手に依り、海南貢稅浦へのものは明治四十四年榊見熊吉に依り、(大正二年海南有志團體の經營に移る)靈巖西倉へのものは大正二年玉置回漕店に依り、海南別岩へのものは同年榊見熊吉により、各開航せられたるが爾來何れも經營上幾變遷を重ねたり。尙其の後續いて望雲、望湖里、南沿岸、長興海倉、法聖浦、麗水、康津、珍島、燕湖里、荷衣島、荏子島、龍塘、龍仰、鳩林里、相公里、押海島、多島海、大黑山島等幾多新線の開拓あり、其の開拓年月、經營者等は近海、沿岸と併せて一々別項に掲げたる處の如し。





初回着の光景

3、帆船其の他 帆船の出入に就ては其の性質上詳細の統計を擧げ難しと雖も、其の近海諸港の間を航行するものは概ね石炭、材木の運搬にして、年間の入港數極めて尠く、凡そ六、七十隻に止まる。此の外沿岸より木浦港に集まるものは時期に依り一定し難しと雖も、冬季の結氷中北方より下り來りて折柄の農産物を附近各地に運搬するもの凡そ二十隻、之に木浦定繫のものを加へて概算五十隻に達す。百五十石積より七百石積に及び、其の入出港延數は果して幾何の數字を示すべきか、蓋し相當多大なるものと察せらる。輓近發動機船の普及は、帆船の前途をして暗澹たらしめたるの感無しとせざれど、潮汐干満の差著しき地方に在つて、所在の僻邑より有らゆる物資の積出に任すべく吃水淺き帆船は又別個の特長を具へ遽かに排除し難き生命を有せり。支那戎克は年に依り入港皆無のことさへ珍しからざりしも、近年頗る激増し、昭和三年度には三十餘隻、次の四年度には無慮五十餘隻の入港を見、實に開港以來のレコードとせらる。何れも支那原鹽の輸入にして、毎隻平均十六、七萬斤を積載す。昭和五年四

月以後總督府の外鹽管理が如何なる影響を齎すべきか、今より明かにせずと雖も、朝鮮人間の支那鹽使用は加速度を以て増加しつつあるものゝ如し。

舢舨(ハシケ)は海陸聯絡設備の未だ完からざる時期に在ては、荷役上缺くべからざる海運の一機關にして、各運送店或は仲仕組等に備へ付けあり。現在總計六十隻前後なるべし。

4、港灣設備 海運の盛衰に密接不離の關係を有する港灣設備の如何に就ては、之を本章第二節に譲り茲に重複を避けたり。

入港船舶累年表 (大正元年以降)

年次	種別	汽船		帆船		合計	
		隻數	噸數	隻數	噸數	隻數	噸數
大正元年	同	五一六	三一三、八一六	一五五	四、五五四	六七一	三一八、三七一
二年	同	四八五	三二一、一二二	一一九	四、二八三	六〇四	三二五、三九五
三年	同	五三三	三三三、〇〇二	六七	二、六九三	六〇〇	三三五、六九六
四年	同	五一〇	三三三、四九二	九三	一、八四六	六〇三	三一五、三三八
五年	同	四二二	二二三、六二九	七〇	一、九一一	四九二	二二五、五四〇
六年	同	二九六	一三七、八九八	九八	二、四一八	三九四	一四〇、三一六
七年	同	一七八	七二、九一一	一三四	四、〇七四	三一二	七六、九八五
八年	同	二七九	一〇五、五九一	一六五	四、九七一	四四四	一一〇、五六二
九年	同	三二五	一四三、〇四三	七五	二、七六四	四〇〇	一四五、八〇七
十年	同	三四九	一七五、二三一	五二	二、二三七	四〇一	一七七、四六八
十一年	同	三九五	二一七、六〇〇	四六	二、五八九	四四一	二二〇、一八九
十二年	同	四九六	三二四、八九四	三三	一、二九八	五二九	三二六、一九二



大正十三年	四四二	三二六、九九四	二八	九九七	四七〇	三二七、九九一
同十四年	三七六	三〇六、八三六	三〇	八九七	四〇六	三〇七、七三三
同十五年	六二六	五一、九八八	九六	三、四六八	七二二	五一五、四五六
同十六年	八四七	六六六、三四五	六一	二、二二〇	九〇八	六七八、四六五
同十七年	八四七	七一五、二四八	六五	二、五四四	九一二	七一七、七九二

輸移出入貨物累年表 (大正元年以降)

年次	輸移出	輸移入	出入計
大正元年	三一、一一一	三二、九八九	六四、〇九八
同二年	二八、〇二九	五五、八七五	八三、九〇四
同三年	四二、三三三	三三、六九八	七六、〇三一
同四年	七四、〇三〇	三三、八七一	一〇七、九〇一
同五年	八九、三四四	三七、九六五	一二七、三〇九
同六年	八四、八七三	三六、二四二	一二一、一一五
同七年	五九、九六三	三一、七六七	九一、七三五
同八年	九二、一一七	四〇、〇七六	一三二、一九三
同九年	七四、五五七	四三、七六七	一一八、三二四
同十年	七六、〇三五	三三、八二八	一〇九、八六三
同十一年	六五、五六四	五七、七二二	一二三、二八六
同十二年	一〇五、〇二九	六二、〇七二	一六七、一〇一
同十三年	一一九、四九二	六八、八四九	一八八、三四一
同十四年	一二六、〇七三	六七、七二〇	一九三、七九三
同十五年	二四一、六一八	一七五、七九九	四一七、四一七
同十六年	二一六、一五一	一八三、五九一	三三九、七四二
同十七年	二二九、六七九	二〇三、七六八	四三三、四四七

二、航路

1、外航路の部 此の項に於ては主として近海航路及遠洋航路に關するものを各會社別に列擧したるが、同一會社にして沿岸航路に就航船を有する場合には、便宜併せて掲記したり。

(日本郵船株式會社)……本社東京丸の内

○就航 明治三十一年十月……同三十三年九月

此の間農商務卿の命令及補助を受く。

○運航船 尾張丸(七〇〇噸) 肥後丸(一、〇〇〇噸) 伊勢丸(一、〇〇〇噸)

○取扱者 日本郵船株式會社木浦出張員

○輸出荷物 (寄港中二ヶ年合計)

數 六〇、五六五個 量 五、〇九五噸 運賃 一七、八三五圓

○航路及寄港地

(イ)神戸天津線……神戸、下關、長崎、對馬、釜山、木浦、仁川、芝罘、天津

(ロ)神戸牛莊線……神戸、長崎、對馬、釜山、木浦、仁川、芝罘、太沽、牛莊

(朝鮮郵船株式會社)……本社京城南大門通

○創立 明治四十五年四月一日

○出張所 木浦朝鮮郵船株式會社出張所(榮町)

○代理店 昭和四年二月まで山野回漕部 爾後國際運輸、朝鮮汽船兩會社各木浦支店



(イ)木浦釜山線：右水營、莞島、古今島、水門浦、高興、羅老島、麗水、三千浦、統營、馬山、釜山

○開 始 明治四十五年四月。

内廻及外廻の二線あり。大正十四年五月朝鮮汽船株式會社創立と共に本航路を同社に譲る。

○最初の就航船 襄陽丸(二〇五噸) 昌平丸(三三八噸) 嘉島丸(二六一噸)

(ロ)仁川木浦線：沿岸各地寄港

○開 始 明治四十五年△月。

木浦群山線及仁川群山線あり。

○使用船 船名不詳なるも前者は二〇〇噸以上九湮、後者は八〇噸以上八湮の受命航路なり。

現在木浦、仁川間には昌原丸(一八六噸)就航中

(ハ)木浦濟州島線：木浦、碧波、所安又は楸子島、濟州島各港

○開 始 明治四十五年私營として開始、大正二年四月朝鮮總督府の命令航路と爲る。

○使用船 公州丸(二〇三噸)

現 在 海州丸(二五七噸) 統營丸(一八三噸)を以て月九回運航す。

(ニ)木浦多島海線：多島海諸島

○開 始 大正二年四月受命航路。

○使用船 麗水丸(一五九噸)

現 在 統營丸(一八三噸)月三回

(ホ)新義州大阪線：新義州、鎮南浦、仁川、群山、木浦、釜山、博多、關門、神戸、大阪

○開 始 大正九年四月朝鮮總督府命令航路。

○使用船 雄基丸(七〇二噸) 忠清丸(七一九噸) 咸鏡丸(七四九噸) 新義州丸(七〇八噸)

現 在 芝浦丸(一、二六一噸) 漢江丸(一、二八三噸) 慶州丸(一、二八三噸) 錦江丸(一、二六四噸)

(ヘ)朝鮮西岸線：東京、横濱、清水、名古屋、下關、釜山、木浦、群山、仁川、鎮南浦、新義州

○開 始 大正九年十月遞信省命令航路。

○使用船 櫻島丸(一、二八一噸)

現 在 長壽山丸(一、一三二噸) 天安丸(一、一五五噸) 大連丸(一、四七〇噸)

(ト)朝鮮上海線：仁川、鎮南浦、群山、木浦、釜山、上海、青島

○開 始 大正十三年八月。

大正十四年四月より朝鮮總督府の命令航路となる。

○使用船 釜山丸(一、六二五噸)

現 在 平安丸(一、五八〇噸)

(チ)長崎大連線：鹿兒島、三角、長崎、釜山、木浦、群山、仁川、大連

○開 始 大正十四年四月朝鮮總督府命令航路(大阪商船と共同受命)。

○使用船 羅南丸(一、三四八噸)

現 在 同前



(リ)麗水大阪木浦線……木浦、全南沿岸、麗水、下關、阪神

○開 始 昭和二年十一月。

○使用船 永保丸(七三七噸)

現 在 平壤丸(一、二二八噸)月三回

右の外尙會社創立當時に於て木浦、榮山浦航路、木浦、苗浦航路、珍島航路、木浦慈恩航路、若松航路等を各私營として就航せしも、使用船名等不明なれば省略す。

(仁川堀久太郎經營)

(イ)仁川木浦濟州島線……仁川、木浦、濟州島

○就 航 明治三十三年……同三十七、八年頃

○使用船 汽船慶寶丸、汽船慶興丸

(ロ)仁川木浦大阪線……仁川、木浦、釜山、下關、大阪

○就 航 明治三十二年頃……同三十九年

○使用船 五洋丸(七〇〇噸)

イザナギ丸(六〇〇噸)月二、三回寄港

(大阪商船株式會社)……本社 大阪北區

○代理店 海岸通一丁目福田回漕部

○右開業 大正九年△月

(イ)九州鮮滿線……長崎、釜山、木浦、仁川、大連

○開 始 不詳

○使用船 不詳(月一回寄港)

(ロ)大阪仁川線……神戸、門司、釜山、麗水、木浦、群山、仁川

○開 始 不詳(明治三十年開港直後?)

○使用船 不詳(不定期)

(ハ)南鮮臨時線……東京、橫濱、中國筋、木浦、鎮南浦

○開 始 不詳

○使用船 不詳(不定期)

附記

以上各線共大部分備船を配し、社船には温州丸、雲南丸、光島丸等あり、此の他所要事項につき回答なく他社の例に準じて記述し難きを遺憾とす。

(山下汽船株式會社)……本社神戸

○木浦代理店 協同海運出張所なりしも其の後港町福田回漕部に變更。

(イ)朝鮮内地線……(不定なるも鎮南浦、仁川、群山、木浦、内地)

○開 始 大正九年十一月。

○使用船 不定二千噸型



鮮米出廻中木浦寄港、月一、二回

(口)南洋朝鮮線……蘭貢又は西貢、朝鮮

○開 始 大正十五年△月。

○使用船 不定五千噸型寄港回數不定)

(川崎汽船株式會社)……本社神戸

○代理店 海岸通一丁目福田回漕部。

○開 始 大正十二年△月、朝鮮内地間を隨時不定期に運航す。

(島谷汽船株式會社)……本社神戸

○木浦代理店 日鮮海運會社木浦出張所

朝鮮北海道大連線……大連、鎮南浦、仁川、群山、木浦、釜山、浦項、萩、境、宮津、舞鶴、新舞鶴、敦賀、伏木、

函館、小樽

○開 始 大正十五年四月、但し朝鮮總督府命令航路。

○使用船 汽船鮮海丸(二、一二七噸) 汽船大成丸(一、八二四噸) 汽船長成丸(二、〇四三噸)木浦寄港月二回。

(尼ヶ崎汽船々船部)……本社大阪

○木浦代理店 谷村回漕部

○開 始 明治四十年△月。

朝鮮内地線……仁川、群山、木浦、内地主に阪神

○使用船 現在千噸乃至千五百噸型六、七隻配船せる

も詳細不明。

(澤山汽船株式會社)……本社長崎

○木浦代理店 日鮮海運會社木浦出張所

○開 始 大正十四年△月不定期寄港。

### 2、内航路の部

(木浦航運合名會社)……本社木浦港町

木浦榮山浦航路……夢灘、沙浦、榮山浦

○就 航 明治三十七年十月……大正二年△月、但し

四十二年以前は小早川、平岡、洪、武内等の個人經營

○使用船 平南丸(一〇噸)旅客専用

(海南運輸株式會社)……本社海南

木浦貢稅浦航路……木浦、貢稅浦

○開 始 大正二年十一月、毎日航。

大正九年十一月海南共同運輸株式會社に讓渡す。

○使用船 發動機船第一海南丸(二二噸)

(靈岩運輸倉庫株式會社)……本社靈巖

### 東 海 岸 船 溜





木浦取扱店 二木回漕部

(イ)木浦靈巖海倉航路：…木浦、梅月里、大白里、錦湖里

○開 始 大正七年四月、毎日航。

○使用船 發動機船第一靈巖丸(二九噸)

(ロ)木浦靈巖望湖里航路：…木浦、靈岩、望湖里

○開 始 大正七年四月、毎日航。

○使用船 發動機船第二靈岩丸(七噸)

(ハ)南沿岸航路：…木浦、珍島、海南、莞島、長興

○開 始 大正十三年三月、毎月十航海、但し昭和二年二月以降休航。

○使用船 發動機船木浦丸(二六噸)

(二木回漕部)：…木浦榮町

(イ)木浦望雲航路：…木浦、郡内、九登洞、東岩里、桃茂里、望雲

○開 始 大正七年十月、毎日航。

○使用船 發動機船望雲丸(一五噸)

(ロ)木浦長興海倉航路：…木浦、右水營、於蘭鎮、南倉、馬良、會寧鎮、竹橋、海倉、徳洞、莞島

○開 始 大正十四年三月、月十回。

○使用船 發動機船蛭子丸(二六噸)

(木浦海運株式會社)：…本社木浦榮町

○創立 大正九年一月。

昭和四年二月朝鮮汽船會社の買収する所となる。當初汽機船を有せず、帆船四十餘隻を以て、木浦起點沿岸各地へ隨時配船し、主として農産物の輸送に従事したり。

(イ)木浦法聖浦航路：…木浦、荏子島、論客浦、蝸島、法聖浦

○開 始 大正十三年十二月。

○使用船 發動機船第一航運丸(五五噸)月十五回

(ロ)木浦麗水航路：…木浦、莞島、古今島、海倉、水門浦、栗浦、鹿洞、豊南、羅老島、麗水

○開 始 大正十四年七月。

○使用船 發動機船第二航運丸(六六噸)月十回

(ハ)木浦康津航路：…木浦、康津

○開 始 大正十五年九月。

○使用船 發動機船第三航運丸(四三噸)

本航路は昭和二年十一月康津運輸株式會社の新設に依り廢す。

(ニ)木浦榮山浦航路：…木浦、夢灘、沙浦、基洞、榮山浦

○就 航 大正十五年九月：…昭和二年八月

○使用船 發動機船第三航運丸(康津航路の延長)



(ホ)木浦釜山航路：…木浦、莞島、海倉、水門浦、栗浦、鹿洞、豊南、羅老島、麗水、露梁津、三千浦、統營、釜山

○就 航 大正十四年十一月：…昭和四年二月

○使用船 發動機船第四航運丸(七三噸)

大正十五年十一月發動機船第五航運丸(七〇噸)を新造して此の航路に配船し、次で第二航運丸をも釜山に延航せしめ、更に筏橋、釜山航路にも進出し、朝鮮汽船株式會社と盛に運賃競争、貨客争奪を爲せしが、昭和四年二月右朝鮮汽船株式會社に買収せられたり。

(珍島運輸株式會社)：…本社珍島

○木浦取扱店 二木回漕部

木浦珍島航路：…素浦江、長山島、花源半島

○開 始 大正九年六月二十日。

○使用船 發動機船珍島丸(四一噸)毎日航

昭和三年十二月二日新造の發動機船第二珍島丸(二一噸)を本航路に加へ毎日二往復となれり。



近附場着發船機町榮

(海南共同運輸株式會社)：…本社海南

(イ)木浦貢稅浦航路：…木浦、貢稅浦、北倉

○開 始 大正九年十一月海南運輸會社より買收、毎日航。

○使用船 發動機船第一海南丸(二二噸)

(ロ)木浦燕湖里航路：…木浦、別岩、青龍里、三德里、燕湖里

○開 始 大正十年十一月、毎日航。

○使用船 發動機船第二海南丸(四三噸)

右二線共開始當時は海運運送株式會社と競争激甚の結果府尹、署長、金商變等立會協定の下に、大正十二年十月七日以降隔日就航となし現在に及ぶ。

(多島航運社)：…本社木浦寶町

(イ)木浦荷衣島航路：…木浦、箕佐、慈恩、飛禽、荷衣、長山

○就 航 大正十年五月：…大正十三年九月

○使用船 發動機船湖南丸(二五噸)

(ロ)木浦荏子島航路：…木浦、南村、左耳、蟬島、智島、塔仙

○開 始 大正十年五月。

○使用船 發動機船湖南丸(二五噸) 以上兩航路共月七回

大正十三年三月迄、本道地方費補助金を受く。



大正十一年五月發動機船第二湖南丸(二二噸)を新造し各線共隔日航に改む、大正十三年九月木浦荷衣島航路及使用船湖南丸を南一運輸株式會社に譲渡す。

(安渡回漕部)：…木浦港町

(イ)木浦龍塘航路：…木浦、龍塘

○就航 大正十二年十月：…昭和四年九月

○使用船 發動機船仰甘丸(五噸)

最初六往復の處、利用者増加の爲、十五年より八往復、昭和二年より十二往復となす。

昭和三年四月木浦府營サクラ丸新造就航に依り自然競争の状態となりしが同四年九月木浦府と協定の結果、廢航す。

(ロ)木浦龍仰間航路：…木浦、龍仰

○開始 大正十二年十二月。

○使用船 發動機船龍塘丸(五噸)一日二往復

(ハ)木浦花源面鳩林里航路：…木浦、高下島、許沙島、加之島、鳩林里

○開始 大正十三年八月。

○使用船 龍塘丸(五噸)一日二往復

(ニ)木浦山二面相公里航路：…木浦、山二面、相公里、貢稅浦、錦湖島

○開始 大正十四年十二月。

○使用船 發動機船砂島丸(一一噸)一日二往復

大正十五年十月より花源面牧場迄延長す。

(ホ)木浦押海島航路：…木浦、達里島、訥島、押海

○開始 昭和三年四月より開始。

○使用船 發動機船押海丸(四噸)

(南一運輸株式會社)：…本社木浦幸町

(イ)木浦多島海線：…木浦、箕佐、岩泰、慈恩、飛禽、都草

○開始 大正十三年六月、月二十八回。

○使用船 發動機船南信丸(六七噸) 同南第一丸(三一噸) 同湖南丸(二五噸)

(ロ)木浦大黒山島線：…牛耳島、大黒山島

○開始 昭和二年四月。

○使用船 發動機船南信丸(六七噸)月三回

(山田回漕店)：…木浦寶町

木浦榮山浦航路：…夢灘、砂浦、基洞

○開始 大正十四年五月。

○使用船 發動機船榮浦丸(二九噸)月一五回

昭和三年十一月第二榮浦丸(四二・〇九噸)を新造配船し、相互より毎日航とす。

(朝鮮汽船株式會社)：…本社釜山



○木浦扱店 昭和四年三月迄吉田組回漕部、爾後朝鮮汽船木浦支店直營。

(イ)木浦釜山線：沿岸樞要地寄港

○開 始 大正十四年朝鮮郵船より引受

○使用船 最初發動機船天龍丸(八七噸) 同慶營丸(七九噸)

同慶釜丸(五九噸) 同慶信丸(七六噸)

昭和三年七月より最新のディーゼル機關を具ふるカモ丸(一三

二噸)、カモメ丸(一三二噸)、ツバメ丸(九二噸)、ツル丸(一四

○噸)に更改、隔日航海とす。

次で昭和四年二月木浦海運株式會社の買収に依り日發航に變更

す。

(ロ)木浦法聖浦航路：木浦、荏子島、法聖浦

○開 始 大正十五年八月、月十四回。

○使用船 發動機船晋州丸(一九噸)

(木浦府營渡船)：木浦大和町

木浦龍塘連絡：木浦、龍塘

○開 始 昭和三年四月。



龍塘行府營渡船棧橋

○使用船 發動機船サクラ丸

昭和四年七月豫備船ウメ丸進水。

### 第四 其の他

民間經營の交通機關も此の章節に併せ掲ぐるを閱讀上便なりと信するを以て以下敘説するところあるべし。

種 別	全羅南道管内	木浦府内	備 考
自 動 車	一二四	一四	荷物用を含む
自動自轉車	二二	六	サイドカーを含む
自 轉 車	八、三六一	九四六	
人 力 車	一七九	四三	
種 別	全羅南道管内	木浦府内	備 考
馬 車	三	一	旅客用なり
荷積牛馬車	一、四五七	五	
荷 車	二、六六七	六一二	
計	一二、八一三	一、六二六	

木浦に於ける交通機關は古來専ら水運に依り、開港後と雖も亦暫くは是を唯一無二のものとせざるを得ざりき。然るに港勢の發展は明治四十四年人力車の移入と爲り、大正二年七月木浦松汀里間鐵道の開通と爲り、次で大正十年自動車の出現と爲れり。鐵道に就きては已に其の項に詳記せり。以下人力車、自動車の二につき記述せむとす。

一、人力車 府内に人力車を使用するに至りしは三吉野旅館の客引用として同館帳場笠井某が明治四十四年一臺を備へ埠頭旅館間の送迎其の他に充當せしを權輿と爲す。右笠井某は翌四十五年資本金を調達し、笠井組人力車帳場を福山町に設け、十臺を備へ付けて一般の需に應じたりしが經營宜しきを得ず大正二年都築唯一代つて直接の營業に當る事となり十二月十二日名義を都築組と改む。同時に二十臺に増車し櫻町に支店を置き、大正六年又驛前支店をも増設したり。

當時市民が人力車利用の狀況は未だ全く實用の域に達せず、時に塔乗する者あれば直に一個の話題と爲る程度にして、晝間は婚禮、興行の町廻り、病院通ひ乃至冬季に於ける田舎行き位のみ止り殆ど云ふに足らず。専ら夜間櫻町方面の往



復に忙しかりしこと恰かも輓近自動車移入後數年の狀勢に等しきものありたり。最初は勿論舊式鐵輪にして大正三年頃前期護謨輪の時代に入り幾もなく空氣入ゴム輪に遷れり。鐵輪時代は收支償ひしと雖もゴム輪と爲りては固定資本多額に上り利潤伴はず漸く經營困難の時代に當面したり。料金制度は現今の均一と異り各町別に一定せられあり、最低十錢より最高五十錢に至る。即ち隣接町内は十錢にして三町洞に涉るときは二十錢、大成洞より櫻町に至る如きは五十錢とす。而して一日傭切り二圓、半日は一圓二十錢、夜間二割増、雨雪天三割増、暴風雨の時は五割増の規定なり。營業法は舊時、營業主と挽子との間に歩分けの制を採りしが適切ならず、現今にては車體賃貸の法に依れり。

都築組は經濟界好況、鮮人事業熱勃興の時に方り大正八年十二月徐寅燮に讓渡せられ、後又昭和二年濱田定槌の手に歸して現在木浦臺北麓十八銀行附近に營業所を有せり。今も尙都築組の名稱を襲用す。

外に大正八年頃都築組より分派して竹洞に趙文漢の京城組を設くるあり、大正十二年木浦臺西麓に丸一人力車帳場の開業（經營者長野寅太、昭和三年七月佐久間忠次に讓渡す）あり、三者鼎立の勢を爲せしが京城組は去る昭和二年再び都築組に復歸したり。尤も現に南橋洞邊に自營の車夫あり。斯の種時々出頭没頭するもの絶無に非ずと雖も不確實且つ小規模なれば茲に詳記せず。車體數府内總計四十餘臺、自動車の影響あるに拘らず年々多少の増加を示すは一奇と謂ふべし。

**二、自動車** 大正十年一月好況時代の餘勢に乗じて丸一自動車部生る。位置は京町一丁目にして營業主は長野寅太なり。當時尙早の聲無きに非ざりしと雖も自動車普及の世界的趨勢は遂に我が木浦市内に於ける馳驅を許せり。大正十四年三月山口林藏の經營する朝日自動車部大和町に興り、獨占權茲に破れて自然競争の勢を馴致せる上昭和三年三月光州相馬某の資本又木浦に延びて木浦臺下に不二自動車部開業し、同年六月竹洞に鄭大成の木浦自動車部現はれ競争愈々激甚ならむとす。同年七月丸一自動車部は新經營者玄永燦の手に歸し營業所を壽町に移轉せり。

大正十五年共進會開設の頃より市内一圓のタクシー制度採用せられ、頗る利用の率を増加す。就中朝日自動車部は其の開業の要目として市内二十錢均一のバス制度を開始、實用化の有力なる階梯と成れり。

不二自動車部は最初木浦、光州間連絡を主たる目的とし毎日二往復を實行せしも永續する能はず數月にして廢し、之を木浦、外邑間の二往復に短縮せり。使用車はフォード、定員六名なり。

朝日自動車部は同じく外邑を経て望雲に至る定期一往復を運轉するの外、市内停車場間の定期あり。本初市中バスの形式なりしが乗用者尠きたため現在の如く區間を縮小したるものとす。

**三、附記** 序に近年我國交通機關變遷の狀を見るに急激なる増加を爲しつゝあるものは自動車及自轉車の二種にして緩漫なる増加率を示すものは荷車及荷馬車の二種を擧ぐべく漸減の趨向を表はすものは人力車なりとす。自動車は大正二年五〇〇臺に満たざりしも昭和三年に於て約五萬臺に達し、人力車は明治三十七年の十八萬五千餘臺より年次遞下して昭和三年五萬臺に陥落せり。自轉車は益々普及して大正二年凡そ四十萬を算せしもの今や五百萬に達せむとし、人口十五當り一輛の比例なりと雖も米國の自動車が國民五人當り一臺に較べて甚だ遜色あるを免れず。我が國に於ける自動車普及の充分ならざるは一に地勢道路、生産、富度、運轉等の諸原因に在りとせらる。

自動車の實用化されたるは近々三十年來のことにして我が木浦の開港と相前後し、日本に於ける先鞭は明治四十年澁澤子、大隈伯に指を屈し、其の朝鮮に入りしは大正元年寺内總督の乗用車購入を記録と爲すべく、其の木浦に來りしは更に後れて既記の如く大正十年なりとす。然れども自動車の抑々の發祥は實に西紀一七七〇年前後英國のニコラス・クノーが創案せし蒸氣自動車（速力四哩）に在り。當時の取締法は此の路床蒸氣（然か俗稱せられたり）を以て危険非衛生のものとすし、車の先頭に赤旗を樹て人をして先驅せしめたりと。百年を経て一八七二年佛國に於て優良車の製作を完成し速力十八



哩に達せしめたり。夫れより十年餘を経て一八八四年、獨逸のブットリーフ・デイムラーは自動車に瓦斯エンジンを裝置することに成功し、遂に今日の如き發達を見たり。而して此の自動車が我が國に於て初めて其の偉大なる眞價を發揮したるは、大正十二年九月一日關東大震災時に於ける其の活動なりとす。

## 第二章 社會

### 第一節 醫治機關

#### 第一 木浦病院

新開地に居留する者、衣食住の方針定まりて後、先づ念とするところは教育並に醫療各機關の有無なりとす。抑々木浦に初めて醫業を開始したるは何人なりやと云ふに、開港匆匆々京城方面より來りたる峰俊藏にして、共立病院と名くるバラックを府廳の西方に建設したり。

次で明治三十一年清水近造仁川より來りて木浦臺北麓本町角のバラックに開業したるが幾もなく峰俊藏の退去するに及び共立病院を繼承し一面又領事館、居留地會及居留民會の公醫を兼ね、三十二年十二月には大和町の東端松村文具店隣に新築移轉せり。即ち共立病院は開港以來凡そ十年間公共の援護を受けて唯一權威ある醫療機關なりしが、以て市勢の膨脹に伴ふ能はざる憾無きに非ざりしかば、遂に民團囑託病院の設立を見るに至れるものとす。

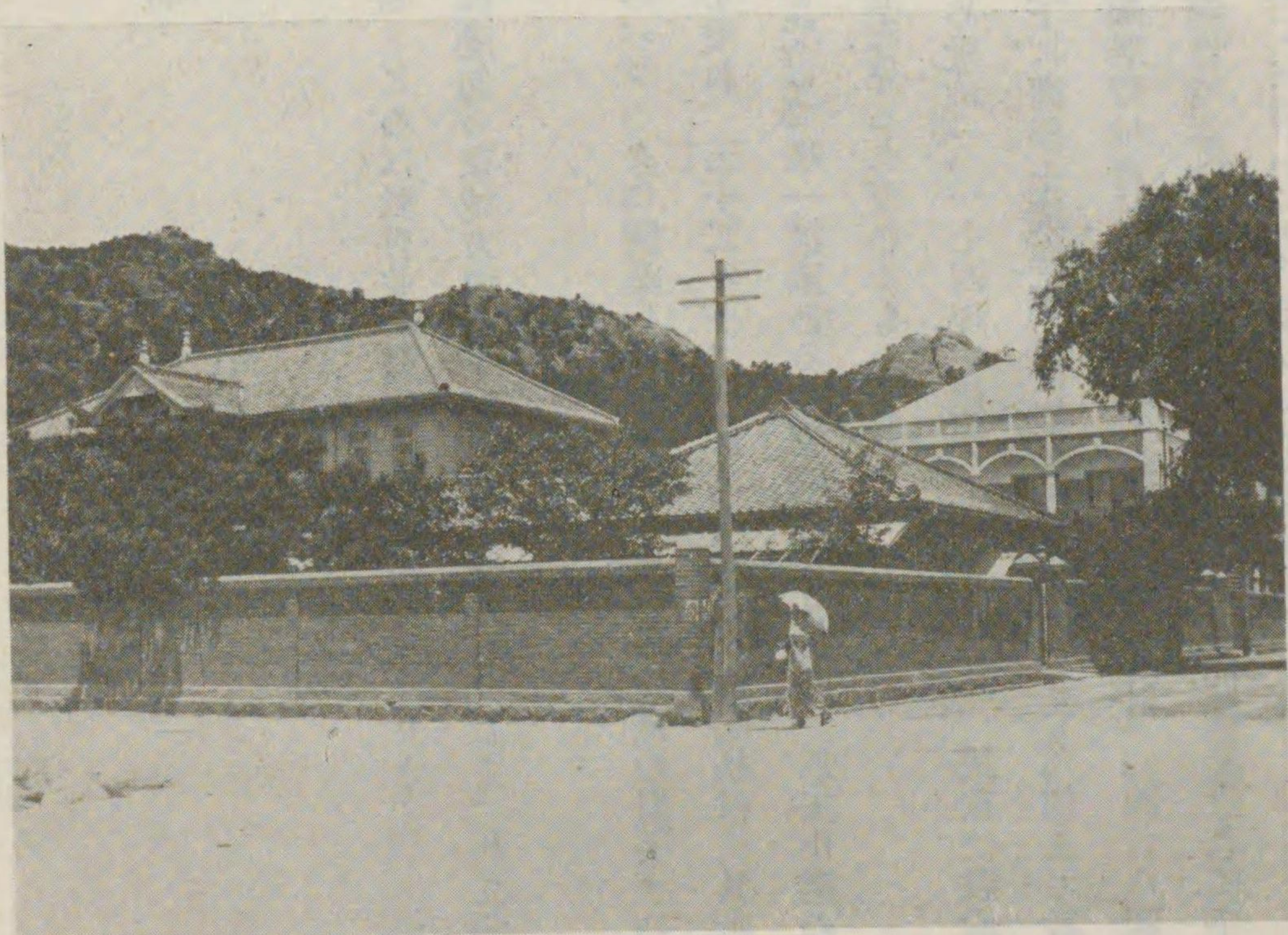
木浦居留民團囑託病院は明治三十九年七月の設立に係る。初め敷地一、一七四坪、建物一一一坪七五、民團は設備一切を無償貸與するの外一ヶ年二、二八〇圓の報酬を支給する條件の下に醫學士淺海庄一に經營方を囑託したり。超えて數年皇太子殿下(後に大正天皇)御下賜衛生基本金元利一、一六八圓及各國居留地會特別補助金一、三〇〇圓、合計二、四六八圓を以て明治四十三年十一月特別病室二棟及附屬汚物焼却場三〇坪を建設し、更に明治四十五年三月金三九四圓を投じて手術室六坪を増築し、大正二年度に於て敷地周圍の東及南兩面を煉瓦塀に改築したり。即ち大正年代に入らんとする當時に於



て、囑託病院の設備概ね次の如し。

敷地	一、二七四坪〇〇	病院	一〇二坪〇〇
建物	一三七坪七五	住宅	三五坪七五
病院室割	患者控室 一 施術室 二 婦人科室 一 臨室 一 病室 六(收容定員十名)	職員	院長 一(醫學士) 醫師 一(得業士) 藥劑師 一 看護婦 二

大正三年府制實施と共に民團の權利は之を其のまゝ府に移囑せしめられたるが當時病院としては設備極めて不完全にして、改善の急を要する點多く逐年増築並に器具機械の購入を努めしも府の財政は常に窮迫を訴へて之を充實せしむるに苦しみ、内容外觀共に尙未だ貧弱なるを免れず。建物僅かに一五五坪七五を有するに過ぎざる状態なりしかば大正八年府債並に篤志者の



木浦病院

寄附金に依り二四、〇〇〇圓を捻出し、本館に充つべき木造洋風二階建一棟六九坪耳鼻咽喉科、内科、外科、婦人科、眼科の各診察室外十四室を有する建物を新築し、更に在來病舎に改造を加へ優良なる器具機械を備付け、面目稍々改まれり。爾來又鋭意改善を怠らざりしと雖も、尙以て府民の要求を満す能はざりしが故に昭和二年經費約二二、〇〇〇圓を以て鐵筋コンクリート造り特別病棟以下病舎十四室一〇〇坪及新手術室並に附屬室廊下等一七坪五の増改築と約八、〇〇〇圓を費したるレントゲンの備付とを行ひ昭和三年には太陽燈を購入設備せり。

淺海院長は在職十八年にして罷め、翌大正十三年四月醫學士上原幾久次(同人は大正十四年醫學博士の學位を得たり)代りて經營すること二年、大正十五年七月釜山の學校醫たりし青木正枝に委せられて今日に及べり。

而して囑託の條件は時代により變遷あり、今其の概要を摘記すれば：：相當學力經驗を有する醫師に囑託するものにして大正九年度迄は一切の設備を無料貸與し、職員は醫師(二名)看護婦、傭人の數を一定し、内科と外科の二科を設くることとし報酬年額一、五〇〇圓を給付する契約なりしが大正十年設備の充實に伴ひ更めて醫師を四名に増し、分科を加設し他の職員をも従つて増員するの條件にて年額六、〇〇〇圓を給付することとせり。然るに大正十五年青木正枝に經營を囑託する際に改善の實を擧げんことを期し諸多の契約條項を變更し、即ち職員は博士或は帝大學士を含む四名(實際に於て院長が學位を有せざるため初め築地美暢、次で昭和二年前田又四郎の兩博士診療に従事したり)藥局員は有資格の藥劑師を含む二名、看護婦は六名を定員とし、此の外レントゲン技手及如上の各職員兩三名宛を尙成るべく任意雇傭することとし、報酬は從來の六千圓に加へて定員外に對する加給を爲すことあるべしと爲し、藥價入院料等亦同時に協定したり。加之人事に關しては或は府尹の承認を要し、或は報告の義務有りと爲す等設備の改善と相俟つて機關の圓滑有效なる運用を企圖し、内容外觀頓に市民の理想に近けり。



現在職員數 (昭和三年四月一日)

院長

一

醫師

一

一

七、四八〇圓(府費支出)

病院設備 (昭和三年四月一日)

敷地坪數	一、一七二・〇〇
建物總坪數	三五九・七五
本館坪數	七九・〇〇
普通病室坪數	一二三・〇〇
特別病室坪數	三三・〇〇
レントゲン室坪數	八・〇〇

手術室坪數	八・五〇
オンドル坪數	三〇・二五
屍室坪數	二・二五
其他坪數	三七・五〇
院長住宅坪數	三七・七五

病舎内容 (昭和三年四月一日)

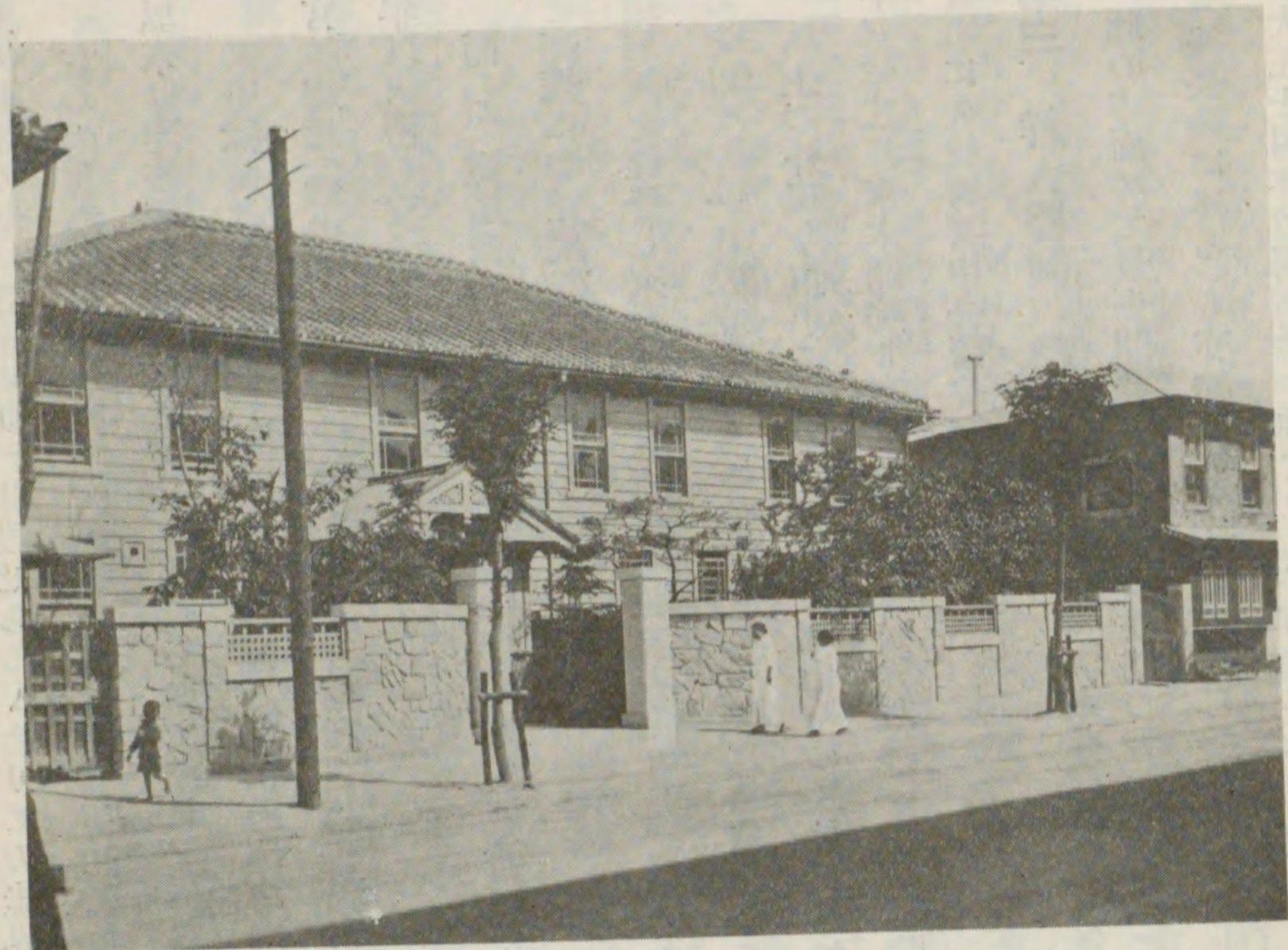
區分	室數
内科室	一
外科室	一
婦人科室	一
眼科小兒科室	一
耳鼻咽喉科室	一
レントゲン室	一

區分	室數
手術室	一
直室	一
看護婦室	二
病者控室	三五
患者控室	一
藥局室	一

區分	室數
屍室	一
應接室其他	九
計	六八

### 第二 一般開業醫

木浦の中樞醫療機關が今日に發達せる経路は、以上大略敘述したる所の如し。然りと雖も一個此の半公設病院を以て年



第五編 地誌 第二章 社會 第一節 醫治機關

鐵道 病院

に月に繁盛の域に進む港勢の現實に隨伴すべく、勿論充分なりと謂ひ難かりしが故に、一般の要求は遂に驅つて獨立の開業醫を生じ、更に各分科を標榜する現状にまで到達したるものなり。

即ち純然たる個人經營の開業醫は三十一年峰醫師の共立病院に對立し仁川より來りて木浦臺北麓に居を卜したる清水醫師にして後幾程も無く峰俊藏去り、清水近造共立病院を繼承するや已來又續く者無し。居ること四、五年某醫の無免許なること發覺したる事件あり、間も無く阿内山謙弼山口縣より來りて福山町電燈會社の邊に開業し、暫らくは共立病院と兩對峙の形勢を持続せり。

然りしより此の方、大凡十年、中頃民團囑託病院の設立ありて府民平生の期待を滿たせるありたる等の關係上格別の變化を見ざりしが明治四十二、三年以來、醫學得業士八尾俊(民團病院を辭して山手町に開業)、警察醫熊野誠治(榮町一丁目開業)、鐵道醫宮崎速雄(湖南町鐵道醫務室詰)の諸氏相踵いで診療に従事したるのみならず耶蘇教關係の富爾翠病院(外



國人醫師の部に詳記せり。開設せらるゝありて刀圭界敢て寂寥を感じざるに至れり。

右の内警察醫は明治四十四年前記熊野醫師囑託せられ大正十一年木浦病院副院長たりし新妻醫師之を承け、大正十三年以來は港務醫官補日高廣矢を配屬せられて今日と爲れり。

又監獄醫は明治四十二年頃分監設置と共に前出河内山謙弼の囑託を初めとし、松田兵次郎、中村易次(大正十二年夏迄)宮崎速雄(鐵道醫にして缺員中臨時)三囑託を経て現在の保健技師安岡隆(大正十二年十二月以降)に及び同醫師は大正十四年以來傍ら南橋洞に開業せり。

而して鐵道醫宮崎速雄は湖南線一部開通の前年即ち大正元年九月囑託を受けて湖南町鐵道醫務室に在勤せしが朝鮮鐵道を滿鐵に委託經營(大正七年)の運と成つて後漸次計畫を進め、同會社と協議の上大正九年十月現在の常盤町に新築し、鐵道病院を經營し來れり。本病院は鐵道病院として相當なる設備外觀を具へ、全線を通じて比較するも多く遜色無きものなるを以て、一旦設立を見るや府民をして頗る人意を強うせしめたり。鐵道囑託たること舊の如し。

以上の外現今市中に開業せる者は福山町の小兒科厚地(一政)醫院、大正六年二月來木開院、大和町の林(幹)醫院、大正十三年二月來木開院、幸町の耳鼻咽喉科西村(彦三)醫院、大正十五年八月開業あり。又大正三年より同六年に至る間、實町に久枝秀喜中央醫院を開きたることありたり。

### 第三 鮮人醫師、醫生

此の方面にて最先開業したるは南橋洞の野雲堂醫院にして、醫師は李尙斌、時は大正三年頃なりとす。此の頃金健植醫師(後長興に移る)も亦約三年間茲に開業したり。大正十年李醫師の野雲堂醫院を繼承したは金命峻の東亞醫院にして、は大正十四年竹洞高燥の地を下して石造洋風の現建物を新築移轉せり。

時に醫事教育の普及と民衆衛生思想の發達とは相俟つて急激なる醫藥機關の充實を示し、來りて門戸を張るもの一、二に止まらず、先きの東亞醫院に次で大同、玉山、三山、濟衆の各醫院競ひ興るに至れり。大同醫院は竹洞に在り、金商億の肇めしところ、玉山醫院亦竹洞に在り、玉豊彬の經營なり。而して又竹洞の三山醫院は崔景河の宰するところにして、大正町濟衆醫院は任賢宰之が主たり。後大同醫院廢せらるゝや其の跡に玉山醫院を移し、玉山醫院の舊居は濟衆醫院入つて之を占む。但し何れも其の命脈三、五年に過ぎず、今や現存するものは前記東亞及三山、弘濟の三醫院にして現今の三山は大正十三年崔景河が竹洞の玉山を、又弘濟は昭和元年朴永進が竹洞の濟衆を各譲り受けたるものとす。昭和劈頭南橋洞に吳世南の安東醫院起り、竹洞に金桂洙の昇平醫院顯はれたるも兩三年にして前者は忠南へ、後者は順天へ各轉出せり。而して金賢瑞は就中古參にして在任既に二十年を経たるべく之に亞ぐを權醫生とす。近時朝鮮人間に藥種商を營む者簇出し之に影響せられたる醫生は漸次顧みられざらんとするの悲境に淪みつゝあり。

鮮人齒科醫を見るに至りしは近年の事に屬す。昭和元年南橋洞に洪在榮なる者あり、資を出して木浦齒科醫院を創設し齒科醫盧基燮を聘して施術を開始せり。昭和二年前記盧の竹洞に獨立して中央齒科醫院を開業するに及び、木浦齒科醫院は直に有資格者西川みどりを採用して其の任に當らしめしが、昭和三年秋亦辭して今や存續疑はしきに至れり。

### 第四 外國人醫師

外國人系統に屬するものに湖南町六番地の富蘭翠病院と稱するものあり。今を去る二十年前即ち明治四十二年十一月(西曆一、九〇九年)米國人醫學博士ウイリー・ハミルトン・フォルザイトがフレンチ・メモリアルの寄附に依りて建設したるものなり。



敷地面積二、〇一八坪、建物坪數一九二坪、石造洋館にして米國南長老宣教會の經營する所、毎年約一萬五千圓の豫算を以て七、八千名の患者を取扱ひつゝあり。其の成立の由來基督教宣布に關聯し、一般的性質と少しく其の選を異にすと雖も、當時醫療機關貧弱なりし時代に於て鮮人聚落の中央に輪奐を具ふる新施設を爲し、以て今日に至るまで保健衛生の任を盡したる其の間の功績、又没すべからざるものありて存すと謂ふべし。

### 第五 齒科 醫

齒科醫の現状は其の數に於て今や必ずしも乏しからざれど、明治年代に在つては僅かに榮町の平井、福山町の飯島兩入齒師ありしのみ。大正二年大關兼記初めて齒科醫として來り、大正八年水島小一郎務安通りに、後移りて明治町に開業せり。爾來大正十二年大和町に佐藤忠司、大正十三年竹洞に柴田直喜、大正十四年本町に神崎登、同年同じく大和町に加藤茂久治又同年幸町に竹林謙一の諸氏相踵いで開業するに至りしが内柴田は大正十五年、大關は昭和元年、竹林は昭和三年各内地其の他へ去れり。

鮮人齒科醫に付ては便宜第三項中包括併記したれば、茲に重ねて述ぶることを爲さず。

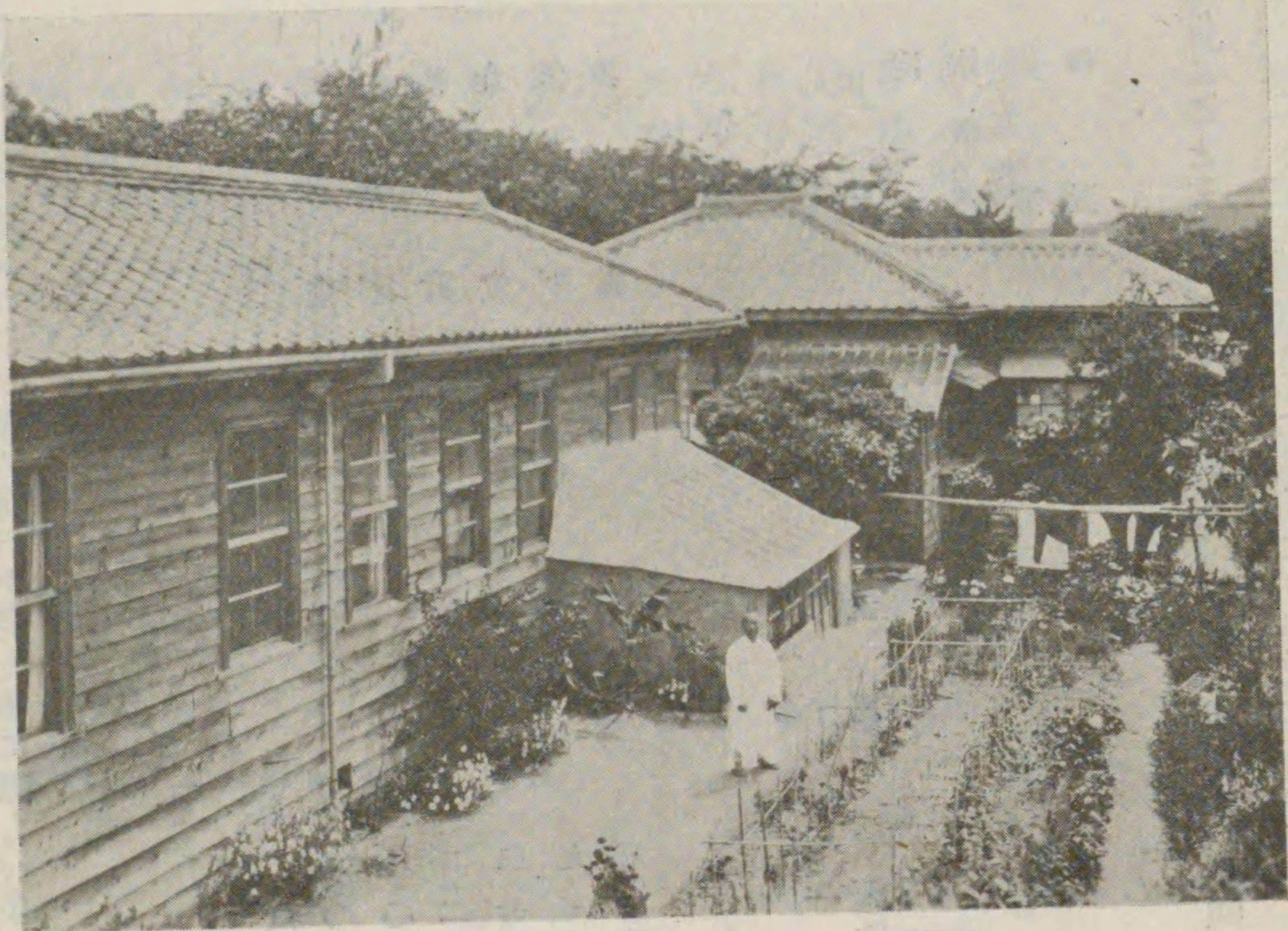
### 第六 避 病 院

府の避病院は大成院と稱し、市街の北隅大成洞の西北端一小半島上に在り。創設は遠く開港の翌年即ち明治三十一年に在り、以て當時天涯の孤客たりし居留民の間に衛生思想の甚だ強烈なりしを察すべし。同年五、六月の交、數名の下痢患者發生したるに際し、居留民の熱心なる要望、促されたる各國居留地會は乃ち雞林獎業團の不用バラックを譲り受け現在地方法院支廳敷地となれる務安通りの山腹に建設し一時の急に應じたり之を濫觴と爲す。但し此の急設バラックも一般居留民の寓舎に比し、寧ろ優良の部に屬せしが風雨に暴露して頽敗に歸せしと市街の膨脹は其の位置を不適當とするに至りしとの理由により、明治三十三年四月露西亞山の東部丘上未

公賣地に第一回の移轉を行ひ同時に増改築を施したり。然るに該敷地が其の後公賣の結果私有地と爲りたるを以て、明治三十九年停車場の南方居留地界の海濱干潟地に近き丘腹（現在明治町より祝町に通ずる常盤町新道路を入りて間もなき邊）に第二回の移轉建築を爲すの止むなきに至れり。

超えて四十三年各國居留地會補助の下に民團の經營と爲り舎内の設備に改善を加ふる所ありしが四十四年起工の湖南線木浦停車場敷地を附近に選定せられたるため、四十五年七月居留地外鷲時洞後改めて大成洞と稱す、現在の所なり）に地を相して第三回移轉を執行せざるべからざるに至れり。此の時居留地會より四千餘圓を支出し改築工事と共に新病室、事務室及浴場等を包含する建物一棟並に附屬看病人、食堂、炊事場、貯水場及流し場等を設備したり。敷地二、六九七坪、病舎八〇坪五、附屬舎四五坪、計一二五坪五を有し、三十人の患者を收容し得べく、茲に於て乎其の規模稍々備はれり。

大正三年府制實施と共に府の所管に移り、逐年相當の改善



大成院(避病舎)



を加へ來りたるを以て器具機械の類亦漸を逐ふて充足し、殊に大正十二年初めて猩紅熱の流行を見たるに際し、多大の經費を投じて一層之が改善を遂げ、其の規模現に左表の如し。

區別	坪數	區別	坪數
敷地坪數	二、九三八・〇〇	消毒室	五・〇〇
建物總坪數	一八三・〇〇	炊事室	八・〇〇
事務室	一八・二五	食物置	二・二五
舊病室	五〇・〇〇	渡廊	三・七五
新病室	四〇・七五	其他	九・五〇
鮮人病室	一六・〇〇		三・〇〇

備考 昭和三年度豫算二、二二二圓。

區別	室數	區別	室數
事務室	一	浴場	二
小使室	一	炊事室	三
藥品室	一	屍置	一
宿直室	一	消毒室	二

由來隔離病舎を思ふ時、世人の腦底は直に一種特別なる暗翳を伴ふことを免れざる通弊あり。之を以て内容の整頓に意を用ひて一面患者並に關係者の信頼を増すと共に、平素市民をして故なく之を嫌忌するの感情より離脱せしめむことを努

醫治機關一覽表

名	稱	種別	科別	所在地	電話	經營者
木浦	病院	普通醫	一般科	京盤町	一二五	青木正雄
木浦	鐵道病院	同	同	常盤町	一三	宮崎速雄
富蘭	翠病院	同	小兒科	湖南町	一四一	ビウギルマ
厚地	醫	同	一般科	務安通	二四九	厚地一
林岡	醫	同	耳鼻咽喉科	大和洞	三一五	林岡
安岡	醫	同	一般	南橋洞	六一一	安岡
西村	醫	同	一般	幸洞	八〇五	西村命彦
東亞	醫	同	一般	竹洞	五四九	金村辰
廣濟	醫	同	一般	同	六一九	崔景
三山	醫	同	一般	同	...	金景
芝山	醫院	同	一般	同	...	權明
水島	齒科醫院	同	一般	同	...	張澤
神崎	齒科醫院	同	一般	同	...	金普
加藤	齒科醫院	同	一般	同	...	水島

むるは極めて必要の措置なりとす。當局茲に鑑みる處あり強めて周圍に花木を植栽し温室を設け、専ら美化と慰安とに力を注ぎたる結果、今や却つて府民が四時散策の目標と爲るに至れり。



木浦府史	九二六			
佐藤齒科醫院	齒科醫	齒科一般	幸町	佐藤忠司
中央齒科醫院	同	同	竹洞	盧基燮

## 第二節 代辦業

### 第一辯護士

辯護士の需用たる素より司法機關の具備と民衆法律觀念の發達とに比例す。舊朝鮮に於ては古來職司に行政、司法の區分を設けず、兩機能を擧げて同一地方官の決斷に委ね、加之國家に法制の備はる無く、官吏は法學の素養を缺き、唯其の常識に基き、舊慣を參酌して量定するに止まりし。以て良吏と雖も時に過誤無きを保せず。沉んや滔々たる俗吏輩に至ては請託の如何に因り自己の權柄を擅に左右して堅白を異同し、原被の兩造は爲に無辜に泣き、或は無意味の失費に苦しむこと比々殆ど然り。斯く争訟は初より正義の觀念に遵て決せられず、又裁判所の構成乃至訴訟の手續等に付て何等規定する所無かりしが故に事件は確定終局すること無く其の一旦判決を下されたる事項も、觀察使或は郡守の更任に依り再び法廷に持ち出さるゝこと珍しからず、贈賄の如何に由ては勝敗其の地を代ふること亦決して困難ならず。是等の事情は遂に上下に健訟の弊を馴致し、後年統監が半島政府指導の任に蒞むや綱紀の紊亂を匡し、人民の疲憊を救ふに當り其の改善最も急を要すと認めたる所以なり。明治二十七年日清戰役中内閣の創設あり、始めて司法機關の存在を見るに至りしも而かも僅かに京城に平理院及漢城裁判所の二を設けたるのみ、其の他は一般に地方廳に併置せられて裁判官は全然地方行政官の兼務する所たりしを以て名は則ち是有りと雖も其の實に至ては毫も舊前と異なるなく、従つて辯護士は明治三十四、五年頃京城に於て開業せる者二名有りし外地方に於て全く其の必要を認められず、且つ活動の餘地存せざりしものなりと謂は

る。明治三十九年統監は舊韓國司法機關の改善を急務とし、各裁判所に内地人の法務補佐官、或は同補佐官補一名を聘せしめ、務安裁判所には同年十二月、長濱三郎補佐官補として來任し指導誘掖に任じたり。然れども久しき痼疾の狀に在る當時の裁判制度に對し此の間接手段を以てしては遂に實效の期し難きを認め、四十年七月司法事務を行政事務より分離するの協約を締結し、翌四十一年八月全然内地現行同様の三審制を採用せられたり。而かも尙未だ充分改善の目的を達する能はざりしかば四十二年七月監獄事務と共に司法事務一切の委任と爲り、茲に初めて裁判の威信を保ち得るに至れり。

前記司法事務の委任に先つこと數月、即ち同年二月十日木浦區裁判所設置せられ翌四十三年朝鮮辯護士規則の公布を見たり。木浦に於ても爾來漸く辯護士の必要を感ずることとなりしが此の時以前に在りては今日と其の趣大に異り、居留外國民は各其の領事裁判權に服し、一方一般人民は務安港監理署に併置されたる裁判所に於て務安港監理たる判事の裁判を受けたるものなり。居留民は何れも信用を重じて容易に裁判事件を惹起せず、身を實業界に置き口に法律を云爲するが如きは、人情に背き徳義に反するものとして、訴ふる者却つて同情を失ひ敬遠せらるゝの風あり、不得已場合と雖も公職者其の他民間有志の居仲調停に依り圓滿解決するを常とし、官憲亦此の傾向を是認するの態度に出でたるのみならず、刑事事件の如きも概ね小事件に限られ、少しく複雑なるものは退韓命令に依るか乃至之を他に移送して結末を告げしが故に、必ずしも辯護士の活動を要とせず、四十二年二月韓國政府の務安區裁判所設置と前後して、理事廳に裁判事務擔當の副理事官を置くや同年八月初めて訴訟代理人の開業を見たり。又一方當時の地方民は裁判思想甚だ發達せず、控訴豫納金を賄賂と誤解せし位の時代とて大抵の場合、事件を訟廷に持ち出すこと無く、一旦訴訟と爲るも因襲の久しき條理に基いて厭くまで主張を貫徹せむとするが如き意志及手續上の知識を缺き單に裁判の確定を待つて其の儘已むを常とする有様なりしかば是れ亦辯護士の需用なく、前同斷、後日漸く訴訟代理人の指定を見たるに過ぎざりしなり。而して右訴訟代理人の特



許を得たるものは、伊藤愛太郎、池田重吉、鮮人某の三名にして、後何れも辯護士の免許を得たり。尤も訴訟代理人特許以前補佐官任命以後の間に於て一名の内地人老辯護士來住したることありしも遂に效用を發揮するに至らずして幾もなく去れり。

前記區裁判所は四十二年七月司法事務委任の協約に依り帝國政府の裁判所と爲り、同時に理事廳裁判を廢せられ翌四十二年併合と共に諸外國が韓國領土内に於て有せし治外法權の撤去、辯護士規則の公布等着々裁判制度の理想に近づきたるを以て、其の間次第に辯護士の開業者を生じ、以て今日に至れるものなるが當初一、二惑星の來去者を迎送したる後、府面制並に不動産登記令等施行の前年たる大正二年には訴訟代理人を合せて府内辯護人數、内鮮人を合せて約十名に達し、爾來甚だしき増減無く、現在辯護士九名にして、今年以後移動の状況を列示すれば左の如し。

自	業	期	間	氏名	備考
大正二年四月十九日			大正四年五月十八日	富田庄藏	死亡
同 二年五月三十日			現在	金商變	...
同 二年九月十九日			同 十四年十一月二十六日	平田司郎	移居
同 六年七月二日			現在	金宅鉉	...
同 八年七月十七日			同	伊藤愛三郎	内地歸還中
同 九年九月十日			同	佐藤秋二	...
同 十二年四月二十日			同 五年五月二十日	藤木永吉	移居
同 十二年八月一日			現在	金永洙	...
同 十三年九月十日			同 十四年六月一日	池永九	移居
同 十五年七月六日			現在	李儀珩	...

同 十五年十一月十二日  
 昭和二年一月卅一日  
 同 四年三月一日

同 同 同

金明鎮  
 梅田林平  
 青戸辰午

...

### 第二 代 書 人

現在府内の代書人は其の數二十名に近く、一、二を除き大部分務安通り、竹洞等法院附近に業務所を有す。其の司法代書人は大正十三年十二月二十四日制令第五號、朝鮮司法代書人令に依り、又、行政代書人は是より先き大正四年部令第五號代書業取締規則に依り、各區處せらるゝものなるが、内數名の司法代書業専門なるを除き餘は悉く兩者を兼營せり。

木浦の司法代書人は、前記の如く大正十三年末司法代書人令の發布あるや直に其の候補者につき詮衡を加へ、大正十四年五月一日初めて一齊に免許せられたるものにして、松尾卯市、林國彦、金武賢、朴宗己、張百敏、姜學基、曹鳳順、李敦性、牧原盛人、西田周一、延秉圭、韓昌純、金基煥、姜好男、徐南圭、朴龍載、韓東俊の十七名を算す。其の後昭和二年二月十五日菊池秀雄の開業するあり、現在數十八名なるも人員の關係上、特別の事情あるに非ざれば將來新に免許を受くることは極めて困難なるものゝ如し。

司法代書人令發布以前に在つては代書人に兩種の區別無く、同一人にして萬般の代書を爲すことを得たるのみならず、明治時代に溯る時は委任を受けて訴訟の代理人たりしこと珍らしからず。斯くの如き代書人は開港の當時既に木浦に存し、其の最も舊きを幾度建一と爲す。同人は渡來前、京仁其の他の地方に於て、久しく之れが經驗を有する者なりしなり。續いて居留民會役場附近に若松某あり、更に遅れて佐山義重、南方某、延秉圭等順次開業せしも、當時尙五指を屈するに足らず。其の急激なる増加を示すに至りしは、明治四十四年來司法機關の整頓、併合後の諸政更新、府面制の實施、就中大



正七年七月一日不動産登記令の全鮮施行以後の事に屬す。  
代書の内容は行政方面のもの極めて尠く、司法事件の九分に對する僅かに一分に過ぎずと云ふ。而して代書人各個の取扱件数は非常に差等あるを免れず。古參者にして依頼筋多き向は月收數百圓に上ると認めらる。

### 第三節 墓地其他

#### 第一 墓地及火葬場

##### 一、墓地

府の共同墓地二箇所。一は務安郡二老面竹橋里に在りて開港以來内地人のために存し、一は同郡同面山亭里に在り、専ら朝鮮人の使用に充當せらる。

竹橋里内地人共同墓地は、府内北橋洞に隣接し、其の面積五千七百七坪。大正四年六月十七日木浦府條例第六號に依れば、使用者は其の使用許可を受くるに當て、甲種一區域(方六尺)につき金一圓の使用料を前納することを要し、且つ其の位置を任意に選擇するの自由を有せず、順次接續して附與せられ、其の使用權を讓渡することを得ざるも、相續人に移屬するの定めなり。

開港當初久水領事は、一旦居留地に隣接せる竹洞務安駐在所背面の山腹を選びたるも時の務安監理秦尙彦との間に交渉纏らず、依て別に緩傾斜の山腹三萬平方米、即ち三ヘクタール凡そ九千坪を占むる現在の地點を相し、政府の承認取極を経たるものなり。居留民會に續いて民團の管理に屬し、大正三年府の經營に移れり。

山亭里朝鮮人共同墓地は二老面事務所裏手の傾斜面に設けられ、總面積三萬二千二百二十八坪、使用料を要せず、使用面積を一人につき四坪とするの外、内地人共同墓地と其の規程を異にせず。初め府内面々長の管理に屬し、大正三年府制實施と共に木浦府に移れり。是れより先き、明治四十五年六月總督府令第二百二十三號墓地、火葬場、埋葬及火葬規則の制定あり。墳墓に關する朝鮮在來の弊習は、之に依て漸次改善を見るに至りたるが、我が全羅南道に在ては、大正四年一月一日を以て本規則初めて施行せられ、從前無制限に設定せられつゝありし朝鮮人の墳墓は、共同墓地使用の遞増と共に著しく限定縮約の目的を達するを得たり。

##### 二、火葬場

内地人共同墓地の一隅に在り。初め居留民會の事業として、墓地區域内に竈數二個を有する火葬場一棟を建設し、後明治四十三年度に於て胞衣及産褥汚物棄却場を附設し、又四十四年中火葬場近傍に休憩所を建築し、次で大正元年工費千五百圓を投じて現在の地點に改築を行ひ、爾來使用料を徴するに至れり。大正三年府に移管す。  
大正四年七月埋火葬規則に附隨する取締規則の制定實施あり、府は工費千四百圓を投じ、竈二基を増設して合計四基と爲し、大正五年十二月工費百餘圓を以て小兒用竈一基を新設せり。然るに間斷なき人口の増加は之を以て足れりとする能はず、大正十四年十二月更に工費四千餘圓を投じて大人用竈二基を築造し、且つ祭壇を設けたり。又別に墓地及火葬場看守人の常時詰所及會葬者の休憩所を建築し電話を取付け不斷看守に當らしむると共に會葬者其他の便宜を圖れり。現在竈數大人用五基、小人用一基あり。使用料は十五歳以上の屍骸一體に付金一圓、十五歳未滿及胎兒同一體に付き金五十錢の定めにして、府の住民に非ざる者は倍額を要す。而して火葬費用は別途請負人に仕拂ふものとす。

墓地面積表 (昭和四年末)

區別	内地人	朝鮮人	摘要
總面積	五、七〇七坪	三二、二二八坪	使用許可件數累計



未使用面積 一、七五一  
使用面積 三、九五六

内地人 一一、五九八  
朝鮮人 二〇、六三〇

内地人

朝鮮人

九三二

火葬場使用状況表

年次	内地人		朝鮮人		合計	
	大人	小人	大人	小人	大人	小人
大正十四年	七一	四八	二四	八	九五	五六
同十五年	七四	四六	三七	五	一一	五一
昭和元年	八六	五四	四四	二	一三〇	一六二
同二年	一一一	七一	三八	六	一五九	一八六
同三年	八八	八五	四二	一〇	一三〇	二二五
同四年						
計	七一	四八	二四	八	九五	五六
計	一一九	一一〇	三七	五	一六一	一六一
計	一四〇	一九二	四四	二	一三〇	一八六
計	一七三	一七三	五二	四	一五九	二二五

第二汚物掃除

市街を浄化し、公衆並に個人の衛生状態を改善し、傳染病豫防の目的を達せむがための汚物掃除事業は、府民日々の生活に密接の關係を有し、之が運用の如何は、影響する所蓋し少々に非ず、一日を緩ふすべからざる問題なりとす。

以是居留地内に於ける汚物即ち塵芥、尿尿等の掃除は、明治三十一年世話掛時代早くも公共の事業として之を處理したりしが、後各國居留地會の管掌に移り、居留地會は一定の業務引受人を置き、之をして適當の場所に投棄せしめたるものなり。當時市街未だ發達せず、常盤町丸岡商店附近に投棄すること數年を繼續し、更に驛前派出所附近に地點を移して投棄すること亦數年に及べり。

明治四十三年九月以降居留民團の經營に屬したるが、此の頃投棄場を新昌洞（今の湖南町、陽洞邊）に移し、特に監督員を常置し、塵芥、尿尿、胞衣等の運搬處理乃至下水浚渫等汚物排除一切の事項を擧げて木浦衛生組合なるものに委託し

たり。木浦衛生組合は、明治四十四年の創立に係り、居留地内衛生施設の完全なる遂行と、改善發達とを庶幾するを以て目的と爲す。又居留地外には、之に對して内地人聯合組織の衛生組合を設け、此の種各施設につき鮮人に向つて其の範を示せり。尙居留地内外の區長及副區長を以て衛生委員と爲し、事業遂行上其の圓滑徹底を期したり。

大正二年塵芥投棄場に、工費六百圓を以て煉瓦造塵芥焼却竈の設備を爲したることあり、使用の成績思はしからざりしかば、廳て之を廢し、塵芥は爾來専ら干瀉地一部の埋立に資したり。尿尿は同所に安全なる尿尿溜を設けて一旦之に收容し、更に一般農民に賣却せり。其の後府制施行と同時に、總じて府の經營に移りしが尿尿の搬出場所を松島町海岸に變更し、塵芥は専ら湖南町府有地の埋立に利用することゝ爲れり。尿尿は大正三年以來競争入札を以て希望者に一括拂下げ、府の常備人夫をして搬出場に搬出せしめたる上受渡を爲す。

昭和三年夏加藤貞雄等の個人事業として竹洞に木浦衛生舎なるもの設けられ、特志府民の依頼を受け、其の家庭に就て便所掃除（汲取を爲さず）を行ひたることありしが久しからずして止めり。

汚物掃除一覽表

年次	搬出量		衛生費	掃除人夫
	塵芥	尿尿		
大正十四年度	一、〇六〇、〇〇〇	一一、七四〇	八、一五〇	七、七一〇人
同十五年度	一、二〇〇、〇〇〇	一三、五〇〇	一一、五七五	一一、三一五
昭和元年度	一、二六五、一五〇	一九、六七三	一二、二七七	一一、三一五
同二年度	二、五六一、三五〇	二四、二四九	一四、六五二	一三、一四〇
同三年度	二、一九五、三五〇	三一、五一二	一四、六五四	一三、一四〇
同四年度				

第三屠獸場



屠獸場は府の管理に屬し、府外務安郡二老面竹橋里十三番地に在り。(昭和六年度より府の區域に編入せらるゝ見込)

敷地	一二〇坪	屠殺場並に内臓検査場	一八坪
建物	二三坪	検査員控所及立會警官室	三坪
		屠夫控場	二坪

別に生體検査場及繋留所あり。

朝鮮人の生活には概して獸肉の需用多く、從來隨所に屠殺の行はるゝ慣例なりしを以て、木浦に於ける所謂屠獸場の施設の如きも、比較的後れて發達せるの嫌なき能はず。明治三十八、九年の頃、即ち日露戦争後まで未だ格別の施設なし、内鮮人獸肉販賣業者の手に依りて、自由に屠戮せられたる状態なりしが、保健衛生上の必要より漸く公營の屠殺場新設の議熟し、明治四十年九月木浦居留民團は居留地外新昌洞一今の湖南町の地を下して茲に設營すると同時に、檢案の爲め獸醫を囑託し、兼て之が管理に任せしめたり。

其の後、前記屠場の建物は漸次頽廢に傾き、之が改築の必要を認めつゝありたる時しも、偶々同地點は、湖南鐵道木浦停車場附屬官舎の建設用敷地に編入せらるべき見込となりたるを以て、乃ち現位置に移轉せしめ、工費千四百八十二圓を投じて之を改築し、大正元年二月竣工したり。其の規模冒頭記載の如く、其の生體検査所は二坪の廣さを有し、繋留場は凡そ五頭を收容し得、屠場内部及内臓検査所の床面は、各鋪石にセメントの目塗を施して洗滌に便ならしめ、解剖に因りて生ずる血液汚水等は、場外汚水溜に流出する設備と爲し、専ら場内の清潔保持に注意を拂へり。又屠場の周圍には板圍を回らし、關係者以外の入場を許さず、執行の場合は警察官立會の下に屠獸検査員周密嚴重なる検査を行ひ、解體後の獸肉は一定の容器に收めて運搬せしむ。

敘上、市民の食肉衛生に關しては爾來最善の用意を怠らず、些の遺憾なからむことを期せられたるが、創設以來十八年を経て、大正三年府制施行と同時に、木浦府の承繼する所と爲れり。同年八月木浦府條例第八號を以て屠場使用料に關する件規定あり。現在屠場の使用者は各一頭につき牛二圓、馬一圓、豚六十錢、羊三十錢、犬十五錢宛の使用料を前納すべき定めなり。

府の牛皮乾燥場は屠獸場に併置しあり、検査員は屠獸検査員之を兼ね。牛皮乾燥場の使用に付ては大正六年三月牛皮乾燥場使用料條例を公布して以來再三の改正を經、今日生皮重量百斤につき金四圓を前納せしむる規定なり。

屠獸場一覽表

年次	牛頭	馬頭	羊頭	豚頭	犬頭	計頭	屠獸場費	摘要
大正十四年度	一、七二六	—	—	四三四	—	二、一六〇	二、二八一	
同十五年	一、七一五	—	—	三六二	—	二、〇七七	二、二八一	
昭和元年	一、三八七	—	—	四三八	—	一、八二五	二、二二九	
同二年	一、八一五	—	—	二九九	—	二、一一四	二、二八五	
同三年	一、六三七	—	—	三一二	—	一、九四九	一、四八九	
同四年	—	—	—	—	—	—	—	

牛皮乾燥場一覽表

年次	牛皮量	產額	乾燥場費	摘要
大正十四年度	六四、一四二斤	一九、二四八	一、二〇〇	
同十五年	二〇〇、〇〇〇	七八、〇〇〇	一、二〇〇	
昭和元年	五二、五〇〇	二六、二五〇	一、二六九	
同二年	五三、六〇〇	二六、八〇〇	一、二四〇	
同三年	五二、〇〇〇	一九、二四〇	一、二四七	
同四年	—	—	—	



### 第四節 保 險

#### 第一 生 命 保 險

木浦に於て最も早く生命保険の勧誘に従事せしは明治生命保険株式會社にして其の代理店開設は明治三十一年十月に在り。次で明治三十二年八月帝國生命保險株式會社の代理店設置を見、約十年を経たる明治四十二年には前記の外東洋、眞宗信徒、大同等合せて五代代理店あり、契約數内地人三五七、朝鮮人七、計三六四、此の契約金額二十二萬二千餘圓を算せしが、爾來年を逐ふて諸會社の代理店次々に増設せられ昭和三年度現在に於ては左記十五社を存し、契約數内地人二、一四七、朝鮮人二二九、計二、三七六、此の契約高二、五七二、三〇〇圓に達せり。而して朝鮮人の契約數、内地人の夫れに比較して甚だしき差違あるは未だ従前と異らず。之れ偏に保險に對する理解の足らざると資力の乏しきとに基くものなり。

生命保險代理店表 (昭和三年度末現在)

社名	町名	氏名	内鮮	年度末現在契約高
共濟生命保險會社	榮洞	守田千助	廢止	三一五、五〇〇
明治生命保險會社	福山町	松井邑次郎	鮮内	七〇、八〇〇
愛國生命保險會社	大成洞	石黒良總	鮮内	五、〇〇〇
共保生命保險會社	寶町	富永ミヨ	鮮内	一五三、〇〇〇
日華生命保險會社	榮町	吉田音松	鮮内	八、〇〇〇
計				二、一四七、三〇〇

社名	町名	氏名	内鮮	年度末現在契約高
日本生命保險會社	幸町	内谷萬平	鮮内	一四六、〇〇〇
大同生命保險會社	大和町	松村正助	鮮内	一〇七、五〇〇
大平生命保險會社	祝町	片山洋行	鮮内	三〇七、四〇〇
日華生命保險會社	福山町	山田梅五郎	鮮内	八五、〇〇〇
帝國生命保險會社	同	伊藤關太郎	鮮内	八、五〇〇
東洋生命保險會社	寶町	金鶴泰	鮮内	三三八、五〇〇
大同生命保險會社	幸町	波多野龍介	鮮内	一三、五〇〇
太陽生命保險會社	同	同	鮮内	一、〇〇〇
日清生命保險會社	榮町	山野瀧三	鮮内	三〇〇、〇〇〇
日本徴兵保險會社	福山町	山田梅五郎	鮮内	二〇〇、〇〇〇
計				二、二四七、三〇〇

#### 第二 生命保險以外の保險

火災、海上、運送等の各保險を取扱ふ保險會社中最古の沿革を有するは生命保險に先つこと數月、明治三十一年六月を以て設置せられたる日本海上保險會社代理店是れなり。

此の年七月、帝國海上、明治火災の兩會社相次で代理店を設置したるも爾來消長あり、明治四十二年に至りては明治、



横濱、日本、東京の四火災保險會社の代理店を存し、契約高、動産不動産を併せて二、二三六〇、三百六十萬圓（内鮮人別不明）なりしが逐次諸會社の活動著しく昭和三年度現在火災保險代理店計三十三（内 海上保險を兼ねるもの九、更に運送保險を兼ねるもの二）に達し、契約數内地人一、六一一口、朝鮮人三九五口、計二、〇〇六口、此の金額九三〇二、二九二圓を示す。

火災保險等代理店表（昭和三年度末現在）

社名	町名	代理店氏名	内鮮	年度末現在契約高
神戸火災保險會社	福山町	松井邑次郎	鮮内	一一七
横濱火災保險會社	同	同	鮮内	六四
日本共立火災保險會社	同	同	鮮内	二二
太平洋火災保險會社	京町	宮本俊馬	鮮内	五七七
英國ユニオン火災保險會社	榮町	八島喜藏	鮮内	一四
英國ノールウキチユニオン火災保險會社	同	同	鮮内	一五
明治火災保險會社	壽町	朝鮮銀行木浦支店	鮮内	一六
三菱火災保險會社	本町	福田有造	鮮内	休止
太平洋火災保險會社	常盤町	湖南銀行木浦支店	鮮内	四八二

中外火災保險會社	榮町	谷村近之助	鮮内	六二	四〇七、七〇〇
朝日火災保險會社	同	同	鮮内	六九	二四、〇〇〇
共同火災保險會社	同	沖永榮助	鮮内	二三四	三八八、二〇〇
明治火災保險會社	幸町	波多野龍介	鮮内	三八	九一三、五五六
サン火災保險會社	同	木浦倉庫金融株式會社	鮮内	一六七	三六、〇〇〇
福壽火災保險會社	福山町	村上直助	鮮内	一四八	二〇五、〇〇〇
リパブルロンドングループ火災保險會社	同	同	鮮内	一四三	八三、四〇〇
豐國火災保險會社	山手町	高根信禮	鮮内	四三	一四一、四〇〇
ニュージランド火災保險會社	榮町	山野瀧三	鮮内	一四五	七七、五〇〇
東京火災保險會社	同	守田千助	鮮内	九三	九二、二〇〇
大正火災保險會社	同	同	鮮内	三三	四九六、〇〇〇
大平火災保險會社	祝町	片山洋行	鮮内	二一	四六六、三九一
三菱火災保險會社	福山町	伊藤關太郎	鮮内	五一	二七三、〇〇〇
千代田火災保險會社	本町	麻生作男	鮮内	六〇	六、八〇〇



木浦府史

大連火災海上保險會社	榮町	吉田音松	鮮内	一七	五二、八〇〇
朝鮮火災海上保險會社	幸町	朝鮮殖産銀行木浦支店	鮮内	休止	
大北火災海上運送保險會社	寶町	富永ミヨ	鮮内	六六一	一八七、三〇〇
東京海上火災保險會社	壽町	朝鮮銀行木浦支店	鮮内		
大阪海上火災保險會社	同	朝鮮棉花株式會社	鮮内	一五七	二、四六七、九一五
大阪海上火災保險會社	本町	福田有造	鮮内	三二	六六、二〇〇
日本海上火災保險會社	同	同	鮮内	六	三〇、〇〇〇
扶桑海上火災保險會社	常盤町	藤田林平	鮮内	二五〇	一七四、〇〇〇
共同海上火災保險會社	榮町	谷村近之助	鮮内	四	五三一、〇〇〇
東京海上火災保險會社	幸町	内谷萬平	鮮内	一、六一一	七、九七九、七二一
計			鮮内	三九五	一、三二二、五七一
合			計	二、〇〇六	九、三〇二、二九二

九四〇

第三章 救護、奉仕

第一節 消防機關

第一、概況

木浦消防組は、日韓併合の年即ち明治四十三年一月一日の組織に係る。爾來幾多の改善と鍛錬とを重ね、現在常備消防一班七名(自動車ポンプ二臺附屬)、義勇消防三部、組頭以下一二〇名(ガソリンポンプ一臺、腕用ポンプ二臺附屬)を以て編成せられ、有事の活動稍々遺憾なきに至れり。

常備消防詰所及之に附屬する機具格納庫を木浦警察署東隣に、其の他のポンプ及器具格納庫を木浦驛前及南橋洞に置き、望樓は常備消防詰所及南橋洞派出所近傍に附置せられ何れも鐵骨製なり。

用水の不足は、從來木浦の最も苦しむ所にして、市内樞要地點に水道消火栓七十九箇所を設置しあるも、水壓の關係上十分給水の目的を達せざること屢々なりしを以て、大正十五年以來必要と認むる十八箇所貯水タンクを設け、今や消火栓、貯水タンク乃至海水の三者を交々利用し得るに至れり。されど尙水利の研究施設は、將來に向つて等閑に附し難き重要問題なりとす。

備品

用水

自動車一、自動車ポンプ二、ガソリンポンプ一、腕用ポンプ二、纏三、旗三、水管車四、用心籠車三、竹梯子三、高張提灯三。





木浦消防組結所

町中野酒造場、務安通常盤湯横、常盤町土田商店裏、福山町松井商店裏、櫻町一の谷樓内、同山陽亭内。

年度	豫算	經常部	臨時部	備考
大正五年	一、九五〇	一、九五〇	一五〇	
同 六年	二、〇五七	二、〇五七		ホース購入

年度	豫算	經常部	臨時部	備考
同 七年	三、一九九	三、一九九		
同 八年	二、三四九	二、三四九		
同 九年	三、六五五	三、六五五		
同 一〇年	三、七二三	三、七二三	二、二四六	
同 一一年	三、七三六	三、七三六	一、六六六	制服六〇人分、ホース購入、詰所裏望樓改築 驟前格納庫改築
同 一二年	三、八六〇	三、八六〇		
同 一三年	四、六〇一	四、六〇一	二、三八一	南橋洞格納庫新設
同 一四年	六、二八三	六、二八三	一九、一四三	非常用貯水池七、自動車ポンプ一、購入 車庫及詰所新築
同 一五年	六、七五〇	六、七五〇	四、二七九	南橋洞望樓、貯水池二新設
昭和元年	六、五三〇	六、五三〇	一、四三〇	貯水池二新設
同 二年	七、八七八	七、八七八	一、一五六	器具機械、被服購入
同 三年	七、八七八	七、八七八	九六〇	ホース、被服、タイヤ購入
同 四年	七、九七三	七、九七三		

第二、沿革

木浦消防組の現況は、大略既記の如く嘗て總督府始政の當時、朝鮮に於ける模範的消防組中、仁川に次で第二位の名譽保持者たりし事實に顧みて、其の發達が決して一日の故に非ざりしを推せらるべしと雖も、今關係者努力の迹を逸することなく且つは將來の參考に資せむが爲め序を以て茲に沿革の梗概を敘せむとす。

1、濫觴 明治三十二年十一月三日を期し、領事森川季四郎、署長遠藤忠興、有志福田有造、高根信禮等の斡旋に依り龍吐水一臺、仲仕三十名より成る消防手を以て、各國居留地會の組織せしに初まり、各國居留地木浦消防組と稱せり。其の後漸次擴張して腕用ポンプ三臺を購入し、消防手は元來八頭司組、長門組、木浦組の三仲仕組に屬する者なりしが、是亦増員して明治三十四年四月第二部を設けて六十名に、次で三十六年一月第三部を新設して九十名に達せしめ、組頭も亦



仲仕頭中の有力者を選抜して之に充てたり。此の時代に於ては、消防手の訓練無く、器具不足にして且つ破損多く、加之給水極度に不便なる等、諸多の原因に依り、一朝有事の際屢々袖手傍觀するの遺憾を繰り返したり。三十二年腕用ポンプ一臺、三十六年七月同二臺、三十八年亦二臺並に消防手の被服五十組を各購入し、望樓、防火井戸等亦漸次其の間に新設せられたり。

2、改革 其の後居留地内官民が、消防機關完成の必要を感ずること、年と共に益々切なるものあるを致し、時の理事官松本重敏、署長松井信助、民長高根信禮等協議の結果、乃ち消防組規則（明治四十二年十二月二十七日木浦理事廳令第八號）發布せられ、四十三年一月以降其の制大に備はるを得たるが概要次の如し。

イ、管掌：日本居留民團（各國居留地會は經費を補助し、警察署は監督指導す）。

ロ、編成：定員、内鮮人併せて一五〇名とす。

組長、副組長：各一名

第一部（居留地内）：小頭四名（内一名を部長とす）

第二部（同）：同（同）

第三部（居留地外）：小頭日本人三名（内一名を部長とす）  
同 鮮人三名

後擴張して第四、五部を置けり。

ハ、相談役：名望ある古老二名。

ニ、消防委員：市内十八區長全部。

ホ、常設夜警消防手詰所（木浦臺北麓）：常設消防手四名（一般消防手の中より選定す）。

ヘ、設備：水道防火栓を利用する設備を爲し、市内樞要の街角十箇所に之に關する器具置場を設け、四十五年十八講、講金千八百圓に依りて成れり。又玉の池を防火用貯水池と爲すの外、市内の要部に堀井戸四箇所を設く。

大正八年四月府尹橋本豊太郎等の盡力に依り、ガソリンポンプ一臺及附屬品一切を備へ付けたり。

褒 状

木浦消防組々頭 麻生 作 男

右は大正七年四月九日木浦消防組頭拜命以來熱誠職務に勉勵し且消防組の内容充實設備の完成に盡瘁したる其功勞顯著なりとす依て茲に褒状並銀盃一組を授與す

昭和四年三月二十四日

朝鮮總督府全羅南道知事 正五位 金 瑞 圭  
勳五等

チ、表彰：大正二年一月四日出初式に當り、組設置以來の勤績者に記念品を授與し、同時に表彰規程を定めたり。

附 記

水道設備の完成、消防機關の改善を理由として火災保險率を低減せられたること、明治四十四年以來二回に及び、全市内に於て年額一萬餘圓を減じたれば、府民は消防機關の臨時及經常費

を支出して、尙年々數千圓を利するに至れるものなり。

3、第二次改革 前記四十三年の改革以來十數年を経て、府勢の膨脹亦曩日の比に非ず、且つ大正十一年末火災頻發し、消防機關の設備再び一般狀勢に伴はざるものあるを痛感するに至りしかば、消防組は大正十三年來之が大々的改善を志し、



十五年遂に有志の寄附一萬七千餘圓を募集し得て、自動車ポンプ一臺を購入し、同時に又現在の鐵筋コンクリート造、常備消防手詰所兼格納庫を建設し、昭和三年更に一臺の自動車ポンプ（價格七千六百圓）を増設したり。同年自動車ポンプ購入と同時に、各部組織其の他に必要の變改行はれ、其の機會に於て勤績消防手並に關係職員を表彰し記念品を贈れり。

以上大正、昭和の交謝期に於て行はれたる最近改革の一般なりとす。

最近火災表

年 度	度 數	燒失家屋 戸	損 害
大正十二年	一四	二二	九、四五六
同 十三年	八	九	八、七六六
同 十四年	一三	二四	二四〇、三二四
同 十五年	一二	五五	二四二、四八〇
昭和元年			

歴代組頭一覽

期 間	組長(後に氏名)	副組長(後に氏名)
自明治四十三年一月一日 至大正七年三月二十一日	福田 有造	松井 邑次郎
自同 七年四月九日	麻生 作男	山本 幸太郎
自同 十五年三月		二木 市藏
自同 十五年三月		員
自昭和四年三月二十三日		員

第二節 赤愛委員部

第一、日本赤十字社木浦委員部

木浦府廳内に在り。時の府尹を以て委員長とするの例にして庶務係員事務の衝に當る。木浦に於ける赤十字事業の據頭は、明治三十七、八年即ち日露戰役中に在り。光州に先つこと四年、初め委員部を設け、後支部に昇格し、規程改正の結果再び委員部に復して今日に及べり。

明治三十七年五月四日、日本赤十字社韓國特別委員長三増久米吉は、時の木浦駐在領事若松兎三郎に牒して、赤十字社正社員募集並に同特別社員推薦方を依頼し來れり。若松領事依て直に社員の募集に勉め、社員清水近造、同河内山謙弼等相共に奔走盡力の結果、先づ七十九名の新加入者を得て、之が第一回の報告を爲せり。明治三十八年六月一日のこととす。

一、前期委員部時代

茲に於て明治三十八年六月二十二日、日本赤十字社木浦委員部を創設し、若松領事を委員長に、清水近造、河内山謙弼、福田有造及高根信禮の四名を協賛委員に各囑託せらる。是等幹部の活動に由り、新期加入の者もあり、在籍人員、正社員七十四名、終身社員十九名、朝鮮人終身社員四名、計九十七名を算するに至り、八月十四日第二次の報告を行へり。越えて明治四十年十月、若松委員長元山理事廳に轉じ、後任理事官中大路正雄代りて委員長を囑せらる。社務の擴張を計らむが爲め、協賛委員の増員を企圖し、四十一年七月二十四日木村健夫、平岡寅次郎、藤森利兵衛、村上直助及洪在祺の六名を選んで之を託す。四十二年四月、内地人百五十二名、朝鮮人十一名、計百六十三名の社員を擁するに至れり。



同年同月中大路委員長清津理事廳に轉じ、理事官松本重敏來りて委員長を襲へり。

## 二、木浦支部時代

木浦委員部の狀況たる、上來述ぶる所の如く、年々著しき發展を加へ來りしかば、茲に其の規模を擴大して明治四十二年七月二十四日、日本赤十字社支部と爲る。八月末社員總數百九十二名なり。

九月新に二十有餘名の協賛員を囑託したる上、委員會を開催し社務の擴張を企劃す。全委員の斡旋に依り、新加入者二百二十二名を得、第一回總會を開催し、極めて盛況を呈せり。八月二十八日、日韓併合の大事決せられ十月一日理事廳廢廳、松本委員長職を去りて歸東す。

## 三、後期委員部時代

理事廳廢せらるゝや、之と引き換へに木浦府設置せられ、木浦府尹橋本豊太郎委員長たり。併合後百事更新の秋に際し赤十字社の組織亦釐革せられ、各道に支部を、府郡島に委員部を置くこととなり、乃ち木浦支部は此の時以來再び木浦委員部と稱するに至れり。時に橋本委員長は、木浦警察署長松井信助、木浦居留民團長高根信禮を副委員長に、市原府書記を事務委員に、其の他福田有造等三十名を協賛委員に各囑託し、陣容を新にして社務の發展を期したり。

然れども、新委員部の所管は木浦府一圓なるを以て、従前木浦支部に屬したる事務中、府以外の各郡に關係するものは、此の際之を分割整理せざるべからず。管外在住社員の區分送籍の結果、當委員部の社員總數減じて二百六十七名と爲る。明治四十四年十月十八日第二回總會を開催す。但し這次の總會に於ては、管轄區域縮小後の現狀を以てして、當然著しき社員の増加を見る能はざりしを遺憾とす。

大正三年三月二十二日第三回總會を開催せり。時に在籍社員數四百二十五名を算せり。大正八年五月三十日橋本委員長

鎮南浦に轉じ、鎮南浦府尹深川傳次郎其の後を襲ひて委員長を委囑せられしが、居ること二年有餘にして大正十年八月任に仁川府尹に赴き、後任府尹會我章四郎代りて委員長たり。居ること三年有餘にして大正十三年十二月會我委員長官を辭して内地に歸還し、釜山府理事官たりし飛鋪秀一木浦府尹を命ぜられ、來りて委員長の職に就く。昭和五年十月一日飛鋪委員長咸興府尹に轉じ馬山府尹板垣只二木浦府在勤を命ぜられ乃ち其の後を襲へり。

大正十五年十一月十一日より同二十五日に至る二週日間、木浦に於て全羅南道産業共進會、朝鮮棉業共進會開催せらるるを期とし、第四回委員部總會を舉行せむとし、各役員及一般廳員殆ど總動員の形を以て、事前に大に社員の増募に努め、新加入者として特別社員二十五名、正社員三百五十四名、計三百七十九名を得、之を前年末現在特別社員六名、正社員五百四十四名、計五百五十名に差引合算して總數九百十四名、實に一躍倍加の勢を呈せり。之を本道内總社員數に對比する

とき、優に其の八分の一を占め、同年度に於ける年釐金徵收成績亦二千五百七十二圓に達せり。十一月二十四日、即ち共進會褒賞授與式の翌日を期して、我が赤十字社委員部は、愛國婦人會委員部と合同の下に、共進會第一會場内演藝館に於て、豫定の如く第四回總會を開催したり。京城本部、光州支部より夫々幹部或は代表者の臨場あり。出席總員一千餘名に達し、極めて盛況裡に閉會したり。

### ◎總會次第

- 一、一同着席(同日午後一時)
- 一、總裁宮殿下御寫眞開扉(此の間國歌演奏)
- 一、一同敬禮
- 一、開會を宣す



- 一、篤志者及功勞者表彰
- 一、事業報告(鈴木夢哉)
- 一、委員長式辭(府尹飛鋪秀一)
- 一、支部長祝辭(知事石鎮衡)
- 一、本部總長祝辭(政務總監湯淺倉平)
- 一、社員總代祝辭(前府尹會我章四郎)
- 一、祝電朗讀
- 一、一同敬禮
- 一、御寫眞閉扉(此の間國歌演奏)
- 一、閉會を宣す

餘興及共進會自由觀覽

◎總會豫算(愛國婦人會と合算)

收入之部	
委員部支出	五百九十四圓
本部補助	三百圓
支部補助	百五十圓
合計	一千四十四圓

支出之部

會場設備費	四十圓
事務費	九十圓
記念品費	七百圓
接待費	二百十圓
合計	一千四十四圓

爾來著しき消長なく最近に於ける現勢左の如し。

赤十字社員數表 (昭和三年八月末)

種別	佩有功章社員	特別社員	終身正社員	正社員	計
内地人	—	二一	九九	五六三	六三三
朝鮮人	—	三	一九	二二九	二五一
計	—	二四	一一八	七九二	九三四

委員長は歴代領事、理事官、府尹何れも其の囑を受け、平時に在ては一意社業の擴張に従ひ、事變に際しては能く其の本旨に顧みて應分の力を致せり。即ち日露の役、日獨の戦、關東、關西の大震災は勿論、各地風水害の勃發、疫病の流行等に當り、常に愛國婦人會と提携以て後援奉仕の任を盡し來れり。

第二、愛國婦人會木浦委員部

一、序言

愛國婦人會は、世人周知の如く明治三十三年北清事變直後、明治の女傑與村五百子女史の發意唱道に係り、其の創立に



際して女史が意義ある第一聲を挙げたるも、最初に之を賛助したるも、實に我が朝鮮たりしなり。然のみならず、女史は又明治三十年木浦開港の當時、仁川を経て木浦に上陸し、次で光州に入り、同地在住の兄圓心師を援けつゝ、物心兩界に互て一意朝鮮の開發に努力したるの緣故あり。其の間數年、女史は光州の地に本據を置き、彼の北清事變起りて出征軍慰問、支那視察の途に上るまで、巾幗蒲柳の身を以て萬難を忍び、能く殊域の惡戰苦闘に堪へたるは省みて偉とすべく、當時數數木浦に來往して、今日尙幾多の話柄を残せること人のよく諳する所なり。以是木浦光州の在住者は、同女史に對し夙に特殊の親しみあり、宜なるかな大正十五年四月光州神社境域に女史の銅像建設を見たるや。支部は此の機に於て總會を開きしが、往年共に來りて母刀自の事業を助けたる刀自の第二女、光子女史親しく臨みて乃ち開幕の紐を引けり。

斯の如き因縁を以て、婦人會木浦委員部は、赤十字社に先ち、明治三十七年十二月二日早くも其の創立を告げたり。本委員部の事業及事務は、便宜上、赤十字社委員部と隨伴して處理せらるゝ慣例にして、其の主腦部も、領事、理事官、府尹等を顧問に、同夫人を委員部長に、而して歴代變ることなく、委員部は木浦府廳内に置かれ、會務は庶務係之を擔當すること又赤十字社の場合と異ならず。

## 二、沿革

明治三十七年十二月二日愛國婦人會木浦委員部創設せらるゝや、時の領事若松兎三郎を顧問に、夫人りう子を委員部長に囑託あり。清水タカ子、福田恒子、高根ハル子の諸氏之を援け、大に會旨の普及に盡瘁したる結果、明治四十年十月末、會員數一百名を超え基礎の確立を見たり。

明治四十年十月若松理事官元山に轉勤し、後任中大路正雄顧問の囑託を受けしも、委員部長缺員となり、爲に四十一年六月に至る八ヶ月間は、前記清水、福田、高根の三夫人協力して煩瑣なる會務に軼掌し、其の勞勩からざるものありたり。

元より此の状態を以て推移すべからず、其の七月特に理事廳職員に對して會務の處理を命ぜられ、交替之を擔當したるが、同年十一月清水タカ子外十四名を協賛委員に擧げ、會旨普及の結果一躍して會員數二百四十有餘名に達せり。

翌四十二年四月中大路理事官清津に轉じ、後任理事官松本重敏顧問に、夫人嶺子委員部長に囑託せらる。

此の年七月赤十字社委員部と共に本委員部は、會務膨脹の理由を以て木浦支部と爲れり。乃ち幹部、委員は此の機會に於て益々會務の發展を期し、十月一日開港記念日をトして第一回總會を催ふし、會員總數三百八十二名を算するに至れり。翌四十三年九月日韓併合、理事廳廢止に伴ひ、松本理事官夫妻内地に歸還す。同時に愛國婦人會地方事務制度の改正行はれ、木浦支部は赤十字社方面と同様廢せられて木浦委員部と爲る。時に新府尹橋本豊太郎委員部顧問に、夫人敏子委員部長に各就任し、松井清子、福田恒子、高根ハル子の三氏を委員部副長に擧げ、市原府書記を事務委員に、その他二十九名の協賛委員を囑託して會務の發展に資したり。委員部區域縮小のため會員の整理を遂げ、在籍總數二百六十七名に減ず。

明治四十四年十月十八日第二回總會を、大正三年三月二十二日第三回總會を開き、會員四百名に達せり。大正八年橋本府尹鎮南浦に去り、深川傳次郎來て顧問に、同夫人委員部長たること前例の如し。大正十年八月五日深川府尹仁川に去り、後任府尹會我章四郎及同夫人みの子顧問並に委員部長たり。同十三年十二月二十四日會我府尹退官、後任府尹飛鋪秀一及同夫人けん子顧問並に委員部長を襲ふこと先例に同じ。

翌十四年七月十八日福田恒子、中島トヲ、高根春子三氏に副長を、松井愛子等五十四氏に協賛委員を委囑し、會務の發展を企圖す。十五年十一月共進會開催を機とし、赤十字社委員部と共に第四回總會を擧げ、新に特別會員五十九名、通常會員四百二名、計四百六十一名を募集し、前年度末總數四百六十八名を優に倍加して、茲に九百二十九名を算ふることゝなれり。



超えて昭和五年十月一日、馬山府尹板垣只二木浦府尹に來任し例によりて同府尹顧問を、府尹夫人コフミ子委員長を襲げり。

本會の目的たる平戰兩時に於ての救濟事業は、其の都度應分の活動を爲し、敢て他地方に譲らざるの効果を擧げ來りしこと概ね赤十字社委員部に就て記述したる所の如し。其の他或は宣傳のため、或は會旨貫徹の一助として、時にキネマの夕を試み、慈善演藝會を目論見、又敬老會を催ふし、お伽會を開く等時に應じ場合を考へ、年々各種の施設ありと雖も煩を避けて簡略に従へり。

最近の會員數左の如し。

愛國婦人會員數表 (昭和三年八月末)

種別	佩有功章會員	特別會員	贊助會員	通常會員	計
内地人	九	六三	六	四三三	五一一
朝鮮人	五	五四	一	二七五	三三五
計	一四	一一七	七	七〇八	八四六

### 第三節 帝國軍人後援會木浦分會

#### 一、序 說

帝國軍人後援會は明治三十七年東京に創設せられ、軍人遺族、廢兵、應召者家族及生活困難の軍人を救護慰藉し、兼て軍事思想の奨勵普及を圖り、國民皆兵の實を擧げむことを以て目的と爲す。蓋し日露の役、露國在郷軍人が甚だしく脆弱なりしは、軍隊教育の不完全なる、亦其の一原因なるべしと雖も、要するに「戰敗の一半の責は軍隊に後援を爲さざりし

國民に在り」と云へる黒鳩公將軍の述懐が直に本會創設の眞意を語るものと爲して謬なかるべし。故に本會の事業は、單純なる慈善事業に非ずして、實に國防上の補助機關なりと云ふべく、彼の赤十字事業の世界的なるに對し、嚴肅なる國家的事業なり。其の效果たるや、一に世人の覺醒に待つと雖も、就中在郷軍人會との提携、市町村の眞摯なる参加に依て一層顯著なることを得べし。

#### 二、沿革

帝國軍人後援會は、大正六年朝鮮に其の支會を設け、翌大正七年府郡島に分會を設置することとなり、六月三日付を以て木浦分會(朝鮮支會全羅南道部會所屬)を置かれ、同時に左記の通り會員を募集すべき旨通牒ありたり。

總計 七十五名(人口二百人に對し一人の割合)

右内譯

特別會員數は 百分の二  
 通常會員數は 百分の十八  
 贊助會員數は 百分の八十

年次	特別			通常			贊助			備考
	内地人	朝鮮人	計	内地人	朝鮮人	計	内地人	朝鮮人	計	
創設の時	八	九	一七	四〇	一二	五二	二〇	八	二八	大正七年七月
現在	七	六	一三	二一	一〇	三一	一二	七	一九	昭和四年十二月現在

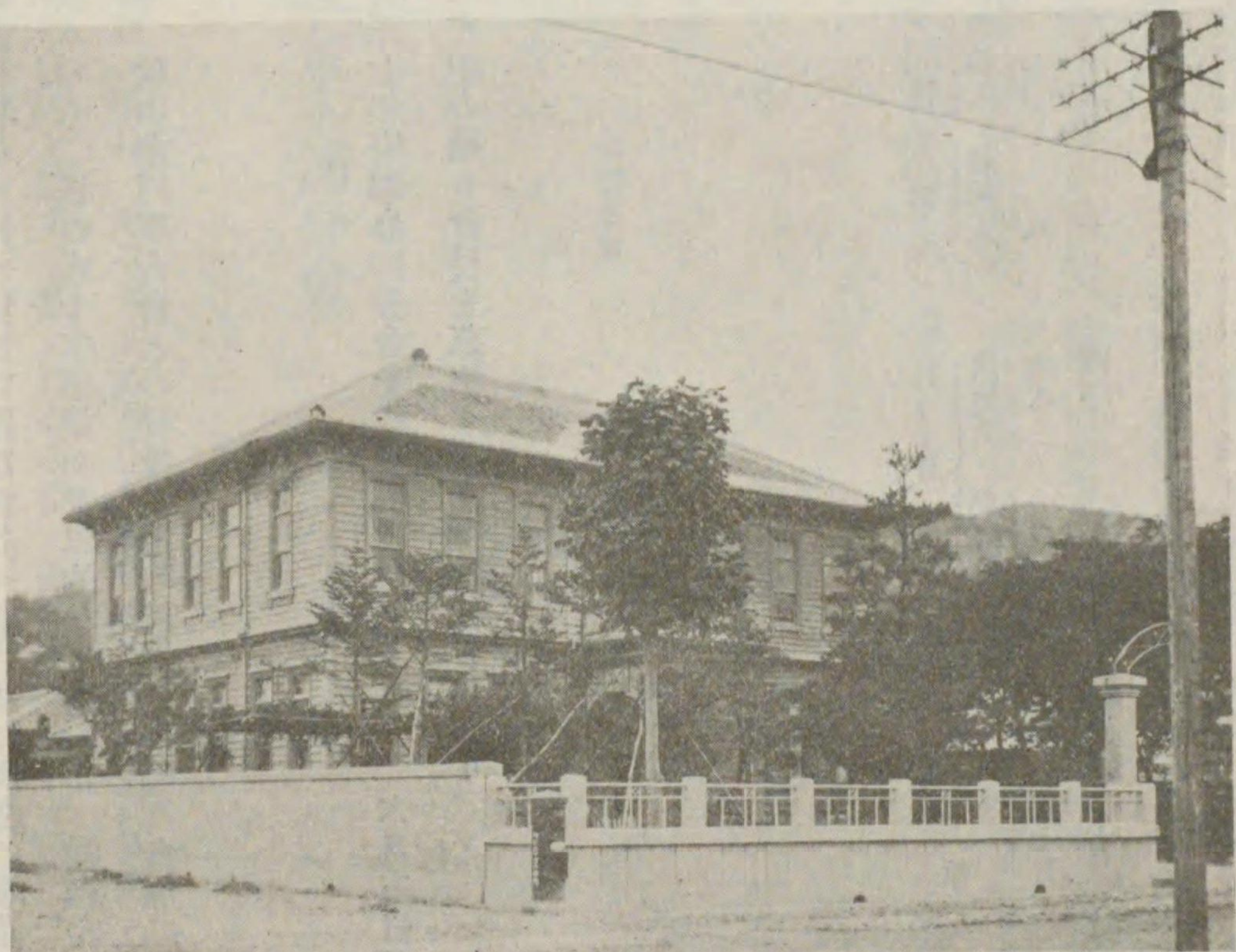
指定數七十五名のところ九十七名の入會を得、府尹橋本豊太郎分會長に、府書記藤野十太郎事務委員に各囑託せられたり。爾來赤十字社、愛國婦人會兩委員部の如く、新入會員の増募を行ふ等のこと無く、増員は偶々他郷よりの轉住者に止



まり、在籍會員中或は死亡し或は移居し、漸次其の數を減じて今日の狀態を示すに至れり。分會長は兩委員部の如く、時の府尹を煩はすの慣例なれば、深川傳次郎、會所章四郎、飛鋪秀一、板垣只二相踵いで其の職に就けり。

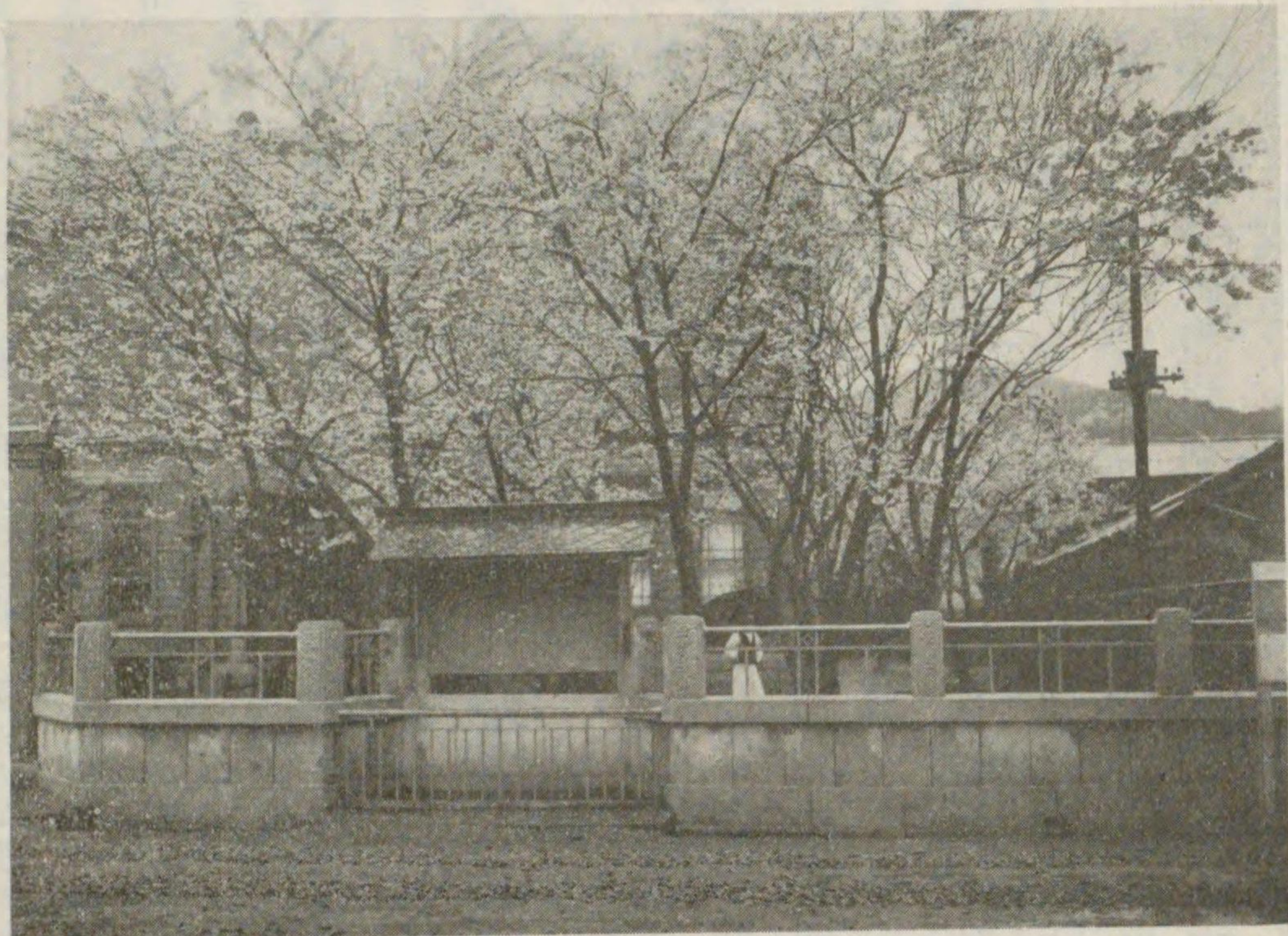
### 第四節 公會堂

公會堂は府内仲町に在り木浦府の管理に屬す。階下を貸事務所と爲し、階上(廣間五十坪、外に待合所等十二坪)を公會堂本來の目的に供す。明治四十年木浦開港十年祭を行ふに當り其の記念事業として企圖せられたるものなるが、當時市内に多數人の集會に堪ふる建物なく、若し小學校を使用し、常盤座を借り上ぐるに非ずんば、急造のテント張を設けざるべからず、其の都度意外の失費と煩瑣とを免る能はざりしかば、中大路理事官、高根民長、福田會頭其の他有志發起人と爲り、乃ち本計畫を起すに至りしものとす。敷地は商業會議所々有地にして、建築費七千餘圓は一般の寄附に俟てり。折しも日露戰後の經濟的反動徐ろに深刻



(所議會業商下階)堂會公浦木

### 櫻の堂會公



を加へ、豫定の寄附額を完納せざるもの尠からざるを致したれば、發起人等は、其の間に思はざる困難を嘗めたるが、明治四十四年三月を以て遂に落成し、其の月十五日湖南鐵道木浦建設事務所を開設するに當り、偶々本建築物を利用するを得たり。

明治四十五年二月、過去兩三年を、東海岸自己所有の某建物内に送りし商業會議所入りて其の階下を占有し、便宜上、爾來久しく公會堂の管理に任じたり。大正三年府制施行、民團廢止の時、之を府に移管するか、若くは財團を設けんとするの議ありしが何れも實現せず。漸く大正八年木浦府に寄附せられ、以後其の管理下に在り。

大正九年四月一日、木浦公會堂使用條例公布あり。公會堂は府住民其の他一般公衆の使用に供せらる。使用者は豫め使用の目的、日時を具して左の使用料を前納すべし。

- 1、營利を目的とせざる會合 一回 五圓以内
- 2、營利を目的とする會合 一回 八圓以内
- 3、宴會又は之に類似の會合 一回 十圓以内



但し(1)官公署、學校、其他公私團體の舉式、(2)學術研究、講演等専ら公益を目的とする會合、(3)救恤、慈善に關する事業及會合、(4)前各號の外府尹に於て必要と認めたる場合等に在ては、府尹は前記の使用料を低減し、若くは免除することあり。使用者は其の何れの場合と雖も會合のために要する照明、採煖其の他の消耗品並に一時的設備、取片付等一切の雜費を負担せざるべからず。

公會堂の使用期限は通例午前八時より午後十一時迄とし、時宜に依り伸縮することあり。

公會堂 使用 狀況

年次	使用回数		計	收入	經費豫算	摘要
	有料	無料				
大正十四年	一八	二五	四三	九九	三一	
昭和元年	一七	三〇	四七	九二	六一	
同二年	二三	三六	五九	一八〇	四一	
同三年	二三	三二	五五	一九一	五六	
同四年	三一	四四	七五	二三七	三四	

第五節 公益質屋

第一 沿革

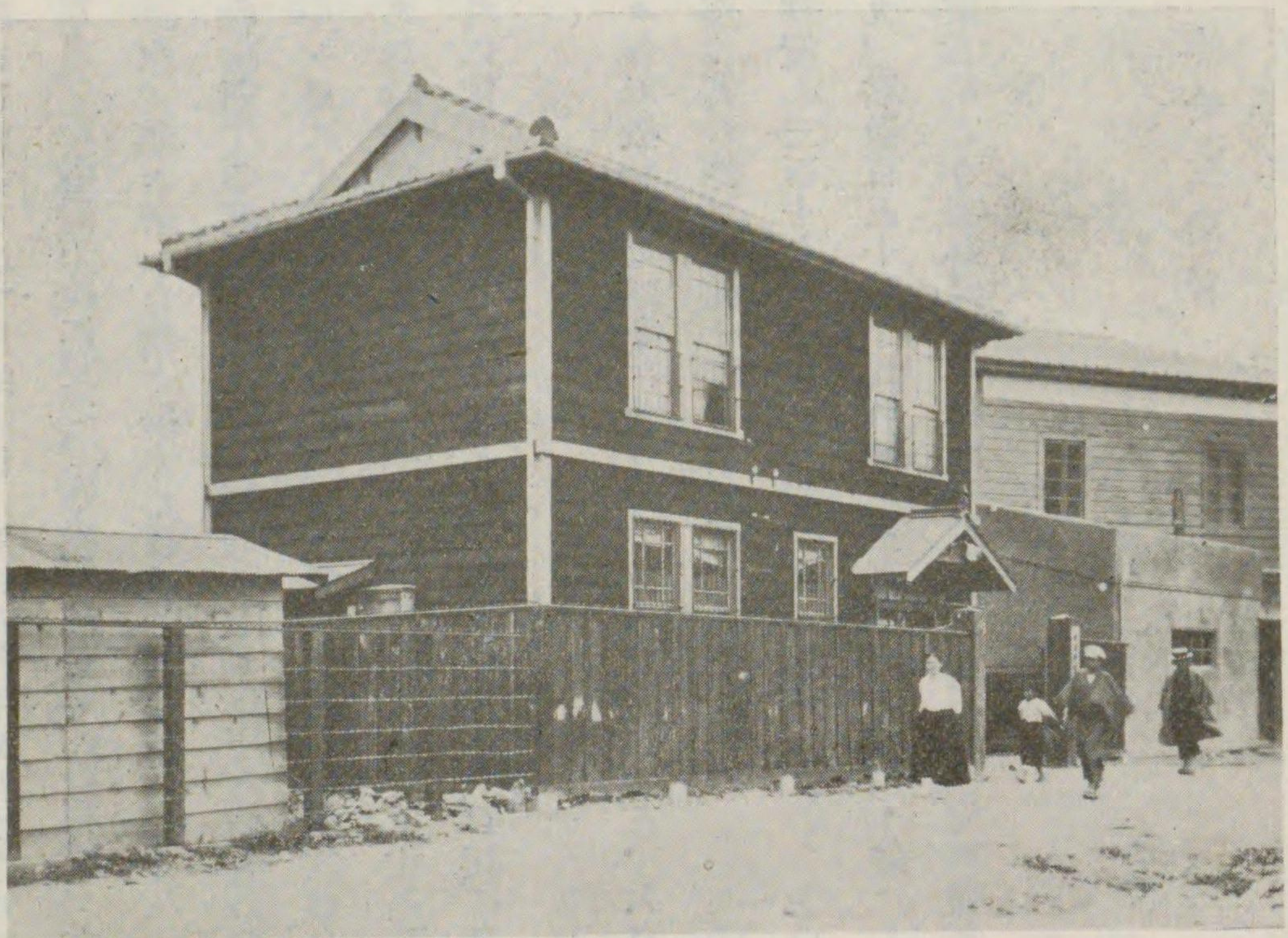
木浦府公益質屋は府内南橋洞百二十番地の一に在り。木浦府公設市場の西隣にして昭和五年一月二十一日の開設に係る。由來質制度は動産擔保の庶民金融機關にして細民及少額所得者の最も廣く利用するところ。朝鮮に於ては典當鋪と稱

し古より之が普及を見たり。昭和二年末の調査に依れば全鮮に於て内地人經營の質屋六百十四戸、朝鮮人經營の典當鋪九百二十九戸、計一千五百四十三戸、府内質屋十三戸典當鋪七戸を算するも、是等は皆營利を目的とするものなるを以て、利用者側の蒙る不利益亦尠とせず。總督府當局、此の實情に鑑み都會地に於ける下層民の經濟的保護施設として公益質屋を設置することの極めて必要なるを認め、昭和四年度先づ必要差迫れる京城、釜山、木浦、大邱、平壤の五府に初めて之れが設置を爲し國費より補助金を交付し、助成指導することゝ爲れるものなり。

昭和五年一月二十一日、木浦府條例第二號を以て木浦府公益質屋條例を、同日木浦府告示第二號を以て同條例施行規程を、又同告示第一號を以て名稱、位置を各制定即日施行せられたり。

第二 性質及情況

公益質屋は其の名稱の示すが如く、從來私人經營の質屋若くは典當鋪が、主に經營者本位なると其の趣を異にし、木浦



木浦府公益質屋



府が社會事業の一端として府内在住の少額所得者に對し資金の融通を圖るを以て目的とし、府民の利用を妨げざる範圍に於て、近接面民に對しても亦同様利便を圖ることを得る制度なり。經營の方法に於て、在來質屋と多くの相違を有せざるも、其の成立の特殊なるよりして幾分異色を帯びざるに非ず。内、稍々著しき點を擧ぐれば次の如し。

貸付金額は一口十圓以内にして一世帯三十圓を限度とす。質物に對する貸出の割合は評價額の七割以下と定められ、貸付利率は月一分五厘以内にして月割計算に従ひ、十六日以上を一ヶ月に十六日未滿を半ヶ月と爲す、質契約成立の日より四ヶ月を以て流質期限とするも特別の事情に依り質置主の申出ある時延長することあるべく、質札又は通帳を亡失したる時は府尹は一週間の告示を経て再交付を爲す。流質物は競争入札に依り賣却するを本體とし、賣上代金が所要額に超過したる時は超過額を質置主に還付す。

毎月三の日及大祭祝日に休業するの外、常時業務を行ふ。日々の取扱時間は時期に依り同しからず。四、五、六月は午前九時より午後九時迄、七、八、九月は午前九時より午後十時迄、其の他は午前十時より午後九時迄とす。

開業の翌月たる昭和五年二月中に於ける受拂の成績を見るに質置人三百十名、口數三百四十五、點數一千〇六十三、貸付總高一千八百七十三圓七十五錢、質受人五十三名、口數六十九、點數百五十七、回收總高三百八十七圓八十錢にして、質置人の大多數は小商人の占むるところなるが、是は小資本營業者にとり公益質屋の利息を見込むも、差引尙有利なる場合多きに因る。

質置人職業別表(昭和五年二月中)

小商人	一六九人	俸給生活者	一二二人
小工業者	一七人	労働者	三五人

其の他 六七人 計 三二〇人

質物表(昭和五年二月中)

衣類	一八四口	其の他	三四口
装身具	九二口	計	一、二六三點
器具	二二口	貸付總高	一、八七三圓七五錢
證券	一三口		

請戻人職業別表(昭和五年二月中)

小商人	二人	労働者	一〇人
小工業者	一人	其の他	一六人
俸給生活者	五人	計	五三人

請戻質物表(昭和五年二月中)

債券	一口	其の他	七口
衣類	二五口	計	六九口
装身具	三六口	回收總高	三八七圓八〇錢

公益質屋昭和五年度の經常費は五千四百二十四圓にして其の半は事業費、半は借入金償還費なり。而して收入の主なるものは質收入即ち貸付見込二萬三千圓の利子二千五百八十二圓を最とし補助金、繰入金等を以て補填す。



### 第六節 公設市場

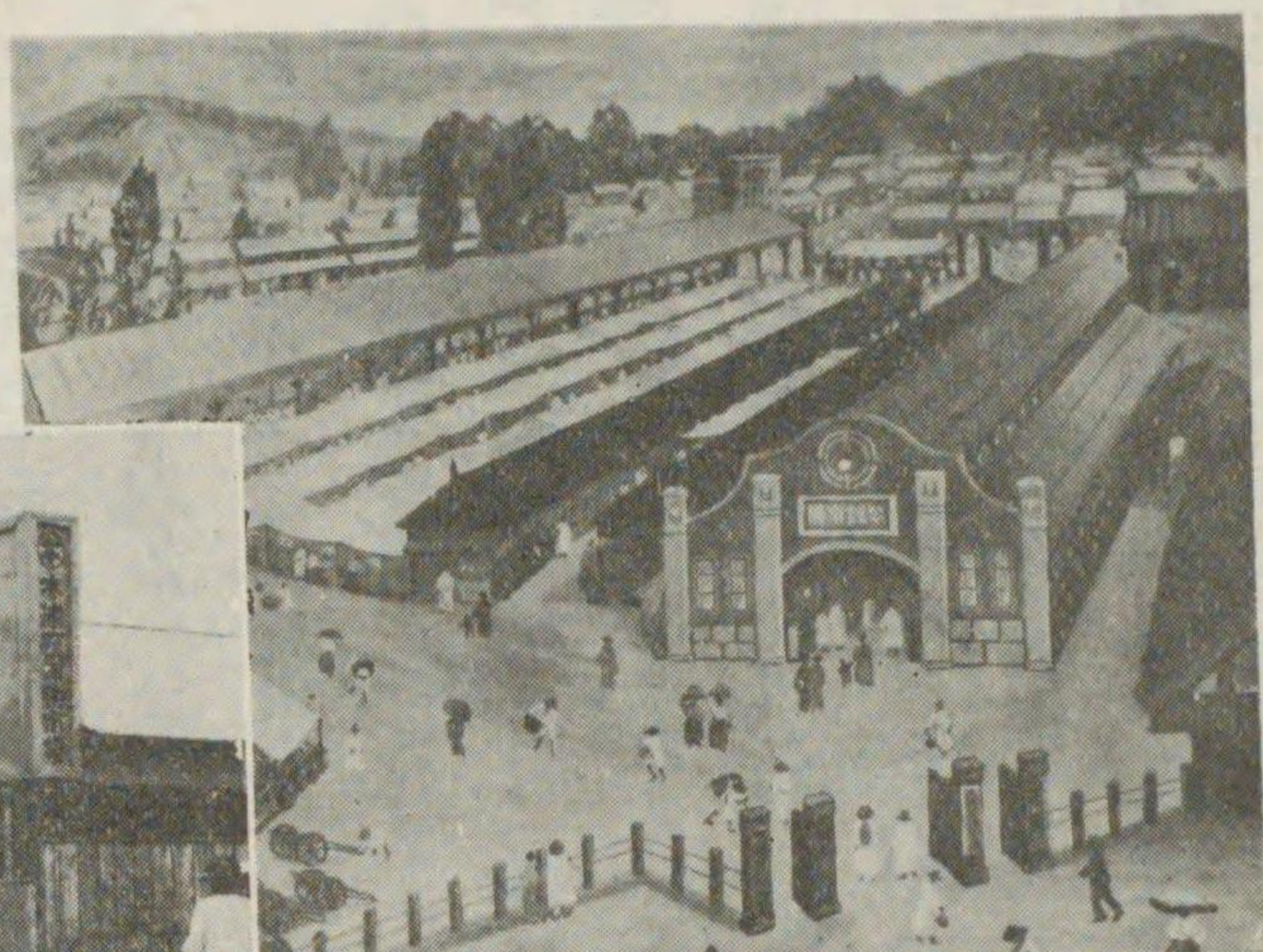
木浦府公設市場は府内南橋洞に在り。市の中央稍々北寄りに位置し、木浦府の經營に係る。時代の要求に省み、昭和三年其の創設を決せられ翌四年七月八日開業せり。使用土地面積九六〇坪、開業當時の豫算に依れば年收凡そ六千圓、月額凡そ五百圓にして、其の内譯左の如し。

- 1、家屋使用料 二〇四圓
  - 2、土地使用料 三〇〇圓
- 計 五〇四圓

而して店舗用家屋は甲乙兩種に分たれ、甲は簡單なるも普通商店向長屋造にして計二十戸、一戸當り月額六圓を徴し、乙は唯々上屋のみを供へ計二十一區劃、各區劃月割四圓を徴せらる。此の外屋外に露店用貸付地二〇〇坪あり。此の地代月額一坪につき一圓五十錢なり。

開業第三月の成績を見るに一日の賣上平均八六〇圓、之を月額に換算して約二萬五千圓、一ヶ年を通じて總賣上高三十萬圓、二十五萬圓を下らざるべき推定なり。

附設青物市場は、公設市場の西側に隣接して設けられ、同じく府の經營なる



公設市場



同青物市場

も伊藤忠孝に委託運用せしめつゝあり。開始前に於ける年間の賣上總額凡そ八萬圓の見込なりしところ、當初三ヶ月間の累計早くも六萬二千圓に達し、十萬圓を突破するは困難ならずと豫測せられたり。

敷地二五七坪、創設の爲め三萬六千七百一十一圓を費せり。出廻品は毎日競賣法に依りて處分せられ、賣上高に對する千分の七乃至二十を徴し、取扱者の口錢は同じく賣上高の一割を限度とす。

### 第七節 成美會 (免囚保護)

#### 第一總說

朝鮮に於て免囚保護事業の起れるは頗る最近に屬し、所謂行刑を懲罰の方法と解したりし時代に在りては勢ひ勃興する能はざりしと雖も、既に國家の監獄を設置する目的にして重きを改過遷善に措きてより此の方、免囚の處遇に就きては大に意を用ひざるべからざること論を俟たず。殊に況んや因襲の久しき一般世人が尙刑餘の人を見て以て苟も同列に伍すべからざる異種族なるかの態を持し寸毫も譲らざる狭量の遺風存して消えざるの時代に於てをや。朝鮮の監獄たる前に記する所の如く、明治四十一年一月監獄官制を制定して法部の所管に移せし以前に在りては内部の管下に屬して全然地方行政官吏の區處に任せ、行刑の本旨を謬ること多く彼の苛斂誅求と表裏錯綜して實に弊政の最暗黒面を擔當せしものなり。四十二年新裁判所の開設に伴ふて監獄事務を警察官より司獄官吏に引き繼ぎ、次で同年七月司法權と共に監獄事務を日本政府に委託して統監府監獄と稱するに至り截然面目を一新せしが、四十三年八月併合の時には本監八箇所、分監十三箇所、計二十一箇所の行刑機關を備へたり。

免囚保護の事業は初め如上二十一箇所の監獄所在地に行はれしも維持費の不足より常に施設上困難を感ずること多く、



大正二年以降毎年五千圓の國庫補助を交付せらるゝに及び  
稍々緩和したり。然るに同九年管刑制度の廢止は必然的に保  
護事業の繁劇を來し爲に補助金を一萬圓に増額せられ保護團  
體の新設をも見るに至れり。昭和三年度に於て全鮮の刑務所  
數二十七、(内、所一五、支所九、出張所一、少年二)保護團  
體亦同じく二十七を算す。

惟ふに犯罪は社會の缺陷に生ず。素より國民の不健全なる  
思想或は個人の薄志弱行に基くと云ふと雖も社會連帶の觀念  
は之を對岸の火災視する能はざるなり。其の誤つて一旦固圍  
の人となるや、國家は爲に莫大の經費を支出して社會淨化の  
趣意を達せむとし、其の漸く青天白日下に自由を得しむるの  
日、親戚故舊は之を白眼に逆へて知らざる眞似し、市人は徒  
らに怖れ危みて近かずとせむか、共同生活を原則とする社會  
に於て出獄人たる者果して其の立脚地を何處に求むべき。觀  
じ來れば我を納るゝ者只前日別天地に於て起居を共にせる新  
知己のみ、隔離せられたる一種安全の新家屋のみの感無きを  
得んや。此の感一度念頭に閃けば既に犯罪を忌む廉恥心失せ



木浦成美會

鐵鎖を厭ふの驚怖心去り、唯寧ろ同類思慕の血に燃えて社會を呪ふ宣戰の辭は猛然として布告せなるゝに至るべし。  
夫れ然らば刑政の本義は滅却せられて國家折角の施設は全然徒勞に歸し、現代文化の理想は失墜せられて社會の陰翳は  
日と共に濃厚と爲り、人類の平和、幸福は常に脅威せられて眞に憂慮すべき状態を招來せむなり。釋放者保護、再累犯防  
遏の事に付き上下社會の戒慎を加ふべき所以茲に在り。

## 第二 發 達

### 一、搖籃期

犯罪と釋放者保護事業との關係前述の如し。周到なる保護事業の伴はざる行刑は單に十分の効果を擧げ得ざるのみなら  
ず、或は全然徒勞に屬すと謂ひて可なるべし。併しながら積弊の久しき社會事業を顧るの暇を有せざりし朝鮮に於て其の  
發達の遅々たるは暫らく惜いて問はず、萌芽を見出すことすら望み難かりしは遺憾ながら亦已むを得ざる状態たりしなり。  
我が木浦に於ても元より領事館監獄時代以來刑務關係當局の間に於て隨時僅少なる扶助の加へられ來りたるに過ぎず。  
監獄制度の確立して後、明治四十二年七月司法權と共に監獄事務を日本政府に委託の取極あり、同年十一月引繼を了する  
や理事廳監獄と韓國政府監獄とは共に統監府司法廳の統轄する同身一體の監獄と爲り、光州監獄木浦分監なる稱呼を冠す  
る一機關として存立するに至れり。爾來内鮮の罪囚は同一制度の下に收容懲治せられ、其の員數亦激増し到底刑務職員の  
特志に依頼するのみにては如何ともする能はざる状態に進み、遂に大正二年總督府より獎勵補助金下附の議を決定發表す  
るに至りしかば、此の機に當り木浦に於ける本事業の遂行を期せむがため新に社團組織と爲したり。

### 二、木浦保護會の成立

時世の要求は前述の如く團體設立の機運を促進せしかば時の分監長清原孝太郎は法院支廳上席檢事杉村逸樓と共に奔走



の結果、大正三年三月九日公會堂に有志の參集を求め設立の趣旨を發表するに至れり。乃ち滿場一致の賛成を得て茲に社團法人木浦保護會の成立を見たり、發起人左の如し。

岩城竹治、石森敬治、入江辰三、林和一、橋本豊太郎、本田正、富家幸太郎、李思弼、沖永榮助、岡本利三郎、奥村英一、呼子直七、高根信禮、谷村道助、高橋種之、竹内虎也、多羅尾道賢、玉名友彦、奈良次郎、長野虎太郎、村上直助、鶴飼恒三郎、上田直彦、山野瀧三、松井邑次郎、松林深慧、丸尾盛諒、玄基奉、藤森利兵衛、福田有造、福本種市、文在喆、吳乃衡、河内山謙弼、鮎川元恭、淺海庄一、麻生作男、新井胖、赤谷温涼、木村健夫、金星圭、金宅鉉、金商燮、清原孝太郎、目黒銀次、三原新三、峯章、三宅三平、清水近藏、平田司郎、日詰忠完、森川銀吉、守田千助、森田泰吉、最美光世、千賀順市、鈴木龜藏

松井邑次郎は内地人側の、玄基春は朝鮮人側の各寄附金取纏めに任じ、其の間福田有造、木村健夫等の盡力亦尠からざるあり、又木浦新報主幹長野虎太郎が同紙上に於て趣旨の鼓吹宣傳に勉めたるあり、醸出金額五百二十八圓に達し、次で總督府に補助金の下附を出願したり。尙全羅南道より府内竹洞九十六番地坐二百五十九坪、建物二棟の貸下を受け事務所並に收容場に充つ。會長杉村逸樓、理事副會長清原孝太郎外評議員等數十名業務の發展に努力したるの結果入會者相亞ぎ、其の年度末には資金千五百圓に達したり。斯くして爾來漸次堅實なる發展を遂げ基礎稍々鞏きを致したるを以て、清原理事は事業の性質に省み一層將來の効果を期せむが爲め財團組織に改めむことを企て、大正八年四月時の會長堀江幸市之を評議員會に諮りて決定したり。

### 三、財團法人木浦成美會の成立

時運に適應するため從來の木浦保護會を財團組織に改めむとせし清原理事の企圖は大正八年四月會長堀江幸市の評議員

會諮問に依り決定したること前述の如し。

茲に於て財團法人木浦成美會を設立するの寄附行爲を定め、大正八年五月十二日總督の認可を受け、同月十九日木浦法院支廳に登記を了せり。時に舊保護會は其の資産たる建物作業場一棟(時價四八圓八六錢)現金二、六〇〇圓を寄附す。

本財團には理事一名(木浦法院支廳上席檢事)、監事三名、評議員二十名以上、主事若干名を置くの定めにして、監事は評議員の互選に依り、評議員及主事は理事の囑託に依ると爲す。理事は會長として會務を總理し木浦刑務所長たる評議員は副會長として常務を執り、刑務所各係主任は主事として會務を分擔するの組織なり。

大正十年五月十一日曩に總督府より借受使用中なりし前記土地建物を無償讓與せられ、十一年度よりは地方費の補助金をも給付せらるゝに至り逐次健全なる發達を遂げ來れり。

### 四、改革……保護網の建設

成美會設立後凡そ十年を経て基礎漸く固しと雖も其の範疇未だ木浦府の圈外に出でず、又專任の保護監督者を置くの餘力なし。今木浦刑務所の收容區域を見るに木浦府の外務安、咸平、靈光、珍島、莞島、海南、康津、長興、靈巖、寶城及濟州の十一郡島に跨り、此の方面への歸還者從つて復多く、是れに完全なる保護の及ぶなくんば社會民衆の治安を妨げ福利に影響する當に知るべきのみ。今昭和二年中木浦刑務所の釋放人員一、三三〇人(管内各地に於ける留置場の釋放者は恐らく此の二倍に達せむ)につき其の歸住方面如何と云ふに左の如し。

木浦、務安方面	四五六名	靈巖、長興、寶城方面	一五八名
海南、康津方面	一九四名	濟州、莞島方面	八六名
珍島、靈光、咸平方面	三二六名	他 道	五八名



其の他全南各郡

四五名 一 内地

七名

如上の数字は前記各地に本會支部を設けて各連絡し完全なる保護網を布くの必要を痛感せしむるに足り、茲に職制を改め大に所期の目的を達成せむと希望したる會長理事栗山兼吉は御大典紀念の事業として大擴張を策し、乃ち昭和三年十月左記、寄附行爲改正案を評議會に提出決定を見たり。

- 理 事……三名以上七名(増員)
- 監 事……三名以上五名(同前)
- 評 議 員……三十名以上(關係府郡島に涉り囑託す)
- 支 部……郡島に新設

昭和四年二月五日總督の認可を受け實行の緒に就きしと雖も資力の關係上急速を期し難き事情あり、幾もなく康津支部の設置を見たるが以下漸を以て普及するの見込なり。從來木浦本部に於ては映畫會等を開催して保護思想の宣傳を爲すの外、直接收容保護を加へ、職業の紹介に努め常に斯業の尖端を歩まんとするの覺悟と熱とを以て畫策怠る所無きも就中現收容場の環境が事業の性質上適當と認め難き憾あり、能ふべくんば田園生活の間、自然の恩寵に浴せしめむと欲し府外山亭里棉作支場に達せむとする所、東南に面する景勝の地を選定購入して同所に移轉すべく目下家屋の建築其の他準備中なり。昭和五年二月十一日紀元節に際し社會事業御獎勵の思召を以て畏き邊より御内帑金三百圓下賜の御沙汰を拜せり。本會が此の恩典に浴せるは今回を以て最初と爲す。關係者一同無上の光榮として感激するところなり。先是昭和三年十月二十二日内地各府縣保護團體の盟主と稱すべき輔成會に加盟したるを以て將來助成金の交付を受くるの便宜もあるべく、爾今内地各保護團との連繫は一層密接なるを得ん。

今参考のため最近に於ける本邦斯界の活動狀況(昭和二年度)を示せば左の如し。

區 別	團 體 數	現 狀		朝 鮮
		會 員	資 産	
内 地	七四五	八二、六〇〇人	一〇三萬圓	二七
		一八萬圓	一四萬圓	
朝 鮮		五、八八〇人	七萬圓	六四四人
		四四八、三四五人	八五、五二八人	
系 統	補成會	府縣保護團體	市郡支部	六、四四九人

### 第三 經 營

#### 1、維 持

木浦保護會時代に在りては會員制度なりしを以て毎月若干の義捐を各會員に請ひしものなるが、成美會創立以來法人と爲りて此の方法廢せられ、爾來基本金二、〇〇〇圓の利子、國庫及地方費の補助並に篤志家の寄附を以て維持經營しつゝ、資産の蓄積に努め來りしが或は冠婚葬祭の諸費を節し、或は木浦退去の記念として、乃至又趣旨に賛同して金品の寄贈を爲せる者從來決して尠しと謂はず、斯業のため慶祝に堪へずと雖も、今後收容場に於ける授産上の諸施設及保護網完成上



の支部設置等前途極めて多事なるものあり、吾人は將來益々篤志家の傾倒を希望して已まず。

2、成績

大正三年保護會創始以來十有五年の事業概況を示せば左の如し。(昭和三年十二月末日)

一時的保護を加へたる人員

二、五六七名

繼續的保護を加へたる人員

二六七名

此の延人員

一八、一八七名

保護のため支出したる總金額

四、四二二圓三七錢

3、資産

昭和四年一月末現在額次の如し。

總計金九、三一四圓一〇錢

内 譯

金二、七九六・六九〇

不動産

金 二四六・四〇〇

動産

金 二〇〇・〇〇〇

有價證券

金六、一六二・六三〇

銀行預金

金 八八・三八〇

手元保管

4、役員

歴代役員

自大正三年三月至同五年十月	會長……杉村逸樓	自大正十三年十二月至同十四年十一月	會長、理事玉名友彦
自同五年十月至同十一年七月	理事堀江幸市	自同十四年十一月至同十四年十二月	同 同 栗山兼吉
自同十一年七月至同十二年七月	同 堀勤次郎	自同十四年十二月至同十五年十二月	同 同 飛鋪秀一
自同十二年七月至同十三年十二月	同 新藤寛三郎		

現在役員 (昭和五年十月)

自大正三年三月至昭和四年二月	副會長、評議員 清原孝太郎	自大正十三年十二月至昭和三年三月	副會長、評議員 富田良吉
自同三年三月至同十一年七月	理事、評議員 横山藤三郎	自昭和三年三月至同四年三月	同 同 森徳次郎
自同十一年七月至同十二年七月	同 同 蘭牟田彦次郎	自同四年三月至同四年七月	同 同 栗山兼吉
自同十二年七月至同十三年十二月	同 同 布村義隆		

第五編 地誌 第三章 救護、奉仕 第七節 成美會



### 第八節 共生園

#### 第一 沿革

木浦共生園は府内大成洞に在り、評議會の維持經營する所にして、乞食、孤兒等を教養して自活の途を授け、修學訓練に依り健實なる青年たらしむるを其の目的と爲す。將來財團法人組織とする豫定なり。

木浦府は海陸の交通頻繁なると氣候の溫暖なる關係上、各地方より來集する浮浪兒等の府内を徘徊する者多く、特に冬季に於て夥しきを見る。

中には不具癡疾の者無しとせざるも幼少年の輩にして身體健全なる者亦決して尠からず。是等の徒にして放任せられむか、遊惰無自覺の習は第二の天性となり、其の結果低劣無頼の子を市井に彷徨せしめ、社會は其の汚濁に苦しむべく、之が遷善指導は眞に一日も忽諸に附し難し。今彼等を收容して生活を保證し、同時に職業を授けて勤儉貯蓄の美風を養ひ、一方幼若者には愛育を加へて健全なる成長を遂げしめ、以て家庭的に慈養啓發するならば必ずや相當の効果を收め得べしと認め、昭和二年十月一日朝鮮始政記念日を卜し、府内常盤町に一戸を借り入れ事業を開始したり。當初、一鮮人指導者をして専ら之が看護に當らしめたるも收容人員中逃亡者相踵ぎ、到底成績の期す可からざるを思ひ、同年十一月末、大正町二〇番地に敷地十五坪、建物七坪の借家を求めて引移り、銳意訓練の結果漸次園内の生活を安んずるに至り、翌昭和三年に於ては官民の援助を得て授産及教化に一段の改善を加へ、同年八月更に其の効果を徹底を期すべく後援會の組織を企て、當時鮮人有力者五十餘名の入會を見、同五年二月末現在内鮮人を合せて二百餘名の會員を有す。

三年十一月 今上即位の御大典を記念する爲め本事業の基礎を確立せむとし、府内有力者より淨財の寄贈を仰ぎ、大成

洞に本園の收容舍、授産場及倉庫合計三十坪を新築し、昭和四年一月落成と共に移轉せり。

昭和四年度以降官廳の補助金を下附せらるゝこととなりしのみならず、授産品の處分法等にも改善を加へたる結果、漸次販路の擴張を致し、紙袋年産十萬枚を製出するに至れり。此の盛況に伴つて再び建物の狹隘を感じ、昭和四年八月授産場一室を、同五年二月收容室用温突一室を各増築したり。現在の收容人員十二名、着々訓練中に在り。

昭和五年二月十一日紀元の佳辰に當り全國社會事業團體に對し御内帑金御下賜の事あるや、本園亦同様の恩命に浴することを得たり。

#### 第二 事業

現在收容者は十七歳以下四歳以上の十二名にして、作業中、紙袋貼(新聞袋年産一百五十貫、ロール紙同じく十萬枚)は比較的年齢少き者に課し、午後二時間は國語其の他の學科とす。十四歳以上の者には製繩作業を主として臨時の雜業を課し、夜間學科を授く。毎日青年は午前六時半起床午後九時半就寢、幼年者は午前七時起床、午後八時就床の定めなり。現在收容者中には勤勉賞すべき者あり。收容當時目に二丁字無かりし者にして既に尋常小學三年程度に進める者もあり。又珠算に多大の趣味を有して夜は勉學に勵み、日中は府内各商店を廻りて紙袋及繩の販賣等に努力し、能く年少者を扶けつゝ陰に他日の成功を望みて奮闘する者ある等總じて著しき進歩をなせり。

創立以來收容狀況表

年 別	種 別	收容を廢したる人員		現在人員	備 考
		收容人員	計		
昭和二年	年度末	一一	三	七	
			四	四	



昭和三年度末	七	一	一
同 四年度末	四	三	二
合 計	二二	三	一〇

經費累年表

昭和二年度決算額(半期間) 一百七十四圓一錢 昭和三年度決算額 一千五百四十六圓八錢 昭和四年度豫算額 二千七百圓

資産表

一、木造亞鉛葺平家建 五棟總坪數三十八坪五合 見積價格金二千圓也 一、製繩器外什器 若干 見積價格金三百圓也

◎木浦共生園々則

- 第一條 本園ハ木浦共生園ト稱ス
- 第二條 本園ハ乞食、孤兒ヲ教養シ自活ノ途ヲ授ケ修學訓練ニ依リ健實ナル青年ト爲スヲ目的トス
- 第三條 本園ハ事務所ヲ木浦府大成洞一二七番地ニ置ク
- 第四條 本園ニ左ノ役員ヲ置ク

理事 一名  
評議員 若干名  
本園ニ顧問ヲ置クコトヲ得

第五條 理事ハ本園ヲ代表シ園務ヲ統轄ス

第六條 評議員ハ第十條ニ依ル會員中ヨリ之ヲ推薦シ左記事項ヲ評議ス

- 一、本園々則ノ制定及變更
- 二、歳入出豫算ノ協定及決算報告ノ認定
- 三、財産ノ設置、管理及處分

四、其ノ他本園事業執行上重要ナル事項

第七條 評議會ノ開閉ハ理事之ヲ行フ

第八條 評議會ノ議事ハ出席員ノ過半數ヲ以テス、可否同數ナルトキハ理事ノ決スル所ニ依ル

第九條 本園ノ事業ヲ援助スル者ヲ會員トス

第十條 會員ヲ分チテ特別會員、贊助會員、通常會員ノ三種トス

特別會員ハ一時金百圓以上又ハ毎年五圓釀出スル者

贊助會員ハ一時金五十圓以上又ハ毎年二圓釀出スル者

通常會員ハ一時金二圓釀出スル者

第十一條 理事ハ毎年一回會員ニ事業報告ヲ爲スコト

第十二條 本園ノ會計年度ハ毎年四月ニ始リ翌年三月ニ終ル

第十三條 本園ノ經費ハ授産收入、篤志家ノ寄附、會員釀出金、補助金ヲ以テ之ヲ支辨ス

第十四條 本園豫算ハ毎會計年度一ヶ月前之ヲ調製シ評議員會ノ評議ニ附スヘシ



第十五條 本園ノ收支決算ハ毎會計年度經過後二ヶ月以内ニ評議員ノ認定ニ附スヘシ

第十六條 本園ノ基礎ヲ鞏固ニシ事業ノ永續ヲ圖ル爲基本財産ヲ設ケ指定寄附金毎年度剩餘金ヲ生シタル場合ハ一部ヲ積立殘餘ハ次年度ニ繰越スコト

第十七條 本園ノ資金ハ郵便局又ハ確實ナル銀行ニ預入ルヘシ

第十八條 本園ヲ解散セントスルトキハ評議員三分ノ二以上ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

本園解散ノ場合ニ於ケル本園所屬ノ財産ハ評議員三分ノ二以上ノ同意ヲ得テ同一又ハ類似ノ目的ヲ有スル事業ノ爲之ヲ處分スルモノトス

第十九條 本園ハ將來基礎ノ確實トナリタルトキハ評議員三分ノ二以上ノ同意ヲ經テ之ヲ財團法人トナスモノトス

附 則

第二十條 本則施行上必要ナル細則ハ別ニ之ヲ定ム

## 第四章 慰安、休息

### 第一節 娯 樂

#### 第一 木浦クラブ

大和町二丁目に在り、明治三十七年の創立に係る。當時偶々領事館員を中心として之と交渉を有する者の内、撞球に相當の技倆ある人士比較的多かりし關係上、數年來別に一球戯場の存在せしに拘らず、夫等有志の發起に依り、領事館敷地内、現在の所に新設を見たるものとす。設立費三千五百圓は、創立會員三十名の出資各五十圓合計一千五百圓及頼母子講金二千圓を以て支辨せり。玉臺二臺、碁盤八面、將棋盤二面、麻雀二組を備へ會員五十名を有す。大正十一年東雲の老妓粟屋八重の引退に當り、優待の意味を以て同人に譲り渡さる。

抑々木浦に初めて球戯場の現はれたるは開港未だ幾月をも經ざる草創の時代にして、以て如何に慰安乏しき新開地に此の種設備の要求せられしかを察知し得べし。即ち明治三十一年壹岐の人某が山手町第二水源地上り口附近に設けたる遊玉館を嚆矢と爲す。但し該球戯場は開港匂々の際として、純然たる撞球場のみを以て目し難く、幾分不純の空氣を混ずることを免れざりしものにして、且つ凡そ一ヶ年の短日月間を以て明治三十二年早くも閉止したり。

次で明治三十三年藤森、渡邊、村上等三名の出資を以て大和町一丁目木ノ下藥店裏に王突場を設け、山内某の管理に委したるが、五ヶ年に跨りて存續し、明治三十七年木浦クラブ發起の時に及べり。

此の外に、現今府内の撞球場としては櫻町に一箇所あり。大正十五年以來海員ホーム中にも其の設備を爲し、各一般に





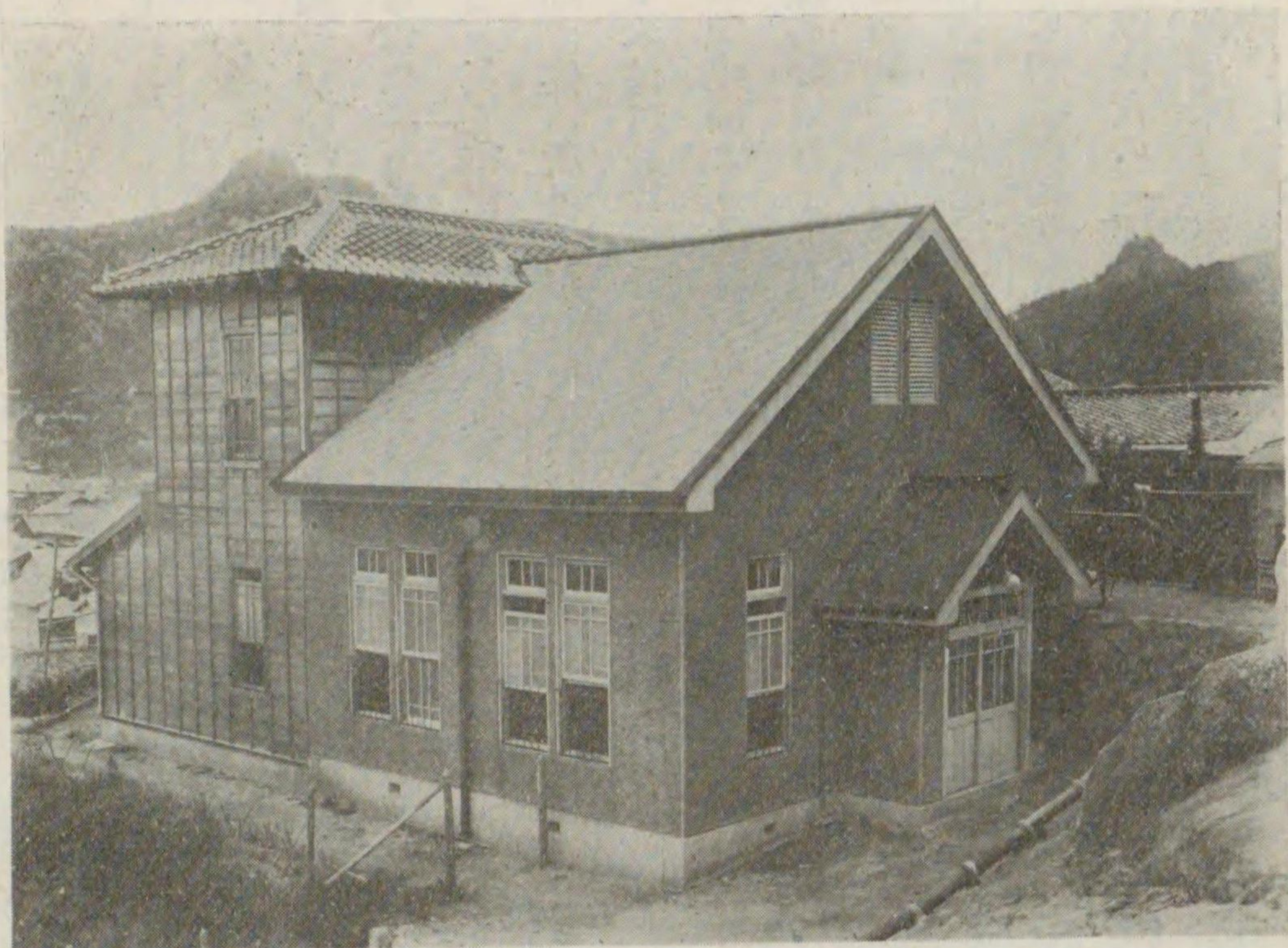
木浦府史

利用せられつゝあり。尙大正、昭和の交、本町一丁目邊に一陽亭と稱し、務安通りに勝々館と稱し、料理店或は旅館を兼ね玉突場を經營するものありしが、何れも久しからずして廢せり。

第二 海員ホーム

府内木浦臺上に在り、昭和二年有志の賛同を仰ぎ寄附金七千圓を以て新築す。朝鮮海事會木浦支部の經營する所に於て、朝鮮に於ける海事會支部は遞信局海事出張所所在地たる清津、元山、釜山、木浦、仁川、鎮南浦、新義州等七箇所に置かれ、海事思想の普及、海事の發達を企圖するもの、其の木浦支部は大正九年本部成立と同時に設置せられたり。

抑々海運の發達は港灣設備、航路標識の具完、造船術の進歩に俟つ所大なりと雖も之を運用すべき船員素質の良否が常に密接なる關係を有すること亦明かなり。即ち船員の養成保護を海運發達上忽諸に附すべからずと爲す所以なり。朝鮮の海事會は則ち海員の保護、誘掖、慰安を主要なり。



る目的と爲し、先年組織せられたるものにして各地支部何れも此の趣旨を體し、其の一事業として曩に各海事俱樂部の附置を見たり。當木浦支部に於ては久しく其の設置を見ること能はざりしが、機熟して昭和二年遂に新設せられ爾來會員の宿泊、娛樂、飲食等に便せり。現在の海事會員數五十一名なり。

設備は全鮮一と稱せらるゝ所のものなるが敷地六十坪、木造二階建にして、階下四十坪、階上八坪あり。階下廣間に二臺の玉突臺を据ゑ、傍らに碁、將棋盤數面を並べたる疊敷と、賣店及食堂を兼ねたる椅子席を設け、又ラヂオを取付けあり。階上は之を二室に分ち、宿泊、集會等の用に充つ。宿泊料五十錢、朝食三十錢、夕食五十錢、計一圓三十錢を以て一泊することを得、取捨、選擇は各人の任意とす。而して逗留の場合は食事附一泊一圓十錢に減額する規定なり。昭和三年中に於けるホーム利用の成績を調査するに、利用者延人員六千餘名、宿泊人員一百七十九名、賣店賣上四千六百八十四圓を算せり。



海員ホーム維持の目的を以て、別に海員ホーム維持會なるものを設け、共同購入の周旋等を爲せり。紹介に依り何人たりとも入會するを得べく、會員は海事會員と共にホームの設備及作用に基く利益享受の特典を有す。會費月額五十錢、會員九十五名。

### 第三 劇場

人類生活の行はるゝところ必ずや其處に何等か慰安娛樂の設備あり彼の飲食及之に伴ふ助興機關は概ね第一先着にして往々日常生活と發足の先後を分ち難き觀を爲すこと尠からず。觀劇場及寄席の類に至つては前者の個々自由の行藏を目標とすると異り市況相當賑賑を加へ、所謂大衆の經濟及心理に餘裕と慾望とを生じ、稍々高尚なる或は家庭的なる氣分漲るを待つて興る所なるが故に、其の發達時機たる前者に比し餘程遅るゝを常とす。

扱て木浦に於ける此の種の最初のものは福山町松井商店附近に出現したる木浦座なりとす。明治三十七、八年頃の創立に係り規模固より當時の市勢に相應するものにして殆ど謂ふに足らざりしが如く、初め好事家の間に歡迎せられたりしも興行振の妙ならざりしと一般市民の財力未だ充實せざりしとの原因を以て幾干も無く經營困難に陥れり。

此の頃統監府設置せられ民團法亦實施せらるゝの情勢を見て、在留民の心意頗に安定を加へ來りしに乘じ、明治四十一年現存の常盤座創設せられ木浦座敗退す。常盤座開設の當時同地點は尙未だ市街を爲さず、間近かに潟地を控へ常盤町の名稱すら劇場名より發詳したるものなりと謂はる。最初は平家建にして大正三年歐洲戰爭勃發の頃増築して二階建と爲し以て好況時代の必要に應じたるも大正八、九年の最盛時代僅かに收支償ひたるの外概ね損失を重ねしと稱す。昭和三年經營者を替へたるも亦豫期の成績を擧ぐるに至らず、昭和四年九月三十日許可期限滿了、建物頽廢、危險の故を以て閉館を命ぜられ、唯一の劇場を失へり。但し同時に一大劇場新設の議進行しつゝあり。

活動常設館和平館



大正十五年十二月類焼したる務安通り活動常設館喜樂館は大正九年春好景氣に乗じて生れたるものなりしが、有利に經營せられしは最初の一兩年のみ、之亦久しく困難を訴へ居たるものなり。

喜樂館焼失の年は木浦に全羅南道物産共進會及朝鮮棉業共進會開催され、市の面目にして改善せられたるもの尠からざりしが、十一月開會に先だち竹洞に木浦劇場と稱する活動常設館鮮人側資本家の有志により建設せられたり。

平和館は昭和二年夏、元喜樂館跡に建てられたる活動常設館にして、經營者は別人なり。

一般に木浦の位置上優秀なる演藝團を吸引するに便ならず且つ堪能なる請元を有せざるが故に從來所謂大物と稱せらるゝは一、二浪花節一行の來りたる外、殆ど記憶に存する無き有様にして貧弱たるを免れず。而して又經營上採算常に困難なりと稱せられつゝあるも、港勢の充實に伴ひ遠からずして此の歎聲を聞くこと無きに至るべきを確信す。

(イ)常盤座、木浦府常盤町



木造二階建總坪數 一五〇坪

定員五六〇名

階上一七六名

階下三八四名

明治四十一年十二月二十八日許可

(昭和四年九月三十日限り閉鎖)

(ロ)木浦劇場 木浦府竹洞

木造二階建總坪數 一八三坪

定員五一〇名

階上一六七名

階下三四三名

大正十五年十一月十九日許可

(ハ)平和館 木浦府務安通

木造洋館式二階建總坪數 八六坪三

定員三五三名

階上一一七名

階下二三六名

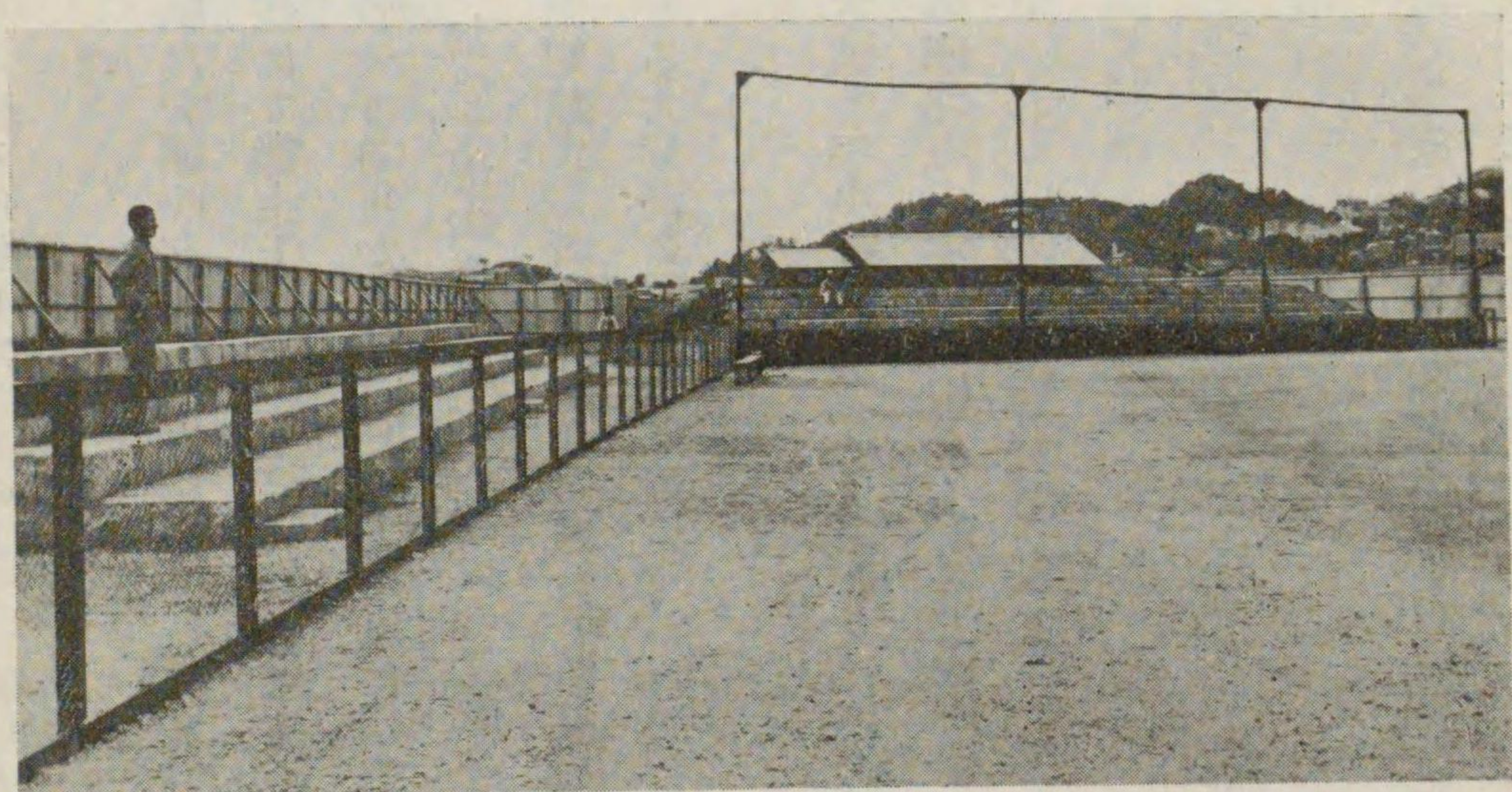
昭和二年八月十七日許可

種別	年間興業狀況 (昭和四年)		活動寫眞	浪曲、曲藝等	合計
	芝居	芝居			
劇場	回数 一一八	入場者 三〇、九八七	一九八	三四	三三〇
平和館	回数 一	入場者 三五六	三五六	一	三七七
その他	回数 三	入場者 四九、二〇二	一	二九四	四九、四九六
累計	回数 一二一	入場者 一、二九五	五五四	五七	二〇、八二八
	回数 三二、二八二	入場者 八六、二八一	九二	二九、五一三	一四八、〇七六

### 第四 其の他

1、公園 は現在遺憾ながら市内に理想的のものなし。別に松島神社關係記事に述べたる如く、從來久しく其の境内を公園として府民遊樂のため開放せられありしが、規模狭小にして府勢の現狀に伴はず。加ふるに近年園内の松樹悉く病蟲害の侵すところとなり、甚だ風致を損せり。新公園の設は神社の移轉と共に、數年來の問題なりと雖も未だ斷案に到達せず。只昭和三年儒達山に登山道路を開きて老若の登攀に便し、漸次全山を公園たらしむるの目的を以て年々府の施設を加へられあり。又民間有志に於ても、同所に或は茶店を設け、或は四國八十八箇所靈場を模す等、次第に面目を改めつゝあれば、儒達山自然の景觀と相俟て、公園大成の日を迎ふる遠きに非るべし。

2、運動場 は從來高等女學校前廣場を一般に開放せられつゝありしも、種々の不便弊害を免れず。大正十五年頃より鐵道機關庫北方の廣場を専ら野球場に使用したり。然るに同所も亦位置、地盤、其の他の關係上理想的ならず、引續き當事者をして苦慮せしめしが、昭和五年湖南町埋立完成するや、其の一端、府有地に公設運動場を設けられ、茲に當面の問題を解決したり。廣さ三千六百餘坪、之に府費千六百圓、運動協會寄附金二千



公園運動場



三百圓、計三千九百圓を役じて諸設備を施し、野球場及テニスコート並に附屬建物を築造したるものとす。看守人を常置し、使用料を徴す。

3、海水浴場 は市の海岸に適當の所なく、或は櫻町魚市場西方に、或は松島公園の北側に、自然府民の群集するを見て當局多少の施設を加へ來れる外、隨所の岸壁下に自由に遊泳を試むるの有様にて衛生上、風紀上且つ又危険防止上遺憾尠からず。如何にもして清淨安全なる水域を探りて、夏時府民の健康増進に資せざる可からずとは識者の夙に痛感する所なりしが、昭和四年遂に港外、外達島に適當の箇所を發見し、相當の設備を加へて浴客を迎へ大に遠近の注意を惹きたり。されど位置少しく隔絶するの不便あり、別に高下島の南方某地點を選んで蟬集する者ある現象を呈せしも是亦五十歩百歩のみ、共に一般の満足する所とならず。昭和五年夏季には、溫錦洞地先なる大盤洞を選定して聊か前年の缺を補ふ所ありたり。

4、競馬 は大正の末年來、殆ど毎年木浦新報の主催する所にして、最近木浦の年中行事と爲れる觀あり。適當の馬場無きを遺憾とするも或は埋立成れる溫錦洞に、或は同じく南橋洞に、或は機關庫北方の干拓地に、又或は湖南町新埋立地に等、轉々埋築完成を追ひて次々に開催し來れり。

### 第二節 旅館、料亭

#### 第一 旅館

旅館の必要を痛感するは開拓創始の時代に寧ろ甚だしきものあるべきも進んで施設の衝に當る者莫きを奈何せむ。此の時代に在ては朝鮮宿に投ずるか或は知ると識らざるとを論ぜず、先住者を頼りて一夜の手續を煩はすか二者其の一を出づる能はざるなり。

木浦に初めて旅館の現れたるは明治三十二年大和町の松岡旅館にして牛肉店を兼業したり。間もなく現、木の下藥店の建物を新築移轉、後、大正の初頭廢業せり。次で翌三十三年務安通に岩下旅館（昭和三年閉店）開業し、三十六年に至りて三吉野旅館の開店を見たり。三吉野は最初の東雲經營者なるが北清事變の頃料理店を後の東雲樓主に譲りて滿洲に入り、再び歸木、時に現在の所に營業しつゝありし料理店松葉を繼承して旅館業を開始したるものなり。

此の外現存せざるものゝ内、木浦臺瀧川旅館（大正四年燒失）、本町大宮旅館（大正の中頃廢業）は何れも稍々舊き創業に係り、又別表の外現在四、五の下宿屋あり、這は近頃の現象なるも將來發達の傾向を有すと考へらる。

#### 一 等 旅館

- 三吉野旅館 (本電話一三番町)
- 柴田旅館 (榮電話一二七番町)

木浦ホテル (福山電話三二七番町)

#### 二 等 旅館

- 虎屋旅館 (本電話三五七番町)
- 四國旅館 (務安電話三三五番通)
- 淺海旅館 (湖南電話七五九番町)
- 勝々館 (務安電話八五二番通)

- 國武旅館 (本電話二五八番町)
- 寶屋旅館 (寶電話五一四番町)
- 紅屋旅館 (本町電話八五二番目)

#### 第二 料理屋、飲食店



料理屋の元祖は大和町の東端當時の海岸に開かれたる東雲（後此の建物は靱搦工場となり、木浦座となれり）にして開港と年を同じくす。三十二年大和町現在の地に移轉し、爾後三回の擴張を経て現在の規模に達したるものなり。之れと歴史を争ふものは大和町の木浦亭（昭和三年一月閉店）にして互に相伯仲す。



當時の市況を聞くに明治三十二年在留日本人戸數總計二二〇戸に過ぎず、翌三十三年二七〇戸、七〇〇人に達したりとて瓢箪山（松島）に祝賀會を催したる位の程度なりしも、之を例ふれば發育旺盛なる青少年時代に比すべく活氣横溢して料理屋、飲食店の如き寧ろ今日より盛觀を呈し、藝妓、酌婦の類亦從て多數を擁したりと稱せらる。北清事變を経て日露戰役起るや、第一線に驥足を伸ばさんことを思ふ者相踵いで滿洲の野に志し、實に在留民の六割は此の時新天地に躍出せりと云はれしが、爲に多數の

料亭は漸時門戸を閉し、頼母子講の如き亦大方は崩壞して收拾すべからざるに至れり。然るに戦後東洋の平和は確保され、朝鮮は保護條約の實施に亞いで總督府の設置となり、逐次健實なる景氣を挽回し來

れる時しも歐洲大戰突發し、我國は頗る有列の地歩を占めし關係上、一時に無比の好景氣を招來せしかば、木浦の斯界亦此の前後に恢復の氣勢を示し、一二三亭（福山町）一陽亭（初め榮町、後本町に移りて廢業）等順次に開業したるを初め飲食店亦簇出せり。

飲食店發達の徑路を探るに、其の初めは所謂暖味屋と稱すべきもの多く、眞に料理の品目乃至料理人の腕前を標榜するもの有るに至りしは漸く大正の末年なり。カフェーの如きも明治四十四年東京京橋にカフェープランタン出現の時に遅ること十餘年、去る大正十五年木浦に全南共進會の開設せらるゝを指し初めて一、二竹洞方面に開店するものありたるに過ぎざるも、其の發達近來著しきものあり。

(イ) 料理屋

東雲樓	(大和町) 電話九番	日本料理
一二三亭	(福山町) 電話四三八番	同
ひさご亭	(本町) 電話四〇一番	同
一力亭	(本町) 電話六四八番	同
海月亭	(櫻町) 電話八〇一番	同

靜岩閣	(福山町) 電話八〇七番	西洋料理を専門とす
永明館	(竹洞) 電話七一四番	朝鮮料理
東洋館	(竹洞) 電話四四三番	同
仁義館	(本町) 電話五三〇番	支那料理

(ロ) 飲食店

内地人經營	二八
朝鮮人經營	一五二

支那人經營

一一一



(ハ) カフ・エー

内地人經營 一一(給仕女、四八名)

妓生・券番 府内に於ける朝鮮人藝妓は昭和四年八月現在三十三名を數へ、内地人の家庭又は宴席へも出入する者漸次多きを見、尙續々増加の勢を示すに至りしかば、有志の間に會社組織の券番を創立せむとするの議ありしが、昭和五年一月其の筋の認可を受け竹洞一三二番地に木浦藝妓券番を設くるに至り。券番妓生の數は將來優に五十名に達せしめむと肝煎筋は意氣込みつゝあり。

内地人側には未だ券番の發生を見ず。同期に於ける藝妓數二十五名なり。

### 第三遊廊

府の西端に近き櫻町の一廓に在り、東西北の三方山丘を廻らし、南、高下島と互に海峡を挟みて木浦港出入の船舶を送迎し眺望甚だ佳なり。一般市街と隔絶し嘗て市政の鹽梅宜しきを得たりしと謂ふを得。

然れども此の位置たる最初より豫定せられたるに非ず。當年市街の發展は遂に當路者をして現在の地點を選定せしむるに至りしものとす。開港草創の時、素より整然たる社會施設無く、混淆して菽麥を辨すべからざるもの有りしや一、二にして足らず。明治三十七、八年戰役以來在留人の渡來急増し居留地外に溢れて雜居するもの亦夥しき多數に達せり。後久しからずして乙種料理店公許せらるゝや、所謂竹洞遊廊なるもの興禪寺と統照寺との中間、低地を通ずる裏道附近に現出せり。爾來同方面の發展は國道の開通、鐵道工事の開始に伴ひて年と共に加はり、漸次遊廊移轉の必要を認むるに至りしかば、大正二年夏遂に現區域を劃して決行せられ全く前日の面目を改めたり。先是市の發展に伴ふ遊廊の移轉は必然の歸結たりと雖も、實際問題としては種々困難なる事情を伴はざる能はず。位置の選定、敷地の購入、新築移轉の費用等中々

容易ならず。爲に之が決行に當て殆ど醜問題を惹起せざる無きは各地の實例に徴して知らるゝ所の如し。然るに我木浦に在ては偶々高根信禮等所謂十二人組と稱せし一團の所有に係れる現在の櫻町方面が、市の一隅に偏在して別天地を爲し遊廊指定地として眺へ向なりしのみならず、之れが所有權者は用地の分譲に付き多大の便宜を供與すべき意向を有せしかば、本移轉問題は案外輕易に實行せらるゝことを得たり。尙所有者は用地の賣渡年賦金より十ヶ年に互りて合計約三萬圓を小學校の教育費中に寄附したるものとす。

斯くて本遊廊は移轉後幾もなく世界大戰の勃發に遭ひ其の影響を受けて絃歌湧き起るの好景氣を持續せしが、戦後の反動的恐慌以來久しき經濟界の沈衰と金融の梗塞に制せられて經營次第に困難に陥り、昭和三年頃に至るや漸く内情の破綻を暴露するもの頻出し、拘娼妓の如き亦著しく減少し昭和四年八月に於ける現在數七十四名と爲れり。

現狀次の如し。

一の谷樓(電話二四番)	内地人經營	三橋樓(電話二三番)	内地人經營
住吉亭(同 一四番)	同	日出亭(同 三三番)	朝鮮人經營
玄海樓(同 三七番)	同	明月樓(同 六四九番)	同
萬直誌樓(同 三四番)	同	永春亭(同 四三番)	同



櫻町遊廊



第五章 風俗

第一節 冠婚葬祭

第一 内地風

一、通例

冠婚葬祭の四は古來人生の大禮として一般に重きを置かれたるものなるが社會の進歩に伴ふ家族制度の變化は何日しか是等多年の舊習に影響し、民間に於ける冠禮の如きは既に數十年前自ら廢せられ、祭祀と雖も一年一回の盂蘭盆、春秋二季の彼岸會等に於ける總括的追善の外は葬儀の延長とも見るべき忌日、年忌の法要に止まり夫れとて壇を置き飲食を供へ僧を招きて回向し近親知己など列席する者時に相携へて墓參する程度に過ぎず、努めて精神的に取扱はるゝこと、成り行くを見るは寧ろ喜ぶべし。而して今も尙昔の如く盛大に行はるゝは婚禮と葬儀の二者にして形式の冗煩を避けむとするの論夙に叫ばれ、改善の痕亦認められざるに非ざるも一朝にして其の顯著ならむは性質上望むべからずと爲す。先づ婚禮に就き内地に在つては其の地方々々に各特色ある儀禮自ら定まりて今日に傳ふるところなりと雖も略々大同小異にして只設備の盛否繁簡を論ずるに過ぎず。併しながら朝鮮各地に於ける内地人は元來全國よりの寄合にして其の家例の如き細目を尋ねれば千差萬別なるを免れず、其の都度世話人談合して宜しきに従ふを便となすべしと雖も、大體媒介者を選びて交渉を進め、見合、納采を経て式典を擧げ次で披露の宴に終るは一樣なり。次に葬儀は佛式を以てする者十中の九、家に凶事あるや先づ僧侶に通じて讀經を請ひ、近隣親戚相寄りて通夜し、亡靈を護り遺族を慰めつゝ諸準備を整へ、二日目、時に

は三日目、行列を作りて一旦寺院に至り、嚴かに擧式の上埋火葬に附するを例とし遺骨を奉じて改めて郷里に埋葬する者も尠からず。近頃は葬式に當り行列を廢すること、家庭に於て告別式を擧げ寺院を使用せざることの風次第に行はれんとするに至れり。

次に特別なる様式に屬する婚禮及葬儀即ち神社神職及基督教牧師を司式者とする場合につき其の梗概を述べむとす。

二、神前結婚

- イ、日を選び時刻を定め、結婚者氏名等を社務所に報告し置く。
- ロ、當日定刻までに神前を裝飾し獻備等を爲す。
- ハ、新郎、新婦を始め媒介者其の他、定刻までに社務所に出頭す。
- ニ、時刻至らば一同神前に參列す。向つて右は上席にして左は次席なり。
- 右を新郎及男媒介者其の他男親戚とし、左を新婦及女媒介者其の他婦人席とす。なほ豫め男女子供二名を酌人として用意し置く。
- ホ、副齋主修祓行事を執行す。
- ヘ、齋主祝詞を奏上す。此の際、新郎、新婦其の他一同最敬禮をなす。
- ト、媒介者は夫婦に代り誓詞を奉讀し、夫婦最敬禮。
- チ、齋主を始め新郎新婦一同玉串を奏奠す。
- リ、新郎新婦に膳部を配す。
- ヌ、齋主神酒を撤し、酌人に渡す、順盃口傳。



ル、夫婦間の祝盃を終へ神前に納む。

ヲ、終盃を左右より一般へ順盃す。(以上)

三、神葬祭

神葬祭は素より喪家の貧富と死者の老幼とにより自然の厚薄有れども、其の大綱を擧ぐれば先づ死者に神號を授く即ち男子には何某大人命、又は何々の神靈、女子には某夫人又は何々姫命等命けらる。神職靈前を裝飾して獻備をなし、祓式を行ひ、祝詞を奉讀し、玉串を奉り、一般會葬者も亦玉串を獻じ終つて後野邊に送る。埋火葬場に於て再度祝詞を奉讀し、玉串を獻ずるの例も有り。

尙神前結婚に際しては關係者一同神前に參集して式を擧ぐるも、葬儀に當りては自宅或は適當の廣場に祭場を設け神職の臨場を求むるを普通となす。

四、教會結婚

結婚せんとする男女司式者の前に立ちたる時、司式者は聖書に基きて「婚姻の神意に協へること」を説き、會衆に向つて「此の結婚の道に合はざることを知る者あらば直に明言せらるべく、然らざれば後日此の結婚に對し何等の言を挿むべからざること」を宣言す。

此の時故障を申出づる者あらば直に式を中止し、之なきに於ては司式者は兩人に對ひ「汝等顧みて此の婚姻の道に適はざる所あるを思ひ起さば今此の所に於て之を明言すべし。之は神の言に背きて婚姻する者は神の配はせ給ふ者にあらず、不法の婚姻なればなり」と宣言す。

二人別に申出づる所なくば「夫婦の義務に關する聖言」を讀み聞かせ或は「簡單なる説教」をなす。終りて、次に司式

者は左の祈禱を捧ぐ。

「恩深き神よ、聖名を信する此の男子と女子は今聖前と證人等の目前に於て、結婚の聖約を立て夫婦たらんとす。願くは其の口に誓ふ所を偽りなからしめ給へ、又願くは茲に擧ぐる禮式悉く主基督の聖名によりて、聖旨に協はしめ給へ、アーメン。」

次に兩人各々に「神の教に従ひ、互に愛し敬ひ之を慰め之を助けて變る事なく其の健かなる時も其の病む時も之に對して堅く其の節操を守らんこと」を誓約せしむ。

次に司式者兩人を握手せしめ神の祝福を祈る。而して最後に兩人の握手を解きつゝ「神の耦せ給へる者は人之を離すべからざること」を宣言し、祝禱を以て式を畢る。(以上)

五、教會葬

柩、會堂に着せし時司式者並に役員之を出迎へ之を豫定の場所に安置し奏樂を以て式を始む式の順序左の如し。

- |        |       |       |
|--------|-------|-------|
| 讚美歌    | 次、説教  | 若くは弔詞 |
| 次、聖書朗讀 | 次、祈禱  |       |
| 次、祈禱   | 次、讚美歌 | 故人の愛唱 |
| 次、履歴   | 次、祝禱  |       |

(以上終りて出棺し墓地に向ふ)

六、其の他

天理教、金光教等の神道式による式典も勿論擧げらるべきなれど、其の例たるや極めて稀有にして殆ど絶無と云ふべき



現状にあるを以て、夫等に關する方式に就きては今暫らく茲に列記せず。

### 第二 朝鮮風

#### 一、冠禮

朝鮮の禮俗は其の基準を遠く箕子の洪範に發すとせらる。先づ冠禮は婚禮前吉日を擇んで行ふものとす。期に先つこと三日家長先づ其の旨を祖廟に告ぐ。當日に於ける式の次第は、第一始加祝として冠を其の頭に加へ、第二は再加祝として元服を其の身に加へ、第三は三加祝として帶、幘、靴を加ふるなり。女子の爲には冠笄を加ふるの禮あり、男子の例に準ずるも簡略に従ふ。兩者共に尙煩瑣の手續あれど一々擧げず。

#### 二、婚禮

親戚又は本貫を一にする同姓者の間にては相互結婚を行はず。昔時は婚禮中三日間樂を奏せざる習あり、其の故如何と云ふに繼嗣を思ふに當り感傷の心起るを忌めばなり。且つ喪中は婚禮を擧げず、又一般に白馬を重用す、殷の制白を尙べばなり。婚禮の際は豫め先祖の廟前に某の子、某の女と納采の旨を謹告す。其の形式は京城と鄉村とに依て同じからず、大概自己の家禮に準據す。木浦は各地方人の集合なるを以て定例とすべき無し。

#### 三、喪禮

死と云ふに忍びずして喪と云ふ。喪とは棄亡之辭なり。人の瞑するや復招復魂の事あり、侍者即時に死者の上衣を執り領を左に裾を右にし、屋中簞に升り、北面して三び某人復魂と呼ぶ。其の後祖廟に何某棄世の事を敢告す。銘旌には紅巾を用ひ某氏の柩と記するを例とす。葬儀前豫め地を卜し當日、永袂式を行ふ。古昔大夫は死後三ヶ月、士は一ヶ月を経て葬りたるも、近來に至りては其の家勢財力に遵ひ適宜三日、五日、七日、九日目等に舉行せらる。永袂式其他種々の方

式は載せて朝鮮四禮記錄に在り、茲に之を略す。

#### 四、祭禮

父母死亡後三年の喪に服す。一周年にして小祥祭、二十五ヶ月にして大祥祭を行ふ。父の生前、母の死亡したる場合は一周年にして喪を了す。父の死後、母死したる時は父の場合と同様三年にして喪を了す。大祥祭後略々一ヶ月に至りて禫祭を行ふ、禫とは澹々然として平安の意なり。又日を卜して吉祭を行ひ其の前日改めて神主（位牌）を作る。栗の木の板に某氏の神主と書するなり。毎年の祭祀は正當忌日の前日に於て爲す、之を忌祭祀と云ひ又年中の名節に當り祭を爲すとあり。諸禮式には種々四禮に關する典例を示すも、地方に在ては大概略して行はざること多きを以て一々記錄するの煩を避けたり。

### 第三 一般的祝祭

以上述ぶる所は個人生涯の儀禮にして取捨選擇殆ど任意といふを妨げざるが、左に掲ぐる處は是と趣を異にし、内鮮人を通じたる國民的祭祀にして、木浦に於ては主として松島神社の神前に執行せらる、府民は當日務めて參拜すべきなり。

大祭之部	二月十七日	祈年祭	十一月一日	秋季大祭
中祭之部	四月十日	春季例祭	十一月二十三日	新嘗祭
	二月一日	歲旦祭	二月十一日	紀元節祭
	二月三日	元始祭	四月二十九日	天長節祭



十月一日 施政記念祭

十一月三日 明治節祭

同 木浦開港記念祭

小 祭 之 部

春分の日 春季皇靈祭

十月十七日 神嘗祭

四月三日 神武天皇祭

十一月三十日 大祓祭

六月三十日 大祓祭

十二月二十五日 大正天皇祭

秋分の日 秋季皇靈祭

### 第一節 年中行事

#### 第一 内地の習俗に従ふもの

○元 旦 (一月一日)

宮中にては早晨四方拜を行はせられ、賢所等三殿の祭典を挙げさせらる。國民は聖壽の萬歳、國運の隆昌及び一家の幸福を祈る。戸々松竹を立て、注連を張り、國旗を掲ぐ。蓬萊の臺とて、常磐堅磐に動きなき千五百秋の瑞穂の國を象りて祝ひ飾る向もあり。三寶に白紙を布き、白米を向高に蒔き、山のもの、海のもの、野のものとして、昆布、海老、神馬藻、野菜、串柿、栗、根松などを盛るなり。又橙、梅干、蕨、數の子等をも供ふ。これは海の神、大綿津見神、山の神、大山津見神、野の神、鹿屋野比賣神の御恵を、我人共に享受せむと祈る心よりするなり。

老若男女味爽、身體を清め、衣服を改めて夫々自家の神前、佛前に額き、やがて打ち揃ふて屠蘇を汲み、雑煮を祝ひ賀

詞を交す。家内の行事済めば親族知己の間に廻禮す。廻禮の弊を論ずること、既に年久しきも未だ全廢せらるゝに至らず。年賀狀の發送は年々に多きを加へ、近年は年賀郵便とて正月前、豫め郵便局に託しておく例となれり。

午前中松島神社に歳旦祭、府廳に御眞影拜賀式あり。市民有志、各官公署代表者等參拜す。各學校にては職員、兒童、生徒參集、拜賀式或は祝賀式を行ふ。

正午、官民有志公會堂に參集して、新年祝賀會を開く。

市内商店は二日の吉例初荷を除き、三日まで各門扉を閉ちて休業す。鮮人と多くの取引ある向は、舊曆正月にも同様休業する例なり。

正月中の慰みとしては、カルタ、麻雀等行はれ、一部好獵家は、此の機會に野外を跋渉するもの多し。

はつ春の花の都に松をうゑて、民のと富める千代ぞ知らるゝ

○門 松 (新年)

年の初を祝ふ心に家毎に樹つる習なり。併合後、造林奨勵の政策と合致せざるものありとなし、朝鮮に於て門松を樹つることの可否盛に論ぜられしことありしも、遂に慣行論勝を制して引き續き行はるゝに至れり。

松は千歳を契り、竹は萬代をかざる草木なれば深山にありて雪、霜にも凋れぬ齒菜、ゆづり葉などと共に、正月の門前に用ひらるゝなるべし。一夜飾りを忌み大抵十二月の三十日以前に立つるを例とす。正月七日、遅くも十五日の左義長までに取り片付く。

けさ見れば賤が門松立なべて、いはふことぐさいやめづらなる

○屠 蘇 (新年)

行 家

第五編 地誌 第五章 風俗 第二節 年中行事

九九七



正月三日間、酒に和して用ふ。山椒、防風、肉桂、桔梗、白朮等を調合したるもの、支那にて道家、方士の創製に出づと傳ふ。元日之を飲めば一年の邪氣を避け、齡を延ばすといひて一般に用ひらる。

年毎にけふなめそむる薬子は、わかえつゝ見む君が爲とか

新中納言

○齒固鏡餅(新年)

歳神に重ねたる餅を供へ、家人も一同に雑煮として食ふ。これを齒固め餅或は鏡餅などいへり。人は齒を以て命とするが故に齒固めは齡を固むる意なり。齒固の時は次の歌を誦する例にして鏡餅といふも其の爲めなりと

あふみのや鏡の山を立てたれば、かねてぞ見ゆる君が千年は

大伴黒主

○消防出初式(二月四日)

早朝關係者一同、女學校前運動場或は驛前廣場等適當の處に集合し、年頭第一次の防火練習として點檢、操作等を行ふ、梯子乗り、放水等あり。了つて新年宴會を催ふす。

弓矢とる身にはあらねど皇に、つくす心は人におとらじ

長尾武雄

○七種粥(正月七日)

七種粥は、本來一月十五日に作るものなるを、今は七日の七種菜と取りちがへて行ふことゝなれり。七種の若菜は普通、薺、はこべら、芹、菁、御形、すゞしろ、佛の座にして、十五日の七種は白穀、小豆、粟、栗、柿、小角豆等を粥に入れて調理するものなるが、今日粥に若菜を交ふる習慣は、全く兩者を混淆せしと見ゆ。舊例に依る七日の七種菜、今、行はれず。十五日には小豆粥を用ひらる。

君がため七の朝の七草に、なほつみそへん萬代の春

公朝

○節分(二月初旬)

二月の初め、立春の前夜なり。慶雲三年疫病流行して百姓多く患みしかば、其の年十二月晦日の夜、朝廷に於て上卿已下、御所に灯を多くともし、怖し氣なる面を被り、手に鉾をもちて内裏の四門をまはり、又殿上人ども桃の弓、よもぎの矢にて惡魔を射はらひしことあり。後年、是等を象りて豆を播き、鬼をはらふこと初まれるか、木浦の如き新開地に於て斯の種の舊慣行はるゝことは從來極めて稀有なりしが、最近、鯛のはさみもの、柘の鉾を門口に掲げ、豆播きてなやらひするものを次第に見掛くるに至れり。

厄年に當れる者が、特に神佛に厄拂を祈願することあり。花柳界にては未婚婦人が態と丸髻に結ぶ習慣あり。

おにすらも都の内とみのかさを、ぬぎてや今宵人に見ゆらむ

凡河内躬恒

○初午祭(二月初午の日)

此の日初午詣、福參と稱して松島神社の末社、稻荷の祠前に賽する市民多し。但し内地の如く繪馬を納むる等のこと行はれず。

二月の午の日に稻荷に詣ること、何の心なりや詳ならずと雖も、往昔弘法大師、東寺の門前にて稻を荷ひたる老翁に出で會ひ、乃ち東寺の鎮として勸請あり、寺、繁昌したりしかば、世人同日を以て稻荷に參詣することゝなれりと記せしものあり。又伏見稻荷の御垂跡が元明天皇和銅四年二月九日即ち初午の日なりしによるといふものあり。

二月やけふ初午のしるしとて、稻荷の杉はもとつ葉もなし

光俊

○紀元節(二月十一日)

人皇第一代神武天皇が大和の橿原の宮に於て天神地祇を祀り即位の大典を擧げ給ひし日なり。國民業を廢して奉祝し、



各學校何れも拜賀式或は祝賀式を舉行す。

松島神社に紀元節祭、府廳に御眞影拜賀式あり、府民有志參拜す。又公會堂に官民合同祝賀會を開催すること新年の例に異ならず。

ものみなは變り行けどもあきつ神、我大君の御代はとこしへ

本居 宣長

○祈年祭 (三月十七日)

松島神社に於て大祭式を以て行ふ。天照大神を初め八百萬の神々に年の豊熟を祈るなり。六月、十二月各晦日の大祓と新嘗祭と合せて一年四度の祭祀に數へらる。但し大祓は伊弉諾尊が筑紫の日向の小戸の橋の檉原に禊祓し給ひしに始まり、身の穢を滌がむ爲にす。

思ふことみなつきねとて麻の葉を、きりにきりてもはらへつる哉

和泉 式部

○雛祭 (三月三日)

女兒ある家にて雛を飾り飲食を供へて祭る日なり。桃の節句、雛の節句などいふ。古は三月上巳の日、人形を作り、諸の凶事を之に負はせて河に流し、己が身を清め祝ひしといふ。後其の式遷りて三日の雛祭となれるなるべし。

雛壇を構へ、赤毛氈を布き、屏風を立てまはして、人形及諸の調度を並べ、桃の花、白酒、熬豆、菱餅等を供ふ。平素親しき友達など招き馳走して遊び樂しむと習とす。

人形は内裏雛・官女、五人囃、隨身を主とし高砂姥、潮波女、裸兒等を任意差し加へらる。紫宸殿を模し衛士、仕丁などを附したるもあり。調度は舊時代、貴族の生活に必要なりし器具を眞似て小形に作りたるものにて臍部、樂器、唐櫃、厨子、黒棚、箆筒、長持、文庫、乗物等凡て黒漆に金時繪を施し頗る美麗なり。是等の人形、調度類は其の家にて買ひ調

ふるものもあれど、大方は娘の初節句に當り知己親戚より贈らるゝなり。

おほぬさにかきなでながらあまがつは、いくその人のふちをみるらん

賀茂 保憲女

○彼岸 (春分日)

春秋二仲、一七日間府内各寺に於て法を説き俗聽に入らしむ。主として金剛般若波羅密多を誦す。波羅密は到彼岸と譯せらるゝにより此の行事を彼岸會と名け、此の時を一般に彼岸と稱す。各戸、萩の餅等を作り、墓參を爲し又檀那寺に詣づ。春秋共に一年中の好季節なるを以て市民行樂に忙はしき頃なり。

今日出づる春の半の朝日こそ、まさしき西の方はさすらめ

爲 家

○灌佛會 (陰四月八日)

又佛生會とも云ひて釋迦の誕生日なり。釋迦は皇紀三九年東周箕王の三〇年四月八日を以て印度に生る。正式には都梁香を以て青色水とし、鬱金香を以て赤色水とし、丘陵香を白色水とし、附子香を黄色水とし、安息香を黒色水とし、佛頂に灌ぎしものなるが、現今にては、甘草を以てしたる藥湯乃至千歲藥を以てしたる茶湯を用ふ。

木浦府内の各寺院は個々に灌佛會を行はず、佛教協會の事業として年毎に順次、當番寺院に於て聯合舉行す。各宗の僧侶參集動行し、或は知名の士に講演を依頼することあり。參詣の兒女に對して甘茶、菓子等の接待を爲す。

百敷のかものみあれのしめの内に、佛の身をも猶すゝぐかな

前大僧 正慈鎮

○觀櫻 (四月、中下旬)

花見と稱して春の櫻を眺むるは古來我國人の缺くべからざる行事なり。木浦にては大抵此の月中旬に咲き初めて下旬に及ぶ。松島神社境内、玉の池附近、大成院、大和町邊一帶等特に花多く、少しく距りては第一、第三の水源池又多し。近



年は内地人のみならず、朝鮮人中にも花を見て興ずるもの頗に多くなれり。君がため花と散りにしますらをに、見せばやと思ふ御代の春かな。加納諸平

○御影 供 (四月二十一日)

眞言宗大師寺に於て行はる。弘法大師遷化の正忌日(大師の示寂は承和二年にして、舊曆三月廿一日正當なれど、方今は一月遅れにて行ふ)なるを以て、同宗僧俗、相共に影前に法事を嚴修す。讀經、法話、接待等他宗の夫れと大同小異なり。京都の東寺にては御影堂の大師像を開扉し、近郷の貴賤老若群參す。

大原女や御影供詣での頬冠り

只 管

○天 長 節 (四月二十九日)

天皇陛下御降誕の聖日なり。國民擧つて奉祝し種々の地方的或は家庭的催ふし事亦此の吉日を卜して行はる。

松島神社の天長節祭、府廳の御眞影拜賀式、各學校の式、公會堂の官民合同祝賀會等新年、紀元節の時と異ならず。木浦府尹は、府廳構内に各般の設備をなし、有志を招待して園遊會を開催する例なり。

大海のしほひて山になるまでに、きみは變らぬ君にてましませ

西 行 法 師

○端 午 (五月五日)

男兒の祝日なり。古來上巳を女兒祝福の佳節とするに對し端午を男兒出世の祈願日とす。端午とは初五の義にして詳しく端午の節句といひ重五の節句、菖蒲の節句なども云へり。

一般に軒端に菖蒲、蓬を葺き、粽、柏餅を製して食ひ、又菖蒲湯に浴す。屋根に挿すは火難を免れんがためにして祝儀に非ざれば喪家と雖も亦敢て憚らず。菖蒲根は萬病を癒すとて沐浴するなり。本草綱目に食之長生、又は除一切惡、等見

ゆ。粽は相包みて未だ分解せざるに象るとも云ひ、惡鬼に象り之を切りて食するは降伏するの義なりとも云ふ。

男兒ある家は鐘馗、武者繪などの幟及吹流、鯉幟等を懸へし、冑人形、菖蒲刀等を飾る。近來は屋外に樹つる代り室内用として小型に作りたる幟類も行はる。初節句に當り知己親戚より是等の品を贈らるゝこと雛祭の場合と同じ。

澤水に衛士のをりひくあやめ草、君が臺にいはいふくらん

經 信

○水 神 祭 (六月十五日)

府の當局は三萬府民が、日夕、飲用する上水の、苟且にも不足する無からんことを祈りて、年々本祭典を玉の池水源地に執行す。水神とは天水分神、水波比賣神、鳴雷大神、國水分神、御井神等なり。

照るにつけくもるにつけて思ふかな、我民草の上はいかにと

明治天皇御製

○七 夕 祭 (陰七月七日)

古來五節句の一として、年中行事の特質たる祓除と祭祀との性質を兼ねるものなりしが、何日しか祭のみ偏重されて、今日の七夕祭となりしものなるが如し。人も知る如く牽牛、織女の二星は、常に精進を重ねて各自の職分たる耕地、機織に努め、以て一年一度の會合を此の日に期す。斯く願望成就の日なるに因み、二星を祭るに託して世人自らの富貴、壽福、技能を祈願するに至れり。思ひ思ひの文字を連ねたる短冊を竹の枝に結び付け、一夜庭前に飾り立て、翌日、川に流す習なり。七日に立て八日に流すを本來とすべきも或は五日に立つるあり、一定せず。

天の河かぢのときこゆ彦星も、棚機女も今宵逢らしも

萬 葉 集

○納 涼 煙 火 (七月中旬)

木浦新報の主催にして昭和年代に入りて年々の行事となれり。内地有名の煙火師に囑して出張打揚げしめ、夏日に於け



一の呼物なり。沿線各地より雲集し、雑踏を極む。餘興として福引あり殊に懸賞付藝妓連の變装を此の夜の呼びものと爲す。

碎けても玉と散る身はいさぎよし、瓦と共に世にあらむより

眞木和泉

○孟蘭盆會（八月十五日）

正月十五日を上元、七月十五日を中元、十月十五日を下元と稱し、中元に當りて孟蘭盆會は修せらる、略して單に盆とも云ひ又魂祭ともいふ。孟蘭は懸倒を救ふの梵語にして、盆は食を貯ふる器、而して孟蘭盆會とは十四日より十六日まで三日間に亘りて行はる、佛事なり。元來陰七月の行事なるを、現今にては多く新曆の八月行はる。祖先の爲に供養して懸倒の苦より救ふに在り。又有縁無縁三界萬靈のため百味の飲食を供へ、燈を焼き、大に菩提心の發揮に努む。

八月に入るや豫め先づ墓地、佛壇の掃除を行ひ、十三日となれば精靈棚をしつらへ位牌、供物を形の如く排列し、御曼陀羅、盆燈籠などを掛け連ね、夕景、門外に出で、精靈を迎ふ。此の時茄子、胡瓜もて牛、馬に擬へ作り、騎乗に具ふるの意を示す習もあり。十四日僧を招きて讀經を乞ひ、十五日墓參、寺詣等を爲す。初めて祭らるべき佛あるときは新盆或は初盆と稱して特に念入りに諸事取り行はれ、盆提灯其の他精靈棚へ適しき品を知合の間より贈る例なり。

現今、別にお中元と稱し、平生恩顧を受け若くは交遊ある間に物品を贈答する習慣あり。必ずしも陰七月十五日を期せず、暑中見舞の意を以てす。

けふのためをれるはちすの葉をひろみ、露おく山に我は來にけり

源順

○十五夜（陰八月十五日）

仲秋清明にして月をもてあそぶ良夜なり。支那にては唐の頃より、我朝にては寛平延喜の御代より此の事初まりしか。民間にては團子を作り、果實を盛り、尾花を挿しなどして月に供へ、人々打ち語らひつゝ酒食に興じ或は丘岡水邊を逍遙す。

月毎に見る月なれど此の月の、今宵の月に似る月ぞなき

天曆御製

○大掃除（春、秋）

秋は九月より十月に至る間に於て、適宜に日割を定め各町洞順次に行ふ、必要に應じ臨時に行ふこともあり。春は四月、五月の間に於て同様施行す。

○種痘（春、秋）

春秋共に大掃除と前後して行はる。天然痘流行の徴見えて、不時に施行することあり。

彌陀の前に種痘待ち居る腕かな

禪寺洞

○運動會（九月、十月）

仲秋の好時を選びて府内各學校の運動會あり。各其の特色を示して何れに甲乙なけれど、小學校のそれは從來最も注目せられたるものなり。父兄中には其の日、家業を廢して全家一日の行樂となすもの尠からず。或は棧敷を設け料理を携ふるなど熱狂ぶり人をして瞠目せしむるものあり。

學校中には春秋二回開催するものあり、又店員運動會と稱せらるゝものも行はる。

君のため民の爲めぞと思はずば、雪も螢も何かあつめむ

大納言師兼

○秋祭（十月一日）



木浦開港記念日にして又總督府始政記念日たる十月一日、松島神社の秋季大祭行はる。松島神社は皇太神宮の御分靈を奉齋し、木浦唯一の氏神にして、全市民を氏子とするものなるを以て當日は市中頗る賑ひを呈す。

一日神輿の渡御あり、青年團員之を昇ぎ、學生市民、老幼多數扈從し、美しき稚兒達亦參加す。俗人の樂に連れて市中を練り廻り、府廳下、女學校前、驛前等（年によりて異なる）に設けらるゝ御旅所に到着、同所に一夜を過して翌日、前同様の行列にて還幸あり。御旅所中の一夜は徹宵篝を燒きて守護し奉る。此の日府内各町洞に種々の催物あり。

世を守る千々の社の神しあれば、何か亂れむあしはらのくに

中納言長親

○十三夜（陰九月十三日）

十三夜は仲秋と同じく婁宿に當り、明月無雙なればとて、寛平法皇院中にて饑を開き給ひしより起れる我國のみの特習なりといふ。

昔被<sub>レ</sub>榮花釋組縛。今爲<sub>レ</sub>貶謫草萊囚。月色似<sub>レ</sub>鏡無<sub>レ</sub>明罪。風氣如<sub>レ</sub>刀不<sub>レ</sub>破愁。隨見隨聞皆慘慄。此秋獨作<sub>レ</sub>我身秋。これは道眞が太宰府に在りし時、往時を追懷して賦するところ、以て延喜の朝既に此の風習ありしを知るべきなり。民間に在ても十五夜に準じて此の月を賞す。

くまもなく鏡と見ゆる月かけに、心うつらぬ人はあらしな

太宰大貳長實

○十夜（陰十月十日前後）

十月六日より十五日迄、十日を中心と十日間念佛を修す。淨土宗の行事なり。無量壽經に於此修<sub>レ</sub>善十日十夜、勝<sub>レ</sub>於<sub>レ</sub>他方諸佛土爲<sub>レ</sub>善千歳とあるに基因するものか。木浦淨土寺に於ては毎年十一月に入りて三日間嚴修せらる。心だに立てしちかひのたがはずば、世のいとなみはともかくにも

伊勢貞國

○報恩講（十一月二十六日）

東西兩本願寺に於て修する宗祖親鸞上人の正當忌日法要にして通例御佛事と稱す。上人の忌日は舊曆十月二十八日なるが、當今に及びて西は十一月十二日より十六日迄、東は十一月二十四日より二十八日迄各五日間法事を營むることゝなれり。連日讀經、説教あり、信徒一般に對して齋を侷む。

勿體なや祖師は紙衣の九十年

大谷句佛

○韃祭（陰十一月八日）

吹革、吹皮等の文字を充て又御火燒、ほたけ、お火焚祭とも云ふ。平生韃の恩恵を蒙る鍛冶、鑄物師、鋳職等の感謝祭にして、府廳にては、此の日土木、水道係主催の下に、冶工の守神なる天目一箇神、稻荷大神、火結神を祀る。此の神事には諸説あり、三條小鍛冶宗近の故事より出づとも稱す。宗近厚く稻荷を崇信し、埴土を稻荷山に取りて利劍を鍛へ一刀を得る毎に其の場を淨め、韃の側に神酒を供へて神恩を謝せり。爾來代々の鍛工、孰れも稻荷を守護神と崇めて祭るを例とし、諸社にほたきの神事あれども、別けて山城伏見稻荷に於ける御火焚祭世に著聞す。

吹革祭る装ひや御代の刀鍛冶

八重重櫻

○御會式（陰十月十三日）

日蓮宗の行事なり。竹洞統照寺に於て行す。御命講、御影講とも云ひ、宗祖大師の忌日なるを以て、同宗にてはいとも盛大に嚴修し、内地に在りては更に廣く著聞せり。

十二日法要を行ひ檀信徒集りて通夜す。十三日又法要を行ひ、參詣者に齋をすゝむ。式を賑はしくするため、毎年盆栽の陳列會を併せて催ふす。



日蓮聖人は弘安四年十月十三日六十一歳を以て池上本門寺に示寂せり。  
佐渡ヶ島の貧乏村や日蓮忌

鼓 竹

○臘 八 (十二月五日)

十二月八日は釋迦成道の日(或は四月八日なりといひ、或は二月八日なりとなし南北諸傳一ならず)なれば、諸寺悉く法會を修するが中にも、禪家は特に同月一日より八日まで座禪を行ふ例あり。

府内竹洞興禪寺にては、五日より數日間、毎早朝有志と共に座禪を爲し、臘八粥を搗す。七日は檀信徒其の他一般參詣者に齋を供す。

所謂、臘八粥とは、事文類聚に「南方諸國に於て、専ら十二月八日灌佛會を行ひ、七寶五味の粥を設けたり」とある其の謂ひなり。

五味粥に鈍根の臍下ふくれけり

佛 文

○大 賣 出 (十二月十日より)

府内各商店聯合して、年末の大賣出しを爲す。其の期間は、大抵十日頃より年末迄、三週間前後に互り、各戸「大賣出し」或は「年の市」の旗さしかざし、客の買上高に應じて景品券を交附す。景品は、聯合して設けたる景品引替所に於て、抽籤の上渡さる。

珍らしく母と歩きぬ年の市

波 那 女

○煤 拂 (十二月中旬)

日本歳時記に「十二月十五日の後、屋中の煤塵を掃ふべし、煤塵拂ふに世人多く期日を定めて恒例とす、然れども十五

日以後風雨なき暖日を選びて行ふべし」とあり。現今春秋に大掃除實施され歳晩に當りて特に際立ちて煤拂を行はずと雖も、多年の慣習粹に廢すべからず、何人も其の氣分を持ちて家内の整理をなさざるなし。

年くれておのがつまとや難波人、蘆火たくやもすゝはらふらん

擧 白 集

○クリスマス (十二月二十五日)

基督の降誕を祝するため大和町基督教會、陽洞教會等にて行はる。クリスマスツリーを飾り立て、式後クリスマスケーキ等と共にプレゼントを參集者に頒與す。讚美歌、祈禱、説教等型の如くあり特に餘興を催ふす例なり、信者以外の者も來觀して頗る賑ひを呈す。

群衆より唱ひに出るクリスマス

温 亭

○餅 搗 (十二月下旬)

二十五日頃より、新年に祝ふべき餅を搗く音、町内所々に起る。豫め契約しおき、其の時に成りて家々を搗き廻る者もあれど、近所寄り合ひて、昔ながら面白く搗くもあり、一切煩はしとて、菓子屋、餅屋などに全然依頼するもあり。

餅つきや焚火のうつる嫁の顔

召 波

○除 夜 (大晦日)

豫め用意したる神棚及生みたまの棚に今夜より鏡餅其の他を獻げ燈を供す。舊年を送り新年を迎ふる一夜とて内外事多し。又事の多少に拘らず人々夜を徹して寝ねず曉を待つ習なり。各寺院にては百八の鐘(府内の寺院は東本類寺を除き大梵鐘なし)を撞く。蓋し百八煩惱を打破する意に基く。

二月節分の追儼は往時此の日に行はれたるものとす。



いぐしすすついな夜の衫障子、一夜明くれば春にこそなれ

## 第二 朝鮮の習俗に従ふもの

一月

有毛日、無毛日

元日より十二日までは數字を冠して日を呼ばず、干支の名を稱呼することあり。例へば子の日、丑の日、寅の日の如し、右十二支の動物の中、午子丑等の毛あるもの、日を有毛日と稱し、辰巳の如き毛なきもの、日を無毛日と稱す。

歳粧、歳酒

男子早朝起床、悉く新しき衣服を着く、之を歳粧と云ふ。曉天歳酒、歳餅を整へ、戸毎に祭祀を行ふ、之を茶禮と云ふ。

畢て後歳拜（年始の禮辭交換）を行ふ。歳酒の多くは藥酒にして、此日のみは冷酒を用ふ。

歳拜、賀狀

親族中最高の長者に對して先づ始むるものとす。禮辭交換に當り「昨年中は色々御世話になりました」と挨拶すること  
は内地と同様なるが、以下少しく異り「本年も相變らず」云々の簡單なるものに非ずして「本年は子供が生れるでせう」  
或は「澤山な御金が殖えるでせう」等、相手の身分に依り、色々一流の巧妙なる社交的辭令を述ぶるなり。遠方の親戚知  
友に對しては、方今年賀狀を發送す。之れも「恭賀新年」のみにては濟まさずして、種々目出度き文句を駢べ立つ。一例  
を擧ぐれば「新年祈願蘇才、郭福、姫子、彭壽、周德、伊功」等と書く。蘇才は蘇東坡の才、郭福は郭子儀の富、姫子は  
姫氏の子福、彭壽は彭祖の如く三千年も長命すること、周德は周公の德、伊功は伊尹の功績を云ふなり。  
雜煮、將軍像

元日の御馳走は、家計の貧富に依り、夫々等差あるも、内地風の雜煮に類するものは、何れの家に於ても之を食ふ。其  
の料理法は、糯米を蒸して臼にて搗き、尾張大根の如く長く延ばし、斜又は横に圓く薄く切る、之を白餅と云ふ。之に肉  
類、野菜等を混じて羹となし、胡椒の細末を振り掛けて用ふ。其の他各種の餅料理を作る。

金の甲を被る二將軍の畫像を、門扉に貼り付くことあり。之は惡魔を追ひ拂ふためにして、初め宮中に行はれ、後民  
間に傳はれりと察せらる。

人日、立春

寅の日は人日と云ひ、他家の人と交通せず。婦女外出して他人の家に到り、上廁することあれば其の家人中誰か虎に咬  
まるゝの迷信あり。

立春の日には何れの家を問はず、長き短冊形の白紙に、手蹟見事に種々の目出度き聯句を認め、之を門扉又は柱、梁等  
に貼る。

遊戯

元旦より十五日までの間は、殆ど家業を顧みずして遊び過す風あり。此の間に種々の遊戯行はる。就中乞粒（樂器を鳴  
らしつゝ一團の人々踊り廻ること）擲柶、綱引、賭博等從來盛に行はれしが、今や時勢の推移と官憲の指導取締に依り、  
擲柶の如きは今尙行はると雖も、賭博は既に遊戯として公然行はるゝことなく、乞粒のみ最も普遍的に行はれ鐘、大鼓等  
を打ち鳴らしながら、殆ど戸別に立ち入り、一種の身振を以て圓舞す。主人は之に對し應分の纏頭を與ふ。乞粒は、依  
て以て惡魔の不祥を拂ふの迷信が其の起因をなすと言はる。綱引は往時各地に於て大規模に行はれたりしも、今日著しく  
衰退の傾向あり。然し地方に依りては今尙間々行はれて全く廢絶したるに非ず。甲、乙二部落或は面別に對抗し鐘、大



鼓等の鳴物を入れて氣勢を添へつゝ一村の老幼男女、總出動の下に勝負を争ひ、其の態度は甚だ真剣なるものにして時に鬪争沙汰を惹起し、死傷者を生ずることさへあり。勝負に敗れたる部落は、或は他部落の公課を代辨し、或は道路の修理を悉く負擔する等の制裁あり、自然劇烈ならざるを得ざりしなり。

望日

十五日は名日又は上弦日と稱し月を祭る。此の夜、月の色乃至形を見て年中の豊凶を豫測し得べしとせらる。即ち月色赤ければ其の年は旱害を蒙り、月の形北方に薄く、南方に厚ければ、南鮮地方は豊年なるも北鮮地方は凶年にして、其の形之に反するとき、亦反對の現象起ると云ふ。此の日は、朝食に各種の野菜料理を喫する習慣あり。酒は「耳明酒」と名けて冷酒を用ふ。理由は、此の冷酒を飲む者は後來聰明なるべしと云ふにあり。又早朝相遇ひて甲より乙を呼び、乙之に應ふれば甲曰く「吾熱」と。之は夏の苦熱に依りて生ずる暑氣當りを、今日豫め乙に轉嫁せむがための迷信より發生せるものなり。此の日は、畜牛に色々の美食を與へて試み、先づ第一に口を附けたるもの其の年に豊作なりと信ぜらる。此の夜子供達、野に出て、野火を放つことあり。

二月

人夫日

一日を人夫の日と稱し、富家、豪農等は小作人共を招き、狗を屠つて酒を振舞ひ、厚く款待す。酔へば大鼓を打ち鳴らし、我を忘れて遊び興ず。書堂の生徒、儒生等亦同様に狗を屠りて、山亭、水樓に飲み、一日の清遊を試む。此の日は、各家に於て餅を搗き、又穀類を竿に結びて高く屋上に掲ぐ。餅の種類は種々あれど、松餅と云ひて松葉の香を附したるもの多し。妾婢は各自の年齢と同數の餅を家長より與へらるゝ、慣習もあり。又豆類を焼きて之を食ふ。虫害を豫防せむとす

るなり。

星占

六日黄昏、月光微かなる時、三星の現はるゝを見、此の星と月との位置如何に依りて、年の豊凶を下することあり。即ち月と同行すれば豊凶相半ばし、前方にあれば凶年、後方にあれば豊年なりと云ふ。

又二十四日の天候に依り、農作の豊凶を下す。即ち雨降れば大豊作にして、曇るときは中作、晴るときは凶作なりと信ぜらる。

寒食

千歳曆清明の後、三日目を寒食と稱す、故を以て或は二月中に來り或は三月に入る。三代の昔、殷の忠臣介子推が奸臣の爲に追はれて錦山に隱遁す。周の文王、紂を亡ぼしてより後、介子推の孤忠を憐んで之を山中に求めしも得ず、火を放つて其の出づるを待てり。然も子推遂に出でずして焚死せり。時人其の精忠に感ずるの餘り、寒食して以て之を偲びたる遺風存して今日に傳はるものなり。朝鮮にては此の日を節日として正朝、端午、秋夕に加へて四名節と稱す。四名節には酒、果、脯、醢、餅、麵、醪、炙等種々の珍味、佳肴を作りて家廟を祭り、且つ墓參を爲すの例なるが、就中寒食日を以て年間に於ける展暮日とし、盛裝の女子等郊外の塋域に向つて陸續詣拜するを見る。又莎草と稱し墓地周圍の草を刈り、墳形を修理す、是皆祖先崇拜の精神より出でたるものなり。

三月

三吉日

三日を三吉日と稱す。杜鵑花を採つて糯米の粉に混じ、團子を作り油にて揚げて食ふ。之を花煎と云ふ。又菜豆と云ふ



青小豆の粉にて麵を拵え、祖先に供へて後家人等亦食ふ。此の日は燕子が江南より来る日なりと云ふ。去年の燕子が元の古巢に歸り來れば吉祥と爲すも、三年續けて來るは之を嫌ひ、二年目に於て故意に其の巢を破却す。

四 月

灌 佛

八日は佛誕日又灌佛日と稱し、男女新しき衣裳に着替へて、附近の寺院に詣づ。此の夕を觀燈、灯夕と稱へ、長竿を門前に建て、竿頭に雉の羽を結び、且つ五色の紙を貼れる灯を掲ぐる等のことあり。

五 月

端 午

五日は端午と稱し、既記の如く四大名節の一にして、年少の男女新しき衣裳を纏ひ、美食して集り娛むこと正朝、秋夕に次ぐ。此の日の遊戯は、古來鞦韆にして楊柳の枝に索を垂れ宛として蜚天飛地半空中。青山綠水自進退。形如二月絡花蝶。容似三月飛去燕。古詩の意を演ず。男女菖蒲を煎じて頭髮を洗ひ、又菖蒲の根を洗ひ淨めて其の端に朱を塗り、之を頭髮に挿せば邪殃を避け得べしと云ふ。此の日は艾の葉を採り、搗いて糯米に混じ所謂草餅を作る。

六 月

流 頭 節

十五日を流頭節と稱す。其の名の由來は、家宅の東方に當る清流又は瀑布に、頭髮、身體を浸し以て不祥を除去すると稱し、終日清涼を取るに因る。又酒肴を携へて山間に至り、流頭飲と稱して宴を張る。此の故事は高麗の二十一世熙宗(土御門帝元久三年八六五年)繼嗣の當時有司百官等廣眞寺に於て流頭飲を爲したるに始まると傳ふ。尙此の日農神祭と名け、小

麥粉を以て製したる餅を田畑に埋めて豊饒を祈る習もあり。

七 月

曬 書、乞 巧

七日は衣裳、書冊を曬す日とす。富豪は綾羅綢緞の美衣、麗裳を引き出し、儒門は汗牛充棟の陳籍を列べ、虫害を防ぐと共に其の多藏を誇る。此の夜、牽牛、織女の二星が、銀河を渡りて相會すと云ひ、未婚の女子は星を拜し裁縫の巧ならんことを祈る。鵲は銀河に架橋の爲め上天し、石を頭上に載せて運ぶが故に、額部の羽毛爲に脱落せりと云ふ。年少の子女は川に橋を架けて、牽牛、織女兩星の幸福を祈る。

中元、世魂日

月の十五日を(中元)と云ふ。往昔新羅、高麗等佛法盛なる時代に當ては、此の日、盂蘭盆會を修して佛の供養を念としたるが、李朝に至て釋氏振はず、唯僅かに、寺院に於て僧徒が齋を設け、民間にては、世魂日として五味を供へ、祖先の冥福を祈るのみ。勿論佛教より來れる遺習なり。此の頃、適々農村に於ける耕作の最中に當るを以て、特に一日の閑を偷み、農民等相集り、酒に酔ひて連日の苦を忘れ、又相撲などして打ち興ず。

八 月

秋 夕、釋 奠

八月十五日は秋夕と云ひ、正朝に次ぐ名節なり。新穀を以て酒を醸し、餅を搗き、有らゆる飲食を整へて農苦を慰す。男女盛装して親戚故舊を訪ひ、互に饗應す。祖先の墓參をなし、草を刈つて清掃す。各地相撲を催す。若き女子は沓え渡る秋月の下に一團を爲し「強羌水越來」を唱和しつゝ踊る。歌聲夜の靜寂を破つて四邊に響き、聽く者をして徐ろに往時



を追懐せしむ。其の由來は、文祿、慶長の役、朝鮮三道の水使李舜臣、敵軍の襲來を慮り、木浦、康津、海南等沿海地方の婦女子を集合して、月夜「強羌水越來」を高唱せしめ、暗に防衛の用意あることを示したるに依ると傳へらる。上丁の日を以て儒生等文廟に參集し、文宣王に釋奠す。祭享の後燕樂すること、二月の上丁と同様なり。必ず丁の日を用ふるは、其の丁壯成就の義を取り、學者をして藝業を成らしめむと欲するが故なり。元、仲春二月に祀るを本體とし、後年仲秋八月にも亦行ふこととなれり。

九月

重陽

九日なり。登山の遊びを爲す。杖を楓の名所或は菊花壇に曳き、詩酒に一日の清興を擅にす。九は陽數なるを以て、九月九日を重陽と云ふ。従つて又重九と稱ふることもあり。恰かも端午を重五と呼ぶが如し。

十月

親族會

此の月多く祖先の墓祭を行ふ。宗族一門墓前に集り、酒、肉、菓、餅を供へて祭祀を行ひ、畢つて家門の事に就き親族會を催すを常例とす。

十一月

冬至

此の日赤小豆粥を炊き、之に糯米の粉にて作りし團子を交へ、家廟に供へて祭祀を行ひ次で一同にて喫す。且つ粥汁を門扉其の他に灑ぐ、不祥を除くと云ふに依るなり。楚荆歲時記に「工氏あり、其の子不才なり。冬至の日死して疫鬼とな

る。其の性赤小豆を畏れたるに依り、此の日赤小豆粥を作りて之を攘ふ」とあり。内地に於て貧乏神が赤小豆を嫌ふと稱し、毎月一日及十五日に小豆飯を炊く所あり、其の俗互に相似たるを見る。

十二月

除夕

最終の日を除夕と名け、人家の軒、廊、門、竈到る處に灯を照す。此の夜は、守歳と云ひて上下老幼、雞鳴迄眠に就かず。眠れば眉毛白變すと云ふ迷信あり。王城に在ては、此の日大砲を發ちて年終砲と稱へ、民間に於ては、小銃を放つこともありしが、今日行はれず。親族舊知相訪ねて年間の好意を謝し、歳暮の贈答も亦行はる。朝鮮の風習、夜は寂寞たるを常とするも、此の夜に限り、街巷到る所點燈は充たされ、人の出入往來する者多く、貴賤老幼押しなべて、喜の中に年を送るなり。

第三節 迷信

第一序 說

凡そ世界の人類中迷信を有せざる民族は無く、迷信の人間生活に深き交渉を有する蓋し人類發生此の方、其の歴史を同じくするものあるべし。迷信は吾人の日常生活に於ける苦悶の反映にして、肉體及生命の不安に基く鬼胎の念よりするもの其の大部分を占め、次は之に關聯して物質的脅威を排除せむとする希望より起ること多きが如く、文化の發達、信仰の安住に隨つて、漸次其の範圍を狭められつゝありと雖も、既に幾萬斯年を経、固定の習慣と爲れる今日に在ては、人の取り立て、惟しむ無く、例へ惟しむと雖も敢て排除するの努力を拂はず、只漫然、年中行事或は日常の生活様式乃至各般の



儀禮中に織り出さるゝものにして其の種類決して尠しとせず。公然周知のものは暫らく之を措かん。傳說的、童話的、或は神仙的にして、何となく魅力を有し其の所謂迷信の類に屬するものは、往々民衆思想の基礎を爲し、其の研究如何は、大にして政治の運用、民族の融合より、小にして地方の發展に及ぼし、其の影響斷じて等閑視すべからず。殊に朝鮮は古來、東洋文化即ち印度、支那の文明を、日本に傳ふる媒介者の任にありし關係上、朝鮮の迷信を研究理解することは、同時に日、支兩國文化の底流に觸るゝことを得る所以なり。蓋し人類の文化は、自然の上に人間の協力形成したるところのもの、換言すれば自然及環境に對する人類の適應的創作物なり。而して理智及信仰の二方面あり、前者を陽とすれば後者は陰の要域に屬すべく、二者中和して始めて生活を營み得。若し非常に發達したる文化を有せむか、彼等は陽を主として陰を従と爲すべきも否らずんば多く信仰を主として理智を従としたる生活を營むものとす。而して文化は偉人に依て建設せられたるが如く思惟せらるゝも、實は大に然らず寧ろ一般大衆に依て築かれたるものなるを以て、此の大衆意識を支配する民間の信仰を明かにせざれば、眞の文化を知ること決して容易に非ず。現今怒濤の如く押し寄せつゝある世界の思潮が、如何に我が朝鮮に影響するかは重大問題なり。是を豫測せむとせば、勢ひ朝鮮民衆の根本觀念即ち民族の歴史と合體し、牢乎社會的傳承として活躍する民間信仰を明かにする必要あり。人は特生、特立、特行せず。社會に生れ、社會に育ち、又社會と交渉するものなるを以て、夫々其の屬する社會色を有し、全然白紙の人なるもの無し。萬一白紙の人ありとせむか、之を染むること思ひの儘なるべしと雖も、既に何等かの基礎色を有する以上、白紙の場合の如く、其の作業はしかく簡單なるを得ず。新に加ふる色の何なるにせよ、地色の如何に依て其の結果は一々異ならざるべからず。此の地色を知ることは、取りも直さず染上を豫測する所以なりとす。今夫等地色を探究するに當り、其處に或は鬼神が活躍し、精靈が宿り、其の他日月星辰、禽獸草木、山河泉石等有りと有らゆる物象悉く我が朝鮮民族信仰の對象と成れるを知る。

古來朝鮮には是等信仰の對象と民衆との間に介在して靈異を用ふるもの有り。無數の迷信に隨伴する當然の現象に過ぎざるも、今試に指を屈せむか、パンスーと稱する盲人、ボクスリと稱する男の魂、萬神と稱する巫女、クワンサンチエンイと名くる人相見、掌筋チエンイなる手相見、風水師なる地相及家相見、等其の例多く、收入亦尠からず。書冊にも天機大要、吉凶秘訣の類盛に民間に行はる。

以上其の詳細に互つて調査の完璧を期するは頗る困難なるが故に、遺憾ながら茲に其の詳細を悉す能はず唯僅かに一、二既刊の報告を基礎とし、以下項を改めて筆を運ばむとす。

## 第二 疾病に關する迷信 (本道警察部調査)

- (一) 巫女の祈禱に依り治病の目的を達すること 巫女は常に神佛に歸依し、其の憑依を得て諸病治療の祈禱を爲す。昔、某僧、妻を率て全南智異山に到り、老姑壇と稱する壇を設けて祈願中八名の子女を得たり。之に種々の經文を傳授し、鷄林八道に各一名を分派し、其の祈禱に依りて道民の病患を救へるに起因すと云ふ。
- (二) 凧を揚げて惡疫を避くること 舊正月一日より十五日まで連日凧を揚ぐるか、或は十五日凧の尾として藁類を結び付け、其の尾に點火して飛揚し、次で凧を放てば其の年惡疫に罹ることなし。
- (三) 挨拶の交換により疫病を免るゝこと 舊正月十五日朝、知人間に於てネートーウ、ネートーウ(我が惡病を汝持ち行くべし)の意を以て)と言ひ交はすことあり。
- (四) 烏の啼聲にて惡疫流行を判すること 舊正月一日黎明、烏が啼けば同年は惡疫流行するか或は戰亂起ると云ふ。
- (五) 米搗の杵を以て疫病を防ぐこと 女子集まりて精米用の足踏杵を盗み來り、部落の入口に逆に立て、女子の下袴を以て之を被ひ置けば、傳染病の侵入を防ぐ。



又門口に古瓶を逆に吊せば同様效あり。蓋し古瓶の鮮音憲兵に通じ、憲兵をして門を守らしむるなり。

(六) 箒を立て、惡疫を防ぐこと 舊正月十四日、箒を立て或は短冊に文字を認め、竿に結び付け置く。

(七) 天幕内にて祈禱し惡疫を避くること 舊二月一日、部落の入口に天幕を張り、一夜之に籠りて祈禱を行へば、其の年部落内に傳染病入ることなし。

(八) 石柱を樹て惡疫を防ぐこと 村落の入口に大將軍、北南將軍と記したる石柱を立つれば傳染病侵入せず。

(九) 動木符 家宅門牆内の樹木に、本符を貼り付ければ病氣全快す。

(一〇) 動石符 病人生じたる時、屋敷内の石に動石符を貼付し、石を動揺せしめて全快を祈る。

(一一) 薪を掲げて傳染病を怖れしむること 門扉の上に薪を載せ置けば、疫病神は其の刺を憚りて家内に入らず。

(一二) 鐘、大鼓を以て病氣を退くること 鐘、大鼓の如き鳴物を打鳴らしつゝ讀經して治療を爲す。

(一三) 便所に放火して惡疫を防ぐこと 傳染病流行の際、部落内東向の便所に放火すれば惡疫退散し附近一般に無事なるを得べし。

(一四) 病人の着物を焼きて全治を圖ること 路傍にて患者の着物を焼き、又は其の飲食物を棄て置けば快復す。

(一五) パカチにて縁側を擦り流行病を退くること パカチ(瓠)を以て縁側を擦る時は驢馬の鳴聲を出すに依り、疫神怖れて近づかず。明治十三庚辰の年に於て、忠清南道鷄籠山の新都に即位すべき宿命の下に、鄭姓の新王が生誕したりとは、一般の信する所にして、鄭の字體が何となく驢馬に似通へるより、俗に鄭氏を驢馬と呼ぶことあり、英雄豪傑に對しては疫神も避けて近付かざるが故、驢馬の聲を發せしめて鄭氏の存在を匂はせたるものなり。

(一六) 鹽俵に依りて流行病を防遏すること 古き鹽俵を室の入口に敷き、出入之を踏めば豫防と爲る。大正九年コレラ

大流行の際、消毒藥液を注ぎたる俵、席類を靴拭等に充てたるを見習ひたるものゝ如し。

(一七) 餅を作りて病魔を退散せしむること 惡疫蔓延の時、三ヶ郡の米、大豆等を取り集めて餅を造り、之を食へば病魔を掃ふべし。

(一八) 護符を以て土神、木神を祈ること 土又は木を扱ひたる後、病氣に罹りたる場合は、土又は木の妖鬼が祟るものなりとして戸の下に木字を六個、又は土字を六個記したる符を貼り以て退散を祈る。

(一九) 墳墓を人家の附近に設けざること 里洞民家附近に墳墓を築けば、洞内より狂人現はれ、惡病發生すと謂ふ。故に偶々築く者あらんか、強迫を加へ糞尿を散布する等是非共改葬せしむ。

(二〇) 亭子木を伐らぬこと 路傍の休息木を伐採或は焼枯せしむれば、里洞内に惡疫發生し里洞民全滅すと信す。

(二一) 落雷せる樹皮を煎じて飲めば病氣全治す。

(二二) 舊正月十五日、月面に影の顯れざる人は年内に死亡す。

(二三) 大便を塗れば腫物治し、且つ痛み止まる。

(二四) ポプラの木に纏り付きて結實せる南瓜を食へば、癩病と爲ると稱しポプラの附近には栽培せず。

(二五) 舊正月十四日夜、井戸、便所等に食膳を供へ以て惡疫の流行を防ぐ。

(二六) 舊正月十四日夜半、橋梁上を己れの歳の數だけ往返する時は、年中脚部の疾患に悩むこと無し。

(二七) 入口に逐鬼文と稱する符を貼付し、或は荆棘を吊せば、萬病を家内に侵入せしめず。明治十九年丙戌コレラ流行の時以來の迷信なり。

(二七の二) 胎盤を食すれば病氣全快し、又不妊性の者は忽ち懐胎す。



(二八) 兎山堂に祈禱を依頼すれば病氣快癒す。  
兎山堂は、本部を濟州島東中面兎山里に置き、支部を同島内數箇所に設く。

(ベ ス ト)

(二九) 本病流行の際は、縁側をバカチ又は機の後にて摺り、ギーギーと音を立つれば鼠族は驚きて逃ぐる故に、本病を治癒す。

(コ レ ラ)

(三〇) 蒜を多く食し、又は頭髮に差入れ置けば、其の人に傳染せず、三つに纏りたる繩を門口にて焼き、それを水に溶かして吞めば全治す。

(三一) 玉蜀黍を粉となし、冷水又は湯に入れて服用すれば效あり。

(三二) 棉花の實を門外にて焼き、果實を四方に散亂せしむれば、病魔を驅逐す。

(三三) 小兒の糞便を鍋に入れ、煎じて服用せば效果あり。

(赤 痢)

(三四) 葱と唐辛を醬油にて煮詰め、之を食すれば全治す。又酒に柿を入れて煎じ、服用すれば治癒す。

(三五) 男ならば牡牛の角、女ならば牝牛の角を焼き、粉末として醬油に溶して服用すれば效あり。

(三六) 酒糟に砂糖を混じて煮たるものに、漢藥槐花、枳殼を、大人は一回三匁五分、小兒は一匁五分の割にて混じ、更に數時間煎じて飲用すれば全治す。

(腸 チ ブ ス)

(三七) 唐辛子を多量に飲用せしむ。

(三八) 唐辛又は棉種を、早朝表口中央にて焼けば傳染せず。

(三九) 女子罹病の際は、夜中集合して朝鮮式杆を數個竊に持ち來り、部落前に揃えて立つれば效あり。

(四〇) 小便所に放火すれば傳染せず。

(四一) 里内に患者ある時は、患者の家の東方に入口の向きたる便所を焼き拂へば、他家に傳染せず。又患家の煙突の中に豚の糞を入れば傳染せず。

(痘 瘡)

(四二) 溫突の焚口に於て、唐辛を燻せば豫防することを得。

(四三) 醫藥を用ふること稀にして、病魔を追出すと稱し、飲食物を供し、巫女をして祈禱せしむることを普通とす。恢復期に至れば、祈禱の際に供へたる供物小量宛を器に入れ、白紙に馬の繪を畫きて葉錢五乃至十文を包みたるものと共に、附近の畑又は海岸に投棄すれば全く平癒す。

(四四) 青竹を以て板馬を作り、其の上に飲食物を載せ、他人が之を村の端へ引出し、送別宴を催せば全治す。

(四五) 兎の糞を飲めば全治す。

(四六) 患家に於て、「江南司令」と記したる紙、又は布の旗を作りて竿頭高く掲げ、三日に一回餅を供へて祭り、其の餅を患者に食せしむ。餅を供へて優遇せざれば、鬼神が患者の命を短縮せしむ。

(四七) 兎又は鶏を食はしむれば下熱快癒す。

(四八) 餅を搗き、紙にて種々の花を拵え、萩にて馬を作り、餅を吠に入れ之を馬に負はせ、之に向て合掌し痘瘡の平癒



を祈願し、禮拜したる後、山中の樹枝に懸吊す。

(流行性感冒)

(四九) 感冒は元來鬼神の集合體にして、部隊を作り各地を徘徊するものなり。而して其の鬼神は兩班の死したる魂なれば、最先に兩班部落を訪問し、其の待遇悪しき場合に他に侵入す。

療法としては米、麥、粟、其の他の雜穀(赤豆は鬼神之を好まずとて除く)を混じたる飯を作り、更に七器に胡麻油、醬油、食鹽等を盛り、三叉路上に供ふれば鬼神退散す。

(五〇) 大豆を木灰中に埋め、相當の濕氣を與へて發芽せしめたる後、其の上下を切り、莖の中央を採つて、朝鮮飴の中に立て、一晝夜置いて飴と共に食すれば全治す。

(五一) 本病流行するときは、朱沙と云ふ藥品を財布に入れ、或は其の紐に結び付け居れば襲はれず。

(五二) 大根の生汁を搾りて服すれば效あり。

(五三) 鮮名コグサツキキを煎じて服用し、暖き溫突内に居れば全治す。

(五四) 又ホーレンギョウツタ(虎が來た)を三度連呼せば全治す。

(五五) 本病流行の際、門にて棉種及び苦草を焼くときは豫防となる。

(五六) 又他人の便所を窃かに焼き拂ふときは、本病侵入せずとて放火することあり。

(五七) 他里の牛車を婦人多數にて窃取し、自己の部落前に立つれば病毒侵入せず。

(マラリア)

(五八) 虎の肉を煮て食すれば全治す。

(五九) 患者の背部に「天下大將軍」と記したる紙を貼付け、又は警察官署の呼出狀を突如患者の面前に提示すれば、病魔驚きて患者の體より退出し自然に平癒す。

(六〇) 患者の顔に墨を塗り、他人に見せて辱かしむれば全治す。

(六一) 患者の首に蛇を巻きつけ、病者を驚かしむること數回に及べば全癒す。

(六二) 病者の身體を繩にて縛り、之を死者に裝ひ、其の家族が表門口にて號泣すれば、病氣全快す。

(六三) 桃の葉に「天」の字を書き、之を紙片に包みて路上に棄て置けば、之を拾ひたる者に感染して、病者は全癒す。

(六四) 半紙四ツ切位の紙片に文字五十(字不明)を書し、之を病者の脊中に貼付すれば、忽にして全癒す。

(六五) 本病に罹り發熱するときは、朝日の昇る際に、牛の口に病人の口を接すれば全治す。

(六六) 患者を藁に包み横臥せしめて牛をして其の上を通過せしむれば全治す。

(六七) 患者の口中を牛の舌にて拭はしむれば全治す。

(六八) マラリアに罹り發熱せるときは夜間、桃の葉二十枚を摘み取り、其の一葉毎に「神」の字を書きて封筒に入れ、翌早朝十字路に投じ、「此の手紙を早く送り呉れ」と云ひつゝ、禮を爲し、後を顧みず他の道を廻つて歸家すれば全治す。

(六九) 侮辱し恥しむれば治癒すと稱し、多衆集合の場所にて虚偽の言を弄し、侮辱して赤面せしむ。

(七〇) ビールの空瓶に三種の木の葉を入れ、其の時息を吸はず「私のマラリア這入れ」と云ひ、同時に蓋をして木の枝に吊り、符呪を門口に貼り、又は病人の身體に貼る。

(七一) 紙に「漢水停關雲峙」と書き患者の脊中に貼付ければ治癒す。

(七十二) 杵を藁にて包み、之を繩にて七箇所結び、頻繁に人の往來する道路に捨て置けば平癒す。



(七三) 患者自ら川邊に行き、自分の年齢と同数の小石を拾ひ、之を繩にて繋ぎ、其の晩机上に置き、夜明け頃其の小石を頸に掛け、人目にかゝらぬ様村中を廻り、四つ角にて頸に掛けたる石を前方より後方に向けて捨て、小石を見ずして疾足にて歸家すれば全治す。

(七四) 未だ夜の明けざる前、他人に知られざる様墓地に行き、頭を墓に付け、墓の周圍を三回廻れば全快す。

(七五) 發熱せる時は、朝日の昇る前、自宅便所の屋根に上り、東方に向ひて三回禮拜し「海南カンモリ」と三回稱ふれば必ず治癒す。

(七六) 夜間此の子は僧侶の子なりと謂ひて辱かしむ。

(七七) 早朝他人に知れざる様、罹病者の首に繩を結び、犬と稱して里内を引廻れば全快す。

(七八) 虎の文字を朱書して背部に貼付す。

(七九) 胎兒の臍緒を乾したるものを藥物と稱し、他物を混じて患者に飲ましめたる後、汝は「臍緒を食したり」と云へば患蟲は驚き直に吐き出す、此の際病魔は退散す。

(八〇) 病者の睡眠中に、紙片に「鬼」の字を書き、病者の知らざる様紙片を丸めて其の耳に入れば全治す。

(八一) 左撚繩を首に巻き、便所に行き双物を以て切斷す。又患者の前額に「四天王」の三字を朱書し、全癒を祈る。

(八二) 病者日没頃に、新に埋葬したる墳墓を、二、三回踏越ゆれば全治す。

(八三) 鶏鳴の頃、病者を起して正座せしめ上高傳序文を二十一回朗讀せしめつゝ、東方へ伸びたる桃枝を取つて病者の背部を軽く叩けば即效あり。

(八四) 「大成至聖文宣王」の七字を紙に朱書し、病者の脊中に貼付くれば全快す。

(八五) 人蔘の頭、先づ二匁を煎じ、午前三時頃鶏鳴に先ちて飲めば忽ち全治す。

(八六) 患者早朝他人の古墳に詣で、三拜したる後三回唾を吐き、後を見ることなく歸家すれば全治す。

(八七) 本病流行の際、朝鮮式練棉機に女子の上衣を覆ひて屋上に置くときは、患者は治癒し又豫防となる。

(八八) 患者を蓆に包み、釜の上に寝させ置き、死亡したりと稱し、早朝他人に知れざる様、家族全部集つて號泣すれば全治す。

(八九) 女は處女の經血を飲み、男は犬糞の煮汁を飲む。

(九〇) 橋梁の木材を焼き、朝鮮式米搗車の杵にて其の炭を粉末と爲し、水にて飲めば全治す。

(九一) 紙片に「閻魔大王傳令」と書し、患者の背の中央部に貼付すれば全快す。

(麻 疹)

(九二) 夜半部落の女子ども、鐘や太鼓を打つて里内を巡れば、病魔退散す。

(九三) 野の乾燥せる人糞を湯に溶し、その汁を服めば全治す。

(九四) 患者一室に閉ち籠つて決して外氣に觸れぬ様にし、鬼の糞便を水にて煮出したる汁を服用すれば治癒す。

(九五) 一度は本病に罹るものと信じ、該患者發生せば、一日も早く罹病して全快するを良とし、態々子供を患者の家に連れ行き、患者の殘飯を食はしむ。

(熱 病)

(九六) 祈禱者を招き、庭前に於て薬人形を造り、之に飯一床を供へ、太鼓を打ち平癒を祈り、然る後村内の十字路に至り、前同様飯を薬人形に供へて太鼓を打ち、人形及飯を地中に埋むる時は、病氣平癒す。



(九七) 犬糞を煎じて飲めば直に治癒す。

(癩病)

(九八) 清水を山神に供へて祈禱を爲したる後、病人に飲ましむれば全治す。

(九九) 又蠶の幼蟲を酒に入れて服用すれば效あり。

(一〇〇) 人肉を食すれば平癒す。

(一〇一) 人の生膽を食すれば特效あり。

(一〇二) 蟬の蛹の棲息する巢の附近の土を取り、之を水にて煮て食すれば全治す。

(一〇三) 人に知れざる様、多數人の使用する飲料水中にて沐浴すれば全治す。

(一〇四) 頭蓋骨に酒を盛りて飲用すれば全治す。

(一〇五) 幼兒の陰部及び腦髓は最も効果ありと。

(瘰癧)

(一〇六) 患部の周圍に目形の如く「丸」を書き、其の中央に「狗」を書き、目形の附近に適當の間隔を置き、「虎」の字を三字書けば效あり。

(肺結核)

(一〇七) 産婦の後産を生で飲めば効果あり。

(一〇八) 血痰を止むるには、小兒の小便を服すれば效あり。

(一〇九) 獐、猪、牛等の生血を飲めば效あり。

(一一〇) 蛇を刺身にして食するか、又は煎じて飲めば全治す。

(嘔風病)

(一一一) 患者發生するや、先づ隣家の男子冷水を口中に含み、其の水を朝鮮古來の絲卷用竹管を以て患者の母の口中に入れ、母は更に同様の方法を以て之を患者の口中に入れ、之を飲ましむれば、忽ち平癒して、終生再發の虞なし。

(黴毒)

(一一二) 水銀及朱沙を混じて服用すれば效あり。

(一一三) 水銀を徳利に入れて火鉢に掛けて室を密閉し、徳利の口に竹管を當て、水銀の蒸氣の發散するを吸入すれば效あり。

(淋病)

(一一四) 稻の根株を清水にて洗ひ、煮て其の汁を飲めば、尿の排泄量を増し全治す。

(一一五) 陰冬草の莖及び九毒草の花を煎じて飲用すれば全治す。

(横痃)

(一二六) 横痃の上部に、實父の氏名を逆に書けば、自然に治癒す。

(一二七) 痛部の四面に「虎」の字を書き、中央に「狗」の字を書けば、病毒自然に解消す。

(辜丸炎)

(一二八) 鯰を細く切り、辜丸に貼り付ければ全治す。

(頭痛)



(一一九) 婦女子等頭痛の場合は、易を立つる風あり。時に易者云はん、  
 「過日家屋大將軍の方角(悪しき方面)に於て土を起し、或は木を切り、又は不吉の日に家屋修繕を爲したる故、成王(内  
 神)、祖上(祖先)、竈王等の怒りに觸れたるものなり。故に吉日を選び、成王、祖上、竈王に對し、赤飯其の他の食物を供  
 へ、祈禱せば全治す」と。

(腦膜炎)

(一二〇) 正月の十五日以内に、野生の鳩を煎じて食すれば即效あり。

(神經痛)

(一二一) 米を包みたる物を以て患部を押へながら、古昔の神の名を唱ふること三回にして、其の米を患者の左足草鞋の  
 上に乗せ、十字路上にて焼却す。

(神經衰弱)

(一二二) 赤飯其の他の馳走を作り、巫女をして太鼓を叩き祈禱せしむれば全治す。

(一二三) 胎盤を黒焼として食すれば效あり。

(精神病)

(一二四) 盲人の易者に祈禱せしめたる上、南方に向へる桃の枝を以て、患者を擲たしむ。

(一二五) 頭上に鍼灸を施し、或は盲人に頼みて、東方に向へる桃の枝を探り病者を打つ。

(癩瘡)

(一二六) 釜の蓋を兩手に持ち、其の下を煽ぐときは效果あり。

(一二七) 地震の際障子紙を切り取り置き、發病の際其の紙を焼き、水にて飲用すれば治癒す。

(喘息)

(一二八) 小兒の小便を嚥下すれば全治す。

(咽喉病)

(一二九) 太陽の昇る頃東天に向ひ、兩手を以て耳を引張れば全治す。

(一三〇) 鹽を火に焼き、少量づゝ咽喉部に入れば全治す。

(一三一) 日の昇る前に、患部へ小匙にて三回鹽をかくれば全癒す。

(胸痛)

(一三二) 鶏卵の白味を取り、之を酢に混ぜて飲み、又は鶏の足部膝關節の皮を剥ぎ取り、之を白湯にて煮沸して食すれ  
 ば全治す。

(一三三) 高所より墜落し、又は折傷の爲め胸疼痛の場合に、犬の糞と大麥の煮たものを混合し、之を一晝夜冷水に浸し  
 置き、其の上水を飲めば全癒す。

(腰痛)

(一三四) 「チシャ」の種子を乾燥して粉末となし、之を酒又は白湯にて服用すれば全治す。

(一三五) 獐の血を飲めば治癒す。

(齒痛)

(一三六) 煙管に小豆を入れ、小豆の上に火を載せ、之を吸へば齒痛止む。



- (一三七) 柞の皮を煙管に入れ、煙草の如く吸へば全治す。
- (一三八) 人蔘を焼きて咬めば效あり。
- (一三九) 無縁墳墓の石垣の石片を、患者の知らぬ様枕の下に置けば全治す。
- (一四〇) 鮮名サウムーの皮を煎じ、其の水にて含嗽せば全治す。

(胃腸病)

- (一四一) 鵲を煮て食へば全治す。
- (一四二) 毎日早朝井戸水を多量に飲めば效あり。

(吐血)

- (一四三) 西に向つて小便を吞ましむ、此の時東に向へば死すと云ふ。

(疝氣)

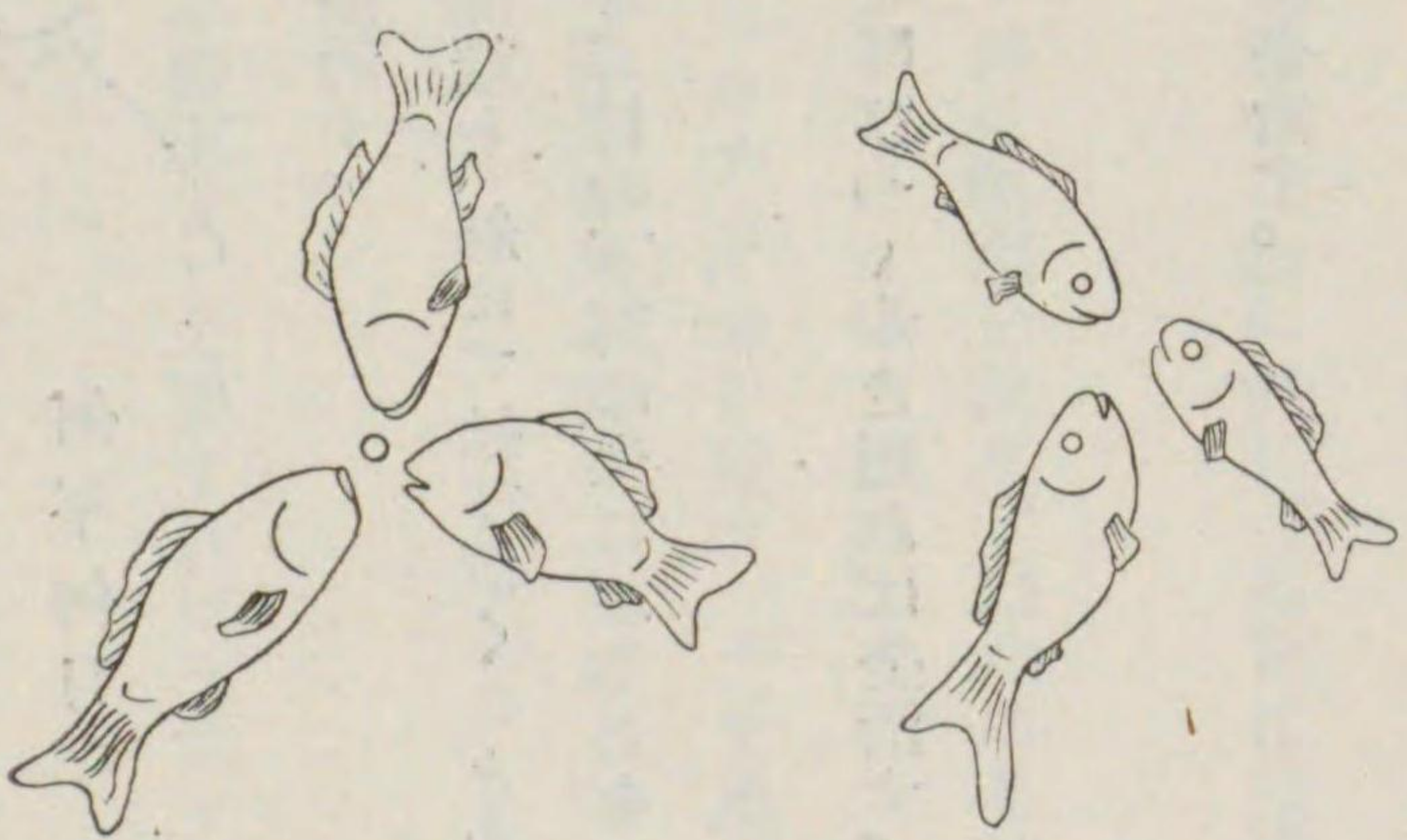
- (一四四) 碧桐の皮を煮て服すれば全治す。
- (一四五) 瀧の水にて腰を打たせば效あり。

(眼病)

- (一四六) 東方に向ひ生木に人面を畫き、病める眼に釘を打込み、其の下に「天下泰平春」と書けば全治す。
- (一四七) 尿を以て眼を洗滌すれば效あり。
- (一四八) 着色の絹布にて眼を拭き、其の布を薔薇の枝に結び置けば效あり。
- (一四九) 夜間子供數十人を集めて飾を持たせ、病者と共に三日間街路を巡り、「鳥の目は暗い、病者の目は明い」と稱へしむれば全治す。

しむれば全治す。

- (一五〇) 日出の際東に向ひ、庭前に病人の顔を畫き、痛む目の方へ庖丁を刺し置けば、自然に癒る。
- (一五一) 紙に日見と三行に朱書し、之を焼きて其の灰を飲めば全治す。
- (一五二) 「松目有刺」と書きたる紙片を門前に掲げ、又は魚を畫きて其の眼に針を刺し置けば、自然に平癒す。
- (一五三) 東の壁に眼の繪を畫き之に針を刺せば癒る。
- (一五四) 鯉の繪(頭一つ、尾三つの繪)を畫き、部屋の入口に貼り、其の眼に針を刺せば全治す。
- (一五五) 下の如き繪を畫き魚の目に針又は釘を刺し「我が目を癒さば汝の目の針を抜かむ」と書き、柱に繪を貼る。
- (一五六) 白紙に下圖の如き鮒三尾を描き、其の中央に一目を記し其の目に針を刺し板壁に覗つて治癒を祈禱す。
- (一五七) チャグと稱する眼病の時、一頭三尾の魚を畫き、室の外部及窓の上部に貼り、魚の眼玉に針を刺す。
- (一五八) 小さく眼の字を千字書きたる紙片にて眼を覆ふ。
- (一五九) 道路の中央に小石を積んで竈を造り、陶器類の破片を其の上に乗せ置き、通行者の足之れに觸るれば其の人忽ち眼病に罹り、本人の眼病は全治す。
- (一六〇) 早朝東に向ふ、左の符呪を書きたる紙を柱や壁に貼り、木綿針を以て悪き方の眼を刺す。





(一六一) 青、紅、白、黄、黒等五、六色の布片を集め、之にて目を拭き、其の布片を木の枝に吊し置けば全治す。

(一六二) 眼の縁に腫物生じたる時は、右手指の爪に「十」の字を書き、治癒を祈れば全治す。



天下泰平春  
何年何月

(一六三) 眼瞼に腫物生じたる時は、小豆一粒を目を閉ぢて挟み、井戸の中に落せば全治す。

又右の眼瞼に生じたる場合には上衣の右の裾端を、左の眼瞼に生じたる場合には左の裾端を、糸にて結び置くことあり。

(一六四) 目の上部に腫物の生じたる場合には、人に知られぬ様、足の裏に「天秤」と書き、目の下部に生じたる場合には同じく「地秤」と書けば直に全治す。

(一六五) 日没の頃、患家附近の子供集り、患者を連れて「烏目潰して、此の目が開け」と呼びつゝ歩き廻れば全治す。

(耳病)

(一六六) 白芥(地黄)を粉と爲し、耳に挿入すれば全治す。

(一六七) 小供の膿漏性耳炎には、田螺の殻を焼き、其の中より出づる汁を耳に入れば全治す。

(蝨 蟲)

(一六八) 蝨虱を生又は煎じて飲み、又は榧の實を食へば全治す。

(動土病)

(一六九) 動土病(家屋の建築修繕に際し、壁土其の他の土を使用して罹る病)には一種の呪符を書き、土を使用せし場所に貼り、又は「南無南方内王神、南無北方内王神、南無西方内王神」なる經文を七回讀めば全治す。又罹病前に之を行へば豫防となる。

(打撲傷)

(一七〇) 人糞又は犬糞を塗布す。

(一七一) 犬の糞汁を飲めば治る。

(一七二) 胸部の打撲には豚糞の煮汁を飲む。

(一七三) 未だ色情なき男子は女子の陰毛を、同じく女子は男子の陰毛を抜き取り、之を焼いて油に混じ、患部に塗布すれば治癒す。

(一七四) 重傷の場合には、犬糞の乾きたるものを紙に包み、外に麥を黒くなるまで煮て共に熱湯を注ぎ、冷ゆるを待つて飲めば全治す。

(一七五) 痛き部分に悪鬼の宿るものなりとて、巫女(普通人にても差支なし)に質み、「パカチ」に米を盛り、之を風呂敷に包み、米の部分にて患部を徐々に摩する時は、米の部分に稍々窪みを生ず、是れ即ち悪鬼が米を食せる爲にして、漸次全治す。

(一七六) 銅の粉末を飲めば、如何なる骨折も全治す。

(一七七) 樹上又は高所より墜ちたる時、其の眞下の土を掘れば必ず木炭あり、其の炭を粉末として服すれば全治す。

(一七八) 高所より墜落氣絶したるときは、種油を飲ましむ。

(腫物)

(一七九) 腫物の周圍に人糞を塗布すれば全治す。



(一八〇) 局部に「犬」の字を書き、前後左右に「虎」の字を書けば全治す。

(一八一) 舊八月十五日夜、自家の豆畑に至り己の歳の數だけ匍匐往返すれば腫物を生ぜず。

(一八二) 麥の葉二十一枚を置き、筆にて腫物及麥葉に墨を着けつゝ「魚呑鮓々呑鮓々吞相吞病絶止」と呪文を唱へ、一回毎に黒點を腫物及び麥葉に着け終り、其の麥葉を飯に捏ねて紙に延ばして、局部に貼れば全治す。

(一八三) 牛を屠殺したる場合に内臓を取出し、排泄物を以て局部を温む。

(一八四) 牛糞を塗布すれば、熱氣取れて直に全治す。

(一八五) 人糞を水に溶し、小さき甕に入れ、火にかけて熱し、發する水蒸氣にて濕布すれば全治す。

(一八六) 皮膚病、なまづには精液を塗布す。

(丹 毒)

(一八七) 犬又は豚の内臓を取出し、其の内に病人を坐せしむれば全快す。

(疥 癬)

(一八八) 「カオサリ」と稱する木の根を乾し、搗いて粉となし、油にて捏ね、局部に貼れば全治す。

(脚 氣)

(一八九) 唐辛を粉末にして、之を湯にて飲めば效あり。

(乳 痛)

(一九〇) 夫の手にて揉めば治る。

(一九一) 豚の血を紙に延ばし、局部に貼れば效あり。

(難 産)

(一九二) 郡守の姓名を書き、之を呑めば安産す。

(一九三) 竊に紙に郡守の姓名を書き「ラムプ」の火に焼き、湯にて飲めば安産す。

(一九四) 牡鶏の冠を切つて生血を取り、局部に注入すれば安産す。

(一九五) 夫の帯を産婦の腹に巻きつくれば安産す。

(一九六) 夫の underwear を産婦の身體に巻きつけ、又は夫の姓名を書きて之を焼き、其の灰を飲めば容易に分娩す。

(一九七) 夫が口に水を含み、妻の口に入るれば、直に安産す。

(乳の出少きとき)

(一九八) 鵲の肉を煮て食するか、又は米泔汁を、多く煙の出る時温突の樊口に撒布すれば乳の量多くなる。

(河 豚 中 毒)

(一九九) 青草を揉み、其の汁を飲めば全治す。

(狂 犬 咬 傷)

(二〇〇) 狂犬の膽を採りて黒焼とし、油にて煉り之を塗布すれば全治す。

(嗜眠性脳炎豫防)

(二〇一) 番茶一斤を購ひ、炮りて三戸共同にて茶風呂を沸し、入浴すれば、絶対に感染することなし。

(二〇二) 海を渡りて部落に至り、白米或は麥を貰ひ、歸宅後餅を作つて食へば罹病せず。

第三 其の他



- (一) 城隍神 村邑鎮護の神にして、最も普及尊信せられ、就中巫覡は之を隨一の神として祈祝す。
- (二) 牛疫豫防のため、牛舎の入口に牛骨を吊り下ぐる事 一般に農家の間に行はる、三、四百年前牛疫流行し、畜牛の斃死するもの夥しかりしが、當時順天の權某と謂へる者、天の啓示なりと稱して牛骨を厩舎の入口へ吊り下げたるに、他家の牛は悉く斃れたるも、權の飼養せるものは恙なかりしに因を發したりと傳ふ。
- (三) 舊正月十五日に月巢を造りて焼く事 部落民共同の行事にして、同日笹の着きたる竹數束を以て、月巢と稱する四角の巢を造り之に火を放つ、巢が燃へつゝ西方に倒るれば其の年は豊稔なりと稱す。
- (四) 同月同日藁人形を造りて棄つること 今猶一般に行はる、藁人形に衣裳を纏はしめ、路傍又は川端に棄つれば災難を除くと信ぜらる。
- (五) 堂山祭のこと 農民の間に行はるゝものにして、每洞里大木の下に祠堂を設け、年々一回祭祀を行ひ、以て其の年の災厄を避けむとするなり。
- (六) 二月の嶺東祭のこと 各階級の間存す。陰二月に行ふ祈禱にして、是れ亦年間の安泰を希ふためなり。
- (七) 千佛千塔の佛の鼻が、墮胎の靈藥なりと云ふこと。上下の區別なく現在も尙信ぜらるゝものゝ如く、和順郡千佛千塔の石佛の鼻先は殆ど悉く缺損せり。傳説に依れば私通の某女、妊娠して始末に困り、墮胎の方法を某に問ふ、某曰く、石佛の鼻先を粉にして飲めば直に效驗ありと。乃ち或る夜和順郡道岩面なる千佛千塔に至り、石佛の鼻を缺かむとして之を傷けたる刹那、石佛の背後に潜み居たる前記の某は、突如高聲を發して「鼻先々々」と叫びたるより、孕女は驚愕の餘り、其の場に昏倒し暫らく人事を失へり。甦て意識を恢復し歸宅したるが、後數日果して墮胎の目的を達したりと云ふ。爾後此の顰に倣ふものなり。

- (八) 舊正月十五日畦畔等の草を焼くこと 上下を問はず子供等の間に行はる。同夜、野原、田畑の畦等に出で、枯草に火を附くれば、子供等一年間の災厄を免る。或は又小兒頭部の吹出物を豫防すと爲す。前夜即ち十四日夕、虫害を豫防せむとして同じく畦畔の草を焼く。恐らく之を主體と爲し十五日の行事を誘起したるものと認むべき乎。
- (九) 舊正月十四日の夜、飯を屋敷の四方に布置し、鵲に與ふること 新羅東城王の妃、密に一僧と狎れ、共謀して王を遊歩の庭上に殺さむと企てたり。時適々一羽の鵲あり、王の眼前數歩に飛來して一封の書を落せり。侍者取りて檢すれば、封皮の文字に曰く「開披すれば二人死し、開披せざれば一人死す」と。恠しみて王に呈す。披見するに「即時北方に向つて矢を放て」と記しあり。依て其の如くせしに、矢は王妃及僧に命中し、不軌を未然に防止し得たり。一説に書中「射琴二人死、不射一人死」の文字あり。王恠しみて惟へらく、琴は彈すべく射るべからずと。尙宮苑内を逍遙して某屋舎前に至れば、壁に掛けたる琴の窓を通じて眼に映するものあり。意を決して之れを射しむるに、矢に應じて琴は顛落し、背後に潜み居たる一人の男性亦同時に傷き斃るゝを見たり。王乃ち曲事の伏在を察し、同室の宮女を執へて並に誅戮に付せり云々。正に一月十四日の事とす。爾來毎年、王宮に於ては同日同夜を期して特に糯米飯を炊き、祭を營みて鵲の恩に報ゆる所ありしが、後更に天下に令して一般の行事と爲し、坊間鵲の御飯と稱するに至れりと傳ふ。
- (一〇) 正月十五日犬に食を與へぬこと 鵲に報ゆるための食を奪ひたるに依り、其の犬を撲殺して以來此の日犬に食を與へず。



(一一) 屋外の儀式に天幕を用ふること 各階級を通じて、屋外に儀式を擧ぐる場合は必ず天幕を使用す。是れ古より鳩と稱する毒鳥あり、上空より其の影を地上の人間に印するとき、人は忽ち死すと憚られ、之れを避けむとして天幕を張るに至れりと謂ふ。

(一二) 冬至に小豆粥を炊ぎ、鬼神を犒ふこと支那より輸入せられ、現に各家庭に行はる。支那の漢代に於て、某王其の妃を虐げ、冬至に當て之を殺害したり。妃の死靈は、爾後絶へず現はれて王を困厄せしめしかば、王は側近の言に聽き、馬血を以て之を犒ひたるところ、遂に復た現れず。之を以て一般に馬血を門扉又は家宅の周圍に撒布し、以て鬼神を犒ひ年中の災厄を避くるの習はしと爲れり。後年馬血の得難きに因り、小豆粥の汁を以て之に代ふるに至れりと。

(一三) 物乞ひして暑氣を拂ふこと 舊正月十五日、朝より他人の宅を回りに物乞へば、其の年暑氣中り無く、且つ諸病免疾と爲る。

(一四) 舊正月十五日の月の色に依り豊凶を卜すること 同夜の月色が赤味を帯ぶるときは旱魃にして、白味を帯ぶるときは豊年なりと信ず。最近に於て、去る大正十三年には偶々月面甚だしく赤味を帯びたりしが、同年は稀なる旱害を蒙りし實例あり。

又同夜満月に照されつゝ、部落民一定の場所に集合し、深更まで鐘鼓を鳴らし、歌舞宴樂すれば五穀豊穰なりと信ず。

(一五) 蛇除けのため、文字ある紙片を貼ること 古來各家庭に行はる。其の年最初の巳の日の日出前に「白帝將軍」、「黒帝將軍」、「赤帝將軍」、「白蛇」等と認めたる紙片を、住宅の四隅に貼付すれば、蛇の侵入を防止すと思惟せり。

又李三萬と書きて貼ることあり、昔時其の父、蛇の爲に喰はれて死せしより、三萬は蛇を見る毎に父の仇なりと稱して之を撲ち殺したるため、蛇は同人を見れば直に遁げ失せたりと云ふに起因す。

(一六) 出産の時、門に繩を張り物を吊すこと 子供の産れたる時は、門に蕃椒、炭、松葉等を挟みて男女の別を示す。

(一七) 出産の際門口に繩を張りて、外來人の入るを禁ずること 各家庭にて必ず實施せらる。李朝の初期、姜七星と名くる大賊ありたり。七星出生の時、隣家の老婆來り祝福して「此の兒大將(テージヤグ)の相貌を有す」と云ひしが齒の抜けたる老人のことゝて大賊(テージョク)と聞えたり。此の語箴を爲せしか、成長の後果して稀有の大賊と爲りしせしかば、爾來人々相戒めて、出産時に外來者の入るを忌み、之を禁遏するの意味にて、前記の如く繩を張るに至りしものなりと云ふ。

又病人、負傷者等の出入する時は、産婦の乳量減じ、又産兒に疾病を生ずる虞ありとて之を忌む。

(一八) 出産の時平たき石の面に王の字を書し、産婦をして之を踏ましむるときは、後産早く出づと云ふ。

(一九) 架橋すれば幸運を招くと云ふこと 河川溝渠に架橋し、衆人の利便を圖るときは、其の人次第に幸運を得ると爲す。又舊正月十四日、土俵を飛石代りに川又溝に置けば、幸福を得べしとも謂ふ。

(二〇) 飲食物を飼牛に與へて、年の豊凶を判すること 米、粟、黍等を各別に飯を炊き、又野菜を煮、之を舊正月十五日の朝、飼牛に與へて試み、牛が米飯を食したるときは豊作、然らざれば凶作なりと判断す。

(二一) 良水を井中に注いで水質を變へること 暗夜人知れず、良質の井水一壘を盗みて水質悪しき井戸中に投ずれば、悪井忽ち良井と爲り、且つ湧出量増加すと信ぜらる。

(二二) 妖怪を退散せしむること 飯を炊き藁に包みて、洞里の丁字路に捨つるか、或は桃の木の枝に結び付け置くときは、家中の妖怪變化を、退散せしむべしと爲す。

(二三) 子供の死後早く子供を得る呪 幼児の死亡したる時、之を通常の例に従つて埋葬すること無く、藁包として松樹



に吊り下げ置けば、一年以内に再び妊娠し、且つ同一の子供を得と信ず。

(二四) 一定の文字を記したる紙片を貼り付けて、火難を避くこと 舊正月十五日夜、紙片に海龍と書いて温突の天井に貼り、或は水の一字を書したる紙片を室の四隅に貼付するときは、其の年火災に罹ることなしと思惟す。

(二五) 道路に死體を埋めて、一家の災厄を免るゝこと 十歳以上と爲れる男女未婚者の死骸を道路に埋め、通行の牛馬をして之を踏ましむれば、家の厄難を免ると謂ふ。

(二六) 月を見て幸福を豫斷すること 舊正月十五日の夜、他人より先に月の出づるを見れば、男の兒を得又幸福ありと爲す。

(二七) 藁束を井戸に投ずれば、親族間の姦淫止むと信ずること 下級者間に存す。親族相互間に姦淫の事實ありし時、其の家族が共同井戸に藁束を投入すれば、姦淫關係は自然に已むと云ふ。之れ親族間の姦淫は、獸類の所爲にして、獸類の飼料たる藁を人類の飲用水中に投入するときは、人をして其の井の飲用者中に、獸類の如き者あるを感ぜしめ、自然近隣の噂となるを怖れて、常人同志其の非行を改むるに至るが故なり。

(二八) 高き山地の墳墓を發掘すれば降雨ありと云ふこと 早魃の時、高地の墳墓を發掘する例あり。昔時各地方の高山には祈雨の祭壇ありて、其の附近に墳墓を設くることは一般の禁する所なりしが、時に暗葬等を行ひ墳墓を築く者無きを保せず。此の場合神の怒りを招くが故に降雨なしと信じ、該塋塚を暴き山嶺を清めて神慮を静めむとするなり。

(二九) 立春に文字を書きて一年中の災厄を除かむとすること 毎年立春の當日に於て立春大吉、建陽多慶等吉祥の文字を認め、壁或は柱等に貼付す。其の年間の災厄を除去せむが爲なり。

(三〇) 厄を拂ふ街祭のこと 舊正月十五日(コリチエ)と稱し、部落民一箇所に集合して祭事を行ひ、向ふ一ケ年の災

厄を拂ふ。

(三一) 蟲祭を爲して蟲害を防ぐこと 舊六月中、洞里民一所に會同し、蟲祭を行ふときは、農作物の害蟲發生せずと考ふ。

(三二) 藁束を庭前に掲げて豊作を祈ること 舊正月十四日、藁束を束ねて竿に結び付け、之を庭に樹て置けば、其の歳の稲作良好にして、豊年なるを得べしと信ず。

(三三) 舊正月十五日に、鷹が住家に止るか、或は家の上を舞へば、其の年の家運不祥なりとて、藁束を竿に結びて立つ。

(三四) 改葬して祟を避くこと 家運傾き或は病人續く時は、先祖の墓の祟なりとて、適當の場所に改葬す。

(三五) 八大王を祭り、亡者を苛責より免れしむること 人の死亡するあれば、天堂の八大王より、特使來りて亡者を迎へ取る。此の時特使が空腹なるか、囊中乏しければ、亡者甚だしき責め苦を受くと考へ、豫め門前に食膳三人前、金六十文、草履三足を並べて祭を爲し、凡そ一時間の後之を抛棄す。然る時は死者安易に、冥土の途を辿ると思惟す。

(三六) 牛、狐の啼聲にて、吉凶を判すること 元旦の午前一時頃、飼牛が啼けば幸福なりとして祝福し、同時刻に狐が啼けば、不幸なりとして厄除の祈禱を爲す。

(三七) 旅行中小石を捨てつゝ行くこと。旅行の途中、一定の場所に到る毎に、小石を捨てつゝ行くときは、何等災難に逢ふことなく、歸宅するを得べし。

又右小石の堆積に到つて祈ることあり。

(三八) 猛獸除けに煙草を燻らすこと 夜間單獨歩行する場合、常に煙草を喫しつゝ行けば、猛獸に襲はるゝことなし。

(三九) 豚を殺し雨を乞ふこと 高き山頂に焚火を爲して雨を祈る時、豚を屠り其の血を祭壇に注ぎたる後、豚の首を土中に埋没す。又面内第一の高山に、牛を引き上げ繋留し置き、七日間斷食せしめたる後、其の場にて密殺酒宴を開くと



きは降雨ありとも謂ふ。

(四〇) 竈の上に水と葉錢とを置けば、賭博に勝つこと 賭博常習者が賭博の開帳中、其の家族が密かに、水と葉錢六枚を入れたる食器を、竈の上に置けば必ず勝つ。

(四一) 子供の衣服を身に着けて、訴訟に勝つこと 訴訟を爲す際、吾が子の衣類を己が身體に纏ひて行けば、敗訴すると云ふこと無し。

又出産時使用の布片を、法廷に携行すれば勝訴す。

(四二) 富豪の畜土を盗みて竈を作れば、富裕と爲ること 舊正月十五日夜、富豪の所有に係る畜の土を盗み、自家の竈を造りて使用すれば、漸次富裕の身と爲る。

(四三) 雉の尾を、牛の前頭に飾れば獸疫を免るゝこと 年頭飼牛を使役する際、牛の前頭部に雉の尾を飾れば、年中獸疫の侵入無し。

(四四) 爆竹 舊正月十五日、生ま竹を焼き爆音を發せしむれば、惡運を拂ふと爲す。

(四五) 家の内外を掃除して、其の塵を焼却すれば蟲害を免るゝこと 舊正月十五日、各戸内外の塵埃を掃き集めて焼けば、害蟲を驅除し得べし。

(四六) 女子の裳は獸疫を寄せ附けぬこと 獸疫流行の時、女子の裳を牛舎の入口に懸くれば、病患を豫防し得。

(四七) 不幸を藁人形に負はすこと 舊正月初旬、子孫の吉凶を卜し、若し凶占を得たる場合は、藁人形を造りて之に子又は孫の衣服を着け、原野或は三叉路に放棄して難を免る。而して該人形を、最初に見掛けたる者其の不幸を負ふに至ると謂ふ。

又正月十五日夜、藁人形を橋の附近に棄て、橋神に向つて其の年の吉運を祈ることあり。

(四八) 生粟を食へば、男兒を得ること 新婚の初夜、新婦が新郎に、生粟一個を與へて食さしむるときは、最初に男兒を擧ぐ。

(四九) 永同迎 舊二月一日永同迎として、家屋内外を洒掃し、特に炊事場の食器棚等を清潔にし、繩を入口に張り、酒及餅等を供へ、祭を行ふときは惡疫に感染すること無く、且つ家運も繁榮に向ふべし。昔忠清北道永同郡守の息女、郡の一給仕と醜關係を結べり。郡守怒て兩名を殺し、官を辭し郷里に歸れり。然るに亡靈久しく廳舎内に留りて去らず、後任郡守來る毎に害を蒙る。新任某郡守恠しみて密に其の原因を搜りつゝありしに、一夜幽靈現はれ其の嘗て祀られざる恨を述べたる後、『二月一日吏房の内外を掃き、飲食を供へ、吏房の妻をして名山まで馬にて送らしめよ、同月九日迄滞在して、其の夜天に昇るべければ、毎年然かせられたし、必ず部落民を護るべし』と曰へるに依り起ると傳ふ。

(五〇) 舊二月一日の雨 此の日雨降れば、稲作佳良なりと信ず。

(五一) 舊二月一日、穀物を煎りて食ふこと 大豆を主とし、麥、粳、其の他の穀類を混ぜ、之を煎りて食へば、農作物の害蟲を殺滅し得べし。

(五二) 猫を蒸して盗人を占ふこと 盜難に罹りたる時、釜の上に蒸籠を載せ、中に猫を入れて蓋を爲し、斃死せざる程度に熱して蓋を去れば、猫は飛び出して盗人の許に駆け込み、其の頸に咬み付く。

(五三) 佛に祈りて子を授かること 子女無くして悲しむ者、佛に祈れば大半は子を得べし。寺院に至り飲食を供へ、僧侶と共に貴子を授けられんことを祈れば必ず妊る。祈願は一日乃至十日、甚だしきは百日に亙ると云ふ。儲けたる其の兒は俗に坊主兒と呼び一般に蔑視せらる。佛教の最も衰へたる李朝に入りて此の風起る。



(五四) 霹靂棗(落雷棗とも稱す)の靈驗 之を所持すれば、妖怪變化も犯す能はず、祭に當つて之を所持すれば、神靈を迎へ得。

又鵲の三層巢の棟木中、流水に投ずれば逆に流るゝものあり、之を逆流木と名く。逆流木の靈效亦同前なり。

(五五) 家の周りに、赤土を並べて厄を避くること 正月中の吉日を選び、家の周りに赤土を並べ、入口の門扉に繩を張り、一般人の出入を禁じ、祈禱を爲せば年中の災害を防ぐ。

(五六) 天火日 子、卯、酉の日を天火日と稱し、此の日屋根を葺けば、其の家に火災起る。

(五七) 他人の草履を、糞灰の下に埋むること 妾が本妻を憎み、本妻の草履を密かに糞灰に埋むるときは、本妻に災至ると爲す。

(五八) 目の字一千、災害を防ぐこと 轉宅したる場合、一枚の紙に目の字一千字を書し、室の入口に貼れば、將來の災害を未然に防止し得べし。

(五九) 難産の場合、障子等を破ること 出産困難なる時は、障子を破るか、箆筒其の他、箱類の錠を明くれば、直に産道開くと。

(六〇) 官災消滅符 如斯認めて室の入口に貼るときは、官災即ち官廳よりの煩はしき取調を受くることなし。

(六一) 婚禮の時、藁を燃して悪鬼を攘ふこと 式日嫁の乗りたる轎が、將に夫家の門を潜らむとする時、兩側に於て各五十本許りの藁を燃しつゝ、巫女をして鐘を打ち祈禱せしむれば、悪鬼を驅逐することを得。

(六二) 折骨の療法として、小便を飲むこと 人過つて折骨したるときは、乳兒の小便を多量に飲用すれば特效あり。

(六三) 蛇の蛻皮を以て、本妻を嫌はしむること 妾たる者、蛇の蛻殻を夫の着衣の襟に縫ひ込み置けば、夫が本妻を見

ること蛇の如くなるべしと爲す。

(六四) 妊婦は鴨を食ふべからざること 妊婦が鴨を食へば、胎兒の足が鴨の趾に酷似すべし。

(六五) 溺死者の魂は、巫女をして救はしむること 水に溺れたる者ある時、其の靈を救はざれば、更に同一家庭より新なる溺死者を續出すと信じ、巫女を招きて魂を祀らしむ。

(六六) 船の鬼神を祭ること 毎月一日、十五日、船に於て祭を行はざれば、鬼神が災を爲すべし。

(六七) 狐の陰部を携へて、愛を繋ぐこと 該品を切り取り所持すれば、戀人又は夫の愛を獨占し得。

(六八) 愛兒の名を殊更に穢くすること 兒女の名を馬糞又は犬糞と云ふが如き、汚穢のものゝ爲せば、恙無く成長す。

(六九) 頭蓋骨に酒を醸すこと 頭蓋骨を容器とし、山中にて酒を造り置く時は、犯人は眼病に罹り、盲目となるを以て、容易に發見檢舉することを得。

盜難ありし場合、犯人の足跡に灸を据ゆれば、犯人は足を傷め、檢舉せらるゝに至る。

(七〇) 新婦の藁布團を以て、悪魔を排除すること 新婚の日、嫁が轎の中にて用ひたる藁布團を、新郎宅母屋の中央に投げ付くれば、悪魔を排除することを得。

(七一) 鶏鳴に依り禍亂を下すること 日暮より翌午前零時迄の間に、雄鶏が鳴けば國家動亂の前徴なり。

(七二) 田螺に針を刺し、盜賊を盲目にすること 盜難に罹りたる際、田螺(ウログ)を取り來りて一旦之を祭り、然る後針を貫き置けば犯人は盲す。

(七三) 鋏を吊して占ふこと 裁縫鋏を糸にて吊り下げ、思ふことを祈れば、鋏は動き出し方面及時日等を示す。

又朝夕手足の爪を切れば、幸運何處かに逃げ去り、之を剪らざれば、爪先より幸運入ると云ふ。



(七四) 船乗が爲す堂祭のこと 和船に乗れる者、若くは海女業に従事する婦女子は、離陸前必ず祀堂に至て祭を行ひ幸運を祈る。

(七五) 巳年祭 巳年は天候不順にして雨量少く、浮塵子類の害蟲發生すること多く、概して農作物不作なるのみならず、感冒其の他の悪疫流行すとて祭を爲す。

(七六) 船乗の家族は、器物を俯伏せぬこと 家族乗船中、留守宅に在つては器物を俯せず、且つ竈の上に燈火を點じて、歸宅に至るまで滅すること無し。

(七七) 履物を隠し、パカチ(狐)を掛くこと 舊正月十五日、各戸履物を戸外に出さず、パカチを入口に掛け置く習慣あり。之れ同日は、妖魔が來りて履物を盗む懼れあり、盗まれたる者に凶事あるべく、悪魔はパカチを嫌忌すと信ずるに由るなり。

(七八) 老樹には靈異が宿ること 之を伐採すれば災禍を招き、出産を祈れば效あり、發芽状況を見れば豊凶を知り得。其の靈異とは如何なるものかと云ふに、神靈、鬼神、大蛇、百足蟲、白髮の老鬼等を只漠然認識するなり。

(七九) 蛇を神として祀ること 年經たる大蛇の精は、化して人語を發し、祟を爲すと信じ、濟州島の如きは、蛇を神として怖れ憚る。

餘談一束

笹鳴き島

高根 信禮氏談

松島のことであるが、鶯が來て鳴いたと云ふやうな粹な筋では無い。木浦が將に開港されやうとする直前、開港されたら仁川などの様に日本の專管居留地が出來やう。今の内に大金儲けの下拵と京城から佐々何がしといふ者が陸行百餘里、苦勞を重ねて寒村木浦に辿り着いたのはよいが、どちらを向いても石ころ山に非ざれば潮干潟ばかり、買ひ占めやうにも土地が無い。辛うじて松島附近を手に入れ、折角出て來た申譯の積りて居たところ、愈々開港して見るとこれは如何に、專管居留地は設けられず、一律一體の各國居留地制を布かれ、虎の子の松島は百方米五弗内外で收用される始末、泣かうにも泣かれぬ佐々氏執念の島となつたので、時人サ、鳴き島と稱し、同氏に對し深厚なる弔意を表した。

百圓の三鶴島

高根 信禮氏談

開港前福井三郎氏の鶴林獎業園と云ふものが鮮内各地に手を擴げ、木浦は其の第四大區であつて濫谷龍郎氏の外理事荒井徳一氏等が夙に駐在畫策して居た。濫谷氏は着港早くも從來木浦營附屬の薪山で、其の後放任されてゐる三鶴島に眼を着けて之を購入しやうとし、色々手段を講じ遂に時の務安郡守の認可を取つて了つた。其の値段が今日から見ると想像の外で僅か韓錢五十貫(先づ百圓どころ)である。處て是れが間もなく舊韓國政府筋の問題となり、其の結果郡守が困つて買手に返還を要求して來た。併しこちらは歴とした證文を握つて居るので何うにもならぬ。結局郡守は法に依て所斷さるることとなり、其の内に不幸死したと云ふことである。

蘭人スタデン技師の奮闘

渡邊彌太郎氏談

本浦開港直後の難事業は各國居留地の埋築であつた。當時の帝國領事にして居留地會頭たりし久水三郎氏は韓國政府度支部總稅務司ブラウン氏の派遣せる蘭人測量技師スタデン氏と共に將來を豫測し易からざる干潟地、濕地乃至丘陵、墓地等を包含する居留地を如何なる方針の下に街區の測定を遂げ理想的の市街を建設すべきかにつき、頗る頭腦を悩ましたのであつた。スタデン氏は年齡三十歳前後の少壯技師であつて、長く支那各地の居留地測量に經驗を積み、其の技倆は甚だ優れて居つた。時恰も十一月寒風肌を劈くの時氷を割り雪を踏んで野外の作業に當り毫も倦むところを知らず、彼がホイイ兼コックとして、京城より同行の一鮮人を相手に泥濘裡に測量竿を樹て、鐵鎖を引き、營々として、區畫測定に従事努力したる狀況は當時の在留者をして、悉く感服させたものであつた。彼は斯くの如く晝間測量し、夜間製圖を爲し、苦心慘膽、翌三十一年春には早くも第一回の居留地々區競賣を行ひ得るの運びに至らしめたが、今の木浦警察署前なる煉瓦建支那店鋪ある地域は則ち此の記念すべき第一回落札の地區である。

斯くして、スタデン氏は約二年を費して完全に其の測量製圖を了り、茲に市街の形態確定し、將來發展の趨勢亦略々推知し得べきに至つたので、一方には居留地の埋築、一方には防波堤の築造等土木工事は其の後相踵いて起つた。光陰隙駒の如く爾來既に三十二年を経て現在の木浦府は既に立派な都市となつて來たが、今にして往年市街地の設計に努力したるスタデン技師を追懷する時、感正に無量である。

明治三十四年私が上海在勤を命ぜられた時、開港當時の木浦海關長英人アーマー氏が夙に轉じて同地の税關に在り、スタデン氏



亦同じく在り、一夕談談木浦を回顧して夜の更くるを覺えざりし事があつた。

無慾な總稅務司ブラオン (新聞抜萃)

左記は、木浦開港當時、木浦の公共施設に色々な交渉を持つた韓國總稅務司英國人ブラオン氏の逸事、昭和四年八月二十三日附の大阪朝日新聞朝鮮版から採録したものである。

京城府、西大門守養成所では、このほど、改築のため、本館の大掃除をしたところ、地丁室から荷造した大行李七十餘個が現はれて、試みに其の一つを調べてみると、朝鮮古代の屏風、壺、螺鈿細工、佛像など、貴重な骨董品が出て來た。

外國人のものらしいので、總督府外事係に報告し、同係で取調べの結果、この荷物は、舊韓國政府總稅務司サー・ジョン・マクレガイ・ブラオン氏のものであることが判つた。同氏は二十年前、日韓併合の際、本國のイギリスに引揚げたのであるが、非常に恬淡な人で、荷物は官舎の地下室へ入れたまゝ、身の廻り品を詰めたトランク一つで歸國し、その後、消息が判らなかつたものである。

外事係では英國領事館を通じて氏の所在を調査したところ、氏はすでに數年前、病死してゐるので、ロンドンにゐる一人娘のメリーさんにこの莫大な荷物を送ることにした。

なほブラオン氏が、第一銀行京城支店に、三十萬圓の預金をしてゐたが、今や五十萬圓に達した、これも受取人なく困つてゐた折柄なので同時にメリーさんに送られることゝなつた。

高下島事件 高根 信禮氏談

日清戦後、日本が折角戦捷の餘威を顯揚せむとするに對し、歐洲大陸の諸強國が提携して之を妨げむとし、兎角極東に於ける國

に賣り渡して了つた。

兎角仁川等に於ける各國居留地制の下で、邦人の嘗めた苦楚を木浦に於て再びしなければならぬと云ふことは耐へ難い話であつたから、何とかして之を未然に避けむとし、今日より見れば随分滑稽な程狼狽も仕たが又苦心もした。或時は財界の雄、濰澤榮一氏(現子爵)に縋つて豫め地區の買占を請ひ、而して民留民は必要の都度之れが分譲を受けむと計畫したことなどもあつた。そんな折柄、外人が公賣に参加すると聞いて、驚破こそと風聲鶴唳の思ひをしたのである。

居間横暴

藤森 利兵衛氏談

開港後日本製の雜貨が、急に韓人間に需用を増した。就中鏡、鉢の類が多かつた。ところでお互にまだ言葉がよく通じない時代のことだから、自然、兼通譯の周旋人が現はれて需給兩者の間に立ち廻ることゝなつた。韓人側では之を居間と稱し、日本人側では口錢取りと呼んだが、此の居間なるもの周旋の度毎に品代幾割かの口錢を取るばかりでなく、豫め日本人雜貨商の店頭に来つて商談を遂げ、思ふさま値切り倒したものを需用者には法外の掛値を以て引き渡すといふ遣り方で甚だ性の良くないものであつた。斯くボロ儲仕事だから當時居間と云ふものは、恰かも雨後の筍の如く續々と増加して、其の弊害測るべからざるもの有らんとした。乃ち是が對策として我々數名の者が發企の下に新に雜貨商組合を組織し、韓人間屋には取引の都度一定の歩合を與ふるも、居間には今後絶対に口錢を與へざる申合をしたので、此の厄介な居間も忽ち存立の地歩を失ひ、雜貨商の店頭から影を潜めて了つた。是が明治三十一年雜貨商組合創設にからまる内情である。

珍話 一、三

村上 直助氏談

(1)木浦も開港當時は生氣潑洩たる青年ばかりで、今日元老とな

際勢力の調和を得なかつた、當時突如として木浦に高下島事件なるものが持ち上つた。

明治三十一年の事であつたらうか、露西亞海軍は高下島租借の考を起し、其の頃の當套手段として中央に於ける外交交渉を経ず直接行動に出むとし、時の務安監理秦尙彦氏を露國軍艦内に招致して借受談判を開始した。併し管理は三鶴島の前轍もあるし、その中々承知せぬ、艦長は監理を艦に留めて容易に陸上に還さず色々強迫も加へたらしいが、遂に目的を達することが出来なかつた。

此の事が秦監理歸國後、我が領事館方面に知れたので、久水領事を初め事重大なりとし、露西亞に先じて日本の手之を收むるの策を講じた。東京に於ては大隈内閣の外務次官鳩山和夫及其の幕下の福井三郎(後代議士)、木浦在住者には濰谷龍郎、荒井徳一兩氏等居仲周旋の結果、遂に軍部の機密費十萬圓を以て高下島を購入することに決した、然るに其の後右十萬圓の大部分は途中に於て曖昧となり、實際島民の懐に入つたものは十分の一にも達せなかつたと云ふ事情が韓國側より漏れたので、外務當局も棄て置き難しとしたであらう、森川領事の時、領事官補坂田重次郎氏を特派し來つて、専ら其の間の調査を行はしめたやうに外間から窺はれた、果して推測の通りであつたが、又何に始末せられんか共に明かでない、尙其の後の關係者として李完用侯の兄弟李允用男や代議士大内暢三氏等の名を耳にすること久しいものがあつた。

尙話の序であるが櫻町附近の山と、本町東拓社宅邊も、地區競賣當時、正體の怪しい外人(伊太利人ヒュー)が京城方面から來て参加したため、在留官民は亦直ちに愛國心を發揮して是非共我が手に收めざるべからずと爲し前者は砲臺を、後者は兵營を築造する目的の下に軍の機密費で無理槍に競り上げて飽くまで其の所望を達した。但し此の土地は後に至つて軍當局で持て餘し民間

つてゐる連中も大抵は二十臺であつた。私も結婚早々來たため未だ結婚届がしてなかつたので、不取敢領事館を経て出したが、之が木浦での結婚届の嚆矢であつた。亦翌年の十月に長女が出来た、此の出産届も木浦でのいの一番であつた。

それからあつちこつちでも盛んに生まれるので、産婆がなくてはいけな、確か三十三年頃であつたと思ふ、今の鶴橋の鈴木氏の令閨松本ヒサ女を國から呼びよせて、民間の囑託としたのが木浦に於ける産婆の開祖である。

(2)今残つて居る元老連中も其の當時は今の如く不良性をあまり持つて居ず、比較的眞面目であつた。花柳界の消息には通じて居らないから精しいことはわからぬが、今の會頭山野氏の如きも、漸くサノサ節の一つ二つ歌へた位のものであつた。會頭と云へば同氏の結婚當時の珍談が今も同人間の話題に屢々上る。それは隣り同士で、しかも同じバラック建に住つて居た死んだ横田老人の實話であつて、私は又聴きに過ぎないが、今日送當人の山野氏が此の咄の出るたび、少しも非認したこと無く、只苦笑して居る所を見ると、略々事實に近いものと推斷して差支ない様に思はれる。山野氏と横田老とが、嘗て今の警察署の邊に、日本建は之が木浦での第一着手位の誇を以て、柱は竹の松丸太、屋根は苔、壁も亦苔や、空箱の板で仕切たりした一つのバラックを建てたものだ。床も勿論竹であつて、一方を踏めば一方は上ると云ふやうな物理的な建て方であつた。隣り同士の仲よしではあり、山野氏は獨身なので中仕切の苔にはお菜のやりとりや何やていつしか穴が開いて、結局お互に便利な穴だと喜んで居た。所がどうした事か山野氏が結婚して幾何もなく其の穴は張り塞がれ、跳ね上り式の床の竹が家の境目から切斷されてゐたのである。則ち問題は茲にある、何故に其の穴がふさがれ床が切斷されたか? 之れは永久に木浦史に疑問として殘されるであらう。



編者附記  
此ノ逸話ノ主人公山野氏ハ本書ガ未ダ原稿整理中ノ昭和四年二月十一日朝マダキ急病ヲ以テ釜山ニ客死シテ了ツタ。眞ニ感慨無量デアル。

日出が丘

某氏談

東方の民族が、太陽を崇拜すること著しく、國名などにも日を冠するもの多きは、夙に、人の注意する所である。周時代に作られたと稱する爾雅なる書には、狐竹、北戸、西王母、日下の四荒を擧げて居るが、日下と云ふのは東方に在りと説明した居るから、勿論、日本なども含まれて居るらしい。日本の歴史的地名に日向があり、日本紀に景行天皇の御命名とある。日本と云ふことは舊唐書にも載せられてあると云ふ。千島列島を土人はチユフカと云ふが、日出國の義であり、札幌はアイヌ語の日向である。木浦人士が開港當時、先づ、日當りよき山手町一帯の高地を名けて日出が丘と呼びしは、歴史的に見て面白く、現在町名として保存せられざるが惜しい心地する。又序ながら當時木浦唯一の主要街なりし領事館通りてふ名稱が、今や忘れられむとして居るのも何となく物足らぬ。

初めて聞く三味の音

藤森利兵衛氏談

明治三十年十二月五日ベラック建が出来上つたので新築祝を聞いた。場所は、紀の國屋といふ當時木浦唯一の料理店で、現在府廳下の空地邊に在つた。其の折、主婦が座席に待つて三味を持ち「今晚は、誠に仕合はせて、此の三味線は仁川から今日着いたばかりで、之が御座敷での引き初めてです。新築祝が一段賑かに御目出度く行へて、私としてもこんな嬉しいことはございません」といふ。これが即ち木浦に於ける三味の第一聲であつた。序に當時床屋では工藤某といふのが、松村文具店の角の處に居

四十五日間の旅費九十錢

金光濟氏談

開港と聞いて、京城から木浦へ急いだ、といつても、徒歩陸行である。三圓の葉錢を人夫に擔はせて、同行二人、泊りを重ねて四十五日目に木浦に着いた時、手許に残つてゐた金が正に一圓十五錢だから、二人分の旅費が合計一圓八十五錢、一人一日二錢といふ計算になる。編者曰く四十五日といふのは少し日數がかゝり過ぎてゐるし、二錢といふのも極端の様であるから、其の間、何か特別な事情が存したであらうが、兎も角、隔世の感を懐かしめるてはないか。

困難を感じたことも

金光濟氏談

野菜を手に入れることが出来なかつた位だから、他所から渡つて来たものは殆ど全然漬物を食膳に上すことが不可能であつた。これと水の不自由とは、婦人連の特に痛切に感じた點で、當時、物資の購入は、細大となく、三郷或は夢灘、外邑等の市日を得て、數里を遠しとせずして出掛けねばならなかつた。飲料水を得るところは、今も残る竹洞、東洋館附近の井戸（當時其處は海岸で、唯一の幹線道路が附近を通つて居た）位で從つて一般の需用を満たすに足りなかつた。

そこで、或は儒達山の滴りを汲むものもあつたし、或は遠く觀海洞（山亭里を越えた山向ふの村で押海島の渡場に出る方面）から、約一里の道を汲む者もあり、後者の如きは、一支械の水代が四錢乃至十錢、葉錢勘定で二十枚乃至五十枚を支拂つた譯になる。編者曰く、此の點、内地人側に勝るとも劣らぬ苦勞を嘗めて居るといつてよい。

家が無いから、起き臥しに困難したこと勿論で巖の上に蓆を敷いて、銀河の下に暴露し、夢々粹や物好きからてなく、藁に星に

り、風呂屋兼宿屋としては、今井讓次郎といふのが、消防詰所の邊に陣取つて居た。又木浦で最初の瓦葺といへば、本町一丁目現今松本菓子屋の宅地内に出来た釜山荻野商店出張所（當時大阪商船會社專屬取扱店）の建物で今も残つてゐる。以上何れも明治三十年の話である。

のおぬい婆

某氏談

今の呼子商店の附近に呼ぶ旅館を經營するものがあつた。（其の建物現存す）主人は明治十四年頃元山へ最初に入つた日本の女性といはれ、次で明治三十年木浦へ轉じて来たが、木浦でも、恐らく、最初の婦人であらうところのお縫と稱する婦人が夫れてあつた。迎もしつかりもので、宿泊者は勿論、在任の有鬚男子が常に、ビシ／＼遠慮の無いところをやられて、閉口して居た。爲めに口さがなき市人は、秘かにおぬい婆をもじつて、失禮千萬にも、鬼婆など陰口をきいたものであつた。之も整はないドサクサの創業時代に適しい一の挿話であらう。

風呂屋の開祖

高根信禮氏談

明治三十年の暮より翌三十一年に掛けて大和町の東端、現消防詰所の附近に設けられしものを嚆矢とす。時に朝鮮内地を何れの方面よりか流浪して木浦に来れる一女性あり。前記風呂屋の經營者（今井讓次郎）之を迎へて番臺を守らしめしが、風呂は極めて小規模にして、同時に二人以上沐浴する能はず。後れたる者は自然出入口にて自分の順番を氣長に待つの外なく、當時徒手空拳の時代とて、家族系類を伴ふもの殆ど絶無なりしかば、此の唯一とも云ふべき怪しげなる一女性を取り巻き待合はせにことよせて、何れも熱心に湯仰の誠意を披瀝したるものなり。但し此の女性忽にして木浦を退去す。

噂々私語する内、段々松枝をからげた原始的な雨覆（屋根と云ひ難い）を拵えて、眞に陋せき賤の伏屋を創設する例であつた。此の習慣は、今も細民階級の間に残つてゐて、新來者は最初異様の感に打たれるのを常とする。

命の井泉

某氏談

江戸氏、太田氏に依つて、次第に、其の基礎を形作られた帝都東京が、墨田の浦口に臨み、其の昔、城門から直ちに船を載したと傳へられ、從つて、飲料水を得るためには、相當、苦心を拂つたかして、神田上水、玉川上水と、水道設備の比較的早く發達した迹が見え、今日、古井戸を記録して、おさ／＼其の湮滅に歸せむことを虞れてゐるかに察せらるゝは、我が木浦と、誠によく其の事情を均しくしてゐる。

當年、我が木浦人の命を繋いだ井戸といへば、驚くべし、僅かに二、三に過ぎぬのである。而も今日見るが如き人工を以て掘鑿したるものではない。只、比較的清潔な水の流出するところを尋ねて、溜溜せしめたに過ぎなかつた。井戸らしい井戸といへば先づ、郵便局裏手、署長官舎下及淨土寺境内のもの位で、爾餘は何れも後人が水脈を求めて屢々徒勞を重ね、辛うじて求め得た記念の井である。

淨土寺境内のもの、如き、就中良質で、態々常備の水番を附して、之が保護取締に當らしめたと云ふ。從つて風呂などは頗る贅澤の至りて、専門の風呂屋と稱しなから、三日に一度、五日に一度、夫も雨の都合でも悪ければ望まれぬといふ有様、折角沸かさうと思つてゐるところへ、一既に數日間飯が炊かれぬ、風呂には入らなくとも命に別條はなからう、飲用水として是非賣つて貰ひ度い」と云つて來るので左程、清潔でもない風呂用の水が、一桶五、六錢（當時の五、六錢は米が一升餘り買へた）で無理矢理買はれて了つたことも度々あつた。思ふに



水を掘り當てることは、石油を掘り當てる位の價值があつたであらう。

遺物保存法適用

某氏談

木浦で、遺物保存法の適用を受け様といふ建物を捜すなら、漸く三十年そこ／＼で、迎も奈良の法隆寺などと、同日に論ずる譯には行かぬが、併し、明治三十四五年でさへ鮮銀支店長舎宅附近の巖陰に、而かも二、三家族のものが、數十日間籠つて居た事實が語り傳へられる位の木浦で、明治三十一年頃の瓦葺(瓦葺建物として恐らく元祖か)が、今残つて居るとすれば、マサカ國寶に指定も出来ないが、相當珍重すべきものたるを失はぬであらう。消防詰所の北隣、赤瓦葺の小さい家がそれで、當時竹葺式町並を睥睨して十八銀行の南側に堂々と建てられた料理店であつたが、後、某氏が譲り受けて現在の地に移したものである。

破格の款待

下村省三氏談

海濱で魚が獲れることは、森の中で薪が採れるのと一般何等の不思議も無いと云つて了れば夫れまでのことだが、交通機關が備はり需給關係に支障の無い以上は、數百里を距つる産地と市場との相互間に於て、通例左程の値開を認め得ない經濟原則に慣らされた者は、鯛の生産乏しからぬ朝鮮に往年渡來の其の當初、破格な大名扱の優遇に面喰つた光榮ある記憶を或は有するであらう。たしか明治三十一、二年の事、我輩が未だ内地の某縣に在つた時分、漁船に掉して朝鮮の多島海を縦ひ廻り、一度木浦にも寄港、上陸して某家の厄介に成つたことがある。久しぶりに船から上り、知らぬ他國で同胞の手あつた優遇を受け、其の晩は大に氣をよくしたものであつたが、其の時の御馳走が問題だ。吸物碗の蓋を取つて見ると中から眼玉が幾つもこちらを睨んで居るではないか、悉く鯛の眼玉である。身肉などは腹が張つて喰つて居られ

奥村五百子女史の思出

渡邊彌太郎氏談

木浦開港史上逸すべからざる談片を提供するものは、故奥村五百子女史である。女史は愛國婦人會創設の女丈夫として、周れく天下の知るところであるが、常に國の内外を遊説して廣く其の趣旨を宣傳し、遂に同會今日の隆盛を致さしめた、蓋し我邦近世の女傑と稱すべき乎。今聊か女史と木浦の縁故を記述しやうと思ふ。女史の兄奥村圓心師は觀察使尹雄烈氏と相知の間柄であつた關係上、明治三十年木浦の開港に先づこと數月、早くも全南光州に入り、東本願寺派の布教に従事して居た。師は朝鮮産業開發の見地から、早速光州に養蠶學校を設立したが、女史亦其の世話役として十月十四日光州に來り、専ら日本文化の扶植に専念し、日韓和合の先驅者として、當時男子も及ばぬ努力を拂つた。此の前後木浦開港、備いて、帝國領事館設置のことあり、爾來、常に木浦に來往して公私意思の疏通を計り、一方には日韓兩國の官邊に接近して兩國間人心の融和に務め、又概ね一歳の間、一、二回は東京に往復したが都度要路の大官とも會談し、腹藏なく自分の意見を開陳して理解援助を求め、萬一容れられざらんか大臣、次官の用捨なく、大聲怒號大いに議論を闘はし、男子をして瞠若たらしめたこと稀でなかつた。何人も一度女史に接しては其の勇猛なる論鋒に開口して、三舍を避けたと云ふ。女史歳若くして故近衛篤磨公及舊藩主小笠原子爵に親近し、又東本願寺大谷光演師(句佛法主)より特殊の眷遇を蒙り、嘗て近衛家より禮装用の見事なる袷衣などを贈られて居た。大祭祝日等に當つては、其の華麗な上衣を自慢顔に一着して、其の因縁由來を物語つたものである。木浦開港満一ヶ年の祝日には、光州より來つて祝賀會に參列し、右の上衣を裝うて一般の在留官民と共に撮影し、今尙當時の雄姿を木浦に残して居る筈である。

ぬと云はんばかりの剛勢まで、先づ膽玉をヒツクリ返した譯だが、主人の御愛想になほ幾らでもお換へ下さいと云ふことであつた。惜むらくは、此の親切な人を忘れて了つた。

虎嘯ける木浦市街

藤森利兵衛氏談

明治三十二年の春、故山本岩吉、松前爲之助及自分等三夫婦が、儒達山を一周する途中、ふと岩陰に憩まうとする、上の方から一鮮人が『其の岩の附近には、虎が居るから危い』と教へて呉れたので、倉皇として其の場を避けたことがありました。又或る雪の夜、吾々の住居の後の丘で虎が咆哮するを聞き、覺えず勝慄したことでありました。又、雪の上に、虎の足痕が、儒達山から點々と續いて居たやうなこともあり、實際、今日から見ても隔世の感があります。

土地の貫ひ手なし

松永卯太郎氏談

千瀉地の競落はせしもの、將來の見込は立たず、多額の租税は負擔せざるべからず、勿論差し當つて一文の利益は揚らざる當時、折角の土地所有權を荷厄介とせしもの尠からざる奇觀を呈したることあり。無償にて與へんとするも、負擔を怖れて貫はんといふものなし。本町の蕎麥屋桃太郎附近の某地區の如き三度棄てられ三度競賣に附せられしを以て有名なるが、二度棄てられたるものは風指に違わらず、而して今日に之を持ち續けしもの所謂最後の勝利を得たるなり。例へば榮町通り某所の如き多大の厄介を忍びつゝ、勿論無償に引受けおきしもの今や坪一〇〇圓の價値を生じ、又同町内他の某地區の如き既に費せる埋立料三〇〇圓だけを出す人あらば、直に讓渡すといひしを其の時譲り受の志望なく、後日購入の念起り書類を作成せんとして交渉せし時は既に或者が六千圓にて買ひ取りたる後なりしといふの類なり。

明治二十七年、八年日清戦争後、民風頓に興り、男子は義勇奉公の念目に加はり、駭々たる國運の隆昌に不斷の貢獻を爲しつゝある時、我邦女子の優柔なる、今日より見れば殆ど隔世の感があつた。彼の基督教主義の團體以外にあつて、婦人の社會的活動をなす者の如き、眞に謂ふに足る程のものなかつたのである。女史は是を甚だ遺憾とし、敢然老軀を提げて起ち、心ず國家、社會に貢獻するところあらんと期したのであつた。時恰も明治三十三年春、北清事件の變起り、直隸省の野には世界列國軍の出動を見、北京、天津の地忽にして、兵火の卷となり、各國公使館員は籠城の苦難を嘗め、危機旦夕に迫ると見えた時、思を此の天地に馳せた女史は、獨り心に惟へらく「朝鮮は地域狭小にして我事業を伸ぶるに足らず、若かず一度支那大陸を巡遊して活躍の天地を求めんには」と炎暑六月旅装を調へて先づ南支那に渡り、楊子江一帶を搜つて北清に轉じ、出征軍司令部を訪ふて戰場視察、病傷兵慰問を依頼したところ「婦人の分際をも顧みず以ての外なり、早く歸國して念佛でも申せ」と大目玉を喫したが、素より女史一流の論戰を試みて遂に司令部を説服し、草鞋履きに裾引きからげ、周れく戰場を一巡した。而して戦火最も熾んなる天津地方に至れば、其の狀の悽愴なる、支那兵の負傷者は救護の不完全なるより所在に呻吟しつゝ、毫も顧みられず、死屍亦至る處に累々として放棄しあり、犬馬の倒れし者との何の選ぶ處ないのを見て女史は轉た惻隱の念を發したのである。乃ち深く決するところあり、「戈を採つて戰場に馳驅し他を顧る餘裕のない男子に比し、婦女子の常に安閑として空しく今日を送り、爲すべき道の多いのを全く忘れ去つた如く見ゆるは、實に邦家百年の痛恨事である、己れ歸東の上は娘子軍を鼓舞して、國家社會のため一大事業を起さん」と。聽て朝野の間に奔走して愛國婦人會を創立するに至つた。女史は此の行、北清より歸國の途中木浦に立寄り、舊知の人々に清國視察談を試み、聽者に多大の感動を與へた。



五百子女史は男であらう

高根 信禮氏談

是は女史の光州に於ける逸話であるが序であるから話して見やう。女史が兄圓心師の因縁で光州に入つたのは明治三十年十月十四日五十三歳の時で、京城から木浦を經由し馬上風呂桶携帶でやつて来た。翌年四月後から到着した移住者九名と共に光州養蠶學校の經營に着手したが、何分あの通りの魁偉な容姿と云ひ、熱烈な氣合と云ひ、傍から見て迎も尋常裙衩の流とは受取り悪かつたであらう、是を取り圍む朝鮮人の間に、端なくも女史は女であるか、男であるか、男でありながら、方便を以て女装して居るのではなからうかの疑問が起つた、誠に無理もない。然るに傍で之を小耳に挟んだ女史は、奇怪なりとばかり、何の會釋もなく裳を撥れて、即座に難問を解決したといふ。

世人は女史の豪快、好んで人の膽を奪ふこと如斯舉止を見聞し、全く風變りな人とのみ考へて居る様であるが、流石に日本婦人の嗜はあり、決して風流を解せざる、頑固一徹ではなかつた。嘗て木浦に會燕した時のこと、輿酬にして同席の所望黙し難きや乃ち起つて身振りも鮮やかに我國古有の舞踊を演じ、此の人にして此の伎ありと一座を噀然たらしめた様な優しい反面も備へて居たのである。然るに事實は單に是のみならず、三味でも義太夫でも端歌でも何でも心得て居り鑄のある良い喉は聴く人をして恍惚とさせた、酒間の斡旋の如き頗る巧で驅け出しの藝妓など迎も及ばなかつたさうだ。そして其の涙もろいことは想像の外であつたらしく二十年間も仕事の上で常に接近して居つた或人は女史は怒ることよりも泣くことが多く動ともすれば泣かれて困つた、二日に一度位は泣いたであらうと云つてゐる。確か大正十四年の秋と記憶するが、光州神社の境内に女史の銅像が立つた。時に本道愛國婦人會の總會を催ふし、銅像の除幕式を擧げたのである。故刀自の

柱一本宛擔軍で光州まで

松永 卯太郎氏談

木浦開港當時光州本願寺の新築に方りての一挿語、請負人なく、職工なく、材料無き其の頃の事として、同寺の創建に當りては、對州に於て一切、切り組み、船を以て木浦に廻送したるものなるが、木浦光州間に車馬を得る能はざりしかば、柱一本宛擔軍に負はせ、天草の住人村上某之が監督に任じ以て光州まで運搬せり。途中猛虎顯はれ人夫共一齊にチゲを棄て、走り隠れ、村上某をして、閉口せしめたることありたり。

務安港監理の勢威

某 氏談

時非にして世人動もすれば務安港監理の存在を忘るゝの嫌なしとせざるも、事實は決して爾く輕視せらるべき性質のものに非ず。外部所屬の國內地方官として、内部所屬の各道觀察使と殆ど對立

するの聲望を有し、開港地警務署は勿論、道内各郡守に對し一律「此の訓辭を將て眞諺翻譯し、坊曲に掲付して一民の知らざる無からしむ可し、茲に訓令す、依りて施行す可し」など命令したるものなり。

故に監理其の人には、其の地位に相當するの信念ありながら、偶々國歩艱難、外邦人との關係に於て往々豚犬の豺狼に對する屈辱を免れず。依て尹致昊(後の駐米公使)、韓昌洙(後男爵李王職長官)等の如き、一時務安港監理に任命せられしと雖も、職務遂行の不可能を憚り、辭して遂に任に就かさられしことあり。主權確保の悲壯なる信念と、國威伸張の熱烈なる慾求とは、今日内鮮一家の敦誼に照して、寧ろ噴飯すべき葛藤を、當時大眞面目に演じて何人も惟まざりしなり。

故郷には金の茶釜がある

某

氏談

徒手空拳黨は、お互、郷里の家には金の茶釜が二つ三つ轉がつて居る様な元氣を見せて居たものだが、それと同時に、相當個人の身元に疑問の目を光らせ、有らぬ噂を立て合ふことが無いでもなかつた。其の最も普通なのは甚だ下劣であり時代遅れではあるが、少し行動の奇麗でない者を發見すると、直ぐ新平民を以て陸口する風であつた。夫れも口先だけの間は大した罪でもなかつたらうが、確か明治三十五年、森川領事の時と記憶する。在留民も壹千人に達したし、確つかりした戸籍簿を作る必要から、各自、原籍地より戸籍簿本を取り寄せて提出することになつた。さうすると大變だ。戸籍簿本には、平民の新舊をハッキリ區別してあるから、一目して化けの皮が剥がれるといふ説が流布されたので、夫れを眞に受けた某旗亭の仲居數名をはじめ、南無三寶とばかり荷拵して、後白波と木浦を逃げ出したものが大分あつた。公然木浦で使つてゐた自分の名前を訂正せねばならなかつたものなどもあつた。

つた。

萬人契

宋元 變氏談

朝鮮の習慣に従つて契と名けられて居るが所謂富籤である。明治三十四、五年頃現今の竹洞邊で行はれた、一口參圓である。約五ヶ月間に壹萬口を募集し、豫定に達すれば期を定めて抽籤を行ふ。一等五千圓、二等千圓、三等二百圓、十等三圓といふ程度に分ち、餘剩は雜費に使用される。當日は遠近雲集の人々で市内甚しく雜踏し、旅館、飲食店、一般商店等多大の利益を擧げその點から悦ばれもしたが一方弊害を認めて幾程もなく禁止された。主催者は市内有力者、商人等で、附近郡島に人を派し募集したものだ。抽籤には算盤珠を用ゐる例で、其の需用に應ずる爲め、商人は吠入て算盤珠を輸入した。現に今も當時の持ち腐れが其處らの倉庫内に轉がつてゐると云ふ。勿論木浦に限つて行はれた譯ではないが、今日から見ても兎に角面白い催しが存したものだ。榮町海岸通の水場と同様、竹洞背後の高地に今も萬人契址の名稱を残してゐる。

(編者附記)

木浦に萬人契の行はるる以前、朝鮮の各都市を通じて之が流行の徴を認め、當局をして密かに其の取締上苦心せしめたる事實あり、參考の爲めに摘録す。

富籤興行に關する件(明治三十四年九月十四日本浦領事館諭達第二號)

富籤興行の嚴禁たるは勿論之が賣買には牙保補助等をも現に禁令相成居候處近來世間或は購買は差支無きやに誤解し韓國に於て千人契或は萬人契等と稱する富籤を購買する者有之哉に相聞え右は甚だ不心得の至りに付爾今右等心得違も無之様爲念明治十五年第二十五號布告相添此段及諭達候也

明治十五年第二十五號布告



第一條 凡そ富籤賣買の牙保若くは幫助を爲したる者は一月以上六月以下の重禁錮に處し五十圓以上五十圓以下の罰金を附加す  
 第二條 凡そ富籤を購買したる者は其價を拂ひたる未だ拂はざるとを問はず二十日以上四月以下の重禁錮に處し四十圓以上四十圓以下の罰金を附加す、他人の名を借りて購買したる者及他人より譲り受けたる者亦同じ

第三條 略

第四條 富籤に關する犯罪を告發したる者には其の徴する處の罰金の半額を給與す

第五條 略

第六條 富籤に關する犯罪に依て得る財物は之を沒收す、下略

炭坑送り、實は軍用米 井上 留吉氏談

明治三十七年十一月下旬のことであつた。仁川の三井物産から突然炭坑送りの白米注文が、當時の木浦精米所宛に來た。數量は三千二百石で石炭船が戻りに積んで歸るから、海岸へ出して置いて呉れといふので、其の頃の埠頭、即ち今の海濱市場の前面へ持ち出して、今日か明日か其の引渡しを待たされたものだ。處が月内は愚か年内にも取引が済まぬので、態々仁川まで人を派して念を押し、兎も角代金だけは済ませた。其の時手の切れる様な新紙幣で渡され、行李に入れて大喜で持つたものだが、其の金を第一銀行へ持つて行くと西川支店長からそんな大金をなぜ持つて來たかと叱られた。其の頃如何に金融状態が小規模且つ不完全なものであり、交通機關の不備であつたかを知ることが出來やう。斯うして、其の後、正月を送り二月に入り、九日の日に初めて、八日に仁川、旅順で戦端が開かれたといふ通報が來、三月になつて漸く曩きに準備した米を鴨綠江口、龍岩浦に送り出した。其處で初めて其の米が軍用米であつたと合點されたわけだが、當時日本陸軍は、馬山に上陸して陸行する豫定で、其の途中の兵糧とし

て木浦に於ける買上が行はれたのであるが、仁川の敵前上陸より、鎮南浦方面の揚陸と、我が陸軍の戦時行動は、途中を抜きにしてトン／＼拍子に、急速開展したので、木浦米も、一足飛びに新義州へ輸送さるゝに至つた経緯が後日漸く呑みこめた。

昔の狩獵

村上 直助氏談

今の木浦には狩獵家も澤山居らるゝが、開港後十年間位は銃を持て居る人はさう澤山は無く、田舎へ入ると猶のこと、稀に鮮人獵師が火繩銃で雉を射つ位のもので、何處に行つても鶴、雁、鴨、雉と手當り次第にたやすく獲れた。一寸任城里邊まで午後から出て行かうものなら鴨の四、五羽位負ふて戻る事は何でもなかつた。一番面白かつたのは、中道清太郎氏が税關に居られた當時確か正月であつたかと思ふ、二人でサンパンを一艘借りて榮山江岸を物色することにした時のことである。午後四時頃の上げ潮で出かけたところが、夜中から大吹雪となつたので夢灘の渡しの手前で假泊し、翌朝今の驛の前の所に着けてやつと朝餉を終つたが、幸其の頃から雪も晴れて上日和となり、見渡す限りの山野は全く銀世界である。追風に帆揚げて湖江を初めた所が大雪山のため雁や、鴨が河邊に二十羽、三十羽と屯して凡そ一丁置き、二丁置きに並んで居るではないか。帆をあげたなりに二挺の銃を揃へて打ち出すと、必ず一度に二羽、三羽宛たふれる。獲るに従つて其れを長い竿の先きにつけたテポで揃ひ取ると云ふ調子で、榮山浦の下流まで潮に乗つて行く間に、充分に用意したつもりで、榮山浦や、玉が悉く打ちつくされて終ひ、萬事窮して不得已引き返した。其の時の獲物は鶴、七面鳥、雁、鴨など取り交せて、チゲに六荷もあつた。其の時中道氏が撮された寫眞が今に残つて居る。

も一度は確か大正になつてからと思ふ。法聖浦の支店を見に行つて狩獵や、猪狩などをしたが此の時もチゲに六、七荷獲れた。其の當時は今のやうに自動車や、自轉車が行くはなし、皆船で

行き來したもので、歸りがけに智島の前で丹頂が六、七羽降りて居るのを見付け、わざ／＼船を止めて下りて行つて、一度に二羽も獲つたやうな事があつた。

木浦名物

石森 敬治氏談

「木浦名物車や船に積んで御歸り米と棉」などと論はれ、全南三白は米、棉、繭、(昔は鹽)と誰も承知して居るが、開港未だ十年を経ぬ日露戦争前に在つて、日常木浦名物と云へば直ちに、シュンギクと赤痢(外にカリタゴもあるが)を思ひ浮べたものであつた。シュンギクは木浦が氣候温暖の御蔭でこの越年性野菜を他の地方よりも早く食膳に上せることが出來たので感謝し、赤痢は朝鮮部落に蔓延して居て其處に出入する内地人が時々持ち歸つては閉口したからの標語である。

當時(明治三十五年頃)酒一升三十錢、白米一石七圓五拾錢。

ガイダ 横行

石森 敬治氏談

兩切高級煙草はガイダであつて、之は干鯛に菓食ふ害蟲ガイダである。明治三十七八年頃は干鯛の取引に油の乗り掛けた時で、海岸通りは其の時期になると空地と云ふ空地へ、へた一面に干鯛を並べて中々盛觀を呈した。處て此の干鯛には前記ガイダが澤山菓食つて居て、夫れが遠く本町筋へまでゾロ／＼散歩に出掛け、一時大恐慌を來したことがあつた。ガイダは思ふに幼蟲期に屬する名稱で、之れが變態して蛹時代のスムムシと爲り、更らに成熟して細かい羽蟲の如きものとなるのであるが、此の三時代を通じて鱗節などを侵蝕する極めて畏るべき害蟲である。土用から初秋まで警戒を要した。

戦役瑣談、沖の島守

吉田 音松氏談

港外八口灣(或は八口浦)は周圍を多數の島嶼で圍まれた内海

で、出入口が八つある。夙に此の方面に於ける海軍の根據地として、戦略上重要な所とされておたらしく、明治三十四、五年頃には、軍艦筑波が早くも其の邊を測量實査して木浦に入港したことがあつた。

嘗て日露の國交が危殆に頻するや、我が海軍は、逸早く八口浦の玉島に無線電信の設備(現在木浦無線電信局は後年夫れを移したものだ)を爲した。明治三十七年一月九日はそれが監視員を置き、木浦から久保巡查及八頭司組仲任二名を派遣して、其の任務に就かした。居ること一ヶ月、二月五日には帝國が露國に對して最後通牒を發すると共に、陸は第一軍の諸隊に動員下令あり、海軍は六日作戦行動開始、九日には突如多數日本軍艦の八口灣入港を見たので、此の前日即ち八日既に旅順及仁川に於て、彼我海軍の間に砲火は開かれ、皇軍が武威を示してゐたのである。次で露西亞は九日に、我が帝國は十日に、各宣戰を布告した。

八口灣は我が海軍の後方聯絡、中繼乃至休息、物資補給等の目的を有する要地であつたらしく、前記の通り二月九日海軍の入港と同時に、八頭司組(現吉田組の前身)は艇六隻、仲任三十名を率ゐて玉島に出張し、同年九月迄半年有餘の間、海軍の諸用務を辨じた。其の内に旅順數次の攻撃、閉塞、黄海の海戦も行はれ、仁川の露艦は開戦の勢に已に自滅してゐるし、浦鹽艦隊亦蔚山沖に打撃を蒙つて前日の勢なく、殆んど完全に制海權を握つたので、今や來航の噂あるバルチック艦隊を待つて對島海峽を監視しつゝ、旅順、浦鹽の敵艦蠢動に備へるのみとなつたからであらうか三十七年九月、我が海軍は從前處理し來つた八口灣に於ける要務を他に移したので、八頭司組も同時に木浦へ引揚げた。

此の時に、只一人残つて、八頭司組の海軍に對する關係を繼續し來つたのが、本篇の主人公小笠原幹次郎である。同人は、明治三十年木浦領事館の郵便局長とし渡來したのであるが、其の後故あつて八頭司組の會計となり、二月九日以來一行と共に玉島に渡



り、一行引揚後も引き続き同島に在り、三十九年十月以來は八頭司組を離れ、海軍との直接交渉により、或る條件の下に、軍用地及若干の施設を管理することとなつたのである。爾來同胞の隻影だにない孤島に、妻と娘の三人暮しを続けること、茲に二十五年、昭和三年病んで木浦に入院し、少しく閑を得たが轉じて遂に大阪に客死して了つた。爾來其の未亡人と年頃の娘が、愈々淋しく島の朝夕を眺め暮してゐる。

勿論誰が斯く余儀無からしめたと云ふてはないが、此の一家族の孤忠にも似たる境遇を憐んで態々慰問に出掛け(態々行かなければ便船といふものは無い)真心からの、敦い言葉を贈る篤志家も、一年に一人や二人はある。思へば赫かしい武威にまつはる一齣の哀話ではある。

女人禁制

石森 敬治氏談

女人禁制と云つても高野山の様に山の方から禁制して居た次第ではなく、いや禁制どころか大に歓迎したけれども女人の方で断じて入ることを肯じなかつたのである。如何なる聖地ぞと云ふにそれは外でもない木浦居留地内であつて、固く守つて破戒を潔としなかつたのは誠に當時朝鮮人の一特色であつた。然らば此の聖地へ女人を初めて誘ひ入れた不埒者否殊勳者は何人であつたか、今日遺憾ながら其の氏名を記憶しないけれども、繰棉工場に勤務して居た某鮮人通譯が其の妻女を密かに伴れて来たことに端を發する。

爾來居留地内に朝鮮婦人の扱ひ得る仕事を發見し、今日の如く棉に米に海藻に、殆んど獨占的勢力を扶植する様になつたので、其の間幾年にもならないが、顧ると大部時代が違ふ。

水道施設と雨量

高根 信禮氏談

木浦上水道の第一水源施設は、明治四十一年其の計劃に着手

し、四十二年起工、四十三年五月通水したものだ、其の心組で豫め調査に取りかゝつたは更に數年前の話である。最初計畫に際し、一ヶ年の降雨量が判然しないため、計算の根據が得られぬので甚だ困つた。そこで何うしたかといふに、日露戰爭中、軍事情動上の必要から、中央氣象臺が明治三十七年八口浦玉島に置いた臨時觀測所に出掛けて行つて、其の統計を貰つた。夫れて幸ひ一年間の雨量約七百耗といふ見當が付いたので、初めて立案することが出来た次第である。指導に當たつたのは佐野統監府技師で、此の人は其の頃上水道施設の權威とされて居り、京城、仁川、釜山、木浦皆其の手に成つたものである。又玉島觀測所は、明治三十九年統監府の所管と爲り、同年四月木浦に引き移つた。即ち現在大和町に在る道立測候所である。

日本に歸化する朝鮮米

森田 泰吉氏談

石が混つて居ると云つて、途方もない値切り様をされながらも、ヂツと辛棒してゐなければならなかつた朝鮮米は、又同じ内地市場に於て久しく内地米の假面を被らせられた。其の一證として某氏が忠清南道江景の米を内地に移出し初めた時、江景米の宣傳に急なる餘り、吠毎に小型のピラを挿入し、江景の位置、産米の品質、取引の將來等必要な數項を印刷しておいたが、懸て取引先から、其の挿入につき故障を申し込んで来たため、心な

らずも止めたことがあつた。何ぞ知らん内地の當業者は、朝鮮米を其の儘、内地式包装に改め、或は内地米に混淆して、知らぬ顔で需要者に配給し、需用者亦怖む所なかつたのであるが、多數顧客中、端なくも前記宣傳ピラを發見した者があり、遂に朝鮮米の變装たることを暴露したのである。

死して皮を留む

某 氏談

明治四十年一、二月の頃であつた。一匹の虎を擔いだ鮮人の一團が木浦にやつて来て、買手を求めつゝあつた。入江運送店主が之を買ふつもりで交渉し、商談も纏つたので記念撮影などやつて居ると、警察から一寸待てと来た。どういふ譯かと聞いて見ると、「この虎は、名刹佛甲寺で名高い靈光郡の佛甲山で、土地の百姓達が食を以て止めたものであるが、火薬使用の疑がある、依て本人等の自由處分に任せられぬから、宜しく靈光警察署へ返送方取計はれたい」といふ警備電話が掛つた結果と知れた。其の内に靈光方面へ出獵中であつた某が、其の虎は自分が打つて傷けたものに違ひないから調べて貰ひ度いと申出ると共に、靈光署の取戻し電話については別に一の魂膽が存するやの消息を傳へた。それから何ういふ経緯があつたか知らぬが、兎も角、木浦署で解剖に附した結果、銃創は無いといふので、附帯問題の方は解決した。

今度は愈々處分問題であるが、欲しがる者が多くて一寸面倒になつて来た。松井署長は一日高根民長に向つて小學校に備へ付けては何うであらうかと云つた。民長は大に喜び、早速寄附することに取計つて貰ひたい旨書面を以て申出た。時の吉村校長等も勿論熱心に主張し、府民亦適當な處分法として賛成したが、丁度、三

吉野か柴田かに滞在してゐた某旅客が、是非此の虎を競賣に依つて取得しやうと目懸て居て思ふ様にならぬ。其處で寄り寄り相談の上、愈々競賣の手續を取つた。開票して見ると其の旅客は百圓に入札して居り、府内の某が二百圓に入札してゐたので先づ木浦から持ち去らるゝことだけは免れた。然るに此の第一回は、競落者が棄權したため不得已第二回入札を行ふに至つた。今度は三、五十圓で落札し、豫定通り小學校へ寄贈されることになつた。そこで直ちに京都の美滿津製作所と電報照復を遂げ、約二百圓を以て請負はせ、剝製して今、小學校の一室に威風堂々四邊を拂つて居る譯であるが、聞くところによると、右の虎は捕獲以來日に日數を重ねて腐敗の懼があり、靈光へ送還する邊が無かつたので、臨機之處置として松井署長が木浦で處分したものださうである。流石は猛虎一匹である、斃れても仲々往生を遂げなかつた。

午砲の由來

某 氏談

木浦の午砲は明治四十二年四月開始された。中大路理事官の去らんとする直前である。最初朝鮮式先込砲を京畿道廣州(百濟初期の都城である、砲其のものは百濟と何等の關係ないにせよ、其處から持つて来たことに感興を覺える)から移送し來り現在測候所上、各國居留地界標石の邊りて第一聲を放つた。何分發射の度に毎に後退したりなどして取扱が頗る現代離れをしてゐる。其處で後任の松本理事官が明石憲兵司令官の肝煎で大正二年八月、百六十圓を以て大阪砲兵工廠から買受た四斤野砲が即ち現在のものである。

御用濟の舊い分は今、松島神社の前庭西側に据ゑてある。大正二年十月各國居留地會奉納の旨臺石に刻まれて居る。青銅製で砲身の長さ可五尺、口径三寸五分、太さは先端に於て徑七寸五分、基部に於て同じく八寸、上背に重さ七百三十三斤、三十兩の火薬を要する等彫つてある。己酉の歲造られたものだが何れの時代の



己酉やら判らぬ。尤も距今二六〇年即ち第十一代靈元天皇の寛文九年(二、三二九)朝鮮では顯宗十年の己酉と一應鑑定されてはあ

韓妻の話

(光州)松田徳次郎氏談

光州に木浦理事廳の支廳が置かれ、近年松島事件其の他で有名になつた平渡信氏が副理事官として光州支廳の長を勤めて居た併合前のこと。其の頃光州には、未だ内地人の数が百名足らずでありましたが、今のやうに勿論汽車の便などはなく、内地から来るには木浦に上陸し、川蒸汽で榮山浦に到着、こゝで一泊して朝鮮馬に跨がり、一日の行程を光州へ入るので、今の南平を通過するの丁度晝食頃でした。當時光州にゐた内地人は大抵「韓妻」と稱して料理屋の仲居などを妻君代りに伴れて居たので、朝鮮人たちは内地婦人を見ると妓生と呼んで居りました。此の婦人連は仲々元氣でしたが、併し大に弱つたことは、夏の日の木浦との往復で、健氣に馬上に跨つてはゐても、照りつける眞夏の光線に堪へかねて、つひ洋傘をひろげると、常に白衣など白いものより見たことのない朝鮮馬は、面妖な黒のかうもり傘が背中ユラユラするのに驚いて俄かに跳ね上り、女丈夫どもを振り落したことも少くありませんでした。

西門の處に、たつた一軒、山本といふ温突家の日本人旅館がありました。内地人が此の地に來れば、必ず此の宿にとまるので、古くからゐる内地人は云ふまでもなく、其他多勢の朝鮮人たちが「今度來た人はどんな韓妻をつれて來たらう」と、其の日は山本旅館の周圍に簇り寄り、垣越しに又戸の隙間から覗いて見るといふ有様でした。前記平渡信氏も當時、血氣な三十歳前後で、おふくろといふのを伴れて來ました。どうもお袋ではなかつたやうです。(新聞より轉載)

竹洞に就いて

長谷川氏談

竹洞といふ名稱は、開港前の圖面には無い。日本式の町名は悉く新しき命名と思つて誰も疑はぬ反對に、朝鮮式洞名は皆舊時のもので、信じてゐるらしいが、南橋洞、北橋洞は舊双橋洞の分立したもので、陽洞、大成洞は萬福洞、鳶時洞などの後身であり、竹洞は實に開港後の新生新昌洞の改名である。

日蓮宗統照寺の門前に近く宮川工務所といふのが有る。其の建物は地盤と共に割合によく舊態を保存されてゐるが、此の地點こそ當時海濱に突出した竹籐で、竹洞の名の起る所以であつた。明治四十年頃まだ朝鮮家が二、三戸あるに過ぎなかつたのであるが、金玉均を上海に暗殺し、平壤控訴院判事、濟州牧使を経て、當時三郷面峰巒峰下に歸農してゐた晩年の洪鐘宇を、政治上の必要から、誘ふて是の岬角上に閉居せしめたこともあつたのである。同人は明治四十二年十二月頃京城に歸つた。

尺貫法ならぬ空罐法

内谷萬平氏談

米の取引を行ふに大正元年頃迄は總て榷目を用ひ而かも其の量り方たる斗概を備へず、只手心を以て山盛りと爲す習慣なるのみならず、乾燥の工合一定せず、之を脱穀して果して何程の玄米も得べきか殆んど見當附かず、當時何人も其の評價に困惑したるものなり。此に於て誰人の創意ともなく牛乳等の空罐を以て、一定量の標準斤目と調製後の歩止りとを確め置き、賣買契約の際には都度此の空罐法に依り大體の目安を立てたるものなり。

湯豆腐でお籠り

高橋種之氏談

今日でこそ民心安定し、土着の念も加はり一ヶ月を通じて數百名、學校兒童を加ふれば二千名にも達する參拜者を見るに至れるが、創立當時に在りては終日殆んど一人の參拜者無く偶々有り

見れば「湯豆腐の準備をして來たから拜殿で一盞傾けさせて呉れ」と云ふ様な状況なりき。

近來は朝鮮人の詣拜者をも間々見受くるのみならず、大正二年の保見某を皮切りとして神前結婚を爲す者比年多きを加ふるの觀あり、且つ朝鮮人中にも之に倣ふ者を生じ、最近は内鮮を通じて年間十組内外を數へむとす。

艾持參で嫁入り

藤森利兵衛氏談

是亦昔話であつて現在こんなことは知つて居る人も少いであらうが、カリタゴに難まされた話である。

麥刈の頃は丁度カリタゴの酷い時分で、百姓が麥畑に腰を屈めて鎌を動かして行くうちに顔といはず、頭といはず、足といはず、身體に取り付かれて流石李舜臣麾下の勇士も到底やり切れぬ。其處で刈手の列間に別役を配し、白晝ながら手に艾の簞を持つて煙を低迷させ、而してカリタゴを追拂ひつゝ仕事をしたものだ云ふ、誠に手数のかかる木浦の麥刈ではあつた。併し是でカリタゴが差別待遇なんて野暮なことをしないと判つて仕合である。麥刈り許りてなく、田植の時も勿論同様で、海南邊りの話を聞くと艾を乾して束れたものを各自腰から跨の間へブラ下げ、蚊蠅しの要領で、カリタゴの難を避けつゝ挿秧して行つた。必ずしも保證の限でないが、娘が嫁入りの時、艾の束を澤山持つて行けば行くほど、親も本人も鼻が高かつたこと、先づ持參金と同格であつたと。

モツボヌカカ物語

木浦棉作支場 神邊利重氏談

(編者附記) モツボヌカカ即ちカリタゴは往年木浦の難物として一般より甚だ惧れられ、彼の飲料水不足と併せて木浦來住の勇氣を阻むこ

と尠少でないに密かに識者をして眉を顯ましめものであるが、何ういふ加減か今日に於ては其の發生激減し、殆ど被害が絶無になつたと云つてよい。最近水道設備の完成と相俟つて生活上心配種の無くなつたことは喜ぶべしである。この時に當り以下の物語は、貴重な學術的研究として世人を裨益する所尠少でないに信ずる。(以上)

世界に珍らしい吸血性の昆蟲が、木浦に年々發生し、而もその蟲は木浦附近特産の爲め名高く且珍らしいので、この蟲に木浦と云ふ名詞を冠しモツボヌカカと命名して、世界に紹介されてゐます。木浦と深い縁のある蟲であると思ひます。

その珍蟲はどんな昆蟲學上の位置を占めて居るか云ひますと、双翅目、搖蚊科、擬蚋亞科、ヌカカ屬、學名はクリコイデスミハライ キノシタ、和名はモツボヌカカ、土俗、カリタゴと云ふ蟲であります。この蟲名の出所として學名の始めは蟲の特徵(クリコイデス)であり、次はミハライは木浦棉作支場長三原博士が最初この蟲の研究を始めたので三原氏の姓を記念する爲めに用いられた名で終りのキノシタとありますのは命名者木下理學士の名であります。和名はこの蟲が木浦附近に發生する爲め木浦を冠して命名したものであります。又土俗カリタゴは朝鮮語の痒いと云ふ意味(カラバタ)より訛つてカルタクウが出たものと聞き及んでゐます。扱てこの蟲の研究に着手されたのは木浦棉作支場長三原博士が明治四十四年に該蟲の觀察に着手された。大正六年三原博士はこの蟲を採集し、木下理學士に送附しましたところ氏は學名の査定を終り大正七年四月動物學雜誌三百五十四號に「朝鮮産吸血性クリコイデスに就きて」と題し新種新稱として上記名稱を附し形態上の特徴をも委しく記述して發表されました。この報告は雌蟲のみでありましたが再び三原博士の採集せる標本に就き翌大正八年三月第二報として同誌三百六十五號に



雄蟲の形態を記述されました。大正九年夏木浦府廳は木下理學士を聘して該蟲の調査を委託する處あり、三原、木下兩氏、共同調査の結果、發生地及習性に就き調査の進展を見ました。木下氏は幼蟲を(認定)發見し、續いて三原氏は十一年蛹及卵を發見されました。其後大正十四年三原博士指揮の下に該蟲の産卵状況、産卵數、保卵數の調査及蛹期に於ける驅除試驗等同支場神邊技手により試みられました。モツボマカカ發生の由來及傳説に就きて最も多くの人々の語る一、二の説を引用略記しますと、李朝十四世宣祖の代に名提督李舜臣は慶尙、全羅兩道の沿岸を屢々日本海軍を撃破しましたが慶長三年秀吉の死が朝鮮に傳はり小西行長等遠征諸將の本國に引揚げんとした時、舜臣は機至れりと、明將陳琳と共に日本軍の歸路を慶南、南海島附近に扼し、同島觀音浦で火花を散らすこととなりました。明軍勝に乘じ詭計を以て日本軍に迫らんとした時、一發の飛彈舜臣の胸部を貫通し流石の猛將も遂に再び起つ能はずして歿し敢なく南海の鬼になつたのであります。時は紀元二二五八年(西曆一五九八年)今より三百三十一年前の事です。名將と仰がれた李舜臣が何うした理であらうか死に臨み後世の人々を苦めんと遺言した爲め爾來この近邊の干瀆地に此の吸血性の昆蟲が發生して人々を苦めることとなり、舜臣の靈魂なるが爲め、この昆蟲が内地人に吸着する時は被害部著しく痒痒を覺へ、時に腫張して炎症を起すものさへあれど、此地の在來の住民に對しては僅の痒味を興ふるに止まると云ひ傳へられてゐる。又一説には蚊生の怨靈であるとも云ひますが其の筋は不明です。兎に角始めて吸血されますと、痒味の強い事、又人によると腫れる事等は事實なるも漸次免疫になる様に思はれます。恐らくこの點を度外視して内地人に酷いと云ふのであらうと思はれます。この蟲の發生する範圍は木浦を中心として西は全南靈光郡に至り、全北群山港に及ばず。東は全南麗水港を極限とするものゝ如く、一方陸地部に入ると榮山江沿岸では榮山浦に達すると最早

や其の發生を見ませぬ。

一體どんな形の昆蟲かと云へば一見「ブヨ」(又は「プト」)を小さくした様な蟲で、雌成蟲は體長が一、三—一、六糎で翅長一、一—一、四糎の全體淡暗褐色で、頭胸部は腹部より濃色です。頭部は圓形で前後扁平です。又口器は頭部の前方に突出し吸入口を有し上唇劍狀を呈してゐます。觸角全體は珠狀ですが第一、第二の基節は圓筒形で少し末端の五節は棒狀に見えます。胸部は頭部より幅が廣いが腹部は細長くて灰色の短毛があります。翅は淡褐色で中に比較的大きい白斑があります。雄成蟲も體色は少々同じですが一見雌蟲より小型で且數が尠くあります。觸角は十四節ですが、基部二節が膨大して居り且末端の三節が伸長して居ります。而して各節から數本の著しく長い剛毛が放射狀に對出してゐますから毛輪狀を呈してゐます。雌蟲との見分けは觸角によつて容易に區別出来ます。又腹部は細いし、外陰具や鈎器には短毛を有します。其他は雌と略同じです。斯様に蟲の特徴を並べると大きい様に思へますが、蟲を知りつゝも血を吸はれて痒くなり然る後始めて感付く程度の極めて小さな昆蟲です。好むて暗い處にもぐるので毛深い人などは現に吸はれて居ながら仲々見當て兼ねる程です。こんな小さな蟲でも長楕圓形帶黄白色の長さ〇、一五六糎、幅〇、〇二六糎の肉眼で見へぬ程小さな卵を膠質狀の被覆物で不規則な塊狀としてそれを干瀆地又は海水中に點々産み付け附近の小石等に一端を固着してゐます。幼蟲(木下氏認定)は乳白色、無足、體長三糎内外、幅〇、一八糎、水棲で特異な運動をします。蛇の行く状態即ち蛇行運動又は敏速なる波狀進行をなします。蛹は體長一、三七八糎で體色は淡黄褐色です。觸角は頭頂背から上方に突出して恰も角狀を呈してゐます。また各腹節の左右中央に突起を出してゐる醜い代物です。人畜に加害するのは成蟲であつて其發生時期は、第一回は六月上旬から下旬迄です。數年調査し

ました結果年により場所により多少の差はあることと思はれますが木浦棉作支場邊では、六月二日から發生飛來し始め、大抵六月十二日頃から十六日頃迄の四—五日間が最盛期で十四日十五日の兩日は特に發生が多いのです。六月二十二—三日の夏至から一齊に減じて六月二十七—八日頃は殆ど居ない様になります。第二回の發生は期間が長くて第一回の様に一齊ではありません。年により差はありますが八月十日頃から發生の數を増し同月十五—十六日から二十三—四日迄が發生多く九月八—九日に至り減少し九月二十日頃に全く發生を見ないのです。發生した成蟲は晝夜の別なく人畜から吸血しますがその大多數は雌蟲で雄蟲は稀であります。晴天高温の日中は少く、朝夕及曇天無風の時は或は通風悪しき樹蔭、建物の蔭等に於て被害が著るしくあります。一雌蟲の吸血時間を調査しましたが早いのは二分三十秒、晚いもので四分で彼の腹が眞赤に充滿しますと飛び去ります。斯ふして各蟲が人畜の生血を吸ふのですから被害者は堪りません。一匹でこそ僅の様にすがこれが大群をなして飛來し吸血するのですから、例へその蟲は小さくても決して馬鹿に出来ません。この發生の多い事を朝鮮一般の人々の間で斯く謂ふてゐるところがあるとのことです。「黄色毛の牛を野原に放つて置く時は黒色牛になる」これは牛にこの蟲が澤山着いて黄色牛が黒色牛に見へると云ふ意味で或る場所ではそんなこの蟲の多いと云ふことを物語る一つの俚言であります。この成蟲の生活期間は七日内外でありますがこの間に吸血し且産卵するものであります。三原博士の調査に依り蛹は干潮時の波打際満潮時に水を被ふる干瀆地に生育することがわかりました。又私の室内實驗に依り海水及潟土(潟土を海水にて飽和状態より幾分水量を多くせるもの)に産卵するも淡水には産卵しないことがわかりました。飼育試験では産卵數の多いもので百二十七个、少いもので三—四個、一定しませんでした。また保卵數を調査し

ましたが平均百二十一個でした。これ等の實驗を照合しますと自然界では一雌蟲百餘個の産卵をするものと推知し得られます。卵は自然界に於て海水又は干瀆地に産下せられ孵化して幼蟲となり成育するものです。蛹は小潮時の汀、大潮時には水をかぶる干瀆地に於て胸腹部は地中に埋没し頭部のみを現はして生息するものです。成蟲は羽化後直に飛來し人畜を襲ふものとして被害部は非常に痒ゆく甚だしき時は炎症を起すこともあります。斯くして木浦近邊の干瀆地に生存し年々二回の發生を繰返して人畜に加害するもの即ちカリタゴであります。今カリタゴに關する土地の習慣や諺を一一記述しますと、一、カリタゴの發生する附近で結婚式を擧げる時嫁が蓬の乾草で造つた繩を持參すると、その嫁は良いお土産を持て來てくれたと悦ばれる。二、「務安木浦はよい所だが、カリタゴが居るので住み悪い」と云ふ俗歌がある。○ この蟲を防止するには家屋内に侵入して加害する場合は蚊と同様に除蟲菊等で燻煙することです。煙を嫌ふ爲め民間では發生甚だしい時期は風上で煙を立てつゝ仕事をしておます。また家屋内の通風をよくすることも一法です。干瀆地に於ては蛹期の干潮時に石灰又は油土等を撒布することです。

カリタゴ征伐

高根 信禮氏談

今日の木浦は立派な市街になつてカリタゴの棲息する場所が無くなつたから、誰もカリタゴで困るといふ者もないが、開港間の頃には随分其の猛威に苦しんだものであつた。發生は夏と秋の二回であるが出盛りには、場所に依ると手足が眞黒になる程たかつて來て今こそ笑話であるが其の當時カリタゴに喰ひ殺されたなど大袈裟なことを云ふ者もあつた。木浦の御大名澁谷龍耶氏は



流石自用帆船一艘を海岸に定着して置き、親娘三人家族の船頭を乗せ居たが、當時陸上に家は少く、船頭一家は常に船中に起臥して居た。所て十五歳ばかりの其の娘が柔い體を朝晩無数のカリタゴに整されて非常な害を受け遂に病床に呻吟した様なこともあつた。

さういふ譯で民團では何とかして之を減らさうと考へ、夜になると、今木浦病院の建つて居る邊の海岸などで篝火を焚き、誘殺を試みたが火の周圍一面に、其の死骸で胡麻を撒げたやうになつたものだ。

年表

(皇紀二、五二八)  
 明治元(西曆一八六八)日本大使宗重正來りて明治維新を報じ舊交を修めむとす、朝鮮政府之を却く。米船大同江に入り貿易を求む、却く(慶應二年一月露艦元山に來り國交を求む、同じく却く)。

明治二 二月外務省より佐田直寛及森山茂を遣はし來りて前年の無禮を詰る。五月宗重正、通譯浦瀨某を遣はして修交のこゝとを内議せしむ。十月、吉岡弘毅、森山茂等に命じ禮曹參判、東萊釜山兩府使に文書を齎らしたるも會見せず。征韓の論起る。

明治三 花房義實國書を持して來り通商を求めたるも却く。

明治四 四月、宗重正又來りて交渉せしも明答せず、却つて禮館を撤す。米艦五隻來りて沿岸を砲撃す。

明治五 八月、花房義實軍艦春日に搭じ運送船を率ゐて釜山に來り、爾今宗氏の貿易を罷め國際的交易の途を開かんと提議せしも應ぜず。清國政府より日本人を斥くべしと警告し來る。

明治六 全權大使副島種臣、臺灣事件及朝鮮獨立問題を提げて支那に向ふ。

明治七 千島と樺太とを交換す。

明治八 八月、日本軍艦雲揚號を永宗島砲臺より砲撃す。艦長井上良馨のために却つて砲臺を占領せらる。

明治九 一月三十日、全權大使黒田清隆、副使井上馨等江華島に來り雲揚號事件を詰る。二月二十六日、江華府に於て日韓修好條規を締結す。花房大丞露國よりの歸途、アメリカを経由して米棉の調査を行ふ。爾後兩三年間、内地各所に試植せしが遂に失敗に歸せり。十月、釜山港を開放す。外務大丞花房

年表

義實代理公使を兼ねて朝鮮に派遣せらる。釜山に來り領事館の開始、居留地の區劃等開港の事務を處理す。十一月、初めて帝國の釜山郵便局を開設す。

明治一〇(西曆一八六九)一月、花房公使は釜山に於ける諸般の要務略々完了せるを以て一旦歸朝す。秋、花房外務大書記官(外務大丞廢官)仁川を経て京城に入り、公使の駐紮及釜山以外二港の開放を要求す。此の行、軍艦高尾に搭乘し、長崎を發して先づ釜山に至り、更に西海岸に出て木浦、群山兩港の測量及視察を遂ぐ。元山に日本專管居留地を選定す。但し未だ通商港として開かず。修信使を日本に送る。

明治一一 一月二十日、花房公使要領を得ずして歸る。爾來屢々兩國の間を往復す。第一銀行釜山支店設置。

明治一二 花房外務大書記官來鮮。元山の開港を約す。秋、日、清間に琉球問題を議す。

明治一三 花房義實辨理公使に進められ、國書を奉じて來り初めて國王に謁し、京城に日本公使館を設く。四月、元山を開く。日本領事館置かる。

明治一四 開港豫定地を仁川に相し、公使一旦歸朝す。翌十五年來りて仁川開港の議を完結し、準備に着手す。

明治一五 京城を開く。堀本中尉をして新兵を訓練せしむ。事大保守の黨喜ばず。七月二十三日、京城事變起り八月三十日濟物浦條約に依り局を結ぶ。同時に釜、元、仁、三開港に於ける間行里程を、四方各十韓里より五十韓里に擴張す。十一月六日、竹添進一郎朝鮮駐劄公使と爲る。井上角五郎等共に來り、漢城旬報を發行す。義州及龍岩浦に於ける對支貿易自由と爲る(十八年更に圓滑の度を加ふ)。

明治一六 六月、仁川を開く。釜山、元山、仁川の三港に初めて海關を設く(日韓貿易のため)。三開港の間行里程を更に擴張して四方各百韓里と爲す。



明治一七 十月十九日朝鮮に初めて郵便局を設く。閉局式を京城寺洞に擧ぐるや偶々甲申變亂の端を發せり。十二月、朴泳孝、金玉均の變(甲申の變)に關し、竹添公使以下國旗を捲いて歸る。井上外務卿全權大使として來任し、善後策を講ず。明治一八 英國巨文島を占領す、明治二十年還す。春、朝鮮問題を以て伊藤博文、李鴻章と天津に會す。京城に總稅務司廳を置く。十二月二十二日、伊藤博文内閣を組織す。明治一九 米人德尼を内務協辦と爲す。鮮佛協約成る。會寧を開く。

明治二〇 (前四九六) 電報局を設く。練武公院を設けて外人教官を聘す。全權大臣を米國に駐劄せしむ。明治二一 金嘉鎮を辦理大臣として日本に駐劄せしむ。四月三十日、黒田清隆内閣成立、伊藤に代る。露國と通商條約を結ぶ。

明治二二 露國の爲に慶興を開く。日韓通漁章程成る。十月二十四日、山縣有朋の第一次内閣成立、黒田に代る。明治二三 代理公使近藤眞鋤、木浦其の他を開港するの利なるを説く。元山防穀令問題起り妨げらる。明治二四 銀、銅貨を鑄造して葉錢と交換す。五月六日、松方正義の第一次内閣成立、山縣に代る。明治二五 八月八日第二次伊藤内閣成立、松方に代る。八月河野天瑞、京釜間鐵道線踏査を爲す。

明治二六 辦理公使大石正己防穀事件を解決す。洪鐘宇上海に金玉均を誘殺す。明治二七 窮民の擾亂に乗じて、東學黨古阜に起り、全州を陥れ北進す。公使大島圭介兵を率ゐて京城に入る。七月二十五日、日清開戦。八月一日宣戰を布告す。慰問大使西園寺公望來る。八月二十日、日韓攻守同盟成る。宮内府、議政府、八衛門を設け大臣を任命す。銀本位制を定む(三十四年に金玉均を誘殺す)。

明治三〇 (前四九六) 二月二十日王露國公使館より還る。春南長老派宣教師ユーゲンベル木浦に入る。明年秋、陽洞に布教所を設く。七月四日、京城駐在各國使臣に對し、木浦、甌南浦二港を開く旨知照す。八月國號を韓と改め、皇帝と稱し、光武と改元す。二十三府を廢して十三道、七府、一牧、三百三十一郡を置く。仁川領事石井菊次郎、木浦領事館用地を檢分す。露國士官を聘して兵を練る。朝鮮漁業協會後の朝鮮海水産組合釜山に設立さる(三十一年木浦に支部を設く)。十月一日、木浦及鎮南浦を開放す。同日、日本帝國領事館旭日旗を木浦臺上に掲ぐ。木浦海關を開く。十月四日、大阪商船會社は舞子丸を臨時寄港せしむ。奥村五百子京城より木浦經由光州に入る。十月十六日、仁川の例に準じ各國居留地章程を制定、鎮南浦と同時に調印を了す。十月二十四日、大阪商船會社後川丸、初代領事久水三郎一行を載せ、第一回の定期船として入港す。十月二十六日、日本領事館及同警察署開局す。此の前後に於て務安監理及韓國警務官等着任す。十一月十三日、道路、宅地の割付を開始す(技師は韓國政府雇和蘭人スタールデン)。十一月十五日、日本郵便局開始。同月獨逸は武力を以て支那膠州灣を占領す。十二月、韓國務安郵遞司開局。冬、白井某等魚市場を木浦臺に設く。總稅務司英人ブラオンを罷め、露人アレキセーフを度支部顧問兼海關總辦と爲す。明治三一 一月五日、第一回地區公賣を爲す。一月十二日第二次松方内閣倒れ、第三次伊藤内閣成立す。二月大院君薨す。(七十九歳)。二月日露協商成り露士官の聘用を止む。英人ブラオンを再び總稅務司と爲す。二月在留日本人の間に世話掛制度を肇む。仁川方面より支那人若干の渡來を見る。二月韓國務安電報司開局。二月人夫賃任拂方につき紛議を生ず。

金本位に革められたる實行せられず。獨立を布告し八衛門を内閣と改む。東學黨平ぐ。十月十五日、内務大臣井上馨駐韓公使と爲る。改革案二十條を示し大院君を斥く。十二月、帝國海軍に依りて木浦及附近八口浦等の臨時測量行はる。公使は京城駐在領事内田定植に命じ、木浦方面開港豫定地の檢分を爲さしむ。

明治二八 一月六日、内田領事は汽船潮州府號に搭じて仁川を發し半ヶ月巡航の後木浦を選定せり。日本大に清に捷ち、五月、馬關條約を結び、清國をして朝鮮の獨立を認めしむ。六月一日を期として木浦開港を行ふの内議決す。(但し延期さる)。七月十九日、三浦梧樓駐韓公使と爲る(十月歸朝を命ぜらる)。八月、王妃閔氏害に遭ひ、政權一時大院君に移る。十月十八日小村壽太郎駐韓公使となる。衛門を廢して内閣制を布く、八道を廢して二十三府三百三十六郡に分割す。韓國政府僅かに司法機關を設く。

明治二九 (前四九九) 陰曆十一月十七日を開國五〇五年一月一日と改め陽曆を用ふることを爲す、次で始めて元を建て建陽と云ふ。又斷髮令を發す。帝國海軍は、六年計畫を以て、朝鮮沿岸の測量を開始す(大正六年完成)。三浦公使の後任として四月八日小村壽太郎公使と爲る。二月十一日、王及太子、露國公使館に潛幸す。三月二十九日、京仁鐵道敷設權を米人モリスに特許す。鴨綠江流域の伐木權を露人に、雲山金鐵探掘權を米人に與ふ。五月、小村公使歸朝し、六月十日原敬後任となる。七月三日、京義鐵道敷設權を佛人カールに特許す。九月十八日、松方正義内閣成立し伊藤に代る。九月三十日、カシニ條約により露國東清鐵道の敷設權を得。原公使去り、京城領事加藤增雄陸任して辦理公使と爲る。

釜山の朝鮮漁業協會木浦支部設置後韓海通漁組合、更に朝鮮海水産組合の支部と爲る。三月六日獨逸は支那の膠州灣を租借せり(前年占領)三月二十七日露國は關東州の租借權を得たり。四月一日各國居留地會組織せらる。四月林權助駐韓公使となる。四月十一日東本願寺支院を開く。釜山より專門の職人を招き領事館用井戸を掘る(現警察署構内)四月二十二日佛國亦廣州灣を占領す。同月日本郵船會社、大韓汽船會社共に代理店を設く。六月十九日京本鐵道官設の議決せらる。六月居留地會警察署を開く(日本領事館警察委託を受く)。六月三十日大隈内閣成立、伊藤内閣に代る。七月北橋洞に天主公會創立さる、明年現在の地に移る。七月英國は威海衛を租借す(昭和五年十月還附す)八月二十四日京釜鐵道敷設權特許の内命を加藤增雄公使に傳達す。九月一日世話掛を日本居留民會に改造す。同月人夫賃引上問題起る。九月月京釜線の敷設權を日本人に許す。十月一日第一銀行木浦出張所開業(現朝鮮銀行木浦支店の前身なり)十一月八日山縣内閣成立。大隈内閣に代る。同月十二日木浦尋常高等小學校設立認可あり、十六日開校す、學務委員として谷垣、白井荒井の三名を擧ぐ。内地人輸入商の間に雜貨商組合成立す(三十年十二月輸入商組合と改稱す)。木浦商會組織(後の商業會議所なり)。朝鮮人商人の間に商客主會(後士商會社)と改稱)組織せらる。

明治三二 〇バラック建撤去。〇一月一日京仁線未成の儘我が日本人引受組合の經營に移る。〇七區域に町名を附す。〇仁川堀商會沿岸航路の代理店を置く。〇二月海壁工事を起すに決す。〇五月一日、群山、馬山、城津及平壤を開く。〇木浦領事館群山分館新設、於此木浦領事館區域は全南北及忠南々部となる。〇六月海壁工事を着手(九萬五千圓)。〇同月久水領事去り領事官補坂田重次郎暫らく代行す。〇同月務安監理署木浦臺より南橋



洞(現郡廳舎)に移る。○同月十三日木浦活版所開業。○同月十六日木浦新報創刊。○七月井田精米所新設(動力機精米所の鼻祖)。○七月、後任領事森川季四郎着任す。○東亞同文會木浦支部設置。○九月十八日仁川、鷺梁津間鐵道開通、韓國内營業の嚆矢とす。○小學校々舎一棟三十餘坪新築。○各國居留地會は現在玉の池の位置に貯水池を設く。不幸效用を發揮せず。○給水社設けらる(後公共事業となる)。○郵便局廳舎落成(現在の警察署の一部)。○十二月三十一日商業會議所設立認可さる。○露帝ニコラス二世發議、初めてヘーグに平和會議を催ふす。

明治三三 〇一月、商業會議所議員選舉を行ふ。同月二十五日成立す。○夏、兩字新聞起る。問もなく廢刊。○十月十九日第四次伊藤内閣成立、山縣内閣に代る。○北清事變起り米價一時に高騰す。○領事館本館(現府廳舎)及附屬官舎等成る、二月着手し二月竣工、工費七萬餘圓。○二月十二日韓錢貨物賣買仲立人監理規則實施、仁川方面に日本貨建賣買行はる。○三月居留地内に人夫團體特設事件起る。○海關倉庫建設。○五月韓海通漁組合(三十二年各府縣に設けらる)聯合會を釜山に設く。○警察署、巡查合宿所、監獄等新築。○七月八日京仁鐵道全通す。○十一月京城に開業式を舉ぐ。○十一月十六日商業會議所に於て韓錢受渡法を定む、又仲立人規則を設く。

明治三四 〇一月人夫賃引下事件起る。○一月二日粗及米の受渡法を定む。○二月居留民會事務所落成(現在女學校寄宿舎)商業會議所と共に木浦俱樂部前より引き移る。○三月教育談話會を設く。(教育會の前身なり)。○四月日本の抗議に依り露國の馬山租借を取り消す。○春、眞言宗の布教を開始す。○五月櫻町角より常盤町に至る海墻工事一應竣工す。○同月居留民會規則の不備を修正す。○六月二日桂内閣成立、伊藤に代る。○六月二十五日京釜鐵道會社成立、八月南部に、九月北部に各起工す。○七月小學校二棟六十坪新築成り東本願寺本堂より引き移る。

○早魁の爲め韓國政府は輸出米禁止令を發す。(十一月十五日、解禁)。○十月海墻工事竣る(前年六月着手)。○外邑の務安公立學校を木浦に移す。○秋、初めて木浦より在來棉を大阪に輸出す。○木浦精米所後の株式會社朝日精米所創設。○十二月居留組合創立事件起る。

明治三五 〇一月一日小學校を居留民會の經營に移す、二月一日領事立會の上授受を了す。○二月仲立人規則を新定、舊監理規則を廢す。○三月領事館令を以て新に日本居留民規則を制定し根本的に改造せり。○租界内韓商引揚命令事件起る。○木浦崇教協會を組織す(大正二、三年頃まで繼續、東本願寺を後援せり)。○四月森川領事去り書記生小池鍾三郎暫らく代行す。○四月十日、兩陛下皇太子殿下の御影を小學校に奉戴す、同時に教育勅語下賜あり。○五月十三日木村健夫を小學校學務專監委員に選ぶ。○七月十日後任領事若松三郎着任。○八月第一銀行券發行流通す(三十八年に至り無制限流通公認せらる)。○十月二十日小學校の御影は領事之を奉護することとなる。○八月九日木浦農協會起る(四十一年六月全南農會と改め)。○四十五年三月解散。○朝鮮協會支部設置。○軍艦筑波八口浦を測量す。○輸出商組合、粗摺業組合等新生。

明治三六 〇一月一日、輸出穀物荷造規則實施、○二月人夫賃札下附事件起る。○自作農經營者顯はる。(興農協會は榮山浦方面に於て土地買収を爲す)。○露國は平北龍岩浦を占領し砲臺を築く、各國公使、義州及龍岩浦の開港を迫り韓廷遂に之を聽す。○六月人車鐵道敷設の議起る。○務安監理を專任とす。(務安郡守を分置す)。○桑を植ふる養蠶を開始す。○日本種の粗種を韓人に配布獎勵す。○朝鮮海水産組合(韓海通漁組合聯合會を變更)釜山に創立さる。○十一月雜貨商組合を輸入商組合と改む。○九月輸出、粗摺、仲立の各商を網羅して穀物商組合を設く。(併合後一旦解散)。○陰九月九日米人宣教師陽洞に永興書堂並に木

浦女學校を開設す。○會議所は繩吠の品質検査を開始す。○消防設備を改善す。○十一月一日京釜鐵道會社京仁鐵道を買収す。○十一月人夫賃札問題政治化す。○眞言宗大師寺創立。○十一月韓人夫の同盟罷業事件起る。○三月以來小學校内に下級店員の夜學會を開く。○高下島に良質の飲料水を發見し市民に補給す。

明治三七 〇一月九日八頭司組より人を派して八口浦の海軍無線電信設備を看守す。○林公使日韓國防議定書を締結す。○伊藤特派大使朝鮮を訪問す。○二月五日、日露國交斷絶、八日開戦。○二月二十一日京義間軍用鐵道敷設の爲め臨時軍用鐵道監部の編成を令せらる。○人氣勃興す。○軍資獻納の舉あり。○奉公義會起り集會所を建設(後の兒童學寮)して出入將卒のクラブに充當す。○日賀田種太郎を財政顧問に、米入スチーブンを外務顧問に聘す。○戰役に際し文部省は軍部の要求に應じ木浦等半島沿岸六箇所に臨時觀測所を設く。○八月十四日、馬山浦線敷設を監部に命ず。○木浦體育會起る、尙武會の前身なり。○八月二十七日京元間軍用鐵道敷設を決定す。○木浦クラブ組織せらる。○九月小笠原某を留めて八頭司組八口浦より引き擧ぐ。

明治三八 〇大阪商船會社代理店を支店と爲す。○一月三日旅順開城。○木浦、釜山電信直通線架設、○三月十日奉天陥落。○三月東京に棉花栽培協會設立せらる。○沿岸河川は日本國旗のまま航行することを認めらる。○永興書堂を改めて永興小學校と爲す。○四月韓國通信機關を日本に委任せらる。○四月二十八

日、軍用京義線聯絡運轉を開始す。(十二月一日、有賃便乘開始。明年四月三日全通)。○新義州市街形成せらる。○木浦郵便局區域全海一圓と爲る。○光州に出張所を新設す。○五月二十七日日本海軍、日本大に捷つ。○郵便局舎を新築す(現位置)。○丸山重俊警務顧問と爲る。○七月棉花栽培協會創立(四十五年三月解散)。○七月以降戰時特別稅の實施に依り内地輸出米減少す。○八月日露平和條約を結ぶ。○八月土商會社の日語學校興る。(程なく廢し育英中學代る)。○八月小學校父兄總代十一人を設け、從來の學務委員を廢す。○十月二十一日軍用馬山浦線全通す(十一月十一日有賃便乘を開始す)。○十一月伊藤大使來韓、日韓新協約成り、外交權を日本に委任す。○十二月二十日統監府及理事廳官制公布。○十二月二十一日侯爵伊藤博文を統監に任ず。○秋より明年にかけて海賊近海を横行し生命財產に危害を加ふ。○韓國度量衡法制定(明治四十二年九月より帝國法に準據して改正す)。

明治三九 〇一月三十一日駐韓各國公使館撤廢(時の日本公使林權助男)。○二月一日統監府事務開始、○一月七日西園寺内閣成立、桂に代る。○外部を廢す、各部に日本人參與を置く。○裁判所に日本人法務補佐官を任命す。○二月一日木浦領事館を閉ぢ木浦理事廳を開く(明治四十三年九月廢止)。○若松領事理事官に任ぜらる。○全鮮十一開港所在地同時に改稱す。○二月二十日伊藤統監東京新橋を發し三月二日京城に入る。○三月陸地棉採種圃日韓兩政府に依り設置せらる(棉花栽培協會へ委託)。○十三道を八省と爲し全羅南北を合して湖南省と稱し全州を其の中心とするやの説に對し羅州を可とする旨三月廿五日民間より統監府に請願せり。○四月三日京義線全通す。○四月新義州に税關出張所を開設し從來の貿易慣行に應ず。○財政顧問部木浦分署設けらる。○六月統監府勸業模範場木浦出張所設置(四十年四月一日韓國政府の管理に移る)。○六月統監府法務院設置さる



○六月千鰯取扱規則を會議所によつて制定す。○六月木浦殖産株式會社創立。○七月一日京釜鐵道を國有とす。○七月十日千鰯取扱規則を實施す。○八月十五日居留民會を廢し居留民團を設置す。○八月財政顧問日賀田種太郎來港。○九月下旬より近海に海賊出沒し航船劫かざる。○九月一日軍用鐵道京義、馬山兩線を統監府に移管す。○小學校運動場擴張工事竣功す。○工費三百圓輸出商組合の指定寄附。○十月務安監理署を廢す、務安港及務安郡を併せて務安府を設く。○光州に既設警務顧問支部以外新に財政顧問支部設置。○九月光州農工銀行創立。○此の年農工銀行條例公布。○十月八日羅州附近に簡易工藝學校設立方會議所より統監府に建議す。○司法制度の改善に伴ひ務安裁判所を設けらる、十二月日人法務補佐官補着任す。○海關敷地埋築及廳舎、倉庫の新築に着手す。○十一月統監府監獄官制施行。○光州監獄木浦分監設置。○十一月財政顧問に於て總稅務司の職務を兼攝す。○測候所を大和町に移す。○日露戰役に際し八口灣玉島に設けたる觀測所なり。○奏任郵便局長を任命す。○木浦病院開設。○十月十八銀行、長崎貯蓄銀行各支店を設置す。○木浦水産株式會社、韓國興業株式會社出張所等開設。○棉花栽培協會、韓國棉業會社、天平商會等の各線棉工場新設せられ、木浦に繰棉業起る。○尼ヶ崎汽船の寄港開始。○土地家屋證明規則實施、所有權確認の途開かる。○十一月伊藤統監來港。○十二月二日小學校増築工事成る、二教室六十二坪工費四千五百圓講堂兼用とす。

統監府仁川觀測所支所と爲す。○四十一年四月一日韓國政府の所管に移る。○四月一日、統監府模範場木浦出張所韓國政府に讓渡さる。○四月一日、教育令發布務安公立學校を公立木浦普通學校と改稱す。○五月、木浦圖書俱樂部起る、現圖書館の萌芽なり。○五月十三日、靑の受渡法を改訂す。○六月二十三日、若松理事官去り後任として中大路正雄着任。上水道施設を確定遂行す。○同月、海牙密使事件起り八月韓皇讓位するに至る。○七月、日韓新協約を改訂。○司法機關を獨立せしむ。九月官制を改正して副統監、參與官等を設く。○初めて日本人伊關重俊を木浦海關幫辦と爲す。○海關を改めて税關と爲す。○軍隊を解散す。○皇弟英親王珉を冊して太子とす、太子日本に遊學せらる。○七月一日、小學校長住宅十九坪五百圓にて購入す。○前市長舎宅。○同月同日、木浦新報隔日發刊と爲る。○從前一六日發行。○七月、教育會を創立す。○八月、木浦印刷株式會社創立。○八月、韓國年號光武を改めて隆熙と爲す。○八月二十三日、齋藤中佐間島に駐留して韓民保護に當る。○九月六日、文部省告示第二三三號に依り木浦小學校は市町村立小學校と同等以上なることを認めらる。○十一月二日、皇太子殿下より木浦小學校へ金三百圓御下賜あり。○丁未政變に藉口したる暴徒所在に蜂起し火賊、海賊横行して商況萎微す。○十一月、店員懇話會組織（一年有餘にして解散）。○十二月、清津に理事廳を設く（未だ開港せず）。○十二月三十一日、理事廳光州支廳を廢す。○屠獸場を新昌洞に創設す。○教育會組織せらる。○木浦農會起る。○民團補助機關として十八區組長を置く。○木浦に奏任警察署長を置く。○八月一日、韓錢建賣買全廢、金貨建勵行。○地方金融組合規則公布。○木浦米を大連へ輸出す。○會議所より武内鶴太郎經營の沿岸航路に補助金を交付す。○八月、朝鮮實業株式會社木浦支店開業。

木浦海關は釜山稅關木浦支署と爲る。○二月二十四日、小學校の學則を變更して六學年制となす。内地義務教育の延長四月一日より實施せらる、に伴ふものなり（但し翌四十二年九月十一日認可）。○三月九日、臨時棉花栽培所を木浦に置く。○四月一日、京義、馬山兩線一般運輸營業開始。○四月、統監府臨時間島派出所を設く。○四月、清津を通商港として開く。○七月十四日、第二次桂内閣成立、西園寺に代る。○九月二十五日、稅關支署港町の新廳舎落成移轉。○十月七日、學部大臣李完用來木。○十月十日、永興小學校に中學部を附設す。○木浦上水道計畫着手。○十月十四日、皇太子殿下（後の大正天皇）御渡韓。○木浦光州間國道開鑿着手。○木浦鹽業會社を水産會社と改む。○三案期同盟會（湖南線速成等）有志に依りて組織せらる。○政府より沿岸航路に補助あり。○暴徒猖獗、警備電話架設。○居留民團民長を爾今官選とする旨發表あり、民論沸騰す。○十一月、水道起工。○十二月二十八日、常盤座開場。○京城に博物館、動物園を設く。○東洋拓殖株式會社設立。○漢湖農工銀行より十二萬圓の借款を爲す。○木浦私立女子學校を公立木浦普通學校に合併す。

明治四二 ○二月一日、木浦新報日刊と爲る。○二月十日、務安區裁判所設置（七月司法權委任、十一月一日統監府司法廳（前の法務院）の新設と共に統監府區裁判所と爲る。○四月、午砲を開始す。○四月二十日、中大路理事官去り、後任として松本重敏着任す。○五月、木浦航運合名會社創立せられ、武内鶴太郎の經營業務を繼承す。○五月六日、副統監子爵曾爾荒助來木。○皇帝南鮮及西鮮を巡狩す。○五月、海壁工事數回の修築を経て安定す。○暴徒益々跳梁、五月全南日韓大會を開きて其の筋に陳情す。○六月、伊藤統監罷免稱副統監陞任す。○電燈會社創立の議進む。○七月司法權委任斷行せらる。○理事廳に初めて裁判事務擔當の副理事官を置く。○八月、初めて訴訟代理人の開業を見たり。○九月四日、間島協約北京に於て調印せられ、間島を清國領と定む。○十月十日、永興學校の石造校舎落成す。○十月二十六日、伊藤博文ハルビンに於て暗殺さる。○十一月現行度量衡制度布かる。○十一月、光州地方裁判所木浦支部を置く。○木浦警備所を新設、警備船を配屬す。○富爾翠病院開設。○秋大討伐行はれ暴徒漸く屏息す。○一進會、日韓合邦の疏を上る。○韓國銀行創立（翌年朝鮮銀行となる）。○十一月、韓國銀行木浦出張所設置（第一銀行出張所廢止）。○木浦林業事務所の苗圃を龍塘に設く。○海南、河東間の國道は暴徒の歸順者を工事に使役す。○湖南鐵道敷設に決す。○酒稅、煙草耕作稅實施。○十二月六日輪移出支米の検査を開始す、之を嚆矢として大正二年鮮内の二、三商議之に倣ふ。



立つ。十月十六日、平南線全通、十一月二十一日、木浦無線電信所開始(八月着手、八口灣の設備を移轉せるものなり)。

明治四四 〇二月、松島神社建築落成。〇同月木浦衛生組合事務所設置。〇三月公會堂落成、同時に湖南鐵道木浦建設事務所を同所内に開設す。次で測量を開始し十月工事に着手す。

出張所管内に於ける航路の大擴張を爲す。〇五月一日、裁判所に於て公證事務を開始す。〇五月十五日、湖南線木浦、鶴橋間開通。鐵道局長官大屋權平以下來木奉告祭を行ふ。

業令施行(四十四年六月發布)。〇四月一日、木浦區裁判所の名稱を改めて光州地方法院木浦支廳と爲す。

〇二月四日、木浦電燈會社點燈す。〇二月二十日、第一次山本内閣成立、桂に代る。〇二月、水道濁濁、制限給水を爲す。

一日、木浦居留民團廢止、府及學校組合に引續ぐ(民長は高根信禮終始之に當れり)。〇四月、第三水源池構築起工式を擧ぐ。



若松へ延長す。二月、總督府令米穀検査規則發布。○四月十七日、新帝陛下の御影を小學校に奉戴す。○同月、八頭司組を吉田組と改稱す。○四月、儒遠山腹に達聖寺を設く。○五月、初検査規則認可せらる。○同月、學務局長關屋貞三郎來る。○同月、朝鮮木浦出張所を撤し代理店を設く。○七月、制令朝鮮商業會議所令、八月府令同施行規則發布。○同月、大連商業會議所設立。○九月、道令米穀検査規則制定(十一月二十日より施行)棟式。○十月、道令米穀検査規則制定(十一月二十日より施行)○施政五年朝鮮物産共進會京城に開かる。○十月十八日、前文相小松原英太郎來木。○十月、木浦府へ御眞影下賜。○十一月、商議の玄米、棉花及繩の検査を廢止す。○十一月、道立穀物検査所を木浦に設置す。○十一月十日、御即位の大禮を擧げさせらる。○明治町、大正町道路八十間、下水溝二十間修築。○簡易商業學校教室三十六坪建築。○水道擴張工事費本年度支出十五萬餘圓。○小學校の増築を爲す。

願す。○十一月三日、裕仁親王殿下立太子。○十一月、群山米穀商組合新築落成。○釜山商議へ三線聯絡問題貫徹につき感謝す。○普通學校一部増築。○海岸通道路、寶町下水各新設。○隔離病舎専用給水栓を設く。○小學校一部増築。○大正六、○一月エビ米混入玄米特別取扱方商議より道長官へ請願す。○二月四日、皇后陛下御影を小學校に奉戴す。○紡績工場設置に關する研究開始。○三月五日、棉花制度改正に關し商議より總督に請願。○三月二十八日、長谷川總督來木。○四月十日、吉村小學校長勤續十年記念式を行ふ。○五月一日、麗水に簡易水産學校設立(大正十二年學則改正)。○五月十三日、裁棉記念碑建設祝賀會。○五月二十八日、穀物商組合設置方認可申請。○六月十三日、米價十ヶ年高低一覽表、玄米相場高低比較圖表。○七月五日、仲仕組合より人夫賃値上の陳情あり商議旋す。○七月、穀物商組合再生(明治四十三年解散後)○八月一日より朝鮮鐵道の經營を滿鐵に委託す、五日理事長國澤新兵衛來木。○八月二十六日、朝鮮紡織株式會社重役及技師工場位置選定のため來木。○十月一日、開港二十年記念祝賀會開催、記念として公會堂を増築す。○同月八日、民間飛行會長岡外史將軍來木、講演會を開く。○商議内に物産陳列室を設く。○十一月十日、木浦府、務安郡聯合品評會を七日間小學校内に開催す。○十一月三十日、歐州戰亂前後對照物價昂低を調査す。○十二月二十日、補助貨拂底につき緩和救濟方商議より道へ陳情す。○海岸通道路盛土、下水道新設工事。○朝鮮全沿海の海圖成る。○牛皮乾燥場、作業場建築。

武運長久祈願祭を松島神社に於て執行す。○九月二十九日、原敬内閣成立、寺内に代る。○殖産銀行木浦支店開設(此年殖産銀行令公布)○十月十二日、小學校の尋常科補習科を廢し高等科補習科を置く。○十一月十一日、大戰休戰條約締結。○十一月、吹の搬出検査開始せらる(道令第六號吹検査規則)大正十四年八月生産検査開始)○十二月一日、飛行家山縣豐三郎の鶴羽號飛ぶ、木浦に於ける航空機飛翔の嚆矢なり。○櫻町、明治町、大正町道路新設。○本町、港町道路改修。○櫻町、港町、竹洞、下水溝新設改修。○小學校刺室室増築其の他内部手入。

願す。○四月一日、小學校の補習科廢止。○四月十一日、齊藤總督海路より來木、浮橋橋設置につき請願す。○四月二十一日、商業專修學校設立認可あり(後名稱を改めて現在の商業學校と爲る)○四月、財界悪化の木浦に及ぼす影響を商議調査。○同月二十六日、殖産局長西村保吉來木、長距離電話、湖南線改良、棉花販賣制度撤廢等につき陳情す。○四月二十八日、李王世子殿下梨本宮方子女王殿下と華燭の典を東京邸にて擧げらる。○五月一日、木浦公立實科高等女學校新設、四月十五日開校。○五月二十二日、逓信局長持地六三郎來木、長距離電話につき陳情す。○五月三十一日、東拓榮山浦支店を木浦に移す。○湖南銀行木浦支店開設。○七月十一日、尼港事件突發す。○同月、朝鮮學校費令公布(十年度より施行)○九月六日、鮮人労働組合なるもの入り込み障害と爲れることあり。○十月、木浦物産問屋組合(士商會社の後身)組織せらる。○十月二十一日、木浦分監を昇格して木浦監獄と爲す、濟州分監を管轄す。○十一月十二日、逓信省命令航路を開始すべく朝鮮釜山丸(一、六〇噸)入港。○海岸通、南橋洞道路新設。○海峽通、櫻町本町、山手町、務安通、寶町、祝町下水溝新設。○囑託病院木造平家建病室一棟、オンドル病室一棟其の他新築及舊病室等移轉改築、同時に内部に新設備を加ふ。○ガソリンポンプ格納庫修繕及ホース補充。○普通學校一部増築。○小學校修繕。

大正八、○一月二十二日、李太王殿下薨去(享年六十八)○三月南北棉業株式會社創立、○三月三日、京城舊訓練院に於て李太王殿下の國葬行はる。○同日、萬歳事件發生、五月終熄す。○四月一日、木浦金融組合開業、○四月、全南印刷株式會社創立(木浦印刷の改稱)同時に光州日報を買収す。○五月三十一日、府尹橋本豐太郎鎮南浦へ轉じ後任深川傳治郎同地より來る。○六月七日、木浦新報、光州日報を合して全南印刷株式會社の經營に移る。○六月、木浦倉庫金融株式會社創立、○七月一日、大戰講和成立。○八月十二日、長谷川總督、山縣政務總監共に去り海軍大將男爵齋藤實、法學博士水野鍊太郎之に代る。○九月二十六日、宮木知事去り、亥角仲藏之に代る、十月九日新知事來木。○十月一日、松島神社十年祭を執行す、此の機會に諸設備全く改まる。○十一月二日、前總督寺内伯爵薨す。○十二月二十八日、蛭子神社を櫻町丘麓より丘上に移す。○小學校舎大改造、運動場擴張。○竹洞堀下、山手通道路附替、祝町、海岸通、竹洞溝渠、祝町、竹洞、南橋洞、陽洞盛土等。○ガソリンポンプ一臺購入。○囑託病院本館を洋風二階建に改造す。

大正九、○一月、木浦海運株式會社創立。○一月十日、大戰平和克復につき軍人に詔勅を賜はる。○三月九日、鎮海第二十七